

平成 2 1 年 第 4 回

名 寄 市 議 会 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (1 1 月 3 0 日)

1. 議事日程	1
1. 本日の会議に付した事件	2
1. 出席議員	3
1. 欠席議員	3
1. 事務局出席職員	3
1. 説明員	3
1. 開会宣告・開議宣告	5
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	5
1. 日程第 2. 会期の決定 (1 5 日間)	5
1. 日程第 3. 平成 2 1 年第 3 回定例会付託議案第 1 号 なよろ市立天文台条例の制定 について	5
○総務文教常任委員長報告 (佐藤 靖委員長)	5
○修正可決	6
1. 日程第 4. 平成 2 1 年第 3 回定例会付託議案第 2 号 名寄市手数料徴収条例の一部 改正について	6
○総務文教常任委員長報告 (佐藤 靖委員長)	6
○原案可決	7
1. 日程第 5. 平成 2 1 年第 3 回定例会付託議案第 4 号 名寄市農産物簡易加工処理施 設条例の一部改正について	7
○経済常任委員長報告 (木戸口 真委員長)	7
○原案可決	9
1. 日程第 6. 平成 2 1 年第 3 回定例会付託議案第 1 5 号 平成 2 0 年度名寄市各会計 決算の認定について 平成 2 1 年第 3 回定例会付託議案第 1 6 号 平成 2 0 年度名寄市病院事 業会計決算の認定について 平成 2 1 年第 3 回定例会付託議案第 1 7 号 平成 2 0 年度名寄市水道事 業会計決算の認定について	9
○決算審査特別委員長報告 (植松正一委員長)	9
○認定	1 0
1. 休憩宣告	1 0
1. 再開宣告	1 0
1. 日程第 7. 行政報告 (島市長)	1 0

1. 日程第8. 議案第1号 名寄市自治基本条例の制定について	19
○提案理由説明（島市長）	19
○自治基本条例審査特別委員会設置・付託	19
1. 休憩宣告	19
1. 再開宣告	20
1. 日程第9. 議案第2号 ふうれん地域交流センター条例の制定について	20
○提案理由説明（島市長）	20
○総務文教常任委員会付託	20
1. 日程第10. 議案第3号 名寄市事務分掌条例の一部改正について	20
○提案理由説明（島市長）	20
○原案可決	20
1. 日程第11. 議案第4号 名寄市議会議員及び名寄市長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例の一部改正について	21
○提案理由説明（島市長）	21
○原案可決	21
1. 日程第12. 議案第5号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について	21
○提案理由説明（島市長）	21
○原案可決	21
1. 日程第13. 議案第6号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例及び名寄市教育 委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関す る条例の一部改正について	21
○提案理由説明（島市長）	22
○原案可決	22
1. 日程第14. 議案第7号 名寄市議会の議員その他非常勤及び臨時の職員の公務災 害補償等に関する条例の一部改正について	22
○提案理由説明（島市長）	22
○原案可決	22
1. 日程第15. 議案第8号 名寄市病院事業診療報酬及び介護報酬徴収条例の一部改 正について	22
○提案理由説明（島市長）	23
○民生常任委員会付託	23
1. 日程第16. 議案第9号 北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減 について 議案第10号 北海道後期高齢者医療広域連合を組織する市町村の数 の増減について	23
○提案理由説明（島市長）	23
○原案可決	23
1. 日程第17. 議案第11号 指定管理者の指定について（なよろ健康の森）	

議案第12号	指定管理者の指定について（名寄公園パークゴルフ場）	
議案第13号	指定管理者の指定について（天塩川さざなみ公園）	
議案第14号	指定管理者の指定について（名寄市営牧野）	
議案第15号	指定管理者の指定について（名寄市母子里地区共同牧場）	
議案第16号	指定管理者の指定について（名寄市風連米乾燥調製施設）	23
○提案理由説明（島市長）		24
○原案可決		24
1. 日程第18. 議案第17号	市道路線の廃止について	
	議案第18号 市道路線の認定について	24
○提案理由説明（島市長）		24
○原案可決		24
1. 休憩宣告		25
1. 再開宣告		25
1. 日程第19. 議案第19号	平成21年度名寄市一般会計補正予算	25
○提案理由説明（島市長）		25
○補足説明（佐々木総務部長）		26
○質疑（川村幸栄議員）		26
○原案可決		28
1. 日程第20. 議案第20号	平成21年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算	28
○提案理由説明（島市長）		28
○原案可決		28
1. 日程第21. 議案第21号	平成21年度名寄市介護保険特別会計補正予算	28
○提案理由説明（島市長）		29
○原案可決		29
1. 日程第22. 議案第22号	平成21年度名寄市下水道事業特別会計補正予算	29
○提案理由説明（島市長）		29
○原案可決		29
1. 日程第23. 議案第23号	平成21年度名寄市水道事業会計補正予算	29
○提案理由説明（島市長）		29
○原案可決		30
1. 日程第24. 議案第24号	名寄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	30
○提案理由説明（黒井 徹議員）		30
○原案可決		30
1. 日程第25. 議案第25号	名寄市職員の給与に関する条例等の一部改正について	30
○提案理由説明（島市長）		30

○原案可決	3 1
1. 日程第26. 報告第1号 専決処分した事件の報告について	3 1
○提案理由説明（島市長）	3 1
○質疑（谷内 司議員）	3 1
○報告済	3 3
1. 休会の決定	3 3
1. 散会宣告	3 3

第2号（12月10日）

1. 議事日程	35
1. 本日の会議に付した事件	35
1. 出席議員	35
1. 欠席議員	35
1. 事務局出席職員	35
1. 説明員	35
1. 開議宣告	36
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	36
1. 日程第2. 一般質問	36
○質問（日根野正敏議員）	36
○質問（佐藤 靖議員）	46
1. 休憩宣告	58
1. 再開宣告	58
○質問（谷内 司議員）	58
1. 休憩宣告	65
1. 再開宣告	65
○質問（岩木正文議員）	71
1. 休憩宣告	82
1. 再開宣告	82
○質問（大石健二議員）	82
1. 会議時間延長宣告	93
○質問（高橋伸典議員）	93
1. 休憩宣告	99
1. 再開宣告	99
1. 散会宣告	102

第3号（12月11日）

1. 議事日程	103
1. 本日の会議に付した事件	103
1. 出席議員	103
1. 欠席議員	103
1. 事務局出席職員	103
1. 説明員	103
1. 開議宣告	104
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	104
1. 日程第2. 一般質問	104
○質問（東 千春議員）	104
○質問（木戸口 真議員）	114
1. 休憩宣告	127
1. 再開宣告	127
○質問（佐々木 寿議員）	127
○質問（佐藤 勝議員）	134
1. 休憩宣告	145
1. 再開宣告	145
○質問（田中好望議員）	145
○質問（植松正一議員）	154
1. 休憩宣告	158
1. 再開宣告	158
1. 散会宣告	165

第4号（12月14日）

1. 議事日程	167
1. 本日の会議に付した事件	167
1. 出席議員	168
1. 欠席議員	168
1. 事務局出席職員	168
1. 説明員	168
1. 開議宣告	169
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	169
1. 日程第2. 一般質問	169
○質問（竹中憲之議員）	169
○質問（川村幸栄議員）	180
1. 休憩宣告	191
1. 再開宣告	191
○質問（宗片浩子議員）	191
1. 日程第3. 議案第26号 名寄市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	
議案第27号 名寄市介護保険条例の一部改正について	202
○提案理由説明（島市長）	202
○原案可決	203
1. 日程第4. 議案第28号 名寄市議会議員定数条例の制定について	203
○提案理由説明（高見 勉議員）	203
○原案可決	203
1. 日程第5. 議案第29号 名寄市議会委員会条例の一部改正について	203
○提案理由説明（田中好望議員）	203
○原案可決	204
1. 日程第6. 意見書案第1号 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書	
意見書案第2号 さらなる緊急雇用対策の実施を求める意見書	
意見書案第3号 子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書	
意見書案第4号 北海道開発局の存続と北海道開発の枠組みの堅持を求める意見書	
意見書案第5号 地方財政に配慮した国の予算執行及び予算編成を求める意見書	
意見書案第6号 道路整備に必要な財源の確保を求める意見書	

意見書案第7号 日米F T A交渉に反対する意見書	
意見書案第8号 新たな食料・農業・農村基本計画の策定に関する意見書	204
○原案可決	204
1. 日程第7. 報告第2号 例月現金出納検査報告について	204
○報告済	204
1. 日程第8. 議会改革調査特別委員会報告	204
○議会改革調査特別委員長報告(高見 勉委員長)	204
○報告済	206
1. 日程第9. 委員の派遣報告	206
○総務文教常任委員長報告(佐藤 靖委員長)	206
○民生常任委員長報告(佐藤 勝委員長)	210
○経済常任委員長報告(木戸口 真委員長)	212
○報告済	214
1. 日程第10. 閉会中継続審査(調査)の申し出について	214
○継続審査(調査)決定	214
1. 閉会宣告	214
1. 質問文書表	217
1. 議決結果表	223

平成21年第4回名寄市議会定例会会議録
開会 平成21年11月30日(月曜日)午前10時00分

1. 議事日程

- | | | | |
|-------|--|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名 | | 市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について |
| 日程第2 | 会期の決定 | 日程第12 | 議案第5号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について |
| 日程第3 | 平成21年第3回定例会付託議案第1号 なよろ市立天文台条例の制定について(総務文教常任委員会報告) | 日程第13 | 議案第6号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例及び名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について |
| 日程第4 | 平成21年第3回定例会付託議案第2号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について(総務文教常任委員会報告) | 日程第14 | 議案第7号 名寄市議会の議員その他非常勤及び臨時の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について |
| 日程第5 | 平成21年第3回定例会付託議案第4号 名寄市農産物簡易加工処理施設条例の一部改正について(経常任委員会報告) | 日程第15 | 議案第8号 名寄市病院事業診療報酬及び介護報酬徴収条例の一部改正について |
| 日程第6 | 平成21年第3回定例会付託議案第15号 平成20年度名寄市各会計決算の認定について(平成20年度決算審査特別委員会報告)
平成21年第3回定例会付託議案第16号 平成20年度名寄市病院事業会計決算の認定について(平成20年度決算審査特別委員会報告)
平成21年第3回定例会付託議案第17号 平成20年度名寄市水道事業会計決算の認定について(平成20年度決算審査特別委員会報告) | 日程第16 | 議案第9号 北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減について
議案第10号 北海道後期高齢者医療広域連合を組織する市町村の数の増減について |
| 日程第7 | 行政報告 | 日程第17 | 議案第11号 指定管理者の指定について(なよろ健康の森)
議案第12号 指定管理者の指定について(名寄公園パークゴルフ場)
議案第13号 指定管理者の指定について(天塩川さざなみ公園) |
| 日程第8 | 議案第1号 名寄市自治基本条例の制定について | | 議案第14号 指定管理者の指定について(名寄市営牧野) |
| 日程第9 | 議案第2号 ふうれん地域交流センター条例の制定について | | 議案第15号 指定管理者の指定について(名寄市母子里地区共同牧場) |
| 日程第10 | 議案第3号 名寄市事務分掌条例の一部改正について | | 議案第16号 指定管理者の指定について(名寄市風連米乾燥調製施設) |
| 日程第11 | 議案第4号 名寄市議会議員及び名寄 | 日程第18 | 議案第17号 市道路線の廃止について |

- て
議案第18号 市道路線の認定について
- 日程第19 議案第19号 平成21年度名寄市一般会計補正予算
- 日程第20 議案第20号 平成21年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算
- 日程第21 議案第21号 平成21年度名寄市介護保険特別会計補正予算
- 日程第22 議案第22号 平成21年度名寄市下水道事業特別会計補正予算
- 日程第23 議案第23号 平成21年度名寄市水道事業会計補正予算
- 日程第24 議案第24号 名寄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第25号 名寄市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第26 報告第1号 専決処分した事件の報告について
- 平成21年第3回定例会付託議案第16号 平成20年度名寄市病院事業会計決算の認定について(平成20年度決算審査特別委員会報告)
- 平成21年第3回定例会付託議案第17号 平成20年度名寄市水道事業会計決算の認定について(平成20年度決算審査特別委員会報告)
- 日程第7 行政報告
- 日程第8 議案第1号 名寄市自治基本条例の制定について
- 日程第9 議案第2号 ふうれん地域交流センター条例の制定について
- 日程第10 議案第3号 名寄市事務分掌条例の一部改正について
- 日程第11 議案第4号 名寄市議会議員及び名寄市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第5号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第13 議案第6号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例及び名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第7号 名寄市議会の議員その他非常勤及び臨時の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第8号 名寄市病院事業診療報酬及び介護報酬徴収条例の一部改正について
- 日程第16 議案第9号 北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減について
議案第10号 北海道後期高齢者医療広域連合を組織する市町村の数の増減について
- 日程第17 議案第11号 指定管理者の指定について(なよろ健康の森)
-
- 1. 本日の会議に付した事件**
- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 平成21年第3回定例会付託議案第1号 なよろ市立天文台条例の制定について(総務文教常任委員会報告)
- 日程第4 平成21年第3回定例会付託議案第2号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について(総務文教常任委員会報告)
- 日程第5 平成21年第3回定例会付託議案第4号 名寄市農産物簡易加工処理施設条例の一部改正について(経常任委員会報告)
- 日程第6 平成21年第3回定例会付託議案第15号 平成20年度名寄市各会計決算の認定について(平成20年度決算審査特別委員会報告)

	議案第12号 指定管理者の指定について(名寄公園パークゴルフ場)	4番	川村幸栄	議員
		5番	大石健二	議員
	議案第13号 指定管理者の指定について(天塩川さざなみ公園)	6番	佐々木寿	議員
		7番	持田健	議員
	議案第14号 指定管理者の指定について(名寄市営牧野)	8番	岩木正文	議員
		9番	駒津喜一	議員
	議案第15号 指定管理者の指定について(名寄市母子里地区共同牧場)	10番	佐藤勝	議員
		11番	日根野正敏	議員
	議案第16号 指定管理者の指定について(名寄市風連米乾燥調製施設)	12番	木戸口真	議員
		13番	高見勉	議員
日程第18	議案第17号 市道路線の廃止について	14番	渡辺正尚	議員
		15番	高橋伸典	議員
	議案第18号 市道路線の認定について	16番	山口祐司	議員
		17番	田中好望	議員
日程第19	議案第19号 平成21年度名寄市一般会計補正予算	18番	黒井徹	議員
		20番	川村正彦	議員
日程第20	議案第20号 平成21年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算	21番	谷内司	議員
		22番	田中之繁	議員
日程第21	議案第21号 平成21年度名寄市介護保険特別会計補正予算	23番	東千春	議員
		24番	宗片浩子	議員
日程第22	議案第22号 平成21年度名寄市下水道事業特別会計補正予算	25番	中野秀敏	議員
日程第23	議案第23号 平成21年度名寄市水道事業会計補正予算			
日程第24	議案第24号 名寄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について			
日程第25	議案第25号 名寄市職員の給与に関する条例等の一部改正について			
日程第26	報告第1号 専決処分した事件の報告について			

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局長	間所勝
書記	佐藤葉子
書記	三澤久美子
書記	高久晴三
書記	熊谷あけみ

1. 説明員

市長	島多慶志君
副市長	中尾裕二君
副市長	小室勝治君
教育長	藤原忠君
総務部長	佐々木雅之君
生活福祉部長	吉原保則君

1. 出席議員(26名)

議長	26番	小野寺一知	議員
副議長	19番	熊谷吉正	議員
	1番	佐藤靖	議員
	2番	植松正一	議員
	3番	竹中憲之	議員

経 済 部 長	茂 木	保 均 君
建 設 水 道 部 長	野 間 井 照	之 君
教 育 部 長	山 内	豊 君
市 立 総 合 病 院 事 務 部 長	香 川	讓 君
市 立 大 学 事 務 局 長	三 澤 吉	己 君
福 祉 事 務 所 長	小 山 龍	彦 君
上 下 水 道 室 長	扇 谷 茂	幸 君
会 計 室 長	成 田 勇	一 君
監 査 委 員	森 山 良	悦 君

○議長(小野寺一知議員) ただいまより平成21年第4回名寄市議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

○議長(小野寺一知議員) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

11番 日根野 正 敏 議員

23番 東 千 春 議員

を指名いたします。

○議長(小野寺一知議員) 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より12月14日までの15日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より12月14日までの15日間と決定いたしました。

○議長(小野寺一知議員) 日程第3 平成21年第3回定例会付託議案第1号 なよろ市立天文台条例の制定についてを議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務文教常任委員会、佐藤靖委員長。

○総務文教常任委員長(佐藤 靖議員) おはようございます。議長の御指名をいただきましたので、平成21年第3回定例会において当委員会に付託されました付託議案第1号 なよろ市立天文台条例の制定につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

委員会は、10月13日及び11月13日の2回にわたり開催し、1回目の審査では山内教育部長を初め担当職員の出席を願い、本条例の内容などについて詳細に説明を受けた後、慎重に審査を

行う一方、2回目の委員会は議会基本条例第5章第11条、自由討議による合意形成の第2項に基づき委員間による審査を行いました。

付託されました議案は、提案理由の説明にもありましたように来年3月完成予定の市立天文台の設置に関し、必要な事項を定めようというものであります。

各委員から出されました主な質疑では、入館料の根拠はとの質問に対しては、木原天文台は木原さんの意思もあり無料としてきた。新天文台の完成により他の天文台料金を参照するとともに、子供についてはお小遣いからの妥当性を追求し、同伴されるであろう大人の料金で対応したいと考えていると答弁がありました。

また、指定管理者の考えは、第6条にある天文台の管理上支障あるものとは、第9条にある市長が特別に認める減免とは。年間入館者の見込みは、団体利用が15名以上というのはどうか、人数のハードルを下げてよいのではないかと。スライディンググループ内望遠鏡はライセンス取得者のみの利用となっているが、ライセンスを持っていないと利用できないのか。通常料金より名寄市民を100円安くした根拠は、第6条及び第7条で別表第1に掲げる設備を利用する者は事前に教育委員会の許可を受け、その際に使用料を納入しなければならないとしているが、市外利用者にとって厳しい条件と言えるのではないかなどの質問に対しては、指定管理者に委託する考えは持っていない。管理上支障あるものとは、酩酊など機材に明らかに支障あると判断したとき。市長が特別に認める減免とは、特別な流星群などの天文現象の際と考えている。年間入館者は1万2,000人を想定している。団体15名以上というのは、現在のプラネタリウム館を踏襲したもの。スライディンググループ内望遠鏡は、ライセンスを持った技術者が設置した望遠鏡をのぞくのは可能。名寄市民を100円安くしたのは旭山動物園を参照した。申し込み時の使用料納入は規則の中で検討したいという

答弁がありました。

以上の質疑を受け、2回目の審査では、現時点でのなよろ市立天文台条例施行規則案を参考資料として提出していただくとともに、委員のみによる議論及び審査を行いました。この中で課題となったのは、入館料及び年間入館料で大学生は通常料金が400円、1,200円となっており、名寄市民ならば300円、1,000円としたが、名寄市立大学の学生についてはさらに配慮すべき、学生証の提示で無料であってもよいのではないか。そうすれば、名寄大学のメリットになりPR効果も大きい。申し込み時の使用料納入については、施行規則で整理するのならばわかりやすく条例内でも整理すべき。団体利用の人数については、ハードルを下げて10人以上とすべき。天文台の愛称が「きたすばる」となっている。他施設でも愛称を決めているが、愛称については条例の中にも明記すべきの4点であります。

委員会議論は、休憩を挟み活発に行われた結果、名寄市立大学生の入館料軽減については小中高校生の名寄市民を無料としたことは評価すべき、他施設の整合性を図るとともに、名寄市立大学生については利用理由によって第9条の入館料などの減免を活用することで対応すべきという意見に集約されました。また、申し込み時の使用料納入については条例でも整備すべき。団体利用の人数についても団体利用の促進を図るとともに、博物館では団体扱いを10人以上に設定していることから天文台についても10人以上に改めるべき、さらに他の施設についても整合性を図るべき。さらに、愛称明記についてもPR時に愛称が使用される場合もあり、広く内外に周知する意味で明記すべき、また愛称明記については他施設の整合性を図るべきにそれぞれ意見が集約されました。

以上の議論を踏まえ、当委員会に付託されました付託議案第1号 なよろ市立天文台条例の制定につきましては、第2条中、名称なよろ市立天文台の次に「愛称 きたすばる」を加える。第7条

第2項中、納入しなければならないの次にただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、その限りでないを加える。別表第1中、団体利用(15人以上)を団体利用(10人以上)に改めるとする原案の一部修正案が全委員により提出され、議論の結果、全会一致で修正案を可決すべきものと決定し、修正部分を除く部分を原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、付託議案の審査経過並びに結果について御報告いたします。

○議長(小野寺一知議員) これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 質疑なしと認めます。正副委員長は自席にお戻りください。

お諮りいたします。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。よって、平成21年第3回定例会付託議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長(小野寺一知議員) 日程第4 平成21年第3回定例会付託議案第2号 名寄市手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務文教常任委員会、佐藤靖委員長。

○総務文教常任委員長(佐藤 靖議員) 議長の御指名をいただきましたので、平成21年第3回定例会において当委員会に付託されました付託議案第2号 名寄市手数料徴収条例の一部改正につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

委員会は、10月13日及び11月13日の2回にわたり開催し、1回目の審査では佐々木総務部長を初め担当職員の出席を願い、本条例の内容

などについて詳細に説明を受けた後、慎重に審査を行う一方、2回目の委員会は議会基本条例第5章第11条、自由討議による合意形成の第2項に基づき委員間による審査を行いました。

付託されました議案は、提案理由の説明にもありましたように名寄市手数料徴収条例に規定する各種証明書手数料のうち、道内各市に比較して手数料額の低い項目について現状に即した適正な料金にしようとするものであります。

各委員から出されました主な質疑では、今回の改正でどの程度の増収となるのかの質問に対しては、市民課関係で約173万円、税務課関係で2万円程度、農業委員会関係で1万円程度との答弁がありました。

また、前回の手数料の改正はいつごろだったのか、道内の状況などを見きわめ、3年あるいは5年周期で見直しているのかの質問に対しては、農業委員会では昭和61年4月に改正した後、事務レベルで検討をしてきた。合併時は、当面は低いほうに合わせるとなった。今後は年数に応じて見直しを進めたい。市民課関係でも前回の見直しは昭和61年であり、22年間が経過している。最近は個人情報保護、個々人の確認などからも事務的に増となっていると答弁があったところです。

以上の質疑を受け、2回目の審査では委員のみによる議論、審査を行いました。この中で課題となったのは、今回の改正の背景には行財政改革の視点がある。市民の間には、さまざまな負担感があるとともに景気低迷もある。自治体としての市民サービス、公共性を考えると時代の趨勢での改定ではなく市民負担の軽減も考え、現状に据え置くべきではないかということでありましたが、各委員からは20年以上見直しはされていないし、道内各市に比較して手数料額の低い項目について現状に即した適正な料金にすることは大事なこと、改正は妥当などの意見が出され、当委員会では改正は妥当、ただし手数料などの改正については適正な時期、一定の時期に見直すという基本が大切

という意見が大勢を占めました。

以上の議論を踏まえ、当委員会に付託されました付託議案第2号 名寄市手数料徴収条例の一部改正につきましては、原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、付託議案の審査経過並びに結果について御報告といたします。

○議長(小野寺一知議員) これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 質疑なしと認めます。

正副委員長は自席にお戻りください。

お諮りいたします。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。

よって、平成21年第3回定例会付託議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長(小野寺一知議員) 日程第5 平成21年第3回定例会付託議案第4号 名寄市農産物簡易加工処理施設条例の一部改正についてを議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

経済常任委員会、木戸口真委員長。

○経済常任委員長(木戸口 真議員) おはようございます。ただいま議長よりお許しがありましたので、名寄市農産物簡易加工処理施設条例の一部改正について御報告申し上げます。

平成21年第3回定例会におきまして当委員会に付託されました付託議案第4号 名寄市農産物簡易加工処理施設条例の一部改正について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会は、経済部長を初め担当職員の出席を願い、9月17日、11月19日の2回にわたり開催し、審査を行ったところであります。

同条例の一部改正は、名称の変更と名寄、風連両地区にある施設の料金の格差を段階的に平準化していくための改正との提案であります。担当者からは、名寄地区の名寄市農産物簡易加工処理施設をあぐりん館に、風連地区の名寄市風連農産物加工施設をグリーンハウスに名称を改め、グリーンハウスの利用料金を夏季は33%アップ、冬季は50%アップとする。両地区の施設は整備や利用内容も類似している。合併の際は地域性を考慮し、料金統合は行わなかったが、類似施設での料金の格差は夏季は1.54倍、冬季は1.785倍であることは公平性を欠くことから見直しを段階的に行うもので、その影響額は6万3,000円が見込まれる。利用施設の18年、19年、20年の利用状況は、あぐりん館は年々利用が伸びている。グリーンハウスは、若干利用が下がっているが、みそ、トマトジュースの利用は上がっている。冬期間の稼働率は、ほぼ100%である。両施設とも年々老朽化しているため、毎年備品の修繕、更新、施設の改修等をしながら現在に至っている。今後も経費がかかることから、グリーンハウスの料金を段階的にあぐりん館の料金に統一したいとの説明を受けたところであります。

各委員から出された主な質疑は、1点目としてあぐりん館の利用が伸びた原因はに対しましては、あぐりん館はみそ、トマトジュースの加工、そのほかイベントの炊き出しでの豚汁、おこわ等の利用がふえていたとの答弁がありました。

2点目として、グリーンハウスは利用も多い、農産物の付加価値をつけるためにも料金を上げるのはどうなのか、料金値上げの根拠はあるのかに対しまして、過去3年間の経費はグリーンハウスで18年度は約220万円で修繕料でボイラーなど約14万円、19年度は約236万円で修繕料で約5万円、整備費で約19万円、20年度は約306万円で修繕料でボイラーなどで約16万円、整備費で国の交付金活用により経費は240万円となりました。年々5万円ほどの経費がふえてい

る状況にある。グリーンハウスの経費は、18年度は約181万円、19年度は約157万円、20年度は約157万円を支出している。利用が伸びていることから、収入は18年度は8万7,000円、19年度は約10万円、20年度は15万円と伸びている。グリーンハウスは、平成元年からの備品が摩耗する時期で修繕、更新を考えなければならない。冬季管理人の経費があることから、あぐりん館より経費がかかっているため、応分の負担をと考えている。できるだけ値上げしないでとの思いはあるが、行財政改革では利用料、使用料の見直しの基本的な考え方で受益者負担について地域政策上特に必要な場合はゼロ、大多数の住民に受益が見込まれる場合はおおむね25%、利用が特定される場合はおおむね50%となっている。この施設は、大多数の住民に受益が見込まれると考えると25%の負担と考えると、支出が200万円程度なので、収入は50万円となるが、まだそこまでの利用はない。今回は名寄地区、風連地区の市民の公平感のため、段階的に引き上げていきたい。農業のあり方として、農産物を加工して販売するということが政策的にも進められているので、大幅な値上げは考えていない。研究施策に関しては特認的に考えるとの答弁がありました。

3点目として、施設の維持管理について現状の管理のあり方、今後の考えはに対しましては、施設周辺の草は春先に除草剤をまいている。見回りをして食品を扱う施設であることから、適正な維持管理に努めていきたい。利用者にも使用のあり方を指導していきたい。あぐりん館には管理人を置いていないが、グリーンハウスは冬の4カ月のみ事業団に管理委託している。今後もしっかりと管理運営していきたいとの答弁がありました。

4点目として、多くの経費がかかっているが、施設を整備して利用をふやし、料金を抑える考えはないのかに対しましては、料金値上げに関し、各団体と意見交換をした。施設整備についての希望もいただき、両施設の整備には違いがあるが、

老朽化による整備の修繕、更新時期が迫っていることから、大規模な改修は国の有利な補助金等を活用してと考えているが、なかなか難しい状況にある。利用者が使いやすいものとしてハード、ソフトを含め、要望にこたえていきたい。利用者との意見交換では、多少の値上げはやむを得ないということで値上げについての異議はなかったとの答弁がありました。

各委員からは、今後も利用者の要望にこたえた施設整備を行うことや段階的な利用料金の値上げに対する理解もなされている。合併後4年が経過し、類似施設での料金格差を段階的に是正することは理解するなど多くの意見が出されました。

以上の議論経過から、当委員会に付託されました付託議案第4号 名寄市農産物簡易加工処理施設条例の一部改正につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきと決定したところであります。

以上、当委員会の審査の経過と結果の報告といたします。よろしく願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。正副委員長は自席にお戻りください。

お諮りいたします。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、平成21年第3回定例会付託議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第6 平成21年第3回定例会付託議案第15号 平成20年度名寄市各会計決算の認定について、平成21年第3回定例会付託議案第16号 平成20年度名寄市病院事業会計決算の認定について、平成21年

第3回定例会付託議案第17号 平成20年度名寄市水道事業会計決算の認定について、以上3件を一括議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

決算審査特別委員会、植松正一委員長。

○決算審査特別委員長（植松正一議員） おはようございます。御指名をいただきましたので、第3回定例会で決算審査特別委員会に付託されました議案第15号 平成20年度名寄市各会計決算の認定について及び議案第16号 平成20年度名寄市病院事業会計決算の認定について並びに議案第17号 平成20年度名寄市水道事業会計決算の認定について、以上3件について委員会の審査結果と経過の御報告を申し上げます。

第1回委員会は、9月1日に開会し、直ちに正副委員長の互選を行い、委員長には私植松正一が、副委員長には佐々木寿委員が選任されました。

第2回の委員会は、10月27日に開会し、審査日程を10月27日から10月30日までの4日間と定め、実質審査に入りました。

審査期間中は、市長を初め関係する職員の出席を求め、説明、答弁をいただき、各会派の代表による総括質疑を行うなど慎重に審査いたしました。

審査の経過につきましては、当委員会は全議員をもって構成された特別委員会ですので、詳細な報告は省略させていただき、審査の結果のみを御報告申し上げますので、御了承をお願いいたします。

議案第15号 平成20年度名寄市各会計決算の認定については、老人保健事業ほか7特別会計は全会一致で、一般会計及び国民健康保険特別会計は起立採決の結果、いずれも原案のとおり認定すべきものと決定しました。

議案第16号 平成20年度名寄市病院事業会計決算の認定について及び議案第17号 平成20年度名寄市水道事業会計決算の認定については、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定し

ました。

よって、当委員会に付託されました各会計決算についてはいずれも正確な収支が行われ、予算の執行が適正であったことが認められました。

以上が審査の結果であります。

終わりに当たりまして、委員会開催中は委員並びに理事者各位におかれましては、終始慎重かつ熱心な審査に尽くしていただきましたこととお礼を申し上げます。また、皆様の御理解、御協力により日程どおり決算審査特別委員会を終えることができました。重ねてお礼を申し上げます、委員会報告といたします。ありがとうございました。

○議長（小野寺一知議員） ただいま決算審査特別委員会委員長より報告のありました平成21年第3回定例会付託議案第15号外2件については、全議員をもって構成されました特別委員会の審査でありますので、この際質疑を省略し、直ちに採決を行います。

初めに、平成21年第3回定例会付託議案第15号 平成20年度名寄市各会計決算の認定について採決を行います。

本件を委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（小野寺一知議員） 起立多数であります。

よって、平成21年第3回定例会付託議案第15号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、平成21年第3回定例会付託議案第16号外1件は、委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、平成21年第3回定例会付託議案第16号外1件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時29分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 これより行政報告を行います。

島市長。

○市長（島 多慶志君） おはようございます。本日、平成21年第4回定例会の開会にあたり、これまでの主な行政事項について、その概要を御報告申し上げます。

はじめに

本年度の文化賞等、各種表彰について申し上げます。

11月3日の文化の日に、名寄市文化賞条例に基づき、名寄SL排雪列車（キマロキ）保存会に文化奨励賞を授与いたしました。

キマロキ保存会は、市が旧国鉄から無償貸与を受けた「SLキマロキ編成」の保存・管理のため、旧国鉄OBが中心メンバーとなり、昭和51年12月に設立されました。

実物が保存展示されているのは全国で名寄市だけであり、本体を保存するための冬期間保護用シートかけや取り外しのほか、塗装や油磨き、専門知識と技術を生かしての部品補修等により、現役当時を彷彿させる勇姿を今でも見ることができ、市民に親しまれるとともに全国各地から訪れる鉄道ファンにも高い評価を受けています。また、平成13年には「ミニエクスプレスなよろ号」を購入し、市内及び近隣でのイベントなどで、子供たちに夢を与えるとともに、鉄道のまちとして歩んできた名寄の歴史を後世に残すため、SL運行にまつわるエピソードをまとめた「キマロキ百話」や各種パンフレットを発行し、情報の集積と発信にも取り組むなど、30年以上にわたる地道な活動を通じ、文化財の保護に貢献されています。

名寄市表彰条例に基づく各表彰については、自治、社会福祉、産業経済、労働、教育文化、住民運動実践の各分野で市政の発展に寄与された30

個人の皆さんに功労表彰を、多額の寄附によりお力添えをいただいた7個人、12団体の皆さんに善行表彰をお贈りいたしました。

受賞されました皆さんには、今後とも本市の発展に御尽力を賜りますとともに、より一層の御活躍と御健勝を願っています。

次に、定額給付金について申し上げます。

定額給付金は9月18日に申請受付を終了し、給付については10月中旬をもって終了いたしました。

給付件数は14,615世帯、給付率は98.59パーセント、給付額は4億7,835万6千円となっています。未申請世帯に対しては、市広報やホームページ、公共施設でのポスター掲示のほか、手紙の送付や高齢者への個別訪問など、様々な方法で呼びかけを行いました。

本事業の実施により、所期の目的である市民への生活支援、地域経済の活性化に寄与できたものと考えています。

次に、まちづくり懇談会について申し上げます。

市民の意見を反映して協働のまちづくりを進めるため、名寄地区では町内会連合会と連携し、小学校区の町内会地域を対象に5会場で、風連地区では行政区長会との連携により4会場でまちづくり懇談会を開催しました。

今回は「自治基本条例（仮称）の制定に向けて」をメインテーマに市民の皆さんと意見交換を行いました。

次に、男女共同参画について申し上げます。

本年度の事業におきましては、市広報の活用や、図書館に男女共同参画コーナーを常設するなど、様々な機会を通して意識啓発に取り組んでいます。

また、平成20年度における「名寄市男女共同参画推進計画」に基づく各取り組みに対する事務事業評価につきましては、市職員によるワーキンググループや名寄市男女共同参画推進委員会において検証・評価を行いましたので、評価結果を踏まえ、今後も計画を推進してまいります。

次に、情報化の推進について申し上げます。

市民との情報共有、市内外への情報発信などを担っている名寄市行政ポータルサイトが10月5日から新しくなりました。知りたい情報をより速く、簡単に探せるよう情報のジャンルなどを見直し、市民に身近な行政ポータルサイトとしてリニューアルいたしました。

今後も、市民と行政の双方向による重要な情報共有手段として、情報内容の充実に努めてまいります。

次に、2011年7月の地上デジタルテレビ放送完全移行に向けた、市施設等に起因する電波障害の難視聴対策について申し上げます。

現在、市立総合病院、西小学校、栄町55団地、そして保安林に起因する瑞穂地区の4区域において共同受信施設による難視聴対策を行っています。本年4月に電波受信状況調査を実施したところ、瑞穂地区については引き続き不安定な受信状況となっていますが、他3区域につきましては電波障害が解消されることが明らかとなりました。

調査結果に基づき、瑞穂地区については現状のまま引き続き対応することとし、3区域につきましては個別アンテナを設置していただくことといたしました。標準的なアンテナ設置経費を2万5千円と定め、その1割を自己負担、残り9割を市が補償費として負担することとして、年内に完了する予定です。

次に、国際交流について申し上げます。

姉妹都市カワーサレイクス市リンゼイとの交流では、交換学生2人をホストファミリー16家庭の協力により7月1日から9月4日まで受け入れました。滞在期間中は市内2つの高校と名寄大学での体験入学やイベントなどに参加し、市民の皆さんと交流を深めました。

友好都市ドーリンズク市との交流では、ドーリンズク市創立125周年記念式典への招待を受け、中尾副市長、小野寺議長をはじめ総勢6人で9月10日から6日間の日程で公式訪問しました。式

典では名寄市からお祝いの言葉を述べ、パホモア・ドーリンスク市長から「今後も友好関係を構築していきたい」と挨拶があり、ドーリンスク市民からの大きな拍手の中、友好ムードが高まるなど、大変意義深いものとなりました。

次に国内交流について申し上げます。

東京なよろ会の総会が10月18日、東京都内のホテルで約70人が参加して開催され、今冬のスキーツアーなどの事業計画が承認されました。その後、交流会の席上で木原会長をはじめ5人の方々に「名寄ふるさと大使」に委嘱いたしました。ふるさと名寄の魅力を広く御紹介いただけるものと思います。

次に、行財政改革の推進について申し上げます。

昨年度から取り組みを進めている「名寄市行財政改革推進実施本部」において、本年度については組織機構検討部会と事業等見直し部会の2部会により検討を重ねてまいりました。

実施本部では、簡素で効率的な組織機構を実現するため、職場議論を踏まえた組織機構検討部会からの報告を基にしたまとめとして、平成22年4月に行政組織機構を再編成することといたしました。見直しの内容については、平成21年度から3年間を前期分、平成24年度から3年間を後期分とし、前期・後期合わせて73人の職員の削減を見込むもので、今後は、事業等見直し部会と連携を図りながら、健全な財政運営推進に向けて、簡素で効率的な行政運営、事業の見直し等に取り組んでまいります。

次に、なよろ健康まつりについて申し上げます。

22回目を迎えた「なよろ健康まつり」については、“みんなで広げよう健康の輪”をテーマに9月26日、総合福祉センターを会場に開催いたしました。

450人の市民の方々が来場し、動脈硬化検査、体内健康測定、骨密度測定、歯の健康コーナーでの健康チェックなどで、生活習慣見直しの機会として、健康に対する意識を高めていただきました。

次に、新型インフルエンザ対策について申し上げます。

10月中旬から下旬にかけて、新型インフルエンザが猛威を振るい、小中学校を中心に休校や学年・学級閉鎖が相次ぎました。

ワクチン接種については、発症時の重症化防止や発症の予防を目的に、国が定めた優先接種対象者に対し、10月下旬から受託医療機関において実施されています。

予防接種費用の支援については、国が優先接種対象者のうち市民税非課税世帯及び生活保護世帯の方々に全額助成することとしています。さらに市独自の支援については、新型であること、爆発的な感染力を持つこと、道内でも死者が出ており、特に低年齢層に重症化の傾向が強いことなどが指摘されていることから、感染拡大防止と子育て世帯の負担軽減を図るため、現在妊娠されている方、並びに1歳児から高校生までの方について、接種1回あたり千円を助成することといたしました。

今後、第二波の大流行も懸念されますので、引き続き保健所との連携に努め、市民の皆さんへの情報提供の徹底を図るとともに、予防対策に努めてまいります。

次に、病院事業について申し上げます。

本年度4月から9月までの上半期における患者数については、入院が延べ5万7,406人で、前年同期に比べて1,182人の減少となり、外来においても延べ12万2,425人で、9,342人の減少となりました。

次に、医業収支の状況については、医業収益は32億9,402万7千円で、前年同期に比べ104.7パーセント、金額で1億4,703万8千円の増収となりました。増収の主な内訳は、入院収益で1億1,957万7千円の増加、外来収益で2,334万4千円増加したことによるものであり、入院・外来ともに患者数が減少している中で増収となった要因として、4月から導入した入院に係る「診断群分類別包括評価」いわゆる“DPC”の

効果によるところが大きいものと考えています。

次に、医業費用については、給与費で前年同期に比べ103.5パーセントとなりました。薬品費、診療材料費等の材料費では、ジェネリック薬品を採用したことで前年同期と比べ94.2パーセントとなり、全体では31億7,265万8千円で前年同期に比べ100.6パーセント、金額で1,857万4千円の微増となりました。

この結果、上半期の医業収支は、差引き1億2,136万9千円の増となりました。

病院事業では、医業収益は下半期に増加する傾向にあります。入院収益をはじめとする医業収益の確保に努めるとともに、費用の節減を図り、病院改革プランに基づく経営の健全化に向けてより一層努力してまいります。

次に、名寄東病院の本年度上半期の経営状況について申し上げます。

患者数は、入院で延べ1万8,853人、前年同期と比べ169人の減少となり、外来においても延べ1,772人で、236人の減少となりました。収支面では、事業収益が2億9,521万円で、前年同期と比べ約1,229万円の減収となっています。また、事業費用は2億8,861万円で、前年比約319万円の増加となり、差し引き約660万円の収益が計上されているところです。

次に、高齢者の福祉施策について申し上げます。

永年にわたり本市の発展に御尽力いただきました106歳の最高齢者から白寿、米寿を迎えられた方々までの153人に対する「長寿を祝う会」を9月19日に総合福祉センターで開催いたしました。

また、75歳以上の方々を対象に、町内会など82団体で「敬老会」が開催され、4,685人の方々が祝福を受けています。

次に、本年度をもって終了する高齢者住宅用火災警報器設置助成事業については、これまで約300世帯に助成を行いました。2011年6月には警報器設置が全面的に義務化されますので、今

後も、さらに市民周知を図り普及に努めてまいります。

次に、高齢者の虐待と徘徊の状況について申し上げます。

虐待の通報はこれまで3件あり、内2件を虐待行為と判断し、施設等への入所手続を取っています。また、徘徊につきましては、名寄市徘徊高齢者SOSネットワークに12人が登録されているところですが、10月下旬に初の捜索依頼があり、関係機関の協力で無事に発見されています。

次に、国民健康保険事業について申し上げます。

昨年4月から始まったメタボリックシンドロームの予防を目的とした特定健診・特定保健指導の平成20年度受診状況がこのほど発表され、受診率は28.9パーセントとなり、目標の25.7パーセントを達成することができました。本年度も受診率の向上に努め、生活習慣病予防対策の推進を図ってまいります。

次に、廃棄物処理対策について申し上げます。

ごみの減量化やリサイクルを推進するため9月15日から1カ月間、市内9カ所で排出された埋立てごみの組成調査を実施いたしました。調査はサンプリングした埋立てごみを分別し、排出されているごみの割合などを分析したもので、生ごみのほかプラスチックや缶類、衣類などの資源ごみが3割を超える割合で混入していることが判明しました。

今後、調査結果を踏まえ、効果的、効率的なごみ減量、リサイクル推進施策を進め、市民の皆さんの意識向上に努めてまいります。

次に、消防事業について申し上げます。

10月末現在での災害出動状況については、火災が9件、救急が827件となり、前年同期と比べ火災は2件の減少、救急は3件の減少となりました。

消防庁舎施設整備事業については、本署の浴室改修、車庫排煙設備の改修及び屋上防水の改修工事を完了いたしました。

防火対策については、9月30日早朝に除雪用具等が焼損する不審火が発生したことから、10月11日まで夜間パトロールを実施いたしました。また、10月15日から31日まで「秋の全道火災予防運動」の取り組みとして、パチンコ店などの遊技場及びタンクローリーの立入検査を実施するとともに、一般住宅の防火訪問や街頭広報による住宅用火災警報器の普及、不審火対策の啓発などを実施いたしました。

次に、防災対策について申し上げます。

今年度の防災訓練は、10月14日に西小学校校区の8町内会及び自衛隊名寄駐屯地、名寄消防団など7関係機関・団体が参加して、市民文化センターを避難所として実施いたしました。

町内会からは97人の参加があり、今回が初めての試みとなる自衛隊救護車を使った災害時要援護者搬送訓練をはじめ、洪水ハザードマップの説明や災害時要援護者に対する町内会等の支援活動の紹介、救命処置に関するAED使用法の講習などを通じて、防災意識を高めていただきました。

次に、北斗・新北斗団地建替事業関連について申し上げます。

住み替え住宅として昨年9月に着工した南団地1棟34戸（鉄筋コンクリート造5階建）が10月末に完成し、北斗団地からの住み替え者による転居は11月中旬以降実施しています。また、平成22年度現地建替事業に伴う実施設計を8月上旬に着手し、12月中旬の完了を予定しています。さらに、解体工事10棟40戸については、住み替え住宅等への転居終了後、年明けの発注を予定しています。

次に、改善事業では、平成21、22年度の2カ年事業により全団地を対象とした住宅用火災警報機の設置を行い、本年度分は11月に着手し、年度内完了を予定しています。

次に、水道事業について申し上げます。

安全で安定した給水を供給するための老朽管更新及び配水管網整備工事は、道道朱鞠内風連線他

9路線、延長2,258メートルが完了いたしました。現在は徳田しらかば1号線の延長291メートルの整備を進めています。また、計量法に基づく水道量水器取替え工事は、当初予定の1,476台について概ね完了しています。

次に、下水道事業について申し上げます。

老朽化した施設の改修は、名寄下水終末処理場管理棟外部改修工事を終え、受変電設備更新工事は90パーセントの進捗率となり、完全切替えに向け順調に進んでいます。

個別排水処理施設整備事業は、名寄地区で1基、風連地区で7基、計8基の合併浄化槽が供用開始しています。

次に、道路整備について申し上げます。

国土交通省関連の地域活力基盤創造交付金事業については、東4条通改良舗装が完了し、緑丘通、豊栄西10条仲通の本年度分が完成いたしました。また、19線道路は加東橋の旧橋解体と道路改良工事を行っており、南2丁目踏切拡幅改良事業については、日本貨物鉄道株式会社との施行協定に基づき、名寄駅構内鉄道施設撤去・改修工事を平成22年1月の完成に向けて施工中です。

まちづくり交付金による風連地区北栄2丁目線歩道改良工事は、10月で完了いたしました。

次に、地域公共交通について申し上げます。

地域住民の理解を得て、現在、名士バスが運行している下多寄線運行エリアと土別軌道が運行している中多寄線の一部運行エリアを対象に、10月、11月の2カ月間、自宅から名寄・風連市街まで利用者の予約により、乗り合いで走るデマンド方式の実証試験運行を行いました。

今後は、利用者の意見やアンケートを基に結果を検証し、さらに22年度積雪期に試験運行を行い、23年度本格運行をめざしてまいります。

次に、農業・農村行政について申し上げます。

はじめに、本年産の主要農作物の農作業及び生育状況については、7月の低温・長雨・日照不足による生育の遅れ、10月の長雨により収穫作業

は近年にない遅れとなりました。

水稻については、収穫作業終了がもち米で10月15日となり平年より12日遅れ、うるち米で10月17日となり平年より16日遅れとなっています。10月15日現在で公表された作況指数は、全国で98、北海道で89、上川では83となりました。名寄市の11月20日現在の出荷状況は、うるち米8,028俵、もち米10万6,796俵、合計11万4,824俵となり概ね80パーセントの出荷率で、一等米の割合が37パーセントと品質・収量とも厳しい状況となりました。

畑作については、収穫作業が全般的に遅れ一部農家のてんさい、馬鈴しょ、玉ねぎのは場において大型機械が使用できない状況となり、「JA道北なよろ」より市に援農の要請がありましたので、11月9日から11月11日までの3日間、昭和58年以来の援農を行ったところです。作況については、馬鈴しょが「やや不良」、豆類、小麦、てんさいが「平年並」、野菜では、かぼちゃ、スイートコーン、玉ねぎが「やや不良」と見込まれています。

次に、産地確立対策について申し上げます。

「名寄地域水田農業ビジョン」に基づく本年度の生産目標数量については、もち米が平成19年度からの自主削減が終了し、対前年比13.7パーセント増の1万1,980トン、うるち米は微増の2,110トンとなり、生産数量は11.1パーセント増の1万4,090トンの配分を受けました。加工米を含めた水稻作付面積では、対前年比0.9パーセント増の3,274ヘクタール、水稻耕作者では15戸減の429戸となりました。産地確立交付金については、対象農家762戸、助成対象転作面積2,347ヘクタール、産地確立交付金は9億5,358万円、耕畜連携水田活用対策及び水田フル活用促進交付金は5,080万円、水田等有効活用促進交付金が5,214万円となり、総額10億5,652万円を見込み、交付金の概ね9割を年内に支払うことで事務作業を進めています。

次に、「中山間地域等直接支払制度」及び「農地・水・環境保全向上対策」について申し上げます。

中山間事業では、平成21年度、名寄地域集落で3,273万円、風連地域集落で7,587万円をもって、2期目5年間の対策が終了します。本年度で精算となりますので、地域集落で有効に使用されるよう協議してまいります。

農地・水・環境保全向上対策では、平成21年度、9地区で1億6,475万円の交付額の内、すでに1億1,793万円が地域活動組織に交付済みとなっています。各組織では効果的な「農地・農業施設の保全活動」や「農村の環境向上対策」を行っています。

次に、畜産について申し上げます。

公共牧野については、名寄市営牧野で5月25日から10月20日までの148日間の入牧期間中に、延べ3万4,553頭、母子里地区共同牧場で6月1日から10月26日までの148日間で延べ1万4,044頭を、市内酪農家23戸からの受精対象牛を主体に受け入れました。適正な飼養管理により高い受胎率を実現し、個体の資質向上を図ってまいりました。

次に、農業農村整備事業について申し上げます。

17年度から実施の「道営農地集積加速化基盤整備事業」の東豊地区及び「道営地域水田農業支援緊急整備事業」の風連地区では、暗渠排水・区画整理・用排水路の整備を行い本年度で事業完了となります。「道営農地集積加速化基盤整備事業」の瑞生地区及び共和地区、「道営地域水田農業支援緊急整備事業」の名寄地区では、本年度の工事を全て発注し、秋・冬工事として暗渠排水、区画整理、用排水路の整備を行っています。また、本年度から始まりました「道営農地集積加速化基盤整備事業」の名寄東地区については、調査設計委託を実施しています。

次に、商工業関係について申し上げます。

地元金融機関の景況レポートによる名寄地方に

おける景気動向は、個人消費が依然と厳しい状況が続くなど、マイナス基調で推移しています。

次に、住宅リフォーム促進助成事業について申し上げます。

最終年度となる本年度については、11月20日現在における申請件数が306件で、工事費総額はおよそ6億4,800万円となり、3年間での申請工事費総額は約12億8,000万円となっています。今後も数件の申請を見込んでいます。

次に、物産振興事業について申し上げます。

物産振興協会との連携により、9月25日から3日間開催された「札幌オータムフェスタ2009」をはじめ道内での各イベント参加のほか、10月17・18日には友好交流都市杉並区での「環境博覧会すぎなみ2009」への参加などにより、農産物をはじめ特産品の販売を行い、物産や観光PRを行ってまいりました。

次に、労働関係について申し上げます。

名寄地方の9月末の有効求人倍率は0.57倍、新規求人倍率は1.29倍、新規求人数は260人で、いずれも前月及び前年同月を上回り、産業別では建設業、卸・小売業、複合サービス業で増加となっています。有効求人倍率は改善傾向にあるものの、パート等の非正規型求人が多く、引き続き厳しい状況が続いています。

次に、観光について申し上げます。

本年度上半期の観光入り込み客数は、総体で32万3,800人となり、前年度同期に比べて9万3,900人の増加となりました。要因として、2年目に入りました道の駅と道立サンピラーパークでの増加と分析しています。今後も冬季間のイベントPRに努め、観光客の入り込み増に期待しています。

また、本格的な冬を迎えるにあたり、ピヤシリスキー場では、12月5日のオープンに向け準備を進めています。11月27日には安全祈願祭を行い、シーズン中における安全と無事故を願ったところです。

次に、市街地再開発関係について申し上げます。

名寄地区市街地で事業計画を策定中の「なよろ地区都市再生整備計画」については、事業採択に必要な市民アンケートで事業への賛同率が66.34パーセントとなりましたので、事業計画内容を精査の上、北海道の審査を受け、さらに国の審査を受けるための計画書を北海道開発局に提出したところです。

また、駅横地区の整備計画につきましては、10月30日の臨時市議会において民間事業者への用地処分についての議決をいただき、駅横整備事業が大きく前進したところです。今後とも、株式会社西條、商工会議所との連携により、市民の利便性を高める整備となるようさらに協議を進めてまいります。

次に、生涯学習の推進について申し上げます。

本年で2回目となる「生涯学習フェスティバル」を、9月12日と13日の2日間にわたり開催いたしました。

全国からの応募により選ばれた「一緒に学ぼう 楽しもう 出合い 生きがい まちづくり」のキャッチフレーズのもと、木彫や切り絵、ニュースポーツなどの体験コーナーやワークショップブース、また「出合いの広場」では、市民によるコンサートや歴史講演、プロによる絵本読み聞かせや南米の民俗音楽など、多彩なステージが繰り上げられ、生涯学習への関心と理解が図られました。

次に、高齢者学級である名寄ピヤシリ大学は、10月27日に開学30年記念式典を行いました。昭和55年の開学以来これまでに大学から570人、大学院から382人の卒業生を輩出し、学んだ成果をそれぞれが地域での実践活動に活かしていただいています。

次に、市立図書館について申し上げます。

読書普及事業の取り組みとして、古典文学講座『雨月物語』全6回を開催し、江戸時代の文学に親しんでいただいたほか、風樹舎との共催により「本の周辺一蔵書票とみちのく豆本一」展を開催

し、貴重なコレクションや山形地方の昔話などに触れていただきました。また、「手塚治虫生誕80周年記念展」を、本館で10月15日から11月15日まで開催し、「マンガの神様」といわれる手塚治虫さんの著作249作品を、市民の皆さんや市外の図書館6館より借用した図書資料を含めて展示し、御家族で楽しんでいただいた催しとなりました。なお、風連分館では、12月1日から19日まで同展示会を実施いたします。

子どもの読書活動普及推進の取り組みとしては、「小学3・4年生向けおすすめ本」リストを作成し、小学校や関係機関などに配布いたしました。今後も引き続き、ブックリストの作成・配布を計画しています。

次に、プラネタリウム館、市立木原天文台について申し上げます。

プラネタリウム館では、11月3日の文化の日に天文教室「しし座流星群とその観察方法」を開催し、星への理解を深めていただきました。

市立木原天文台では、「なよろ市立天文台(仮称)」の愛称を全国に公募したところ、84通の応募があり、9月30日に開催した愛称選考委員会で、子どもたちにも覚えやすく、北の街・名寄らしい「きたすばる」が、愛称として決定いたしました。

また、プラネタリウム館、市立木原天文台は、11月29日をもって休館し、「なよろ市立天文台(仮称)」の開設準備に入ります。

市民の皆さまには、当分の間御不便をおかけいたしますが、御理解をお願い申し上げます。

次に、学校教育について申し上げます。

今年度、東風連小学校が開校100周年、名寄西小学校が開校50周年を迎え、それぞれ卒業生や地域の方々の多大な協力を得ながら、記念行事を開催いたしました。

10月以降、新型インフルエンザが猛威を振るい、市内小中学校では臨時休校や学年閉鎖など、適切な対応に努めています。その影響もあり、学

習発表会や学会・学校祭などは日程を変更して開催し、日頃の学習成果を発表いたしました。

また、10月7日には、市内小中学校を会場に第23回上川管内学校体育研究大会・名寄大会と第44回上川管内北部地区研究大会が開催され、市内外から450人余りの教員が参加しての公開研修会となり、その成果を発表し研修を深めました。

さらに、9月29日には名寄市小中学校音楽発表会が開催され、豊かな情操を育む教育の充実と学校間の交流が図られました。

次に、特別支援教育については、特別支援連携協議会の専門委員会議において、名寄版個別の支援計画「すくらむ」の活用について、保育所や幼稚園からの意見を集約いたしました。今後は保育所や幼稚園における「すくらむ」の普及に向けて取り組んでまいります。また、小中学校では、特別支援学級の約95パーセントの児童生徒が「すくらむ」を活用していますが、今後、さらに必要な児童生徒への普及を図ってまいります。

今年度の全国学力学習状況調査の結果を受け、名寄市教育研究所では、過去3カ年の傾向を分析しQ&A形式の「改善プラン」を作成いたしました。児童生徒の学力向上に向けて活用を図ってまいります。

名寄東小学校屋内運動場の改築事業については、6月18日に教職員・PTA役員をはじめ、東小学校コミュニティセンター運営委員会、学校評議員の19人の皆さんによる「改築等準備協議会」を設置いたしました。5回にわたる会議の中で、改築等に係る要望・提案をいただき、実施設計に反映してまいりました。

また、風連中学校の施設移転事業については、5月14日に教職員・風連中学校PTA役員をはじめ、校区小学校PTA役員を含め21人の皆さんによる「移転準備協議会」を設置いたしました。5回にわたる会議を開催し、移転に伴う風連高校の施設改修計画について要望・提案をいただき、

実施設計に反映してまいりました。

両校の施設整備に関して、協議会の委員として御協力を賜りました関係の皆さまにお礼申し上げます。

次に、名寄市立大学について申し上げます。

平成22年度推薦入試・社会人選抜については、新型インフルエンザへの対応として、受験機会の確保並びに感染拡大防止の観点から、11月19日の試験に引き続き11月27日に追試験が行われました。

保健福祉学部においては、推薦入試定員55名に対して昨年より47名多い155名、社会人選抜では昨年より10名多い12名が受験しました。短期学部児童学科では、推薦入試定員25名に対して昨年より3名少ない38名の受験となり、12月3日にそれぞれ学科の合格発表を予定しているところです。

また、9月11日に編入学試験が行われ、受験者5名の中から看護学科1名、社会福祉学科4名の合格を決定いたしました。

次に、食育の推進について申し上げます。

栄養教諭による、子どもたちへの給食を通した食に関する指導は、連携校との連絡調整を図る中で、本年度から市内全小・中学校を対象として順調に進められています。

名寄市学校給食センターでは、安全・安心な学校給食を提供するため、地場産食材を積極的に使用しており、6月と10月には、地元産はくちょうもちを使用した「もち粉パン」や市内ホテル等が地域貢献として開発した地場産食材を使用したメニューを学校給食に提供するなど、地産地消の推進に取り組んでいます。

今後も、地場産の越冬野菜を使用するなど地場産活用を進めてまいります。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

海洋スポーツの推進のため「カヌー体験教室」を9月19日に風連B&G海洋センタープールで開催いたしました。クローズ後のプールを利用し

た体験教室でしたが、参加した子どもたちは、歓声を上げて水上走行を楽しんでいました。

スポーツの普及活動の一環として、体育指導委員の会では、本年度から出前講座を行うことになりました。これは市内の学校や各種団体からの要望を受け、体育指導委員を派遣してニュースポーツの紹介と指導を行うもので、名寄東小学校から依頼を受け9月18日と11月6日に「ドッジビー」と「キンボール」を指導いたしました。今後もスポーツの普及に努めてまいります。

青少年センターでは、9月25日に高校生2名、大学生1名、社会人1名、団体として大学のサークルを模範青少年として表彰いたしました。今後も青少年の健全育成に努めてまいります。

次に、教育相談センターについて申し上げます。

教育相談センターでは、10月に小中学校を訪問してハートダイヤルの上半期の相談傾向を明示し、子どもたちの悩みに対する早期対応の方策を確認するとともに、学校との連携を図るため、ハートダイヤル・適応指導教室のパンフレットと「安心カード」を全児童生徒に配布いたしました。

次に、地域文化の継承と創造について申し上げます。

建設を計画している文化ホールについては、市民懇話会が発足し、10月7日に第1回の会議が行われました。懇話会は学識経験者や文化団体、町内会、商工団体、福祉団体等の委員15人で組織され、建設場所や施設の形状、活用方法などについて多くの意見をいただくことになっています。

検討を進めるにあたり近隣先進施設調査として、10月8日に士別市あさひサンライズホール、11月8日に富良野演劇工場を視察してまいりました。

次に、北国博物館について申し上げます。

平成8年2月10日の開館以来13年7カ月を経て、9月8日、総入館者数が20万人に達しました。20万人目となったのは、道内一周旅行中の愛知県安城市在住の野口様御夫妻で、教育長よ

り記念品を贈呈いたしました。

10月8日から25日に行いました昭和企画展「思い出の学び舎～小学校」では、はじめて学校をテーマとしたこともあり、多くの皆さんの観覧をいただきました。

また、本年7月23日に国の名勝に指定された九度山につきましては、11月20日に文化財審議会を開催し、指定地の今後の管理・保全に向けて「管理計画の指針」についての諮問を行ったところ です。

以上、主な行政事項について、その概要を申し上げます御報告といたします。

○議長（小野寺一知議員） 以上で行政報告を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 日程第8 議案第1号 名寄市自治基本条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第1号 名寄市自治基本条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、総合計画の基本目標の一つである市民と行政の協働によるまちづくりを進めるため、まちづくりの基本的な理念と原則などを明らかにし、市民がより一層主体的にかかわるまちづくりを行っていくために名寄市自治基本条例を制定しようとするものです。

本条例は、前文と8章35条で構成しており、その内容について申し上げます。前文では、本条例で目指すまちの姿やまちづくりの理念、定める目的を明らかにしています。

次に、本則では、第1章、総則は制定する目的、言葉の定義、まちづくりの基本理念及び条例の位置づけを定めています。第2章、まちづくりの基本原則では、市民参加、情報共有、連携、協力、コミュニティ自治、自主自立の市政運営につい

て定めています。第3章では、市民の権利、役割及び責務、第4章では議会の役割及び責務、第5章では市長等の役割及び責務を定めています。第6章では、行政運営の原則、総合計画、財政運営、行政組織など行政の運営の基本、第7章では基本原則に基づくまちづくりを進める仕組み、第8章では条例施行後の検討及び見直しを規定しています。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号については、本会議質疑を省略し、13名の委員で構成する名寄市自治基本条例審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、13名の委員で構成する名寄市自治基本条例審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました名寄市自治基本条例審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、佐藤靖議員、竹中憲之議員、川村幸栄議員、大石健二議員、佐々木寿議員、岩木正文議員、駒津喜一議員、木戸口真議員、高見勉議員、川村正彦議員、谷内司議員、宗片浩子議員、中野秀敏議員を指名いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員を選任することに決定いたしました。

正副委員長互選のため暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時28分

○議長(小野寺一知議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

名寄市自治基本条例審査特別委員会の正副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。

委員長には岩木正文議員、副委員長には竹中憲之議員、以上であります。

○議長(小野寺一知議員) 日程第9 議案第2号 ふうれん地域交流センター条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第2号 ふうれん地域交流センター条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

ふうれん地域交流センターは、平成22年3月の完成、同年4月のオープンを目指し、建設が進められております。この地域交流センターは、既存の風連福祉センター及び風連母と子と老人の家の施設機能を兼ね備えた施設となるものです。

条例の制定に当たりましては、この地域交流センターがより多くの市民に愛され、親しまれ、利用しやすい施設として、さらには情報発信の場としての施設づくりを考えております。利用者から徴収する使用料及び暖房料につきましては、市内類似施設の料金を参考に料金設定を行いました。管理運営につきましては、当分の間、名寄市教育委員会が行います。

なお、現在運用しております名寄市風連福祉センター条例は、本条例制定に伴い廃止することといたします。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(小野寺一知議員) お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号については、本会議質疑を省略し、会議規則第37条

の規定により総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。よって、議案第2号については、総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(小野寺一知議員) 日程第10 議案第3号 名寄市事務分掌条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第3号 名寄市事務分掌条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、昨年度より名寄市行財政改革推進実施本部内において組織・機構検討部会を設置し、組織機構の見直しについて検討を進め、平成22年4月より行政組織の一部を変更するもので、具体的には現在の生活福祉部を市民部と健康福祉部に分けることによる事務分掌条例及び福祉事務所設置条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(小野寺一知議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長(小野寺一知議員) 日程第11 議案第4号 名寄市議会議員及び名寄市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第4号 名寄市議会議員及び名寄市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、公職選挙法の一部改正により地方公共団体の長の選挙において選挙運動用ビラの作成費用を公費で負担できることとなったことに伴い、名寄市選挙管理委員会での協議を経て、名寄市議会議員及び名寄市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例においても所要の改正をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(小野寺一知議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長(小野寺一知議員) 日程第12 議案第5号 名寄市手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第5号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について、提案の理由を御説明申し上げます。

本件は、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅を認定する制度である長期優良住宅の普及の促進に関する法律における認定事務において未設定であった計画変更等の手数料について、認定事務コストに応じた受益者負担分を長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料として徴収するために名寄市手数料徴収条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(小野寺一知議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長(小野寺一知議員) 日程第13 議案第6号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例及

び名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第6号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例及び名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成21年8月11日付人事院勧告に基づき、国家公務員の期末手当が引き下げられたことに伴い、名寄市の特別職の職員及び名寄市教育委員会教育長について同様の措置を講ずるものです。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(小野寺一知議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長(小野寺一知議員) 日程第14 議案第7号 名寄市議会の議員その他非常勤及び臨時の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第7号 名寄市議会の議員その他非常勤及び臨時の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、船員保険法が一部改正され、船員保険制度のうち職務上の疾病、年金部分が労働者災害補償制度に統合されることとなりました。これに伴い、地方公務員災害補償法においても所要の改正が行われたことにより、同法の規定に基づく名寄市議会の議員その他非常勤及び臨時の職員の公務災害補償等に関する条例の該当部分について所要の改正を行おうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(小野寺一知議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長(小野寺一知議員) 日程第15 議案第8号 名寄市病院事業診療報酬及び介護報酬徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第8号 名寄市病院事業診療報酬及び介護報酬徴収条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

近年患者が受診している病院医師以外の医師の診断や治療方針等、いわゆるセカンドオピニオンを聞き、今後の治療等の参考にする事例が発生しております。本件は、名寄市立総合病院において患者からセカンドオピニオンの要望があった場合に対応するため、名寄市病院事業診療報酬及び介護報酬徴収条例の一部を改正し、相談時間に応じた相談料金を設定しようとするものであります。これにより別の立場の医師から説明を受けることでさらに具体的な比較ができ、より納得のいく治療が期待されます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(小野寺一知議員) お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第8号については、本会議質疑を省略し、会議規則第37条の規定により民生常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第8号については、民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(小野寺一知議員) 日程第16 議案第9号 北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減について、議案第10号 北海道後期高齢者医療広域連合を組織する市町村の数の増減について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第9号 北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減及び議案第10号 北海道後期高齢者医療広域連合を組織する市町村の数の増減について、一括して

提案の理由を申し上げます。

本件は、名寄市も組織団体となっている北海道市町村備荒資金組合及び北海道後期高齢者医療広域連合の組織団体である湧別町と上湧別町が平成21年10月5日に合併し、湧別町となったことに伴い、同組合等を組織する市町村の数の増減について、地方自治法第286条及び第290条並びに第291条の3及び291条の11の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(小野寺一知議員) これより、議案第9号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号外1件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第9号外1件は原案のとおり可決されました。

○議長(小野寺一知議員) 日程第17 議案第11号 指定管理者の指定について(なよろ健康の森)、議案第12号 指定管理者の指定について(名寄公園パークゴルフ場)、議案第13号 指定管理者の指定について(天塩川さざなみ公園)、議案第14号 指定管理者の指定について(名寄市宮牧野)、議案第15号 指定管理者の指定について(名寄市母子里地区共同牧場)、議案第16号 指定管理者の指定について(名寄市

風連米乾燥調製施設）、以上6件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第11号から議案第16号までの指定管理者の指定について、一括して提案の理由を申し上げます。

議案第11号から議案第13号までの3施設につきましては、名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条による公募による施設であり、議案第14号から議案第16号までの3施設につきましては同条例第5条第1項第1号による公募によらない施設であります。本件は、名寄市公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会の報告を踏まえ、指定管理者の候補者を選定いたしましたので、指定管理者の指定をいたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、議案第11号外5件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第11号外5件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第11号外5件は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第18 議案第17号 市道路線の廃止について、議案第18号 市道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第17号 市道路線の廃止及び議案第18号 市道路線の認定について、一括して提案の理由を申し上げます。

まず、議案第17号 市道路線の廃止について申し上げます。本件は、整理番号3002、路線名、南西3条仲通及び整理番号3038、路線名、南10丁目東通について、両路線の終点側に接続する道路が整理され、市道として認定されることから、路線の終点及び延長を変更するため一たん廃止しようとするものであります。

整理番号3039、路線名、南10丁目中央通については、終点側にある南10丁目東通との間の道路用地の整理ができ、新たに南10丁目東通として市道を一本化することから、本路線を廃止するものです。

次に、議案第18号 市道路線の認定について申し上げます。議案第17号により廃止する整理番号3002、路線名、南西3条仲通及び整理番号3038、路線名、南10丁目東通について、路線の終点の変更により、それぞれ194.74メートル及び570.12メートルの延長となることから、認定し直そうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、議案第17号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知識員) 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第17号外1件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知識員) 異議なしと認めます。
よって、議案第17号外1件は原案のとおり可決されました。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

○議長(小野寺一知識員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第19 議案第19号 平成21年度名寄市一般会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第19号 平成21年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款にわたる臨時的経費と事業の確定に伴う事業費の調整を中心に補正しようとするものでありまして、歳入歳出それぞれ3億1,756万6,000円を追加し、予算総額を216億1,828万9,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。4款衛生費におきまして、新型インフルエンザワクチン接種助成負担金1,408万6,000円の追加は、国の優先接種の対象者である妊婦や基礎疾患を有する方などで住民税非課税世帯の方を対象にワクチンの接種費用の全額を助成しようとするものです。また、市独自分の440万2,000円の追加は、課税世帯であるため助成を受けられない妊婦と1歳から18歳までの子供に対して接種1回当たり1,000円を名寄市独自で助成しようとする

ものです。

7款商工費におきまして、住宅リフォーム促進助成事業補助金1,600万円の追加は、本年度が最終年度である同事業の利用が大変好調で既に予算化している250件、5,000万円では不足することから、さらに80件分を追加しようとするもので、これにより希望者全員に対して助成できるものと考えております。

10款教育費におきまして、東小学校屋内運動場改築工事2億4,100万円の追加は、国の安全・安心な学校づくり交付金等の助成を受け、老朽化した体育館の改築を図るものです。また、名寄小学校太陽光発電設備設置工事1,900万円の追加は、同校に太陽光パネルを設置し、児童の環境教育などに役立てようとするものです。

次に、歳入について申し上げます。事業費の変更に伴う特定財源の増減のほか、収支不足を繰越金及び地方交付税で調整いたしました。1款市税で、市民税1,267万5,000円の減額は、景気低迷などにより申告所得が減少している市民税法人税割を減額しようとするものであります。

18款寄附金で、ふるさと納税寄附金70万1,000円の追加は、10月末までに東京なよろ会の会員を初めとする13名の皆さんからいただいたふるさと納税の寄附金であります。

次に、第2表、債務負担行為補正では、さわやかトイレ・ホール清掃等業務委託料ほか22件を追加しようとするものであります。

次に、第3表、地方債補正では、19線道路舗装新設事業ほか7件を変更しようとするものであります。

次に、第4表、継続費補正では、事業費の減額により北斗・新北斗公営住宅建設事業について変更しようとするものであります。

以上、補正の概要について申し上げましたが、細部につきましては総務部長より説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(小野寺一知議員) 補足説明を佐々木総務部長。

○総務部長(佐々木雅之君) それでは、一般会計の補正予算につきまして市長より申し上げた分の重複を避けて補足説明をさせていただきます。

まず最初に、歳出から説明させていただきます。議案第19号の16、17ページをお開きください。2款総務費、1項8目企画振興費で、地域振興基金積立金70万1,000円の追加は、10月末までにふるさと納税による寄附をいただいた13名の皆さんの寄附金を地域振興基金に積み立てるもので、その内訳は天体観測を生かしたまちづくりに28万円、大学を生かしたまちづくりに20万円、医療と福祉のまちづくりに5万円、雪を生かしたまちづくりに1万円、その他のまちづくりに16万1,000円となっております。

18、19ページをお開きください。3款民生費、1項6目老人福祉費で、後期高齢者医療療養給付費負担金437万円の追加は、平成20年度の給付費が確定したことに伴う精算分であります。

20ページ、21ページをお開きください。同じく2項5目児童母子給付費で、子育て応援特別手当、平成21年度分につきまして交付事業費3,083万円の減額は、国の補正予算の執行停止に伴う減額で、あわせて国庫支出金でも同額を減額しております。

同じく3項1目生活保護扶助費で3,918万4,000円の減額は、主に医療扶助の減少によるものであります。

24、25ページをお開きください。7款商工費、1項1目商工業振興費で、チャレンジ支援事業補助金100万円の追加は、6丁目商店街の空き店舗を飲食店として改修する事業者へ支援しようとするものであります。

30ページ、31ページをお開きください。9款消防費、1項2目災害対策費で、防災情報通信設備整備事業費300万円の追加は、全額国の交付金を受け、災害等の際に国から瞬時に情報提供

が受けられるよう全国瞬時警報システムの設置工事などを実施するものであります。

32、33ページをお開きください。10款教育費、5項1目大学学校総務費で、学生募集対策事業費355万5,000円の追加は、紙ベースとインターネットによる大学情報の提供をこれまで高校3年生だけを対象としていたものを高校2年生まで拡大することによる委託料の増額などであります。

次に、歳入について説明させていただきます。10ページから11ページをお開きください。15款国庫支出金で、地域活性化・公共投資臨時交付金2,649万円の追加は、東小学校屋内運動場の改築工事及び名寄小学校太陽光発電設備設置工事实施に伴う臨時交付金であります。

16款道支出金で、新型インフルエンザワクチン接種費用負担軽減事業費補助金1,056万3,000円の追加は、国の優先接種の対象者で住民税非課税世帯の方を対象に助成する経費の4分の3、国が2分の1、道が4分の1が合算されて交付されるものであります。同じく緊急雇用創出推進事業補助金51万円の追加は、新型インフルエンザ対策の事務に当たる保健センター臨時職員の賃金であります。

以上、補足説明とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(小野寺一知議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○4番(川村幸栄議員) 4款衛生費、23ページになりますが、新型インフルエンザワクチンの助成について1点お伺いをしたいと思います。

今回市独自の助成が行われるということで大変うれしく思っているところですが、今全国的にもなかなか下火にならないといいますが、非常に感染力が強くなっているというようなことも報道されています。名寄市における感染率がわかれば、

大体年代別等を教えていただきたいというふう
に思っています。

もう一つは、今このワクチンの大瓶といいま
すか、それが接種する人の人数によって余ってしま
って、24時間しかもたないということで無駄に
なるというような報道もされていて、ある地域で
は医師会の先生方が皆さん声を寄せ集めて集団接
種という形で無駄をつくらないというような努力
をされているというふうに報道で知ったのですけ
れども、名寄市としてはこういった集団接種とい
う方向とかお考えはないのかどうか、その点につ
いてお伺いをしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） ただいま新型イ
ンフルエンザの感染率と、それからいわゆる供給
されておりますインフルエンザワクチンの大瓶の
問題による使用期限による廃棄の関係で集団接種
についてのお問い合わせがございました。

感染率につきましては、8月10日以降にいわ
ゆる遺伝子検査というものを実施しなくなりまし
て、新型インフルエンザというものの特定をして
いない状況になっておりまして、そういうことか
らすると特に簡易検査だけでA型と特定された場
合、今までの結果からすると約九十％が新型で
あるというような流れが出ておりまして、その後
の部分につきましては学級閉鎖、学校閉鎖あるい
は学年閉鎖等で、あるいは幼稚園、保育所の閉鎖
等で定数の5％程度で保育所等につきましては閉
鎖等の措置をいたしましたけれども、実数の数値
について把握している数値はございません。

それから、集団接種の件につきましても今回独
自助成を開始しようかということをお考えまして、
当然当面実施しそうな場所と申しますと保健セン
ターになるのかなというような部分がございます
て、そういう部分で市立病院のほうの小児科のほ
うと協議をいたしましたけれども、なかなか料金の接
種等々のいろいろな形の部分あるいは保健センタ
ーへ向かう部分あるいは学校が終わってから帰っ

てくるまでの短い時間の部分といういろいろな部
分を考えますと、なかなか効率が整わないのかな
というような部分で断念した経過がございます。
ただ、12月からワクチンの供給の国が示してい
るものを見ますと、いわゆる小瓶のものが出回っ
てくる状況になっておりますので、そういうもの
を使っていけば多分無駄は出てこないのかなとい
う部分でございます。

あと、ちなみに風連の国保診療所とさくら幼稚
園、さくら保育所の中では、この部分につきまし
て少し効率的な接種ができないかというような部
分を踏まえて、集団の形で接種をしようかとい
うような協議に入っておりますけれども、完全にそ
こまで結論に至っているかどうかはちょっとまだ
現在のところ情報は入手しておりません。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） 検査が簡易検査で済ん
でいるというお話でしたが、まだまだ感染してい
ない、これからかかるという方も非常に多くいら
っしゃるといふふうに思いますし、またこの市独
自の助成によってまた受けたいと思う方も非常に
ふえてくるかなというふうに思っています。本当
にワクチンが無駄なく皆さんに行き渡って重症化
しない、また今小さな子供たちの本当に悲しいこ
とも多々聞きますので、こういったことがないよ
うに万全の対策をとっていただくことをお願いし
て終わりたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） ほかに質疑はござい
ませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 以上で質疑を終結い
たします。

お諮りいたします。本件については、委員会付
託を省略し、直ちに採決することに御異議ござい
ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長(小野寺一知議員) 日程第20 議案第20号 平成21年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第20号 平成21年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして増加傾向にあります医療費の支払いと新型インフルエンザの接種助成にかかわる経費を中心に補正を行うものであり、歳入歳出それぞれに6,583万円を追加し、予算総額を32億5,188万3,000円に、直診勘定におきまして主に外来患者の増加と新型インフルエンザの予防接種などに対応するため、歳入歳出それぞれに214万5,000円を追加し、予算総額を1億2,981万円にしようとするものであります。

まず、保険事業勘定の歳出から申し上げます。2款保険給付費では、一般被保険者分の療養給付費、高額療養費等に1億4,702万8,000円を追加し、退職被保険者分の療養給付費、高額療養費等を8,200万円減額して医療費の支払いの調整を図るものです。

8款保健事業費では、新型インフルエンザワクチン接種助成負担金として80万2,000円を追加するものであります。

次に、歳入について申し上げます。8款繰入金では、一般会計繰入金におきまして、地方交付税で措置される国保財政安定化支援分の確定により

159万1,000円を追加し、基金繰入金におきましては国民健康保険支払準備基金繰入金として新型インフルエンザ接種助成のため80万2,000円を追加しようとするものであります。

9款繰越金では、前年度繰越金の留保分6,343万7,000円を追加しようとするものであります。

次に、直診勘定の歳出について申し上げます。2款医療費におきまして、新型インフルエンザワクチンの購入など、外来患者にかかわる医療用衛生材料事業費に214万5,000円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款診療収入におきまして214万5,000円を追加し、収支の調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(小野寺一知議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長(小野寺一知議員) 日程第21 議案第21号 平成21年度名寄市介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第21号 平成21年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして、歳入歳出それぞれ20万円を追加し、予算総額を19億2,886万2,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。6款諸支出金では、過年度分にかかわる保険料の払戻金を20万円追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。4款国庫支出金では20万円を追加し、収支の調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第21号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第22 議案第22号 平成21年度名寄市下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第22号 平成21年度名寄市下水道事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、債務負担行為の追加を行おうとするものでありまして、平成22年度における風連浄水管理センター等維持運転管理業務委託料の限度額を1,563万円にしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第22号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第23 議案第23号 平成21年度名寄市水道事業会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第23号 平成21年度名寄市水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、収益的支出の原水及び浄水費の修繕費について補正しようとするものであります。

2款水道事業費用におきまして、緑丘浄水場外

壁修繕等により508万4,000円を追加し、総額を5億9,229万7,000円にしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(小野寺一知議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第23号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長(小野寺一知議員) 日程第24 議案第24号 名寄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

黒井徹議員。

○18番(黒井 徹議員) 議案第24号 名寄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成21年8月11日付人事院勧告に基づき国家公務員の期末手当が引き下げられたことに伴い、議長、副議長並びに議員の期末手当について同様の措置を講ずるものです。あわせて、現在議会独自に6月期及び12月期にそれぞれ100分の10の期末手当の削減を行っていること

から、引き続き同様の措置を講ずるべく条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(小野寺一知議員) お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第24号につきましては、全議員による提出でありますので、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認め、採決を行います。

本件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

○議長(小野寺一知議員) 日程第25 議案第25号 名寄市職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第25号 名寄市職員の給与に関する条例等の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成21年8月11日付人事院勧告に基づき国家公務員の給与改定が実施されることに伴い、名寄市職員の給与も同様の措置を講ずること及び厳しい財政状況に対応するため、職員の給料を本年12月から平成24年3月まで3%削減すべく、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(小野寺一知議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第25号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知識員） 日程第26 報告第1号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 報告第1号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

事故の内容は、本年10月15日午前10時15分ごろ、名寄市西10条北4丁目交差点におきまして建設水道部所管の公用車が道路清掃作業を再開するため後退した際に後方に停車していた車に接触し、破損させたものであります。過失割合は本市が100%であり、相手方車両の修理代として本市が10万9,001円を負担することで示談が成立し、和解したところであります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

○議長（小野寺一知識員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

谷内司議員。

○21番（谷内 司議員） この件なのですが、ことしに入ってもそれぞれ100対ゼロの

事故が多いという形で、前回のときにもお聞きしたのですが、どんな措置をしたのか、それも教えていただきたいのと、バックをしてなったということはちょっと考えられないミスなのです。ですから、前も申し上げていますように懲罰でそれなりにするから結構だと思います。でも、この例を見ても当然運転未熟だと私は思います。ですから、私が申し上げていますようにそんな懲罰の中でいろんなことを言われるのではなくて、まず練習をさせるということで何回も申し上げているのですけれども、そのことはどうですか。

○議長（小野寺一知識員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） この場をおかりしまして、運転業務としましては単純ミスといえますか、交差点のところでバックをするというのは運転手としては非常に未熟というか間違いな運転で、大きな事故につながらなかったことがせめてもの救いだというふうに思っております。この場をおかりしまして市民の皆様方におわびを申し上げたいと思っております。

この種の事故の関係につきましては、谷内議員からも何回も御指摘いただいておりますが、かなり100対ゼロという単純ミスによるような事故が頻発しておりまして、内部のほうでもいろいろ検討したのですが、養成学校のほうにお邪魔をしまして、運転操作の基本的な研修についていかがということもありましたけれども、他市の状況、それから地元の民間会社のほうにつきまして調査しましたところ、そのような研修についてはあることはあるのですけれども、なかなか実際には運用していないということの情報もいただきました。

中身につきましては、職場内における声かけ運動も含めて、一生懸命交通安全についての基本的なことも含めまして、職場長も含めての交通安全の励行について声かけ運動をすることのほうが効果もあるということと費用を負担させまして行う部分につきましては、逆に言うとそれが業務を開始するときのストレスがたまったり、気持ちが萎

縮しまして、かえって事故を誘発するというような懸念もあるということもありまして、多くの業態のところでは声かけ運動、朝一出るときの声かけ運動を中心に交通安全の励行を職員のほうに促すと、このようなことをやっております、私たちのほうでも個々の現場におきましては部長、課長を中心にしまして安全運転の関係についての励行をしております。それから、19年のときに名寄庁舎、風連庁舎でそれぞれ2回、警察の交通課長を呼びまして安全運転のビデオを見せまして、80名ほどの参加を得まして講習会を実は行っております。本年につきましても21年度で来年の1月にこの種交通安全講習会を開きまして、職員のほうにきちっと交通安全についての周知を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(小野寺一知議員) 谷内議員。

○21番(谷内 司議員) 私自身もやはり何かの方策を講じなければ、こんなことが毎年毎年100・ゼロ、100・ゼロとなったら、市民に対しても何とも説明もつかないこともありますし、市としてやっぱり交通安全などについては力を入れるなり、旗波作戦だとか、いろんな行事を行っているのですよね。そういうことで見たって、やっぱり市の職員は模範であるべきでなければならぬと、このように私も考えます。そんなことからいってもこの100・ゼロというのは、過失割合はいろいろあるのですけれども、それによって100でなくて80なら何々、7・3とかあるのですけれども、それだったら相手のミスということも考えられるのですが、このことについては信号があって、そこにとまったものがバックしてぶつかっているなんて本当に考えられないミスなのです。だから、こういうことは往々にしてやはり運転ミスというのですか、チェンジの入れかえというのをわからないでやっているのだと思うのですけれども、初歩的な段階のミスだと思うのです。こういうことについては、それを訓練する何かい

ろいろあるのでしょうかけれども、やっぱりそういうことが大事だろうと思いますし、経費の問題についてはやっぱりそれについてはその人の負担によってやってもらうような形をとらなければ、声かけ運動をしたから運転の技術がうまくなる、上手になるとはちょっと考えられないのですけれども、やはりそういう自動車学校なり、それしかないですから、そこへ行って一日でも二日でも安全教育の……お年寄りだったら安全運転のための訓練とか免許があってもやりますよね。あんなようなことをやることによってそれが向上されて、こういう事故をなくせると。これしか私はないと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長(小野寺一知議員) 佐々木総務部長。

○総務部長(佐々木雅之君) 職員につきましては、日ごろから声かけ運動も含めて対応させてもらっていますけれども、合併をしまして名寄庁舎、風連庁舎ということで前よりも遠距離の往來が頻繁に行われていることもあります。今回の事故の場合につきましても道路センターの本体につきましては風連庁舎の側にあたり、それから詰所の関係については名寄の大橋にあたりということ、従来よりも活動範囲が広がっていることもありまして、それと庁用車を管理して運行している職員につきましても普通会計ベースでは480人ぐらいの職員がおりまして、このほかに臨時職員、運転手等もおりまして、谷内議員おっしゃるとおり同じ人間が何回もそのような事故を起こしているわけではなくて、現場の中でちょっとした気の緩みも含めてそういう例がありましたので、やはり日ごろの声かけ、それから安全運転に対する意識啓発が重要と考えておりますので、これらについても対応してまいりたいと思っております。同じ人間が何回も類似するような事故を起こすようなときには、今御指摘の点についての研修も必要と思っておりますけれども、この3カ年間ほどを調べたときには同一の人間が同じような事故を起こしているという例はちょっと見受けられなかったの

で、いましばらくは声かけ運動を中心とした交通安全教育の推進で対応してまいりたいと思っております。

○議長(小野寺一知議員) ほかに質疑はございませんか。

署名議員 東 千 春

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 以上で質疑を終結いたします。

報告第1号を終結いたします。

○議長(小野寺一知議員) お諮りいたします。

議事の都合により、あす12月1日より9日までの9日間を休会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。

よって、あす12月1日より9日までの9日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長(小野寺一知議員) 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 1時37分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 小野寺 一 知

署名議員 日根野 正 敏

平成21年第4回名寄市議会定例会会議録

開議 平成21年12月10日（木曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 一般質問

1. 出席議員（25名）

議長	26番	小野寺	一知	議員
副議長	19番	熊谷吉	正	議員
	1番	佐藤	靖	議員
	2番	植松	正一	議員
	3番	竹中	憲之	議員
	4番	川村	幸栄	議員
	5番	大石	健二	議員
	6番	佐々木	寿	議員
	7番	持田	健	議員
	8番	岩木	正文	議員
	9番	駒津	喜一	議員
	10番	佐藤	勝	議員
	11番	日根野	正敏	議員
	12番	木戸口	真	議員
	13番	高見	勉	議員
	15番	高橋	伸典	議員
	16番	山口	祐司	議員
	17番	田中	好望	議員
	18番	黒井	徹	議員
	20番	川村	正彦	議員
	21番	谷内	司	議員
	22番	田中	之繁	議員
	23番	東	千春	議員
	24番	宗片	浩子	議員

25番 中野秀敏 議員

1. 欠席議員（1名）

14番 渡辺正尚 議員

1. 事務局出席職員

事務局 長	間所	勝
書記	佐藤	葉子
書記	三澤	久美子
書記	高久	晴三
書記	熊谷	あけみ

1. 説明員

市長	島	多慶志君
副市長	中尾	裕二君
教育長	藤原	忠君
総務部長	佐々木	雅之君
生活福祉部長	吉原	保則君
経済部長	茂木	保均君
建設水道部長	野間井	照之君
教育部長	山内	豊君
市立総合病院 事務部長	香川	讓君
市立大 事務局長	三澤	吉己君
福祉事務所長	小山	龍彦君
上下水道室長	扇谷	茂幸君
会計室長	成田	勇一君
監査委員	森山	良悦君

○議長（小野寺一知議員） 休会前に引き続き本日の会議を開きます。

○議長（小野寺一知議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

12番 木戸口 真 議員

24番 宗片 浩子 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

農業支援と各種事業の見通しについて外1件を、日根野正敏議員。

○11番（日根野正敏議員） おはようございます。議長より指名がありましたので、本定例会において大項目2点についてそれぞれお伺いをいたします。

まず初めに、農業支援と各種事業の見通しについてお伺いをいたします。ことしの天候につきましては、農作物にとっても農業者にとっても非常に厳しい年であったことは言うまでもありませんが、とりわけ6月、7月の平年の約6割の日照時間、気温についても7月は平年より平均マイナス2.2度と作物の生育に非常に重要な時期にこのような気候になり、特に水稻については致命的な打撃を受けました。また、6月から11月まで断続的な降雨により管理作業から収穫作業まで非常に苦労の絶えない年でありました。そんな中、昭和58年以来行われたことのない収穫の援農作業が市職員や関係団体により行われたことにつきましては、その判断をした行政や関係団体に敬意を表するとともに現場に行かれた方々につきましては寒さの中、なれない仕事の上、腰をかがめての手作業ということで心より御苦労さまでしたとこの場をおかりしまして申し上げたいと思います。

通常不作の年は、過去の経緯から見ますと品薄になり、価格に反映され、農業経済はそれほど悪化をしなかったけれども、ことしの天候の場合は上川地区の塩狩峠以北が特に悪く、価格にまで反映されない状況であり、市内の農業経済の逼迫は必至だと考えております。名寄市としても現状をしっかりと把握し、今後の営農展望を明るくする状況を見出して対応しなければならぬと考えます。そこで、5点について質問をいたします。

1点目に、ことしの水稻、畑作、酪農の作柄状況と販売高でどの程度落ち込むことが予想されるのかお伺いをいたします。

2点目に、ことしの営農に対し何らかの緊急支援を考えるべきと思いますが、現時点で市として考えている支援策、案でも結構ですので、お伺いをいたします。

3点目、中山間地域直接支払制度はことしで2期目が終わり、さきの事業仕分けでも予算要求どおりになりましたが、農地・水・環境保全向上対策は予算の1割程度縮減が公表されました。この2つの事業について、次年度の取り組みについての考え方についてお伺いをいたします。

4点目に、産地確立交付金にかわる戸別所得補償制度の見通しについて、わかる範囲でお伺いをいたします。

5点目に、農水省21年度新規補正事業の需要即応型生産流通体制緊急整備事業の見通しについてもお伺いをいたします。

次に、合併の効果と課題の検証についてお伺いをいたします。総務省が推進してきた自治体の合併も来年3月末で合併特例新法の期限が来ます。平成11年、全国には3,232の自治体がありましたが、来年3月には1,742の自治体になり、ここ10年間の間に全国で新しいまちが582誕生いたしました。道内でも212自治体から179自治体へ22の新しいまちができました。新名寄市も合併をして3年8カ月が経過をいたしました。

新名寄市が生まれるまでには、平成14年9月に道庁の案に沿い、名寄、風連、下川の組み合わせで研究会がそれぞれの自治体で始まり、その後平成15年6月30日に旧名寄市を除く近隣5町村で任意協議会が設置され、その後3カ月を置いて旧名寄市が参画するという経緯をたどり、翌平成16年1月22日に6市町村の任意協議会が解散し、4日後、名寄市、島市長より風連町と下川町に合併協議の申し入れがあり、3月3日に風連町は合併協議に同意をいたしました。下川町については協議に加わらないことを決定し、名寄市と風連町の合併に向けての動きが加速し、平成16年4月16日には第1回合併協議会が開催され、基本項目15回、建設計画8回、合計23回の合併協議がなされ、それぞれ民意を背負った議論がなされ、平成18年3月27日に合併に至ったわけであります。

合併論議が出てから合併に至るまで約3年間、首長はもとより職員、議会、住民が大きく揺れ、そして悩み、大きな犠牲の上に成り立った合併だと感じます。であるがゆえに、この合併が何よりも増して正しい選択であったことを仮にそれが仮定や想定であっても証明をする義務があると考えます。合併し約4年、その時期が来ているのではないのでしょうか。そこで、7点についてお伺いをいたします。

合併により特例債などの有利債を利用し、単独では難しかったと思われる事業とその費用についてお伺いをいたします。

2点目に、特例債等の有利な財源の利用とはいえ、負債がふえたとも考えられますが、財政全体を見たとき、その基盤は向上されているのかお伺いをいたします。

3点目、合併により旧名寄、風連の垣根がなくなり新たな人の交流の活性化、一体感の醸成をどう図ってきたのか、またどう進めていくのかお伺いをいたします。

4点目に、政府が進めていた三位一体の改革の

中、地方分権、権限の移譲は合併後どの程度移譲され、またそれに伴う財源、権限により自立性は向上されたのかお伺いをいたします。

5点目に、合併後職員の削減が続いている中、窓口業務など市民対応の住民サービスの維持向上をどう図ってきたのかお伺いをいたします。

6点目、合併後防災力の向上に向け改善、強化された点についてお伺いをいたします。

7点目に、新市になり約4年が経過しますが、合併し、市民がどう感じているのか調査をする時期が来ていると思っておりますが、そのお考えについてお伺いをいたします。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） おはようございます。ただいま日根野議員から大項目2点にわたり御質問をいただきました。大項目1点目につきましては私から、2点目については総務部長からの答弁となりますので、よろしくお伺いをいたします。

初めに、大項目1点目、農業支援と各種事業の見通しについて、（1）、作柄と販売高の状況についてお答えいたします。水稻に関しましては、ウルチ米が約1万1,300俵で、うち1等米が約4,700俵で42%、2等米が約6,600俵で58%、モチ米では約12万1,000俵で、うち1等米が約4万3,000俵で36%、2等米が約7万8,000俵で64%となっております。収量、品質とも厳しい状況となっております。被害見込額として約14億4,000万円を見込んでおります。農水省の12月8日の公表の作況指数では、上川で83という数字が出ておりますけれども、当市におきましてはさらに大きく落ち込むというようなことが推定されます。小麦につきましては、まだ数量の集計がされておきませんが、共済の見込みから春小麦では共済引き受け戸数111戸に対して支払い予定戸数13戸、秋小麦では共済引き受け戸数164戸に対して支払い予定戸数101戸となり、共済の被害減収量から推定される被

害見込額は約4,400万円を見込んでおります。小豆につきましても数量の集計はされておりましたが、共済引き受け戸数152戸に対して支払い予定戸数49戸で、被害推定額900万円を見込んでおります。大豆につきましても、まだ数量、被害額とも集計されておられませんけれども、減収の幅は大きいという見込みでございます。その他の作物につきましても、農協の青果物取り扱い見込みから、平成20年度取り扱い実績が約24億2,600万円に對しまして本年度の事業計画では26億円を計画しております。21年の取り扱い見込みでは、約27億1,000万円と見込んでございます。青果物に関しては、取扱額が伸びているのは取扱額の多い食用パレイショ、グリーンアスパラ、カボチャ、スイートコーン、玉葱、花卉の市況が順調であったことが原因と考えられております。酪農に関しましては、牧草及びデントコーン収量はおおむね平年並みとなっておりますが、長雨、日照不足により品質低下により栄養価が平年を下回り、栄養補給に必要な肥料分として約1,000万円を見込んでおります。これら全体では、約10億円程度の減収になると考えているところでございます。

次に、（2）番目の農業支援の考え方についてお答えいたします。JA道北なよろ及び名寄市農民連盟連絡協議会から、被害農業者に対する低利資金の対応の要請を受けております。また、農業委員会からも金融支援対策の建議がなされております。要請を受け、市といたしましてもことしの冷湿害の農業被害に対して被害状況及び減収額の把握と国、道の対策内容を勘案しながらJA道北なよろなど関係機関と支援策を検討しているところでございます。JA道北なよろでは、独自に貸付金利を1.5%とした冷湿害対策資金を考へておりまして、市はJA道北なよろが行う冷湿害資金対策に1.0%の利子補給を行い、末端金利0.5%とすることを検討いたしてございます。また、北海道では対策として冷湿害等農業経営維持対策資

金を創設いたします。内容的には、既存の低利な災害対応資金を対象資金として道と市町村で利子助成を行うもので、末端金利ゼロ%にする場合、最大で0.54%を市町村に道が助成する対策でございます。ただし、対象の額、減収量が30%となっております。あるいは、減収額が10%という、こういう1つの決めがございまして、制限がございまして実際に利用できるか、できる農業者が限られてくるのではないかとこのように考えているところでございます。北海道の対策条件に合う農業者の方がどの程度おられるかにもよりまうけれども、道の対策を活用できれば末端金利ゼロ%にすることも検討しているところでございます。

次に、（3）番目、中山間地域等直接支払交付金と農地・水・環境保全向上対策の見直しと次年度に向けての取り組みについてお答えいたします。中山間地域等直接支払交付金は、中山間地域等において農業生産活動等の継続による多面的機能の確保を図るため、高齢化の進行にも配慮したより取り組みやすい制度に見直し、新たに3期対策として実施されることになってございます。概算要求では、ことしより13%ほど増額になっておりまして、高齢化に配慮した制度の見直し等により保全される協定農用地面積の維持、拡大を目指すとしております。見直しのポイントとしましては、山合いに点在する飛び地や小さい団地等の協定取り込み推進、高齢農家も安心して参加できる地域ぐるみの取り組みの推進、小規模高齢化集落の農用地等の保全に向けた取り組みの推進と充実された内容ということになってございます。農地・水・環境保全向上対策は、概算要求で16%ほど減額となっておりますが、都道府県単位での繰り越し分及び事務費の削減で地域活動組織への削減はないものと考えております。地域活動組織におかれましては、例年のとおり地域が計画した取り組みを行うことになると考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

次に、（4）、産地確立対策にかかわる戸別所得

補償制度の見通しについてお答えいたします。現政権は、公約で掲げた戸別所得補償制度について、平成22年度から米についてモデル事業を先行実施することで概算要求がされています。内容につきましては、新聞等で報道されている以上のことが示されているわけではございません。議員も御案内の範囲と思いますが、概要を説明させていただきます。制度的には2つの対策となっております。米の戸別所得補償モデル事業では3,371億円が概算要求されてございます。概要としては、米の生産数量目標に即した生産を行った販売農家に対して所得補償を直接支払いにより実施するとしており、標準的な生産に要する費用、過去数年分の平均と販売価格、当該年ですね。との差額を全国一律単価として交付、差額は定額部分として価格水準にかかわらず交付となっております。定額部分の単価がどの程度になるかによって、生産者の所得が大きく左右されることとなります。単価の決定は、20年度の生産費や21年産の米価水準を見て今月中に決定とされてございます。

もう一つの対策として、水田利活用自給力向上事業では2,167億円が概算要求されております。本事業は、平成21年までの対策でございます水稲の生産調整支援の産地確立交付金1,466億円、大豆、麦、主要作物等の作付拡大支援の水田等有効活用促進交付金404億円、本年度補正で新設された麦、大豆、新規需要米等の要求拡大に向けた取り組み支援の需要即応型水田農業確立推進事業1,100億円を整理、一本化するものとされております。単価は、麦、大豆、飼料作物で反当3万5,000円、新規需要米の例えば米粉、飼料用、バイオ燃料等で8万円、ソバ、菜種加工用米で2万円、その他作物、野菜等になると思いますが、地域で単価設定可能な部分としては1万円となっております。この内容だけでは、本年度の名寄市の転作面積に置きかえますと産地確立交付金の66%、3分の2程度の交付しか見込まれません。ただし、概算要求額では産地確立交付金の1.5倍

程度の予算要求がなされておりますので、詳細な制度内容が早目に示されることを期待しております。まだ両対策とも詳細な概要が示されておませんが、現在示されている内容では主食用米の生産者にとっては新たな対策分が所得にプラスになり、特に地域の振興作物として位置づけしてきたアスパラであるとかカボチャ等については1万円の単価となっており、地域裁量の中で積み上げてきた計画が困難となり、転作されている生産者にとっては厳しい状況になるのではないかと懸念しているところでございます。

次に、(5)、需要即応型生産流通体制緊急整備事業についてお答えいたします。本対策は、本年度補正での新たな対策で、新政権下で一時保留となっておりますが、若干の修正がなされ、執行されることになりました。この事業は、2つの事業で構成されております。1つは、需要即応型水田農業確立推進事業で、水田における転作作物について地域の計画のもとで地域生産者がまとめて実施する取り組みを支援するものでございます。取り組み項目は、作物ごとに生産者と実需者のマッチング対策、物流効率化対策、品質向上対策、環境安全対策があり、1項目達成で5,000円、最大1万5,000円が交付されることになっております。当初は、21年産の作物及び22年産の小麦に対して交付されることになっておりましたが、本年度限りの対策となり、作物では小麦が対象作物から外れることになりました。そのため、名寄市で取り込まれる作物は大豆、飼料作物、加工米、小豆、てん菜、ソバ、野菜、花卉となり、最大で3億4,281万円の申請となっております。今後取り組み内容の確認が行われ、交付額が決定されていくこととなります。ただし、この事業は来年度の新たな対策、水田利活用持久力向上事業に整理、一本化されるとされておりますので、小麦については次期対策で措置されることを期待しております。

2つ目の事業は、自給力向上戦略作物等緊急需

要拡大対策事業で、新品種、新技術の普及、産地と実需者との播種前契約の推進等の取り組みを行う農業者に対する支援で、畑作も対象となることになっております。名寄市での対象作物は、22年産の初冬まき小麦、21年産の契約栽培の大豆が対象となり、最大で1,038万円の申請となっております

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知識員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） それでは、私のほうからは大きな項目2つ目の合併の効果と課題の検証についてお答えをします。

平成18年3月27日に旧風連町と旧名寄市は新たな変革の時代に対応するため、互いの自主性と自立性を尊重して合併の道を選択いたしました。特に旧風連町の住民の皆さんは、合併のおよそ1年前に住民投票を実施した上での決断で住民説明会の開催など多くの苦勞があったものと思われまます。合併後は、新市建設計画に基づき新名寄市総合計画を策定し、市民の融和と一体感の醸成、地域の均衡ある発展、住民福祉の向上などを図るためさまざまな事業に取り組んでまいりました。お尋ねの合併により実施することができた主な事業と事業費につきましては、1つとして風連地区市街地再開発事業25億4,000万円、2つ目に道の駅整備事業で4億4,000万円、3つ目で戸籍電算化事業1億5,000万円、4つ目として市立天文台整備事業で8億2,000万円、5番目の消防庁舎等整備事業で1億3,000万円、風連、名寄両庁舎整備事業で1億円、これらのものが想定をされます。2つ目の道の駅を除きまして、ほかはすべて合併特例債を使つての事業展開となります。

次に、新市の財政基盤の強化についてお答えします。旧風連町、旧名寄市とも過疎化や少子高齢化の進行で市税や地方交付税が年々減少し、厳しい財政状況にあり、合併後も厳しい状況は変わっておりません。幸い合併市町村には合併後10年

間、合併特例債を充当してまちづくりに必要な事業を実施することができます。この4年間で上記の事業などを合めて28億2,000万円、これは18年から21年の見込みであります。この特例債を予定してありまして、今後も事業を厳選しながら、公債費負担の適正さを考えながら活用してまいりたいと考えております。また、普通交付税の算定でも合併後15年間は新市による一本算定と合併算定がえを比べて多いほうの額が交付されることになっており、国による一定の財政支援がなされています。しかしながら、合併後11年目からは普通交付税が年々減少してまいりますので、この間に組織のスリム化など行財政改革にしっかりと取り組んでいくことが大変重要と考えており、改めて市議会や市民の皆さんの御理解をお願いするところであります。

3点目の新しい人的交流の活性化と一体感の醸成につきましては、合併後新市として速やかに一体感の醸成を図ることは極めて大切なことですが、このことについては多少年月がかかることは御承知のとおりであります。合併後に新市として新たに取組んだイベント等は特にありませんが、既存の事業等を通じて人的交流を活性化し、一体感を醸成するよう努めています。例えば特例区事業として行っております都会っ子交流事業や野外体験学習のへっちゃLANDでは、風連地区と名寄地区の垣根を越えて両地区の子供たちが一緒に参加をしています。また、風連地区の3大イベントの一つでもあります風連ふるさとまつりのあんどんに平成20年度から名寄地区からも参加協力をいただいておりますし、白樺まつりを初めさまざまなイベントに参加協力をいただいている風舞連には名寄地区の方々何人もメンバーに加わって活動をされています。各種団体におきましては、既に社会福祉協議会や消費者協会などが統合を図り、一体感を持って運営に当たり活動をされています。今後は、さらに他の団体もこれらに向け推進されていくと考えております。このよ

うに両地区においては、それぞれ100年以上の歴史があり、はぐくまれた文化を大切にしながら徐々にではありますが、一体感が図られていくものと考えております。

4点目の権限移譲の数と自立性の向上につきましては、合併時に216項目、平成21年10月1日現在では56項目ふえ272項目となりました。来年度に向けては、担当課と協議を行った結果133項目の増の405項目を予定をしているところであります。これらの権限移譲につきましては、事務交付金は北海道からそれぞれ各条項に対しまして1件の単価50円から数万円が提示されておりまして、その取り扱い件数に単価を乗じて算出されます。平成18年度からの取り扱い実績で申し上げますと、平成18年度では123件で97万2,000円、平成19年度では364件で79万6,000円、平成20年度では216件の51万8,000円となり、3年間では703件の228万7,000円となりました。財源的には、人件費等を考えますと決して採算のとれる額ではないと考えておりますが、地域住民の利便性の向上については図られるものと考えております。地方分権に伴い、一地方自治体として自立性の向上を図るのは当然のことであり、来年度は合併後一番多い権限移譲が行われるとおり、これらに向け推進しているところでありますが、小規模の自治体における権限移譲を積極的に推進することは職員の専門性及び行財政改革に伴う職員の削減など、現在の状況を考えますと限界があるものと考えております。今後は、住民ニーズの状況を把握し、市民生活の利便性の向上を目指しながら、さらに推進してまいりたいと考えております。

5点目の住民サービスの維持、向上につきましては、直接的には公共施設の利用可能な窓口の増加により各種窓口のサービスが多くの場合で可能であること、また利用が制限されていた公共施設が利用しやすく進むことなどが挙げられると思います。間接的には、1つとして小規模な自治体

においては設置困難な専任の職員、組織を置くことができ、より多様な行政施策の展開が図られること。2つとして、合併を契機にこれまでのサービス水準や負担のあり方について議論が行われ、受益と負担の関係の一斉の適正化が図れること。3つとして、多くの職員から専門的な知識を生かした人員配置ができるとともに研修の円滑な実施が可能となり、職員のレベルアップ、ひいては行政のレベルの向上が図られること。4つとして、地域の中核となる大規模施設の投資及び既存の老朽化した公共施設の更新及び耐震化などの投資が行いやすくなること、5つとして水資源問題など広域的な調整、取り組みを有効に展開できることなど住民サービスの維持向上に直接及び間接的に結びついていると考えております。

6点目の防災力の向上につきましては、合併に伴う市役所機構の拡充を行う中で防災担当の職員を配置して地域防災計画に基づく業務に当たらせており、合併前の兼務体制からは一歩前進したと考えております。また、消防業務におきましては出動態勢の強化、救急救命士の増員による救急業務の水準の向上と拡充、署員教育の強化などの面で合併による組織拡大に伴う効果が生まれてきているものと考えております。これらの要因から、合併により総じて防災力は向上し、安全で安心なまちづくりが推進されるものと認識しているところであります。

7点目の市民意識の把握につきましては、現在まで調査したことはありませんが、町内会、行政区長と行政との懇談会、まちづくり懇談会及び各種会合において市民の皆さんからのお話をお聞きしますと、部分的には時間がかかる問題等もありますが、合併したことにより徐々にではありますが、さきにお答えした効果があらわれてきているものと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 先ほど答弁の中で申

上げました水稲に關しましての出荷状況の数字でございますけれども、大変申しわけありません。ちょっと古い数字を私申し上げたようでございます。訂正をお願いしたいと思います。水稲に關しましては、ウルチ米が1万2,500俵で、うち1等米が約4,800俵で39%、2等米等が約7,700俵で61%、モチ米では約12万6,900俵で、うち1等米が約4万3,200俵で34%、2等米等が約8万3,700俵で66%と。以上のように訂正させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（小野寺一知識員） 日根野議員。

○11番（日根野正敏議員） それぞれ答弁をいただきましたので、農業関係から再質問をさせていただきますと思ひます。

まず最初に、ことしの作柄と販売高については、ことしの天候からするともっとひどい結果を予想しておったのですけれども、それぞれ個々の農家の努力あるいは援農も含めた関係者の力で被害を最小限度に食い止めたのではないかなというふうにと受けております。

また、支援策としては、まちの農協の融資についての金利補てんと、また道の融資の金利補てんということで、該当者に少しでも有利な方法を利用してもらうためにもきめ細やかで、かつ迅速な対応を望んでいきたいと思ひます。ちなみに、この受け付け、きょうで12月10日でありますので、受け付けはいつから始まるのかと、それからこれに係る市の持ち出し、補正の額は幾らぐらいに予想されているのかお伺ひしたいのと、それから近隣市町村では種子助成を行ったり、あるいは面積に対してべたづけの補助金を張りつけている地域もあるように聞いておりますけれども、名寄市としてもほかの助成については何か考えておられるのか、またよい提案があればそのほかの助成も考える余地があるのか、その3点についてまず最初にお伺ひいたします。

○議長（小野寺一知識員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 支援策については、基本的には金融対策ということで来年度の営農に支障がないような、こういう対策を基本にしたいというふうを考えております。農協のほうで今月の15日ぐらいから組合勘定の整理が入ってくるというふうにお伺ひしておりますから、いろんな共済金も含めた収支の状況、こういったものを総合的に勘案しながら、いわゆる営農資金が必要な部分がどの程度の人数あるいは額になるかというようなことになろうかなというふうに思っております。そういう中で、先ほど申し上げましたけれども、道の対策にうまく乗れるのかどうか。ちょっと先ほど申し上げましたように減収額で10%、それから減収量で30%ということになれば、かなりハードルとして結構高いというようなことがあります。ほかの市町村でも道の制度については断念するというか、なかなか使い勝手が悪いというような判断をしているところもあるようでございます。私どもとしては、うまくその制度を活用しながら、かつ独自制度というようなことの2面的な部分を今考えておりますけれども、そんなような状況で考えております。

それで、補正の関係ですけれども、金額が決まらなければどれぐらいになるかというのは推定できないのですが、一応仮にということでございますけれども、1億円程度の資金というものの部分が出てきた場合、最終的に5年間、一応5年間の対策というふうを考えておまして、5年間で1億円程度の資金需要があった場合ということで道の制度を活用した場合ですと、総額で5年間で265万4,000円程度の利子補給額になるというふうに考えております。このうち道の制度を利用した場合は道から160万円、市の負担が283万円ぐらいということになります。道の制度がうまく活用できない場合は、1%ですから名寄市の分が大体280万円……ちょっと待ってください。260万円ぐらいですかね、になるかなという。それで、一応来年度の予算ということに

なろうかなと思っているのです。したがって、ことしの補正ということではなくて、利子補給ということになれば来年度ということになるかなというふうに考えております。

それから、近隣市町村の状況等については一定程度議員も把握しているようでございますけれども、上川管内の状況をちょっと申し上げますと種子の助成というものを考えているところが3市町村ぐらいあります。1割程度の種子助成ということで水稻あるいは小麦、それから肥料の高騰対策にかかわる部分ということで、ことし国で対策を打っていますけれども、その基礎資料をもとにして一部助成をするということが今のところで1市町村ぐらいあるかなというふうに考えております。そのほか土壌診断の助成であるとか、あるいは温湯消毒にかかわる経費の助成だとか、そういう部分がありますけれども、総じては先ほど言った金融支援対策ということで低利資金の融資というのがほとんどのところでございます。私どもとしては、基本的には金融対策を基本に考えておりますけれども、今農協とどれぐらいの……先ほど言いましたような組合勘定の収支の状況だとか、そういうものを勘案しながら、農協と相談しながら、その次の対策が必要であるのかどうかも含めて検討したいというふうに考えております。

○議長(小野寺一知議員) 日根野議員。

○11番(日根野正敏議員) 大体理解いたしました。私の受けとめている感じでは特にウルチ農家、モチとの差が3,000円ぐらいあるということ。一番ひどいかなというふうに考えますし、酪農関係も栄養価の高い牧草が収穫できなかったということで乳量がこれから落ちていく予想がされますので、その辺の手当てをできれば考えていただきたいなというふうに考えております。

それでは次に、中山間、農地・水の関係でございまして、農地・水については理解をいたしました。中山間の直接制度、予算が13%要求で多くなっているわけなのですけれども、これに

ついては例えば面積がふえる予定なのか、あるいは今までの単価が上がるような要件なのか、その辺をもう少し詳しく知っている限り教えてほしいのと、それから風連地区では地区全体で中山間については利用しておったわけですが、来年度からの考え方、今持っている部分があれば簡単に教えていただきたいと思っております。

○議長(小野寺一知議員) 茂木経済部長。

○経済部長(茂木保均君) 中山間事業の全体的な概算要求の額がふえているということなのですが、これについては従来の加算措置に加え、小規模高齢化集落支援加算というものを創設するというので、団地要件が多少緩和されるという部分があるかもしれませんが、これは小規模高齢化集落ということに限定した形ですから、ある意味限界集落的な、そういう地域という部分について田んぼの単価あるいは畑の単価が上積みされると、こういうふうな現在の状況では理解をいたしてございます。

それから、中山間事業の交付金のいわゆる使い道の関係であります。これ名寄集落と風連集落、基本的な使い道については別々な形になっております。名寄集落については、半分程度直接支払いということで使われているということでありまして、風連の場合は、急傾斜のみ3割程度直接支払いということでありまして、過去2期対策をやっております。一定程度営農にかかわる土地改良事業、簡易な土地改良事業あるいは機械の整備あるいはいろんな各種の支援というものもやってきましたので、ここはこれからの論議になりますけれども、風連地区についても直接支払いの部分のウエートをやはりふやしていかなければならないかなと、そんな思いをしております。それから具体的にになりましたら地域の皆さんと御相談をさせていただくということになろうかなというふうに考えております。

○議長(小野寺一知議員) 日根野議員。

○11番(日根野正敏議員) わかりました。

次に、戸別所得補償についてですけれども、これについても内容がまだ明確にはなっておりませんけれども、今のところの受けとめ方としては水田農家にとってはある程度有利な政策で、転作の多い農家なんかには非常に今のところ不利なのかなというふうな受けとめ方をしておりますけれども、農水省もそれなりの予算要求をしておりますので、内容が決まったらわかりやすく迅速に農業者に内容を伝えていただきたいというふうに思います。

それから、所得補償の関連で、来年の水張りにも大きく絡んでくると思うのですけれども、配分の中で北海道は0.2の減反がもう決まっていますのですけれども、全道でいいますと440ヘクタールが減反ということになりますと思いますけれども、市にその配分がおりてきてから各農家に配分するという点については、基礎水張りに対して一律に減反率を掛けているということなのですけれども、それはそれで前のいろんな複雑な計算式よりも単純で私はいいと思うのですけれども、ただイエス・クリーンに取り組んでいる農家は、その部分はやはり道から配分されるときもイエス・クリーンですとか有機農業についても一定程度上乘せをして配分されているということもあるので、その辺は今後、イエス・クリーンは名寄市でも結構取り組んでおりますので、そして今のところ販売単価でほとんどメリットがないと。19年度でも1俵100円しか差がなかったということでございますので、その辺はしっかり守っていくような、その分は減反にカウントしないというような形で配分をしたほうがいいのではないかなというふうに思いますけれども、その辺の見解についてお伺いをいたします。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 来年度の生産数量の配分については0.2%減るというようなことで北海道にはおりてきております。市町村の配分は25日ごろというふうなことで上川支庁から既に通

知いただいておりますけれども、基本的には恐らく0.2%ぐらいの減というふうなことで市町村にありてくるのではないかなというふうに考えております。このおりてきた部分の配分につきましては、水田農業推進協議会で一定の配分ルールがありますので、基本的にはそこを通じてということになると思いますけれども、例えば中にはもう来年から水張りをやめるという方もおりますし、そういう部分については一定のルールもありますし、そういったものを全部除いた上での部分になります。

それから、イエス・クリーンについては、これはいろいろ取り組みの……それぞれ旧名寄地区あるいは旧風連地区の部分でも組合を通じて一律的に取り組んでいる部分もあるのですけれども、一方手挙げ方式というふうな部分もあってなかなか、恐らく収量的には1俵程度あるいは1割程度少なくなるのではないかなと思いますけれども、これを配分の中で調整するというのは現実にはなかなか難しいことかもしれません。しかし、水田農業推進協議会、そのまた下部に部会というのもございますので、そこらで今のお話をちょっと提案して十分協議してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○11番（日根野正敏議員） よろしくお願いたします。

それから、需要即応型の整備事業については、いわゆる5,000円刻みの1万5,000円の最大限の交付ということで、これはことは決まったと思うのですけれども、年内にこれが支払われるのかどうかで相当組合勘定の関係も変わってくると思うのですけれども、その辺の見込みはどうつかんでいるのかお伺いをいたしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 現在の情報の中では、年内という話はまだ私どものほうには伝わって来ておりません。いわゆる基本額的な部分について

は、年内支払いということにはなっているのですが、この需要即応型の交付金については年内ということについてはまだ伝わってきてはおりません。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○11番（日根野正敏議員） 私は、直接農水省の担当に電話をしたのですけれども、これは産地づくり交付金と同時期に出したいというように担当は言っていましたので、もう一度市も十分確認をしていただきたいと思います。

それから、この需要型については、当初農協取引でなかったら1万5,000円まで当たらないというような受け付けをされたと思うのですけれども、途中で変更になってそうではなくなったと思うのですけれども、今後こういったいろんな事業が農業関係で出てくると思うのですけれども、その辺近隣と比較して差のないように、また農家にとって不利にならないような対応を要望して農業関係については終わりたいと思います。

次に、合併効果と課題の検証についてでございますけれども、もう大分時間がなくなってきてしまったのですけれども、このことについては市だけの説明責任だとは私は思っていないで、そこにいた議員についてもそれなりの説明責任があるというふうに私も含めて思って、理解をした上で質問しております。それぞれ合併前は難しかった事業、今6個の事業が挙げられましたが、その中でも特に風連地区の再開発あるいは新天文台なんかも本当に単独では非常に難しかったのではないかなというふうに受けとめているところでございます。特に再開発についても農協が新しく本所が建ったということは、4,000万円程度ですね、農協の持ち出しは。それで新しい農協が建ったということは、本当に基幹産業の農家にとっても大きなメリットになったのではないかなというふうに考えております。

財政基盤については、合併のメリットとしては初期の段階では当然組織のスリム化というのがあると思いますけれども、それにも年数がたてば当

然限界があるというふうに私は思っているのですけれども、行政改革の帳じりといいますか、職員給与の削減で帳じりを合わすというようなことでは職員もやる気がなくなると思うわけで、当然もうちょっと視点を変えた形で今ある企業や1次産業の所得を上げて税金を上げる、また新企業の育成や誘致などで税金を上げる方向にも大きなシフトをしながら新市建設を望むわけですけれども、その辺の見解をお伺いしたいのと、それから権限の移譲、説明でも今のところ本当に割が合わない状況だというのは理解をいたしました。答弁でもニーズに合ったものを取り入れてやっていくということでございますけれども、近隣では士別でパスポートの発行も役所でやっているということでございますけれども、その辺なんかは名寄市民も非常にニーズが高いのではないかなというふうに思っていますけれども、今後の対応についてお伺いをいたします。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 議員も御存じのとおり、北海道の多くの市町村は税金が少なく、名寄でいいますと16%の税金で四十二、三%が地方交付税に大きく依存をしております。過去名寄市も企業誘致を積極的にやりましたけれども、企業戦略上どうしても人件費の安い地域、地域ということで韓国に移って、東南アジアに移って、今はベトナムとかタイとかということで、それぞれ企業も生き残りをかけてやっておりますので、一生懸命企業誘致を今まで進めてまいりましたけれども、視点を変えまして今現在は大学を短大を4大化することによりまして、4年間ごとに学生はかわりますけれども、人口を少なくしないということで一定程度の交付税もきちっと国からいただくことによって地域住民の安定的な行政サービスを今後も努めてまいりたいと思っています。機会あるごとに人口増、人口が減らないような努力も今後も続けていきたいと思っておりますが、企業誘致だけではなかなか限界なのかなと思ってい

ます。

それから、具体的に士別市さんがパスポートをやっていますけれども、名寄市もこの近隣市町村のことも含めましてパスポートの窓口の関係については来年の7月に実施をするべく、今上川支庁のほうと協議を進めております。これが行われますと、現在月2回しか窓口が開かれないのですが、名寄市役所の名寄庁舎が開庁をしている日毎日がこの事務処理の対応が可能になりますので、地域の住民はもとより近隣の市町村から協定を結ぶことによって、その方々にも波及効果が出るものと考えておりますので、その辺を含めて広域的な判断も含めまして来年の7月から実施をしまいたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○11番（日根野正敏議員） もう時間がないので、最後に島市長に答弁を求めたいと思っておりますけれども、島市長は合併当初市民が合併してよかったと思われるまちづくりをしていきたいということを説明会のときにおっしゃっていましたが、4年が経過してそれが達成されたのか、考えも含めてこの4年間のお尋ねをしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 名寄市は、昭和の合併ということで昭和29年にかつて智恵文村との合併を経験しております。平成18年には、平成の大合併と称される風連との合併ということで2度の体験をしているわけでございます。特に私は、昭和の大合併の反省と申しましょか、先人の皆さんが苦勞したことを同じ苦勞は繰り返すべきでないと、こういうような気持ちも込めてこの4年間市政の運営に当たってまいりました。もちろん50年前とはインフラ整備等が大幅に違っておりますから、住民の合併による期待も含めて質も違っているわけでございますが、私はこの4年間まちづくり懇談会等を通じて市民の皆さんから直接いろいろなお話を伺いましたけれども、合併に対しての期待は相当達成されているなど、こういう

ふうを受けとめております。しかし、残念ながら地方分権という時代背景がありますけれども、国からの財源、意見等が十分になされていないということで独自性の発揮というのがかなり制約をされた。先ほど総務部長から答弁をしましたように合併特例債を最大限利用してのまちづくりについては、一つ一つ形を形成することができたと、このように思っているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 以上で日根野正敏議員の質問を終わります。

島市政の評価と今後の市政課題について外2件を、佐藤靖議員。

○1番（佐藤 靖議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従い順次質問をさせていただきます。

最初に、島市政の評価と今後の市政の課題についてであります。島市長は、10月30日の臨時市議会において次期市長選挙に立起せず、今期限りでの勇退を表明されました。旧名寄市において経済、民生、総務の各部長、そして助役を歴任され、平成8年11月に市長に就任、旧風連町との合併により平成18年4月に執行されました新名寄市の市長選挙で当選を果たされ、初代新名寄市長として手腕を発揮されました。特に旧名寄市長就任以降は、バブルの崩壊以降続く経済低迷時代、国政においても連立政権時代に入り、国の制度がさまざまに変革するとともに三位一体改革によって地方自治体財政が厳しさを増す中であって市民福祉の向上、名寄市立大学の開学などの施策に積極的に取り組み、名寄市の発展に尽くした手腕は後世においても高く評価されるものと確信をしています。改めまして、この間の島市長の御労苦に一市民としてねぎらいと感謝を申し上げるとともに、残された約5カ月間も市民の皆さんのためにお力を尽くされますことを心よりお願い申し上げます。

さて、島市長は勇退表明の中で、合併後の初代市長を務められたこの間に言及し、新名寄市総合

計画の策定を初め、合併時の約束事の推進に努めてきたが、一つ一つ形になって見えてきた、選挙公約の大方は達成に近づいてきたと満足していると述べられましたが、退任を約5カ月後に控えた今、改めて島市長自身の市政の評価についてお聞かせをください。

また、次期市政について、新しいリーダーの発想と指導力で次の時代の市政を推進していただきたいとも語られました。合併以降この3年8カ月、新しい名寄市のトップリーダーとして市政推進に努められた島市長としては、みずからの歩みに一定の満足感をお持ちのこととは思いますが、100年に1度という経済危機、憲政史上初の本格政権交代など名寄市を取り巻く環境は依然として激動している状況下であります。さらに、合併の一体感と均衡ある発展、商店街の活性化、初の卒業生を送り出す名寄市立大学の将来展望、改革プランにより3年間で収支バランスを保たなければならない名寄市立総合病院の将来展望など課題は山積していると思います。市長自身は、残された任期で課題解決に全力を傾注されるとは思いますが、新しいリーダーにゆだねるということではなく、現在市政を担っている島市長自身として今後の市政課題についてどういう認識をお持ちかお聞かせをください。

次に、新年度予算編成についてお伺いします。市長は11月2日、平成22年度予算編成についての訓令を出されました。この中では、実質公債費比率が地方債協議制、許可制の基準となる18.0%を引き続き超え、道内35市中26位の低い位置にいること、中期財政計画の収支見通しで全体的な収支不足は減少したものの平成23年度までの2年間で約5億4,000万円の収支不足が見込まれることなどを強調し、行財政改革の着実な推進、職員の英知結集、既得権や既得概念にとられない全事業の見直し、経常経費の一定シーリングの範囲内を求めています。また、訓令に基づく総務部長名で事務連絡も各課長、参事、主幹に

出されました。新年度予算案については、市長選挙が4月に執行されることから骨格予算編成となりますが、基本方針の中で政権交代により国の制度が大きく変わろうとしているが、新たな制度設計が示されていないことから現行制度を基本とするとしておりますが、政府の行政刷新会議の動向、事業仕分け作業の動向から現行制度を基本としての編成作業でも差異はないというお考えなのかをお伺いします。

また、原課に対して市民と行政との協働によるまちづくりを進めるため、多くの市民の意見などを集約し、予算に反映させることと求めています。原課ではどのような手法で多くの市民の意向を集約させているのか、また財政システムによる事業別予算編成となっておりますが、毎年提出後に差しかえが多く、査定事務などに支障を来しているとしています。どのような状況で差しかえが起きているのかお伺いします。

さらに、具体的分野でも経常経費では部内で共有できるものは共通経費として節減を図ること、特に事務消耗品については各課で多数在庫することなく工夫すること、負担金、補助金についても繰越金がわかるよう団体の平成20年度決算書の添付を求め、繰越金の多い団体は補助金の見直し指針に基づき見直すことをそれぞれ求めています。厳しい財政事情の中であって、各項目で例年以上に縮減を訴える事務連絡となっておりますが、特にさきに述べた2件について実態を含め、お知らせをいただきたいと思えます。

以上の訓令、事務連絡を基本として編成される平成22年度予算案は、先ほど述べましたように骨格予算とはなりますが、一方では年間の事業量を把握する必要性から通年ベースの編成を求めています。日程表によりますと、12月3日に要求締め切りとなり、現在は財政予算調整を終え、各課の査定が行われている段階であります。通年ベースでの予算要求総額及び財政当局が持つ予算案規模、さらには22年度の継続を含めた主要事

業についてお伺いします。

最後に、都市再生整備計画についてお伺いします。都市再生整備計画は、国土交通省が地域の歴史、文化、自然環境などの特性を生かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効果的に推進することにより地域住民の生活の質の向上と地域経済、社会の活性化を図ることを目的としたまちづくり交付金を活用し、来年度から5カ年計画で取り組もうというもので、その内容がさきの経済常任委員会で説明をされました。市が示した都市再生整備計画、名寄地区については主要事業にバスターミナル整備事業、3・6地区市街地再開発事業、商店街ファサード整備事業、コミュニティバス試験運行事業、レンタサイクル試験運行事業、大通緑地整備事業、非耐震化施設除去事業、名よせ通広場整備事業、文化ホール整備事業の9事業を掲げ、同事業は公共投資で37億7,700万円、民間投資分で12億3,900万円と総体で50億1,600万円のビッグプロジェクトとなりますが、商工会議所からはバスターミナル施設に商工会館を移転し、経済センター機能を加え、同会議所が施設全体の管理を担うという構想が浮上する一方、計画では収容人員350人としている文化ホール整備事業に対し、800席規模のホールが必要と要望されるなど、個別事業計画については事業認可後に基本計画、詳細設計が補助対象となり、事業計画採択後に必要な検討に着手、基本詳細設計を経て当初計画から規模に大きく変化が生じた場合は計画を変更して事業に着手する。つまり計画変更は、事業期間中可能とする方針は頭では理解しながらも22年度事業着手を目前に控えた現段階でも全体像が見えない状況は奇異に感じざるを得ません。改めて事業の内容についてまずお知らせをいただきたい。

また、まちづくり交付金について政府の行政刷新会議、事業仕分け作業の中で廃止とはならなかったものの、まちづくり関連5事業について地方自治体や民間の判断にゆだねるべきとして事業全

体を自治体や民間にゆだねる判断が示されました。最終決定には至っておりませんが、この事業仕分けが名寄市の都市再生整備計画に与える影響についての見解をお伺いします。

また、まちづくり交付金が削減された場合、市としては合併特例債を活用してでも事業に取り組む決意なのか、さらに今後も事業の見直しがあるとしても市負担事業費の上限については計画にある37億7,700万円程度とお考えなのかをお伺いします。あわせて、今後のスケジュールについてもお伺いし、この場からの質問といたします。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 佐藤議員からは3点の御質問をいただきました。大項目の1点目につきましては私から、2点目については総務部長、3点目については経済部長からそれぞれ答弁をさせていただきます。

合併前から通算をして市長として13年が経過をいたしました。平成8年の市長就任時には、国際社会が急激に変化する中で安定した経済成長を支えてきた我が国の経済社会システムが崩壊し始め、本格的な少子高齢社会の到来も視野に入れて行財政改革、規制緩和など、さまざまな面で国全体の構造改革が進行していました。また、国と地方との新しい関係を築くため、地方分権に向けた取り組みも進み、平成12年には地方分権一括法が施行されたところであります。

私の1期目は、身の丈に合った行政の推進を掲げ、基本的な視点として地方分権の推進や財政健全化に取り組みました。2期目、3期目では市町村合併の推進や農業の振興、道立公園の誘致、建設、名寄市立大学の4大化、深名線跨線橋撤去事業、市立総合病院の増築などに取り組んでまいりました。また、平成15年には2度目の冬季国体スキー競技大会、この大会には市民の皆さんが一丸となって大会運営のほか、宿泊や食事などに御尽力をいただき、天候にも恵まれて成功裏に終了することができました。これも多くの市民の皆さ

んの御理解と御協力のたまものと感謝をしているところであります。

平成18年3月27日に風連町と名寄市が合併し、新名寄市が誕生し、それぞれ100年の歴史を尊重しながらまちづくりの将来像を示し、これを実現するために新名寄市総合計画を策定し、北北海道の中核都市を目指したまちづくりを推進してまいりました。懸案でありました名寄市の玄関口となる道の駅も完成し、関係者の協力をいただき進めてきました風連大町地区の市街地再開発事業も平成22年度に完成の見込みとなっております。

市民との一体感では、市民と行政の協働のまちづくりを推進するためのルールづくりが必要と考え、自治基本条例を議会に提案をさせていただきました。また、少子高齢化や過疎化の進行などで経済活動の低迷から税収が伸び悩む中、国が進める三位一体改革により国庫補助金の見直しや交付税の削減など、歳入が減り続ける極めて厳しい財政状況にあります。急激に変化する社会情勢に対処し、多種多様な市民ニーズにこたえられるサービス体制を確保するために大胆な行財政改革にも取り組んでおります。

名寄駅横整備事業では、民間事業者と商工会議所、市の3者が十分に協議連携をし、国の支援制度も活用していきたいと考えています。来年4月にオープン予定の市立天文台につきましては、天体観測を生かした特色あるまちづくりに貢献できるものと考えています。国内有数の天文台になることから、北海道大学との連携はもとより、国内の学術研究会の開催などが見込まれ、名寄市全体の交流人口の拡大にも期待をしているところであります。市民ホールの建設については、老朽化した市民会館の建てかえとなる施設として必要性が急務となり、市民懇話会を設置して多くの市民の皆さんから意見をいただき、幅広いジャンルの文化を地域住民が親しみ、さまざまな年代の人が出会うコミュニティーの場や地域文化を創造する場

になればと考えております。

私自身の評価についてお尋ねがありました。このことは、後刻市民の皆さんがしっかりといただけるものと、このように考えているところであります。

次に、今後の名寄市政の課題についてお尋ねがありました。政権交代が行われ、新政権の中心となる民主党のマニフェストには市民の暮らしや自治体の行財政運営に大きな変化や影響を及ぼす政策、施策が数多く見受けられます。新政権では、国民的視点からの国の予算、制度、国政全体のあり方を刷新するとともに地方公共団体及び民間の役割のあり方の見直しに着手をしました。行政刷新会議を設置して2010年度予算の概算要求の無駄を洗い出す事業仕分けの対象として447事業を選定し、9日間で廃止、予算計上見送りなどの判定で削減した金額は報道によりますと約7,500億円、基金や特別会計から国庫へ返納を求めた埋蔵金も含めると総額1兆8,000億円に達するとされております。これを受け、財務省では各省庁の予算を査定し、12月下旬に2010年度予算の政府案を決定するとしております。この中には、まちづくり関係や医療、学校教育なども含まれており、また下水道事業を含め道路整備事業、介護予防事業、農道整備事業や地方交付税交付金、自衛官の実員増要求、ダム事業の見直しなど名寄市にとってはこれから推進していかなければならない事業ばかりであります。しかしながら、これらのことが決定されますと名寄市の行財政運営はもとより、総合計画の推進や市民サービスにも大きく影響が出ると認識をしております。新政権が目指す地域主権の制度の充実には、一定の時間が必要と考えております。今後の推移を見きわめ、これらの課題に残された時間、道筋をしっかりとつける努力をしてまいりたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） それでは、私のほうからは大きな項目2つ目の新年度予算編成につ

いてお答えします。

(1)、平成22年度予算編成についての市長訓令等にかかわってお答えします。平成22年度の予算につきましては、11月2日付で訓令とそれに基づく事務連絡を通知し、各課で編成作業を行い、12月3日に締め切ったところであります。訓令、事務連絡では議員御指摘のとおり、1つとして政権交代により現行制度が大きく変わろうとしているので、国の動向を注視し、より一層の情報収集に努めながらも不透明な部分が多いので、現行制度を基本とした予算編成とすること、2つとして平成22年度から2年間で5億4,000万円の収支不足が中期財政計画では見込まれることから行財政改革の着実な推進、3つとして経常収支を中心とした一定のシーリングなどを指示しました。予算編成方針を通知してから1カ月以上が経過し、この間、国の行政刷新会議の事業仕分けが終了するなど国の情勢は目まぐるしく動いておりますが、予算の廃止、縮減など最終的な結論は12月末の政府予算案の決定までずれ込むことが想定されます。現行制度を基本とした各課からの予算要求については、既に締め切っておりますので、今後は国の動向を踏まえながら査定の中で制度変更などを適宜対応してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いをしたいと思います。

次に、多くの市民の皆さんからの意見集約の方法につきましては、日ごろの職場の窓口、各種委員会や協議会などの会議の開催時、町内会や育成会など日ごろの地域活動など職場や地域における日常活動と計画策定時におけるアンケート調査や懇談会の開催など、さまざまな方法で取り組んでおり、出されました意見、要望などは予算編成時の課内会議などで話し合い、予算要求につなげているところであります。

次に、提出後の差しかえなどの状況につきましては、福祉、国保、後期高齢医療者など主に国の制度変更に伴うものであったり、予算要求後に関係団体から緊急性を要する要望を受け入れた場合

などの追加要求、積算の誤り、必要な歳入歳出予算の計上漏れなどが例年幾つかあり、特に積算誤り等につきましてはなくすように事務連絡の中で通知をしたところであります。

次に、事務連絡の中で触れている消耗品の実態、取り扱いにつきまして、あわせて補助金の見直しについてお答えをします。消耗品につきましては、以前から各課、係で多数在庫することのないように周知徹底を図ってまいりましたが、物品の管理を課、係単位で実施しているところもあり、一部で重複する消耗品の在庫が幾つかありました。今回改めて部内、室内または共通フロア単位で消耗品を共通管理するよう指示するとともに、予算要求額についても昨年は対前年度比マイナス10%以下、ことしは5%以下になるよう通知をしたところであります。また、補助金につきましては昨年行財政改革の中で見直しを行いました、新年度についても繰越金の多い団体には指針に基づき見直しを図ってまいりたいと考えております。

次に、(2)、骨格編成の中での継続事業と予算規模についてお答えをします。平成22年度予算につきましては、12月3日に予算要求を締め切り、予算要求額を積み上げた結果、一般会計では歳入で183億6,000万円、歳出で190億7,000万円となり、この収支の差額は7億1,000万円となっています。お尋ねの想定する予算規模は、今後査定の中で骨格予算に計上するもの、肉づけ予算として6月定例会に提案するものなどに区分し、予算規模を固めていくこととなります。現段階では明確に申し上げられませんが、当初の骨格予算の規模につきましては180から185億円程度でないかと想定をしております。また、継続の主要事業についてであります。北斗、新北斗団地の建てかえ事業、風連地区市街地再開発事業、これは診療所、健康施設を含む買い取り事業も含めております。風連中学校移転整備事業、消防施設整備では通信指令装置の更新等の事業、あわせて道路整備事業などが考えられております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(小野寺一知議員) 茂木経済部長。

○経済部長(茂木保均君) 私からは大きな項目3点目、都市再生整備計画にかかわっての(1)、事業内容についてお答えを申し上げます。

名寄地区都市再生整備計画につきましては、中活計画にかわる市街地整備事業計画として策定してまいりました。現在は、北海道のヒアリングが終了し、北海道開発局を經由して国の審査を受けている状況となっております。事業の内容につきましては、議員からの発言のありました9事業で構成しております。このまちづくり交付金事業につきましては、名寄市の現状課題をこの事業を活用してどのように課題解決するかが問われる事業となっており、事業の採択を受けようとする自治体が個別に目標を定め、課題解決に必要な事業を構築し事業を実施するものであり、従来の個別目的達成のための補助事業と違い、必要であれば国土交通省所管事業だけでなく他の所管事業についても本計画で実施することが可能な事業となっているのが特徴となっております。

名寄市の課題は、これまでの中活計画の議論の中でにぎわいの創出、市街地環境の整備、都市機能の強化が課題であるとし、事業の洗い出しが行われてきており、28事業として明らかになり、その中でも計画達成に欠かすことのできない9事業に絞り込んで事業化を目指すとともに4つの目標を定めており、事業の完了時に目標が達成できたかどうか問われることが2つ目の特徴となっております。

名寄市が今回定めた目標は、1つは町中平日交通量、2つ目には市民文化ホール利用者数、3つ目には公共交通機関利用者数、4つ目にはアンケート調査による市民の満足度などを指標として事業を進める内容となっております。個別の事業では、町中のにぎわい創出に必要なバスターミナル整備事業、文化ホール整備事業、3・6地区市街地再開発事業、市街地中心部へ人を導くための

コミュニティーバス試験運行、レンタサイクルの試験運行事業、まちの魅力を高めるために商店街ファサード整備事業、広場整備事業のほか、事業の実施に伴い不用となる施設の除却事業を計画しているところでございます。

次に、(2)番目のまちづくり交付金の見直しについてお答えをいたします。先ごろ行われました行政刷新会議の事業仕分けの結果では、地方自治体や民間の判断にゆだねるべき結論になっていることから廃止とはなっていないことや国、北海道から現時点で具体的な対応の指示がないため、現時点においては必要な事務は従前の例により取り進めていくことにしているところでございます。

次に、(3)番、財政と事業規模のかかわりについてお答えをいたします。現在予定している事業につきましては、名寄市の総合計画に記載されている予定事業や来年度のローリングで見直し予定の事業となっております。現時点で総合計画に記載されている事業に対して、国の補助金が削減や凍結となった場合は施設の規模の見直しなどを行い、合併特例債のほか過疎債など新たな財源対策で対応したいと考えてございます。また、基本設計や詳細設計の結果からまちづくり交付金事業費の増額が必要になった場合は、総合計画のローリングなどで必要な財源を確保することや全体事業の見直しなどにより事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、(4)、今後のスケジュールについてお答えいたします。本事業につきましては、平成22年度から平成26年度までの5カ年間の事業期間としております。それぞれの事業については、平成22年度から着手できるものは実施する段取りでおりますが、バスターミナル整備事業の用地取得以外につきましては具体的な内容として示す準備が不足しております。事業の性格からも事業認可時点では概略規模の内容で大臣認可を取得し、認可後に基本設計、詳細設計に取り組むスケジュ

ールとなっております。また、制度設計など国費を投入することなく実施できるものにつきましては、平成22年度から必要な事務を進めていくことにしております。また、事業の実施に当たり市民の皆様からアンケートを徴集して事業の賛同を得ていることから、事業の計画の大臣認可を得た時点で計画の内容を市民にお知らせする予定としております。また、個別計画につきましては計画の熟度に応じて市民に内容をお知らせし、意見を聞く機会を確保していきたいと考えてございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 私の先ほどの答弁の中で、風連地区の市街地再開発事業の地区名につきまして、風連大町地区というふうにお答えをいたしましたけれども、風連本町地区ということで訂正させていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、随時再質問していきたいと思えますけれども、まず最初に市政評価と今後の市政課題ということで島市長からそれぞれお答えをいただきました。私も島市長が市長に就任されたときの1期目、身の丈に合った行財政運営ということを市長の基本にされて運営してきているということは熟知しておりますけれども、その後御答弁の中にもありましたように時代が大きく変わってきて、なかなか身の丈に合った行財政運営ということも難しくなりつつあったということはあるけれども、実質この13年、市長なられて13年、市長を支えてきた行政運営の基本的な思いとか考えがあったらお知らせをいただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 総合計画がベースで私もまちづくりを進めてきておりますから、やはり総合計画の熟度をいかにしっかりと高めて事業を毎年具現化するかということに尽きると、この

ように思っております。ローリング作業というのを毎年実施をしながら、事業の財源等を含めての点検をしまいりましたけれども、非常にこの13年間も国の制度あるいは特に地方に影響ある行財政制度というのが変更が続いたと。こういうことでは、しっかりとしたそういう予測も含めて総合計画の実施年度の繰り上げあるいは繰り下げと、こういうことが余儀なくされたということで、財源確保をしっかりと見きわめた上での事業執行と、こういうことに十分ではありませんが、努めてきたと、このように思っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） そういうお気持ちでこの13年間お務めになられて、これからの名寄市を展望したときに市長の考える、これは言及するのはいかがとかなと思うようなところもありますけれども、新しい名寄市のリーダー像というのは市長自身はどういうふうにお考えになっていらっしゃるでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） この13年間、職員の協力や、あるいは市民、議会の御理解、御鞭撻をいただいて取り組みをさせていただきました。やはりまちづくりというのは主義、主張で進めるものではなくて、そのまちに住んでいる市民の合意形成、さらには政治家としての将来の見きわめというのが非常に必要であろうと、このように思っております。幸いに新政権は、住民の主権を大きな目標にして政策マニフェストがつくられておりますから、これらを実行に移す中央から地方への財源移譲あるいは新たな税制も含めて多様化する住民サービスにどう制度設計を組み立てていくかと、このことが新しいリーダーに求められる外的要因と、こんなふうには思っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） いずれにしても、残る5カ月、市民の皆様のために全力を改めてお尽くしになれることを御期待を申し上げておきたい

と思います。

新年度の予算編成については概略、骨格ということで今の状況がわかりましたけれども、もう一つの都市再生整備計画にかかわってでありますけれども、どうもやっぱりその全体が私は理解できないという部分が1つあります。例えば御質問をさせていただいたとおり、今は民間で12億3,900万円、公共で37億7,700万円という数字がもう出ているのですけれども、民間の部分というのは、これはわかりませんが、公共の部分でこの37億7,700万円というのが動くのか、その上限なのか、それ以上にはね上がることもあり得るといふ認識でこの取り組みをされようとしているのか。御答弁の中にもあったように、これはまさにこの計画は名寄市が抱える総合計画あるいは名寄市が抱える課題を解決するのに十分な計画内容になっているとは思っておりますけれども、国の制度がいろいろ変わろうとしている、まちづくり交付金も廃止にはなっておりませんが、削減の方針が出始めているという状況の中で、それでもこの事業をやっていくというときには、この公共の部分の37億7,700万円というのは上限という解釈でいいのか。答弁の中では、国の事業補助金が削減あるいは凍結された場合は施設規模の見直しなどを行うと。一方では、合併特例債や過疎債などで対応したいと。片一方で事業縮小もあり得るよという思いで見ている、それに基づいて施設の規模も見直しますと。片一方で、いやいや、合併特例債なんかを有効に使ってやるのですよという、ここがちょっとどっちがどっちという感じがするのですが、その辺についての見解を教えてくださいたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 事業の事業費につきましては、これは完璧に固まっているわけではございませんけれども、いろいろと国のいろんな新しい政権になって財源対策も変わってくるということ懸念の材料ではあります。しかし、基本的

には総合計画の中できちっと網羅されている部分についてやっていく、あるいは掲載されていない部分についてはローリングの中で議論をして掲載してやっていくというところで、財源対策はまちづくり交付金事業というものが、これは当初の段階から、総合計画の段階でこういった財源対策が見えていたわけではございませんし、そういう意味ではそのとき、そのときの部分の中で新たな財源というものは、きちっとやはりメニューの中で模索をしているという部分は絶えずございます。そういう中で、きちっとその財源対策と事業費がもう完璧に今の時点で決まっている内容でお示しできればいいのですが、これは基本的には事業はやるのだということをお話をさせていただきたいなと思います。

あと、財源対策につきましては、基本的に先ほど申し上げましたようにまちづくり交付金というものの状況が見えないという部分がございますけれども、これもこの予算がなくなったという状況ではまだありませんので、一部縮減ということも出てくるかもしれませんが、今の時点では合併特例債あるいはまちづくり交付金、これを前提とした形の中で事業の組み立てをしていきたいというふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） 財源対策をしっかりと見ないと、例えば既にもうこの中に出ている50億円を超えるこの計画以外に商工会議所では経済センターを、あるいはさっき言ったように文化ホールも350人ではなくて800人規模というものも出てきているわけですよ。そして、これを例えばやるというときにその事業費が動くということになると思うのですけれども、それもきちっと見きわめて、例えばだからこの公共でいう37億円というのは上限なのか、これ以上ふえることはまだまだ可能なのですかと。逆に言えば、市民の皆さんからいろんな声を受け入れる環境はまだあるのですかと。その辺をも含めて、こ

の公共の37億円というのはどういう数字というふうを受けとめさせてもらったらいいか、そこだけをきちっとお答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市长。

○副市长（中尾裕二君） 現在計画を持っております都市再生整備計画の事業の性格そのものが5年という期限の区切りはありますけれども、市街地の整備事業として面整備については膨らむことも縮小することも変更は可能ですという事業なものですから、現在進めております想定をしている部分では、目下の上限というふうに押さえておりますけれども、これが進行しまして、また市民の要望等もあって別の面についても整備が可能ということになれば広がる可能性はあるということがあります。ただ、今お示しをしております全体の三十数億円の事業については、やはり都市再生整備計画ということでまちづくり交付金がベースになっておりますので、現在御案内のとおり事業仕分けの中で地方移管で財源については今後の検討課題ということで押さえられておりますので、目下国のほうで新年度の予算案編成について協議が進んでおりますので、年内にはこれらの部分についても一定の方向が出るというふうに私も期待をしておりますので、これらを見きわめた上でまた事業規模については改めて相談をさせていただき、場合によっては総合計画にのっている必要最小限度のものの調整ということも考えておりますけれども、駅横のターミナルあるいは市民会館の建てかえ事業については、これはぜひとも必要なものということで押さえておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） それと、財政的に1つ確認をさせていただきたいのですけれども、先ほど日根野議員の質疑に答えて総務部長は合併特例債に関して4年間で28億2,000万円、当初この合併特例債というのは72億円ぐらいでしたか

ら、そういう意味では非常にいい執行状態というか、余り使っていないなという気がするのですけれども、中期財政計画あるいは総合計画のローリングや何かを含めてやった後に、平成23年度まで今は中期財政計画を出しているのですけれども、その中で合併特例債の活用というのはどのぐらいの数字が動くというふうに押さえていらっしゃいますか。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 23年度までローリングを行っておりますけれども、24年と25年につきましては総合計画の後期計画はまだ策定されておられませんので、財政計画全体の中では道路関係の継続事業を中心にはじかせていただきまして、その分と公営住宅とそのほかに2億円の事業を合併特例債を想定して、残り3億円については一般財源を使った事業ということで、現時点では総合計画の後期計画が決まっていないので、つかみとして用いておりますので、道路関係の事業については現行の道路特定財源の補助金、道路交付金を当てにしておりますので、総じていいますと24、25につきましては5億円程度の合併特例関係の事業を想定しております。それから、駅横の整備事業の関係につきましては具体化している事業で平成22年度で、当初の計画では23年度に5億円規模でしたのですけれども、今回につきましては22年度で6億円ちょっとの規模で前倒しをした形でローリング上で見込んでおります。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） 要するに合併特例債の使い方というか、例えば今回も総務文教常任委員会で行財政改革で行ったところでは、やっぱり合併特例債はなるべく使わないでおこうと。これは、それぞれの市町村の財政事情がありますから、使わないというか、使ってはだめということではなくて、有効に使うということはいいことなのですけれども、どうしてもそこがあるから華美に使う……華美に使うという言い方は失礼ですね。使い

方がしっかりしないと将来の負担が大きくなると。今の名寄市でいえば、21年度末の見込みで全会計で起債の残高は420億円、地方交付税で措置される予定額が222億円ですから、実質残高は198億円ということで、これが多いか少ないかというのはいろんな議論があるところだと思いますけれども、余り合併特例債があるからということで事業をしていくというのが、特にこの都市再生整備計画からいえば、どうもそういう動きが出てきているのではないのか。

例えば商工会議所の経済センターも、それは必要性は認識しますけれども、当初あれは3・6のところで建てかえという話が出てきたのが急にそっちに来てみたり、例えばさっき言った文化ホールについても800席、それが350が適正かどうかというのは、現行がほぼ市民会館と同じようなことで計画されたのだと思いますけれども、それが名寄市にとっては800というのが理想という部分もあるのかもしれないけれども、何か上限が見えないのです。だから、そこに合併特例債もあるのだからということで進めていいのか。その辺が市民の皆さん、私自身も含めてですが、理解ができ得ないと。では、何でもかんでも要求して行って、この事業でつくったほうがいいのではないかというふうになってもまたおかしくなるでしょうし、まだまだやらなければならないこともほかにはあるのかもしれない。その考え方が、この事業と財政との考え方が私はどうしても一致点として見えてこない。数字だけが動くことになるかもしれないけれども、その辺が明確にお答えをいただきたい。事業が動くのですよと。それは5年間でいろんなことがあって動きますよと。動いてもいい事業なので、それは理解できました。財政もそれにとって動いて行って、例えば上限なくいろんなことをやって行って合併特例債も有効に使う、過疎債も有効に使おうということで対応するのか。その枠をどういうふうを考えればいいのかというのを改めて御答弁いただければとい

うふうに思いますが。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 1つ例をとってお話をしますと、市民会館の建てかえ事業ということにしますと、市民会館は御案内のとおりこれまでも説明をさせていただいておりますけれども、老朽化が進んでおりまして、築後四十数年たって、これまでも随分手をかけて何とか補修を加えながら運営をしておりますけれども、もう立ち行かない。これについては、どうしても建てかえが必要だということで、今回のまちづくり交付金事業がなければ、合併特例債でということの手だてになったというふうに認識をしております。

ただ、まちづくり交付金というこの都市再生整備の事業があったものですから、できれば名寄市民がずっと持ち続けていた文化センターのホールの意味合いも持たせた施設にしたいと。どのぐらいの膨らみが出るのかはわかりませんが、市民懇話会の中でも協議をいただいてそうした計画に持っていきたいと。この部分がやはり幅として膨らみが出てきております。今御案内のとおり新政権になりまして、まちづくり交付金事業が大揺れに揺れております。ここは、国の動向次第でまたこの部分の変更が出てくる。これについては、やはり合併特例債の枠内での規模の縮小等はどうしても出てくると、こういうことでございますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） この都市再生整備計画の中では、御答弁にもあったように例えば文化ホールについては市民懇話会から意見を聞いている、市民アンケートもとりましたと。わかるのですけれども、これからもっと例えばにぎわいをつくっていくとき、これは名寄の駅前再開発のときの議論からずっとそうなのですから、なるべく多くの市民の皆さんに御意見をお伺いしてやる事業でないのですかと。にぎわいをつくることはだれが主ですかということ、市民の皆さんが主なわけで

すから、そういうことがこれから、例えば22年度から事業着手を目指す5年間の間に市民の皆さんの意見というのはどういうふうに反映されようとしているのか。反映される余地があるのか。懸案事項はわかるのです。市民会館もわかります。駅横もわかります。3・6もわかります。全部挙げられている事業は懸案事項、総合計画の中でもわかるのですけれども、にぎわいということで市民の皆さんが利用しやすいものというのは、どういうふうにこれから理解を求めてつくり上げようとしているのか、その点についてお伺いをしておきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 御指摘の部分につきましては、現在精力的に市民懇話会のほうで協議いただいております。委員の皆さんの中にはやはり町中で大きな規模のものでにぎわいを中心とした施設にすべきという御意見もいただいておりますし、また委員によっては管理運営あるいは冬の雪の始末も含めて、あるいは年間の利用の状況を想定をしながら、どの程度の規模が好ましいかという議論に入っておりますので、ぜひ市民の皆さんのこうした意見を酌み取りながら今後計画を煮詰めていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） いずれにしても、これは都市を再生する、名寄をもう一回活気あるまちにしていこうということの取り組みでしょうけれども、1つ私は考え方も、それはこの事業でやるのかないかは別にしても、今の市民の皆さんが求めていることなのかどうかかわからないですけれども、例えば名寄はもう教育都市ということで学生、高校生あるいは大学生の方が多くいるところ。ところが、何人か集まって勉強をする場が非常に少ないという声があります。例えば今の現実には教育委員会なんかがよくわかっていると思いますが、文化センターのロビーのところでは学生、高校生で

しょうかね。何人か集まってずっと9時、10時まで勉強をしていると。聞いてみると、やっぱり図書館では勉強できる状況にはないと。状況ではないというのは非常に失礼な言い方ですけども、やっぱりそういうところが欲しいと。それは、文化センターであったり、やっぱり管理人がしっかりいて明るくて勉強できる、静かだという環境がやっぱり今名寄にはないのだということなのです。

もう一つは、例えば町内会や何かを見ても今全国的に起きているのはボランティアセンターみたいなをつくと。町内会であるところもあるかもしれないですけども、例えば印刷機がない、コピーがないと。そのたびに例えばコンビニに行っただけでやっている、コピーをしたり、どこかに印刷を頼んだりというふうになっているのですけれども、今それぞれの町内会の財政もやっぱり非常に厳しくなってきているので、そういうセンター的なもの、例えばこれは団体もそうだと思うのです、あったりかないとか。ところが、行政が事務局を持っているところは、これコピーをしてとか、これ印刷してと言うとさっとしてくれるけれども、民間はそういうところがないので、自分のところでやったり、業者さんに頼んだり、コンビニに走ったり、それは町内会もそうですが、やっぱりそういう人が集まるようなところもこの事業の中でしっかり考えていく必要があるのではないかと。それは、懸案は懸案として解決をしなければいけないかもしれませんが、それがどのぐらいのニーズがあるかというのは私も正直わかりませんが、ただそういうところでやっぱり市民の方もこの事業で不便を感じていることがあるようなことは、この中で解決できる課題になるのかと。それがどの場に出てくるのかなというのが、それで市民の皆さんの意見というのはどういうふうにこれから反映されるのかということでも聞いたのですけれども、そういう声にこたえられる状況は、この事業の中ではあるという判断でよろしいでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 今何点か御提案もいただきました。特にバスターミナルの部分の個別具体的内容や、あるいは機能については、現在の状況の中では特に持ち合わせておりませんけれども、待合の時間を有効に活用するというようなことの中では、そういった勉強をする場あるいは市民のボランティアセンター的な機能、こういったものを十分反映できる可能性はあるというふうに思っておりますから、御提案としてきちっと伺ってそういう議論はさせていただきたいというふうに思っております。

また、市民の御意見を伺う場ということでございますけれども、個別事業の基本設計時にパブリックコメントや説明会を開催するなど多様な機会を設定して意見を取り入れる、こういった工夫もしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） そういうことで対応していただければと思うのと、もう一つはやっぱりせっかくのこの事業の中で例えば拠点的に駅横、3・6、文化ホールとやったときに一番のメインになる中心街の空き店舗対策というのもあわせてしっかりやっていかないと、どんどん拠点は拠点として動くでしょうけれども、空き店舗をどうやってしていくのか。市のほうにはいろんな事業があるわけですから、それを活用してくださいということではなくて、例えば勉強の場、例えばボランティアセンター、そういうところに空き店舗を使って人を寄せるような、そういうこともやっぱり考えていかないと、それが点を線にして面にしていくというふうに思うのですけれども、そういうことがこの再生整備計画の中ではちょっと読み取れないものですから、拠点をやっても全体的な中心街の活性化というのはやっぱりどうしていくのかというのは、その点についてのお考えは何かお持ちでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 議員の御指摘のとおり、中心市街地の活性化についてはやはり5丁目、6丁目の商店街のにぎわいというのが欠かせないというふうに承知をしております。この都市再生整備計画を検討する前に先行事業として中心市街地活性化計画というのを想定をして、商工会議所が中心になって素案づくりを進めていただいたわけですが、すけれども、なかなか疲弊が激しくて、計画は立つけれども、実施までに至らないという、熟度が持てないということでの今回の都市再生整備計画ということでございますので、御指摘の向きは十分わかるのですけれども、そこまで果たして現実に進んでいくのかというような不安を持っておりまして、今回の私どもの行政が中心になっての都市再生整備計画を進行させていく中で、また改めて5丁目、6丁目の商店街なり商工会議所とも相談をさせていただきながら、できるだけ面の活性化につなげていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） 副市長のおっしゃることはよくわかるのですけれども、ただ私は正直この事業というのは名寄にとってやっぱり最大の、うまく活用すれば本当に都市が再生する可能性が出てくる事業だと。もう一つでは、だから間で抜けているような商店街、店舗については、やっぱり空き店舗対策もしっかりしていった面にしていかなければいけないと。もう一つは、それぞれの例えば駅横にできる施設あるいは3・6あるいは文化センターのホールという、それをどう各部署を含めて有機的に機能させるかということもしっかり考えていかなかったらならない。そのときに間にすぽん、すぽんと抜けているような状況なら、それはもうならないでしょうと。非常に厳しい状況にはあるのは私ども十分理解しておりますけれども、せっかくの事業でこれだけの大プロジェクトをやろうということでは、やっぱり市民の皆さん

の声と、もう一つは中心街で今抱えている空き店舗対策も含めてやると。さらに、この施設をどう有機的に各部署を含めて、市内もそうでしょう。それぞれ部署が所管がかわってくるわけですが、それを有機的にどういうふうに関連を確保していこうというふうにお考えなっているのか、お考えがあればお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 繰り返しになりますけれども、中心市街地活性化という全体エリアの事業を組み立てをして、なかなか熟度がいかないということでのそれにかわるその精神を生かした、若干小規模になりますけれども、都市再生整備計画ということで進めたいということでございまして、この計画を執行している間にまたそれぞれ相談をさせていただきながら、全体的な整備が果たして可能か、どういう計画を進めることが好ましいのかということも含めてまた相談をさせていただきながら、第1次計画で済むのか、第2次まで多少長い計画で対応していくのがいいのかも含めてまた今後検討していきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） 時間もなくなりました。いずれにしても、今政権交代で制度がいろいろころころ変わっておりますけれども、情報収集にしっかり努められて名寄市勢の発展及び市民の皆さんの福祉向上により努めていただければというふうに思いますので、それらを申し上げて終わりたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 以上で佐藤靖議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会

議を開きます。

名寄市のごみ収集について外2件を、谷内司議員。

○21番（谷内 司議員） 議長よりお許しをいただきましたので、この場からの質問をさせていただきます。大項目3点についてお伺いいたします。

1点目に、名寄市のごみ収集についてお伺いいたします。新しい名寄市が誕生して4年目を迎え、終わりを迎えているところでございます。今年の市の執行方針に合併による財政のメリットを最大限に活用し、協働のまちづくりを進めると発表されております。水道料金、保育料金、各施設の使用料など数多く見直しをされておりますが、ごみの収集と料金の見直しはされていないことから2点についてお伺いいたします。

1点目に、名寄地区は戸別方式、風連地区はステーション方式と違うことから同じ方式に見直したほうがよいと考えますが、市の考えをお知らせください。また、見直しをすることによって収集委託料が減額されると思うが、今後の考え方もあわせてお願いいたします。

2点目に、ごみの分別についてお知らせをお願いいたします。ごみは炭化、埋め立て、資源と大きく3点に分別されておりますが、埋め立てごみは最終処分場での処理をされております。名寄市の1年間のごみの総量は1万444トンであり、そのうち5,463トンが、パーセントにして51.9%が埋め立てされるごみであります。埋め立てごみが51.9%は、全道でも大変多いと知らされております。最終処分場はあと何年もつのか、また5,464トンの中にプラスチック類、ビニール、缶などリサイクルできるものが30%以上あることから今後の対策についてお伺いいたします。

2点目に、河川維持管理についてお伺いいたします。市が管理する河川の数はいくつあると思えます。今の現況はどのようになっているのかもお聞かせください。河川には、立ち木、雑草などが

多く、害虫被害や増水による川のり面の崩れ、河川が蛇行により水の流れが悪くなることから、水害になる河川があることから3点についてお伺いいたします。

市の維持管理する河川の数をお知らせください。

2つ目に、定期的に河川の実態を調査をしているかもあわせてお願いいたします。

3点目に、河川の役割に応じた環境整備を行っているか、この3点をお伺いいたします。

大項目の3点目について、農作物の不作による支援対策についての考え方をお伺いいたします。今年、例年になく春から雨が多く、7月の日照不足により稲作、畑作、酪農家まで農業全体が不作になりました。また、収穫期を迎えても雨が降り続き、収穫のおくれによりJA、市職員の援農が行われ、ビートの収穫作業は終わられたと聞いておりますが、タマネギ、ジャガイモ、牧草、デントコーンなど収穫ができず、雪の下になった面積が多くあるとのことで、平成22年度の営農が心配されることから2点についてお伺いいたします。

市として、支援対策の考えはあるのか。

2つ目に、緊急雇用創出推進事業がありますが、この事業を積極的に利用し、検討し、農業者への支援に取り組んでいくべきと考えますが、その考え方をお知らせください。

以上にてこの場からの質問とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長（吉原保則君） ただいま谷内議員から3項目にわたり御質問がございました。1点目につきましては私から、2点目は建設水道部長、3点目につきましては経済部長からの答弁となりますので、よろしくお伺いいたします。

名寄市のごみの収集についてお尋ねがございました。現在名寄地区は戸別とステーション方式の併用、風連地区はステーション方式で収集を行っているところでございます。このことは、住宅の

連担状況など、まちの形態、住民意識、地縁的なつながりなど地域事情を踏まえて長年にわたり現在の方式がとられてきたところでございます。風連地区におけるステーション方式につきましては、リサイクルステーションを含めステーションの管理、ごみの分別、出し方、収集など地域住民に深く浸透しており、スムーズな収集、処理が行われているところでございます。

お話のございました収集方法の変更に当たりましては、収集方法が住民のニーズに合致しているかどうかということが大変重要だと考えるところでございます。名寄地区をステーション方式に変更する場合、住民への周知とともに住民の理解と協力、そして行政指導など多くの課題がございます。新たなごみステーションの設置と整備、そして管理、収集経路の変更、収集時間のずれ、マナーの徹底などが考えられるところでございます。

名寄地区は、住宅の密集地域の範囲が広く、またアパート、マンションなども多く、ステーションの設置場所も多く、多額の費用がかかることとなります。名寄地区をステーション方式にする場合、現在収集車1台3名で行っている収集体制を2名にいたしますと収集委託料が約2,000万円程度削減できると試算されるところでございますけれども、逆に収集車の増車だとか時間の延長などが必要になることが予想され、収集コストの削減はわずかになると考えられるところでございます。さらに、先ほど申しました新たなステーションの設置の費用でございますけれども、1,000カ所程度必要と考えられますので、1カ所当たり7万円程度といたしまして7,000万円程度の初期投資が必要になると考えられるところでございます。そのほかにステーションの管理だとか住民協力、新たな指導体制、パトロール体制などに相当の費用がかかるものと想定されるところでございます。

道内各市におきましてもごみの有料化に伴い、住民ニーズによりステーション方式から戸別方式

に変更しているところが多くなっているところがございます。戸別収集方式のメリットは、排出者の責任が明確になることとございます。現在委託先の収集作業員と私ども市の担当職員が毎日打ち合わせを行い、不適切なごみの出し方をされる方には戸別訪問をして指導をしているところとございます。このことで効率的な収集ができていていると考えているところとございます。

本年7月からごみの有料化を実施した札幌市では、ステーション方式をとっているところとございますけれども、分別がされていない、決められたごみ出しの時間、曜日が守られていない、他のステーションにごみを出すなどマナーの悪さが見られ、市や町内会などが指導に多くの時間と労力、そして費用をかけざるを得ない状態になっているところとございます。収集方法につきましては、常にベターな方法と考えておりますけれども、方法を変更するに当たりましては広く市民の意見を聞き、説明し、理解と協力をいただかなければできないことではないと考えているところとございます。名寄、風連、両地区それぞれの市民の意見を十分に聞きながら検討を進めてまいりたいと考えております。

処分場の今後の見通しについてお尋ねがございました。名寄地区では、現状で名寄市処分場につきましてはおおむね7年程度、風連処分場については10年程度と考えているところとございます。今後も市民の皆様に対し、ごみの分別、減量化、リサイクル、適正処理に対する周知や啓発に努め、理解と協力、そして指導に取り組むとともに処分場の延命化等も図ってまいりたいと思っておりますので、ぜひ御理解を賜りたいと存じます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 私からは大きな項目2点目、河川の維持管理についてお答えをさせていただきます。

最初に、名寄市が維持管理をする河川の数につ

いてであります。普通河川で名寄地区52河川、河川延長にして317.5キロメートル、風連地区20河川、河川延長にして110.4キロメートルで計72河川、427.9キロメートルとございます。

次に、現況調査についてであります。山の中からすべての河川の調査は行っておりませんが、農地に隣接している河川で雑草、立木から発生する作物の害虫被害、河川の増水による農家への洗掘被害等、農地生産に影響を及ぼすおそれのある河川については地域要望を踏まえて現地調査を行い、河川の除草、立木の除去、堆積土砂の撤去を行っておりますが、立木については抜根までしますと河道を弱め、河川の決壊につながり、土砂流出となり下流での堆積土砂による浸水の原因となりますので、抜根までは実施していません。

次に、今後の考え方についてであります。河川環境整備については、多くの町内会、行政区からの要望があり、平成21年度からは国の緊急雇用創出推進事業を活用し、年次的に緊急性あるいは危険性の高いところを重点に整備を進めております。土砂の堆積場所や作業道路の確保など、地域の協力がなければできない事業であります。今後も市全体の整備バランスを考慮し、実施してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からのお答えとさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 私からは大きな項目3点目、農作物の不作による支援対策、（1）の考え方についてお答えをいたします。日根野議員と重複する答弁となる部分もございますが、御了解をいただきたいと存じます。

ことしの作況につきましては、上川北農業共済等の見込みから水稲で作付全体が427戸のうち10%以内の減収にとどまる農家が14戸、10ないし30%の減収が110戸、30ないし50%の減収が176戸、50ないし70%の減収が91戸、70ないし80%が24戸、80ないし

90%の減収が10戸、90%以上の減収が2戸の分布となっております、10%から50%の減収戸数が286戸で全体の67%を占めています。減収額は、約14億4,000万円を見込むところでございます。また、個人差の大きいことがことしの被害の特徴と思われまます。

秋小麦につきましては、共済引き受け戸数164戸で支払い予定戸数が101戸、春小麦では引き受け戸数111戸で支払い予定戸数が13戸で、小麦総体で減収額約4,400万円を見込んでおります。小豆では、引き受け戸数152戸で支払い予定戸数49戸となっております、減収額900万円を見込んでおります。大豆につきましては、年明け後の集計となりますが、かなりの減収ということが予想されてございます。その他の作物につきましては、農協の青果部青果取り扱い見込みから取扱額の大きな作物で何点かお話をさせていただきたいと思いますが、計画対比の率で申し上げますと、食用パレイショ、数量的には計画対比で平年の79%、販売金額で111%、それからグリーンアスパラの露地ですけれども、計画対比の数量で120%、販売金額で125%、アスパラにつきましては霜の影響もございましたけれども、収量あるいは金額ともに計画を上回ってございます。生食用のカボチャでございますけれども、これは数量的には75%にとどまりました。販売金額は99%となっております。それから、タマネギでございますけれども、計画対比で数量で104%、販売金額で105%となっております、総販売額見込みでも総額で27億1,120万円推定しております前年対比112%、計画対比104%を見込んでおります。反収につきましても作物ごとにより作物と悪い作物のばらつきがございます。また、作付面積の増減もございまして、一概に作柄状況を示していることにはなりません、単価が総じてよく販売額の増加が見込まれております。

災害支援の考え方といたしましては、農家ごと

及び作物ごとの被害状況にばらつきがあること、またJA道北なよろ、名寄市農民連盟連絡協議会、農業委員会から低利資金の対応の要請があることを踏まえまして、融資を必要とされている方への支援が有効と考えているところでございます。金融支援の対策といたしましては、JA道北なよろが検討中の貸付金利1.5%の冷湿害対策資金に市が1%の利子補給を行い、末端金利0.5%とすることを検討いたしております。また、北海道の資金対策も利用できる状況となれば、末端金利をゼロ%にすることも検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、(2)、緊急雇用創出推進事業の取り組みについてお答えをいたします。御案内のとおり、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用した緊急雇用創出推進事業が実施されておまして、その活用例として地域が主体となった簡易な排水設備等による被災農家の就労対策の取り組みも提案されてきたところであります。事業の活用例としては、農閑期に湿害の原因となった排水不良箇所の簡易な整備として排水路の土砂除去、伐木のり面補修などが施工の対象としております。本事業については、JA道北なよろ及び天塩川土地改良区にもこの取り組みの有無について確認をさせていただき、協議させていただきましたけれども、冬場の事業組み立てが難しいこと及び国費の施設管理等の事業との絡みで各団体では本事業の取り組みを行わないということにつきまして確認をいたしてございます。上川支庁へも他市町村への本事業の取り組みを確認いたしましたところ、上川管内22市町村のうち取り組むのは1市町村となっております。各市町村とも検討された結果、冬場の事業組み立てが大変難しく事業申請を取りやめているというような状況と伺ってございます。

また、農業者の冬場の働き先の状況につきまして農協青年部の状況等について聞き取りをいたしましたけれども、120名中75名が冬期間スキ

一場であるとか、あるいはカーリング場だとか、スポーツ施設あるいは除雪等に働いているというようなことで、それほどこういった対策が出て出席できる状況はないという、こういった御意見もいただいておりますので、御理解をいただければというふうに考えてございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） 今答弁をお聞きしまして、再質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、先にごみのことなのですけれども、ごみの収集については、やっぱり一体感を持ったまちづくりとなれば、やはり同じような方式が当然なければだめだろうと私は思うのです。それによって、今までにごみ袋を有料化するのにごみ最終処分場の料金も統一したはずなのです。だけれども、ごみの収集方法が違うというのがどうしても納得できないということなのです。

それで、今の答弁を聞いていますと、ステーション方式はうまくないから戸別方式にしたいというように私は受けとめるのですが、それはそれなりの方針を出すのは仕方がないのですけれども、今まで風連地区でステーション方式にしたのにどれだけの苦勞をして、どれだけのことをやったかという、それを理解しているか。今言われたように新しくしますと、こうなりますといろいろ御答弁いただいたのですけれども、当然のことなのです、これは。ですから、協働のまちづくりで市民と行政が一体になってやらなければならぬ。それに対して、このように分別がうまくない、いろいろあるのですが、それに対してはやはり町内で協力し合いながら、行政の職員が出向くなり、これは当然やらなければならないものと私は思っているのです。この理由でせつかく風連がステーション方式にしたものを戸別に戻していくことがどうしても理解できないのです。

それから、多分これ出たと思うのですけれども、それでなくてなぜかという、お金の面について

もことしの予算書を見ていますと9,214万円の予算が計上されています。その中でことし、それで入札したのでしょうかけれども、風連地区のごみの収集については703万5,000円です。仮に言われますように人口比でいくと、名寄市は風連の5倍の人口がいるのだと。そういうぐあいに単純に計算したときに、703万5,000円を5倍すると幾らになるかということ3,517万5,000円くらいになります。そうしたら、半分以下の経費で間に合うのではないかなと、そんなように思います。これで2,000万円ぐらいと出ているのですけれども、そんなことからこれ見ているといろいろあるのですけれども、7万円でステーションを買ったときに7,000万円なんて、1,000個のステーションというのはどういう形の中で、どれぐらいの面積において、どれだけの人口で計算して1,000個要るかということ、名寄市では約1万2,000戸の戸数だと思います。ちょっと違ったら済みませんけれども、約ですね。そうすると、1,000個だったら1つのごみステーションは12軒の人が利用するのか。そんなことにはならないと思いますけれども、その辺のステーションが1,000個というのは、どのような方式の中で1,000個という計算をしたのか、それを改めてお聞きいたします。

○議長（小野寺一知議員） 吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長（吉原保則君） ただいま3点にわたり再質問をいただきました。

最初の御質問でございますけれども、決して戸別方式に風連地区を変えていくというようなお答えをしたつもりではございません。それぞれ長い歴史の中で、地域事情を踏まえた中での現在の方式があり、一定程度定着しているということで、そういった立場でお答えをしたということでぜひ御理解を賜りたいと考えております。

それから、名寄地区をステーション方式にした場合の人口比等の部分でお尋ねがございました。それで、先ほどもお答えいたしましたけれども、

現在名寄の市街A地区、B地区という形で、市街地区の収集につきましては戸別でそれぞれ1台3人体制で実施しているところですが、戸別にいたした場合、単純に2人体制とした場合、A地区、B地区合わせまして2,000万円程度の削減になるという計算になるところでございます。一方、しかしながら作業員が2人になるということで行きますと、車を増車しなければ収集時間が例えば5時までには終わらなくなるのではないかと、それぞれA地区、B地区等に1台ふやまして4台で各2名の作業員、運転手を含めて2名の作業員ということで8名、1地区当たり。4台8名で2地区を実施した場合になりますと、大体両方合わせまして100万円程度の削減しか見込まれないということで、戸別から名寄地区をステーションに変えましてもそれぐらいの削減効果が金額的には出ないというふうな形でございます。

それから、ステーションの1,000カ所の部分についてお尋ねがございましたけれども、基本的には先ほど谷内議員お話ありましたように、既に名寄地区では農村部とアパート、マンション等では先ほど併用と申しましたけれども、ステーション方式を実施していますけれども、それ以外のいわゆる市街地等においてはお話ありましたように試算では1区画といいますか、道路に面したところの1町といいますか、その部分なりを考えればおおむね10戸程度かなということで、合わせて1,000カ所ぐらいというふうな想定の仮の計算でございますので、ぜひ御理解を賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） お金は当然ですが、これを見たら風連地区をそれに合わすとは書いていませんけれども、この答弁内容から見ると私自身感じたのは、ステーション方式よりも戸別のほうがいいたろうというように書いてありますね、ステーションにするとこれが難しいとか。ですか

ら、風連地区のほうもステーション方式でなくて戸別にするのかなという考えですので、その辺を理解していただきたいと思います。

今のそれはいいのですけれども、集めたら、ステーション方式にしたら戸別より時間がかかって増車しなければならぬというのは、私は逆だと思います。やはり箇所、箇所にまとめて出せば、そこへ行って集めれば終わるから、走る距離も少なくなるのだろうし、そうすると時間もかからなくなっていくと、増車するのではなくて減車になるのでないですか。私はそうだと思うのです。ですから、当然これを考えるのに風連の今までの経過を勉強したと思うのですけれども、風連も15年からやったのですよね。14年のときには、先ほど金額も言ったとおり約1,700万円かかったのが今現在700万円なのですけれども、15年からやったときは大変だったのです。

それで、ごみ袋を出すとき、分別も相当みんな市民に、職員も含め町内会その他でやって勉強会もやりましたし、それで出てきたものに対しては袋には全部名前を書いていただいたと。それを収集しなかったら、その人がわかりますから、そこへ行って職員の人が説明したと。そのような形で大変な苦勞を職員はしたのです。そういう中でもみんなが努力をしていただいて、今現在では収集場所についてはそんな……中には年寄りの人いるかもしれませんけれども、なかった。

また、年寄りの人が各町内、私どものところでは町内の班ごとに十何軒、20軒あるのですが、そこに1個ずつあるのですが、それで中に1人の独居の年寄りがいたときには、ボランティア団体で声かけ運動だとか、いろんな団体があります。また、隣近所の人があります。その人たちが自分も出すときにそのごみを出していただいたり、それから在宅介護をやっている方が毎週来ますから、その人が出したりしながら、そういう年寄りの人を助け合いながらやっている。うちの町内ではやっています。そんなことを踏まえていけば、当然

名寄市もそういうステーション方式でやれるだろうと思うのです。

それで、ステーションも7万円とあるのですけれども、そのときの風連当時のことを思い出せば半分、3万5,000円が町内でもって、そして行政は半分出しましょうと。そして、維持管理については町内でやってほしいという形で、各町内ごとでそれを管理しているのです。そういうことをやっていくことが一体感のまちづくりであって、協働のまちづくりではないかと、私はそのように思うのですけれども、それに対して再度お願いしたいのですけれども。

先ほどお答えあったように、7月から札幌市の例が出ていましたけれども、私も札幌市にきのう問い合わせをしていろいろいただきました。大変マナーが悪いということですが、今現在では各町内ごとで、あそこはステーションではなくて、ステーションは置いてあるけれども、ただ置いておいて網をかけるのだと。でも、網をかけてもカラスがつついたりして破れてひどいという形で、それぞれその町内会ごとにおいて鉄でできたというのですから、私どものと同じだと思うのですが、そのようなステーションを置いてそこでやっているよと。そして、町内の人たちが、町内会長さんが毎日それを管理しているよと、そんな話も聞きました。初めは、当然そういうぐあいにはわからないところもいろいろあって、ばらばらであると思う。これがやっぱり3年、4年なりやっていくことにおいて、その成果は出てくると思うのです。そんな中で、ぜひともできることなら名寄市においても財源不足を解消する一部にもなるかと思っておりますので、その辺で風連方式のようにステーション方式でやっていただきたいという要望なのですが、どうですか。

○議長（小野寺一知議員） 吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長（吉原保則君） お尋ねがございましたが、私も最初はステーション方式にした場合、拠点回収になりますので、時間も短くなるの

ではないかなと考えていたのですけれども、現場なりのお話を聞く中では、不適切な排出物なんかも含めてあったり、シールを張ったりする時間等を含めていくと相当な時間がかかるというふうに聞いて、先ほど言いましたように委託先の作業員と私ども職員が毎日今も打ち合わせしている中の情報交換の中でも仮にした場合については相当の時間がかかるのではないかと。特に名寄の場合はアパート、マンションなんかが多いということで、そこら辺の方については転入、転出者が非常に多いということで、なれない区分のために分別なり、不適切な排出をするということでごみ箱状態になっていくのではないかとというような、そういうことも含めて相当時間がかかるということで1台の増車が必要でないかと現場としては今考えているところでございます。そうすると、先ほども申しましたように削減効果としては100万円ちょっとぐらいになるのですけれども、さらにさまざまな指導だとかを含めていけば、また別にそこに費用がかかってくるのではないかと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、冒頭も申しましたようにこの部分については市民の方の意向、ニーズというのが非常に大事だと考えておりますので、それぞれの地区の皆さん、市民の皆さんの意見を聞く中で考えていきたいと思っておりますけれども、当分の間は今の方式で進めてまいりたいと考えていますので、ぜひ御理解を賜りたいと存じます。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） それはわかるのですよね、そのやり方は。だから、マンションなどは先ほど言いましたが、大変人の出入りがあると。それはわかるのです。ですから、私の調べたところでは、マンションにはマンションの持ち主がその横にステーションを置いてあります。そこへ行けば全部処理できるということになっているそうです。しているそうです。町内であるところはいいのですけれども。ですから、先ほど1,000個

と言ったのですけれども、うちのところでもやっぱり町内ごとでも当然背中合わせにぶつかるころがあるときには両方で1個にしたり、そうやってやっていくことによって1,000個も要らない、もっとかからないでできるかと思うのですけれども、やはり清潔感から環境整備、いろいろなことを考えたときに、今の名寄市の中でもこの間通ってきたときにあったのですが、ごみを出して網をかけてあってもやっぱり網をつつかれて穴があいてばらばらに開いてある。やっぱりああいう光景は見づらいですよ。そんなことを踏まえて、時間はかかるとは思いますけれども、やはりそういう方式の中で当然職員も初めは努力してもらわなければならない。そういうことで、そういうふうに向くように今後努力していただきますことをお願いしたいと思います。

それから次に、2点目なのですけれども、ごみの処理のことなのですけれども、当然炭化、埋め立て、資源となるのですけれども、この間コンサルからのいろんな調査結果が出ましたけれども、名寄市にあるごみが1万トンあるうちの半分以上が埋め立てになるよと、これでは本当にもたないよという話を聞かされました。それを調査したときに半分以上のリサイクルできるもの、資源ごみが入っているよと。その中にプラスチックが約3割近くあるよと。これを抜けば、当然そのプラスチック類というのはいつまでたっても腐らないだろうと、いつまでもかさばるものだから、それを取っていけばもっと低減になるだろうと、そういう意見もいただきました。

そんなことを踏まえて、この間私たちも山形の新庄のほうに調査に行きましたし、建設常任委員会も行かれましたし、職員も行かれた。その中の反省点であった、建設常任委員長の報告にあったけれども、原料が足りないということだったので、あれは原料といってもあの会社でやっているのは本当の資源ごみで、自分でやったことですからなかなかないと思うのですが、だから

その点においての原料確保が大変であるということは私も聞いてまいりましたけれども、今の名寄市の中においての原料なのですけれども、農協から、JA道北なよろから、風連、智恵文、名寄から出たビニール、本年の2回集荷していますけれども、幾らかかったかわかりますか。ことし1年間で名寄支所、智恵文支所、風連本所を合わせて約213トンのビニール類が出されています。その処理料として、回収費用としてかかるお金が637万616円ですか、の金が必要とするのです。ですから、新庄で見たのは30トンぐらいだったと思うのですが、今回部長が言ったこの面積からいって、あそこの地域の面積と北海道農業の面積と比べても問題になりませんよね。これだけの農家が毎年出す農業用廃プラスチック、産業廃棄物があるのです。これをすれば、それなりにもつだろうし、名寄市の中においていろいろ条例があって難しいことはわかっておりますけれども、ペットボトルについてもあるのですけれども、一般家庭から出る廃プラ、プラスチックですね。あれが1年間、名寄市として多分透明の袋に入れて収集していると思うのですが、あれは何トンあって、多分業者に委託しているのですが、何トン1年間にあって幾らの経費がかかっているかお知らせください。

○議長(小野寺一知議員) 暫時休憩します。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時39分

○議長(小野寺一知議員) 再開いたします。

吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長(吉原保則君) ただいまお尋ねのありましたプラ容器の関係でお答えいたしますと、リサイクル協会に引き渡している量につきましては約384トンで、115万3,000円ほどの引き渡し処理料というのを支払っているところでございます。

それから、先ほど埋立量が50%になるという

ような御指摘もございましたので、ちょっとあわせてお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、本市の20年度のごみの処理量につきましては炭化ごみが3,563トン、それから資源ごみが2,786トン、埋め立てごみが5,738トンの合計で1万1,087トンということで、お話のありましたように全体から最終処分場の埋立量につきましては52%となるところでございますけれども、これは全体から埋立量を見るときにつきましては、それぞれの市町村の処理によって大きく変わるということでございまして、平均的に焼却炉を利用している市町村につきましては、それぞれ可燃ごみとして生ごみもプラスチックもゴムなども含めて対象となっているということで、釧路なんかは12.4%、それから旭川が24.5%、札幌は22.4%ということの処分場の埋立量になっているところでございますし、また高速メタン発酵なんかを発注しているところでは逆に芦別市などでは75.5%が埋め立て、それから稚内も約90%、恵庭は87%というふうになっているのが北海道市長会の調べでなっているところでございますし、18年のデータになりますけれども、1人当たりの排出量につきましては全道平均1,199グラムに対しまして名寄では1,097グラムというような状況になるということもあわせてお知らせいたします。

○議長（小野寺一知識員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） わかりますけれども、だから先ほど言いましたように廃プラについては384、約400トンあるので、それを苫小牧の業者でもって処理してもらっていると思うのです。それは、多分5年契約の中で各市町村がその業者との入札によって選定して、それを処理してもらっているのはわかるのですけれども、そのごみだって、プラスチックだって384、約400トンはそれを油化できると私は思うのです。

ですから、なぜこういうことを言うかということ、昨年のおきに油化のそうしたらいろいろ資料ない

ですかと私質問をさせていただきましたけれども、それに対してまだどれだという答えはもらっておりませんが、その中でやっぱり油化を進めている研究グループの人たちは、それなりのコンサルを頼んで、それなりに調査して出てきた書類は私もいただいておりますけれども、これを持って前日、10月26日のときに農協の組合長、青年部長、その他それぞれの会社の人たちもろもろの人やコンサルの人たちが島市長さんのところに陳情に行って、これお願いしますといった経過もあるのです。その中で、農協に対しても農家に対してもこれだけのごみを捨てれば、それを油化することによって、農家の人たちがハウスの原料に使いたいのだと。そのためにここの春もそれを持ってきて研究し、実験をしたけれども、その農家のうちも大変よかったと、だから欲しいという、それを使わせてほしいという要望もあります。そんなことを踏まえてお願いに来たということなのですけれども、その人たちのためにもやはりそれを実現して、今の最終処分場はもっと長く使えるようにやるべきだと、私はそういうふうに思います。ですから、その中でもやはり50%以上なんというのは高いですから、それでなくてやっぱり30%以下ぐらいで抑えなければならぬと思うのです。

その中で、北海道の廃棄物処理計画というのがあるのですが、この目標が平成22年度、来年ですけれども、その目標値として28%以下に抑えなさいという基準ができるそうです。それに対していくと、名寄は約倍ぐらいのパーセンテージですけれども、それには到底届かない数字だと思うのです。それによって、1年でも早く最終処分場が満杯になってしまったときに、また新しく処分場をつくろうというときに予算措置したとき、多分このような現況でいくと助成なり補助金なりにいろいろ問題があるだろうと、こんなようなこともお聞きしておりますので、どうしてもその処分場に入るものを少なくしていかなければならぬ。そ

のためにはプラスチックを抜く、そのためには何をするかということ油化しかないと、このように考えますが、その辺についてお伺いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長（吉原保則君） ただいま処分場の延命等を含めまして、廃プラスチックの油化についてのお尋ねがございました。

お話のありましたように、10月27日には関係団体よりこの事業化について要望を受けているところがございますし、私どもといたしましても山形県の新庄市の視察を行ってきたところがございます。その中では、いかに汚れの少ない良質の廃プラスチックを安定的に必要な量を確保するか、そしてその収集システムをどうつくっていくかというのが大きな課題だと感じているところがございます。農業用廃プラスチックにつきましても必要な量につきましても、市内だけではなく近隣市町村も取り込んだ収集をしていかなければならないと考えておりますし、廃プラスチックの油化事業を展開するためにはその量の確保のほかにもさまざまな課題があると考えているところがございます。行政がこの事業すべてを行うということではなくて、施設整備なり廃プラスチックの収集、それから事業運営などをそれぞれ行政、民間、その他団体が役割分担をしながら、また広域で事業に取り組めないかの検討が非常に必要だと考えているところがございます。今後におきましては、関係機関との協議を進め、年度内に一定の方向づけを行ってまいりたいと考えておりますので、ぜひ御理解を賜りたいと存じます。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） 理解はしますけれども、やはりこれはこのような形をとることによって低減するだろうということはありますので、当然農協の組合長から、その他から要望書も上がっていることも踏まえたら、役所の中で今月いっぱいその方向性を出したいというのですけれども、その前にやはり前にも申し上げましたように、こ

れをやることによってお金が何年か後に計画的に浮いてくれば、ごみ袋を無料化するなり、それで余るなら年寄りに対して手厚くするためのお金に使ってほしいということをお願いしました。そのことを踏まえてお願いしたいと思っておりますけれども、それでやっぱりこれを最終的に決断をする前に私は思うのですけれども、これも当然民生常任委員会がありますから、民生常任委員会などにおいてももう少し論議していただきたい。職員だけで云々と決めるのではなくて、今まで民生常任委員会の中でそういう論議をしたのか私は聞いていませんけれども、その中でいろいろ論議をしながらやっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから次に、河川のほうなのですけれども、河川維持に関する数はわかりましたけれども、それはいいのですけれども、その中で72個ある河川の中の一つなのですけれども、丸三ダムがあるのですけれども、丸三ダムの直結する川が丸三川なのです。その丸三川がことしの7月27日、60ミリの雨が降ったことによりまして当然満水に近い状態になりました。それで、その水を放水しなければならぬのですが、放水できない状態でした。それができないというのはなぜかという、雑木あるいは木などもろもろの草もあって、それが詰まってしまって水位が上がってしまったのです。当然あそこのそばには丸三川1本しかありませんから、山、水田、あらゆるところから入ってくる水がそこ1カ所に集中します。

それで、そのことを踏まえてなののですけれども、本来なら川の整備というのは下からやるだろうと私は思っていたのです。ところが、2年前に土別市、上のほうは土別市なのですけれども、土別市のほうが河川改修で全部きれいにしてしまった。それで、ことしはのりがきれいになったから、前は木が生えて草刈りができなかったのですけれども、のりがきれいになったから、病害虫の駆除もあることから草刈りをしたと。その後あの水が出

た。その川の水がふえたことによって、その川の草からごみ、一気に名寄市の関係する33線以降なのですけれども、そこへたまってしまった。それで水位が上がってしまったことなのです。そのためにおいて、ダムの水が多くなったから放水もできなかった。たまたま被害がなくてよかったのですけれども、そんな状況であるのです。やはりその河川を市が管理する以上は、まだ七十何個あるのですけれども、当然やらなければならなかったのにいまだにされていなかった。そのことについて、どのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（小野寺一知識員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 丸三川については、普通の河川とも少し異なりましてダムから直結して放水に直結した河川であるというふうには認識をしているところであります。ただ、ほかの河川も春先の増水時には同じような状況が起きていまして、智恵文の14線川、私どもも認識していませんでしたのですけれども、同じような状況で畑に冠水したという状況もあります。したがって、どの河川も一緒なのですけれども、なかなか立木だとか雑草の除去だけでは解決できない部分もございます。河道の拡幅だとかも必要だというふうなことも理解はするのですけれども、何せ河川改修ともなりますと国の助成が、補助金がなかなかつかないという状況もございます。昔ほど災害復旧事業も採択が難しくなっているという状況も踏まえながら、今の伐採だとか除草をやらせていただいていますけれども、今後こういう部分は、河道の改修については部分的な改修も含めて年次的に行っていきたいというふうに考えていますので、できる限り地域への災害は起きない形で河川改修を行っていきたいと思っていますので、御理解をいただきたいというふうに思っています。

○議長（小野寺一知識員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） それはわかるのですけれども、現況は今年はそのような状態になったのですよ。ですから、申し上げたいことは2年前に

士別市のほうが上流であるけれども、整備がなくなってしまったと。その後すぐやらなければ、当然それは下のほうが下流ですから影響あるのにもかかわらず、2年たっても今現在もできていないのです。ですから、それをやるときに申し上げたいのは、それだったら士別市のほうと終わったら違うだろうとか、やっぱり協議することがあると思うのです。その協議も何も、私はわかりませんけれども、しなかったのだろうと思うのです、やったのですから。終わってしまった、ことしの春も最後の木を切るという形で太いものを切っていましたけれども、士別市にはその予算がないのか、どんなお金を使ったかわかりませんが、事業をやるのに。そうしたら、名寄市だって上をやったのなら下も早急にやらなければ、お金がないからできなかった云々ではなくて、そうしたら士別市とはどういう形でどうなったか、協議した結果があるのなら教えてください。

○議長（小野寺一知識員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 士別市との協議は別にしてございませぬけれども、今谷内議員の言われる状況は私も現地を確認させていただきました。ただ、今議員が言われるように私ども即といっても財源的な問題もございまして、なかなか取り組めない状況でございました。今回この雇用創出事業がございまして取り組める状態でございます。3年計画でというふうに思っていたのですけれども、来年以降2カ年部分を前倒しでできるという可能性も出てきましたので、来年には丸三川も1回は伐採をしていきたいというふうに思っていますので、御理解をいただきたいというふうに思っていますし、ほかの河川に合わせて事業を進めたいというふうに思っていますので、御理解をいただきたいと思っています。

○議長（小野寺一知識員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） 早急にやっっていかなければならないというのは、ことしも雪も早く降って解けたり、雨が降ったりしているのですが、

今現在丸三川の場合は約0.5%ぐらいで平年の1.5%ですか、ぐらい多くたまっています。このことによって、来年の春に早く満水になるだろうと思うのです。いつもなら、去年あたりは4月の中旬ぐらいになったのですけれども、例えば3月なりなんなりに満水になったときに、それ相応の放水で満水になります。そのときにもそういうおそれがあってそこへ来たときに、春はまだ耕作物はありませんけれども、水害になったときに大変だと思うのです。その責任と言われてもだれもとることできませんし、私もとれませんから、そうかといって市のほうへ来たってその責任はなかなかとれないと思うのですけれども、それを思うときにやはり今現在そういうのがあったら、先ほど言った雇用促進事業があるのなら、それを使ってこの春先までに木を切るなり、曲がって何かあったりするところを整備できるなら整備するなりして、その曲がりを直せというのはなかなかできないと思うのですけれども、それなりに水の流れのよくなるような方法、それを早急に対応してもらわなければこの春を迎えるのにも不安もありますから、その辺をこの事業の中でやっていただけるのか、またその後そのまま放置しておいても困るのですから、整備の不安もありますけれども、やはり曲がっているものはある程度真っすぐにするなり、あるいは下に土砂がたまって相当上には来ていますから、その土砂を撤去するなり、今後そのような計画があるのかないかもお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 丸三川に関しては、ことしの2月にもう一度手を加える予定になっていますし、ただ早くにできなかった部分といたしますと、どうしても機械が入っていかねばならない、例えば土砂の搬出にはダンプが行かなければならないということも含めると、作業道路が都合がつかなかったということも含めると、どうしても地域住民の方、先ほどお答えさせてい

ただいたように地域との連携というか、地域の方々の協力が必要だということもございまして、その辺も含めて今後地域と連携をとりながらできるだけ早急な対応をさせていただきたいというふうに思っていますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） わかりました。よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、農作物の支援とその対策については、私の前の日根野議員の発言、答弁を聞いていて理解できると思いますので、その辺は省略させていただきます。

その後の緊急雇用創出推進事業なのですけれども、これはいろいろあって、もうこれについての不作による支援対策については、多分これの取りまとめは終わったというような話も聞かされていますけれども、それ以外の支援対策以外の中でそういう事業が残っていて、これは今建設水道部長のほうから答弁がありましたようにちょっと関連するのですけれども、その事業を使って名寄市の中でも相当の河川数、七十何カ所に木などが生えていますから、それを活用しながら、そしてそれをどこかの業者に渡してお願いしてもいいのですけれども、そして積極的に農家にいる人を使ってもらおうとか、そこで雇用をしてもらって、そういうような支援をしていけば、一石二鳥と言ったらおかしいのですけれども、その中で河川のほうの木を切るなりなんなりすればきれいにもなるだろうし、整備もできるだろうし、また支援対策になるだろうと思うのですが、あわせてお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 緊急雇用創出事業の中で農業版といいますか、ことしの災害の状況を踏まえて北海道のほうで緊急雇用創出事業の活用ということで募集がありました。しかし、このときに先ほど申し上げましたようになかなか農協、

改良区を含めてこれを取り組んで、農家の方がどれだけこれに応じてくるかというようなことを論議したときに、それほどいないというようなお話をお伺いし、結果的には改良区、農協が取り組まないというようなことで断念した経過があります。この部分については、11月の末で既に募集が終わっておりまして、これからの再募集という部分については余り応募がないという前回の部分を踏まえて再募集はないというふうに聞いております。

それとは別に緊急雇用創出事業の中で農家の方を使ってという部分になろうかなというふうに思いますけれども、仕組み的にはこの事業もハローワークに応募して失業しているという、そういう方が対象でありまして、そして仕事があればすぐつく、あるいは求職活動をしている、こういった方を対象として使っていただくという、こういう流れになっているものですから、そういう農家の方がおってハローワークで就職活動をしているというような前提も必要になってくるというようなことであります。そういう意味でいいますと、非常に農業者だけでなく全体的に雇用情勢が悪いという中で、農家以外の方も含めてというところで農家の方を特別という部分はなかなか難しいのかなというふうには思っておりますが、この部分については少し研究をさせていただいて、そういった可能性があれば農協あるいは農連さんを通じて応募して、こういった形でハローワークに登録をしてというようなことも可能であればしたいというふうに思いますけれども、少しそういう部分について検討させていただければと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） 本当にそうだと思うのですが、やはりこういう事業があって、この事業は100%の事業ですから、別に行政の中で持ち出しがあるということは考えられませんので、こういう事業を有効に利用してやっていただきたい。そのためには、横の連携も密にしながら

ら河川の改修なり、いろいろあると思うのですが、そんな中で連携を密にして協力し合いながら、その人たちのまた冬になって農家以外に必要な対策もありますけれども、雇用対策もありますけれども、そんなのも含めた中でこれから前を見て進めていただきたいなと思いますけれども、最後になるのですが、市長にお伺いしたいのですが、今回この3点について私自身質問させていただきましたけれども、ごみの問題、それを油化にする問題、河川維持の問題、それから雇用の問題について、市長の意見がありましたらお聞かせいただければ幸いですけれども。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） ごみのほうは、私も担当をしていた経験がありますので、市民の皆さんの協力がなければ分別等がスムーズにいかないというのはやりとりのとおりでございます。特に今私どもダイオキシンの排出規制を国が強めた中では、炭化センターの設置ということを選択をいたしました。大都市における可燃物の焼却よりは、炭化センターの処理量というのはおのずと少ないと、幅が限定をされておりますから。したがって、埋め立てのウエートが高いというのは指摘のとおりであります。この埋め立ての中に再利用できる資源があると、こういう指摘でありますから、このことにつきましてはこれからの環境時代ということも含めて、民間で先行して油化というような事業を行っている現実も私どもの職員も見てきておりますので、可能性についてしっかり取り組むようにこの年度内の中で内部協議をさせていただきたいと、こんなふうに思っております。

また、今回の農業の不作と申しましょうか、被害につきましては、農協からの要望あるいは農連等の要望を伺っておりまして、1つには来年度の営農という資金対策もありますけれども、現時点における現金収入というのも1つ当然出てくるのではないかと。それだけに雇用創出の場をしっかりと創出しなさいという議員の指摘ももっともだ

というふうに認識をしております。その中で、国が緊急雇用というようなことでの制度を打ち出す中でマッチングをどうさせるかと、このところは関係者の皆さんの中でしっかりと協議をさせていただいて、場合によっては国のそうした予算をうまく使って取り込んでいくと、あるいはそれに市が上乘せをするというようなことも含めて検討、研究をしていかねばならぬなど、こんなふうにも思っているところでございます。

河川のほうにつきましては、相当のボリュームになってくるということですから、抜本ということにはならないかもしれませんが、今冬の雇用の創出と、そういうのにこの河川事業もあわせてやっていくことが将来的に有効な事業になると、そんな認識をしておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長(小野寺一知議員) 以上で谷内司議員の質問を終わります。

教育行政について外2件を、岩木正文議員。

○8番(岩木正文議員) 議長より指名をいただきましたので、通告に従い質問をしてみたいと思います。

まず、第1点目、教育行政について。ことし1年は、インフルエンザに明け、インフルエンザに暮れる本当に新型インフルエンザであった1年であったと思います。1918年から19年にかけての世界の大流行をしましたスペイン風邪、6億人が罹患し、5,000万人が亡くなったという、今回も幸いなことに弱毒性であったということが感染力は強くともそれほどの被害がなかったということではなかったかなと思っております。それでも北海道で数名の方がお亡くなりになっているということは非常に残念なことであります。

その新型インフルエンザが名寄市においても10月の初旬より急激にふえまして、名寄西小学校の学校閉鎖、さらに各学校の学年、学級閉鎖があり、非常にこれから冬に向かい子供たちの授業の確保に苦慮しているところではないかなと思っ

ています。第一弾が終わって、これで終わったかなと思ったら罹患していない子がまたはやっちゃって、また学級閉鎖になってしまうと。さらに、今11月末ではほとんど罹患がなくなり、全生徒の60%が罹患しました。しかし、まだあと残り40%の生徒は罹患しておりません。今後そういった形で今まで学校、学級で休んでいたものが今度はかかった子だけ休ませて学校、学級閉鎖はしないと思います。これ何を言おうとしているかというと、やはり子供たちの授業の平等が奪われているということです。5日間休んだ子、10日間休んだ子がいます。今学校は、低学年で4時間授業を5時間にしています。高学年は、5時間授業を毎週6時間授業、帰ってくるのは真っ暗になった4時過ぎです。こういった対処で今後も乗り切っていくつもりであるのか。また、話題にもなっています冬休み、春休みの授業をふやすと。本来であれば、子供たちは3学期というのはまとめの時間であり、復習の時間で三、四十時間とっているのですが、それがもう全部飛んでしまっておりますので、その件に対してのこの授業数の確保ということに対する教育委員会の考え方、今後の対策についてお知らせ願いたいと思います。

それと、次に2番目、指導改善プランについて。3年目を迎えます学力テスト、残念なことに北海道は小学校46位、中学校42位、これは3度目の学力テストの質問ですので、順位については何も問いません。しかし、問題なのは小学校、特に平均点が59.38ポイント、1位の秋田県71%、もうそこで黙っていて十一、二%の平均点の違いがあるということが大きな問題ですので、この件をどうとらえているのかと2年間学習指導プランを実践してきた、その2年間で今回の3回目どう変化があり、どういう効果が出たのかをお知らせいただきたいと思います。

この学力テストは、全国の学校別の成績を比較できるデータを国が全部集めて、競争をあおらないために公表を控えるというアクセルとブレーキ

を同時に踏むような制度で、この制度自体に私は無理があると思っております。その件で、学校の順位については問いませんので、現状についてお知らせいただきたいと思っております。

次に、風連地区の歩くスキー授業の考え方について。旧名寄市は合併前、市技としてスキーを定め、アルペン、歩くスキー、ジャンプ、クロスカントリーと、このスキーを健康増進のため、また冬の楽しみのために進めていこうということで、特にこの歩くスキーにおきましては国体開催を機に各学校での指導が始まって、名寄市においても市民歩くスキー大会というような形で市民、PTA、児童ともに冬を楽しみ、健康を増進しようと。先ほど学力テストの話をしましたけれども、この体力テストも北海道は全国の下位のほうであります。そういった意味からもやはり冬場、子供たちにしっかりとした体力、この歩くスキーは校庭があれば、あとはスキーさえあれば気楽に汗をかける、体力をつけれる競技でありますし、合併によって風連地区に対してこの歩くスキーの授業の取り入れということは考えていないのか。

今回私も3月に子供と歩くスキー大会に参加しまして、名寄市民、小学校、PTA、地方から5歳から87歳まで三百数十人の方が参加し、いい汗をかきました。しかし、残念なことに風連地区の人の参加がありませんでした。やはり市民歩くスキーということで、お互い一つのまちになったわけですから、やっぱり冬の体育の一環としての歩くスキー、風連地区に対する授業をどうとらえていくのかをお知らせいただきたいと思っております。

次の中小、零細企業支援について。菅直人議員が11月20日に緩やかなデノミに入ったと発表しました。このデノミというのは、IMFでは2年連続物価指数が下がったことを本当は指すのですが、日本はまだ7カ月です。しかし、政権交代後8月、9月で2.4%、2.3%と非常に大きな下落が始まっております。これは、やはりもう私もデフレであると言わざるを得ないと思っております。

2001年から2年のデフレのときに、名寄にも進出してきましたマクドナルドハンバーガー、優良企業、当時は1個130円だったのです。それがデノミの影響で皆さん幾らまで下がったと思いませんか、当時、59円です。これは、今回マックが非常にこれだけ不況の中、非常に高利益を上げている企業ですから、今は100円でやっております。このマックが今後さらに下げたら、これはデフレスパイラルではないかなという私の基準としております。

本年に入り、もう信じられない価格が出ています。ジーンズが1,000円を切った。名寄にはないですけども、ドン・キホーテは690円でジーンズ、そしてお弁当は今もう300円切り、うちの近くのラルズへ行きますと298円、きょうのチラシを見てください。セイコーマート、鳥そば御飯100円、これは消費者にとっては非常にいいことではあるのかもしれませんが、食育の面についてもやはり考えていかななくてはいけないことですし、これは国でしっかりととらえてやっていただきたい。そして、鳩山首相が名寄市民の年収3年分、それを毎月一月のお小遣いとしてお手当でもらっていた。うらやましいなというよりも、あいた口がふさがりませんね。これでは、国民とか名寄市民の人たち、お金ない人たちはもう節約するしかないというほうに走るのは当たり前です。やはりそこら辺もしっかり考えて、このデフレということは、特に大手企業は問題ですけども、人件費の抑制だとか、いろんな削減で乗り越えられても中小企業はしかり零細、個人事業主というのは値段で競争されたらもう絶対かなわない。これは、もう商売として自然の淘汰の中で生き残っていけないかもしれませんが、将来的には大手の大型店、そしてコンビニが数店しか残らないまちになるのは間違いないことだと思います。もうその中でも頑張っている人たちに何とか支援の手を伸べていただきたいというのが今回の質問であります。このデフレの地方における影響に

ついて、どのようにお考えなのかをお知らせいただきたいと思ひます。

続きまして、中小企業振興条例についてお尋ねいたします。私が議員になりました平成15年6月の最初の質問でした質問がこの条項でございます。そのとき、今と同じように中小企業振興条例の中でフランチャイズであるとかファミリーレストランまたは多少なりお酒を出すところは支援できませんと。今の時代の中、そんなことを言っていたら取り残されてしまうよと私は考えておりましたので、それを何とか撤廃してほしいということを行いました。今後の研究また検討課題としておくということで、もう6年たちましたので、その後どういう経過があったのかお知らせいただきたいと思ひます。

また、商工支援ガイドを見させていただいて、このガイドの条例が悪いとは私は全く思いません。ただし、今の時代にマッチした条例または中小零細企業を救う、応援するための条例であってもいいのではないかと。過去には、名寄に定住したら、その1年間頑張ったら15万円、雇ったほうにも10万円とか、そういう両方に補助したという事例もあります。そして、ことしも数店の企業、中心街の企業に対する補助も出ております。しかし、それが中心街に指定されていない、1町ずれていたら、その企業には補助が出ない。商売というのは、どこでやってもやはりそうやってやる気があって頑張ろうというのには補助し、援助していく必要があるのではないかなと思ひますが、それに対する見解をお願いいたします。

それと、零細企業に対する排雪支援についてでございます。この排雪ダンプ事業につきましては、市民にも大変喜ばれ、排雪ダンプ1台当たり1,000円を助成していただいているところでございます。ここに事業主は対象外とあります。これ事業主で事業所がそこにある人は対象外でいいのです。御自宅に帰れば名寄市の申請を受けられますから。店舗との併用住宅はどうですか。助成してい

ただけない。店舗と併用している住宅の人たちは、みんな高額な所得者でしょうか。私はそうは思いません。やっぱり一生懸命この時代の流れに生き残ろうと頑張っているけど店舗併用住宅があるがゆえに何も補助が得られない。やはりそれは、道路センターとして補助はできなくても産業振興としてそういったところに排雪をした場合に対する補助は考えられないのか、その点についてお尋ねいたします。

最後は、都市再生整備計画についてです。これ午前中の佐藤靖議員ともダブるところはあるかとは思いますが、やはりまちづくりというのは各市農商連携などを声高に議論されていますが、本当の意味で商人というのは、提携を結ぶのは市民生活者や名寄を訪れた人々ではないかと思ひます。日本では、再開発事業が余りうまくいっていないように思えてなりません。

ある大学教授の話です。フランスでは、まちづくり、200年、300年の伝統がある国ですから、きれいに汚れていこうというのがコンセプトです。そして、3つの事業、必ず市場を建てること、そして2つ目には市民が語り合えるカフェテラスがあること、そして第3は子供、母親、お年寄りが広々としたところで遊べる広場があるところ、商店街は市民に世代を超えた触れ合いの機会を提供する。そういったことで長年お互い助け合っているそうです。

まちづくり3法という法律がありますが、市民に有用で魅力的である商店街というのは、まちづくりの3つの宝でまちづくり3宝であるということ述べております。地域人材、地域資本、地域資源という3つの宝が効力を発揮し、人々の日常を幸せにするということを考えていかなければなりませんということであつておりました。私もそのとおりだと思ひます。やはり非常に人口が減っている中、人口想定を見ますと、あと5年、10年たちますともう2万人ちょっとです。そういったことも含めて名寄市の都市再生整備計画とい

うのは、やはり形だけではなく、ソフト面を含めてもやっていかななくてはならないのではないかなと思っています。

駅横整備につきましては、先ほどいろいろと答弁いただいておりますが、実際のところJRとの協議はどのように進んでいるのか。そして、バスターミナルを中心とした市民サービスの提供を考えておられるようですが、レンタサイクル、これは駅前にある放置自転車対策のためのレンタサイクルだと聞きます。そういうことではなく、本当に何が市民サービスになるのか。やはり私は駅、そして病院をつなぐ点と線、面で一体的な開発が必要だと思いますが、やはり市民サービス、市民の声を何力所か聞きました。やはり市役所というのは、そう訪れるところではありません。だけれども、何かあるとそこまで証明書をとりに行かなくてはならない。やはり市役所の証明書発行機能ということも含めた市民サービスということをそろそろ町中につくるということも考えてはいいいのではないのでしょうか。

今回総務文教常任委員会で視察に行きました九州の大野城市、9万4,000人のまち、人口規模は違いますけれども、市職員が330人、非常に少ない。行政改革をするために民間委託をいっぱい進めております。しかし、その民間委託は行財政の面からではなく、すべて市民サービスを行うためにやっているのだというすばらしい取り組みに感銘を受けてまいりました。その市職員は、市役所に入ったら驚きます。市民をお客様と呼んでおります。それは、民間に委託したことによって民間人が自然と発した言葉が市職員にも、ああ、そうだよねという形で今ではフロアマネージャーが先にお客様いらっしゃいませという対応をしているそうです。名寄市においてもやはり住民票をとりに行く、または今回のインフルエンザの接種証明書をとりに行くには保健センターまで歩いていかななくてははいけません。足のある人はいいですけども、足のない人がどうやって、本当に苦勞を

して行っているという現実をしっかりとらえ案を出していくなら、そういったソフト的な考え方というものもあっていいのではないかと思います。見解をお願いいたします。

市民文化ホールにつきましては、毎月広報にチラシで入っております市民の声、どういうふうに対応していきますというのが市役所のほうから出されておまして、市民会館のあり方としては地域住民の皆さんが芸術文化活動を行う拠点として積極的に整備する、市教育委員会に対する芸術的、文化的事業を展開する拠点としたい、地域住民の皆様による芸術文化活動、有効な活用をしていただきたいという大体のコンセプトというのが出てきております。そうしたことを踏まえて、まだ2回の市民懇話会しか行われておりませんが、その経緯と今後の5年間のスケジュールをお知らせを願いたいと思います。

以上、この場からの質問を終わります。

○議長(小野寺一知議員) 山内教育部長。

○教育部長(山内 豊君) 大きな項目で3点御質問をいただきました。私からは1点目と3点目の(2)について、2点目と3点目の(1)については経済部長からの答弁となります。

教育行政についてお尋ねがありました。初めに、インフルエンザによる休校の影響についてお答えをいたします。今回の新型インフルエンザは、10月6日から発生し、すべての小中学校に及んでおり、現在もまだ終息をしていない状況であります。各小中学校の罹患状況は、小学校では1,537人中776人が罹患しており、罹患率は49.33%、中学校では765人中176人が罹患し、23.01%となっております。

新型インフルエンザの流行に伴い、各小中学校とも授業時数の確保が必要となっておりますが、罹患状況がそれぞれ違うことから小学校では7校、中学校では3校が授業時間を増加したり、各種行事や会議を取りやめて時数の確保に努めるとともに、冬休みの短縮なども視野に入れながら授業時

数の確保への取り組みを進めているところであります。今後新型インフルエンザの再流行や季節性のインフルエンザの流行、吹雪など悪天候による臨時休校などが予測されることから、教育委員会としても校長会や関係機関などとも十分連携をし、児童生徒の安全を確保しながら各学校において所定の学習活動が行われるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、指導改善プランについてお答えをいたします。平成21年度における全国学力・学習状況調査につきましては、本年4月21日に市内小学6年生242名、中学3年生249名を対象として実施をいたしました。その結果が8月27日に届きましたので、直ちに名寄市教育研究所に指導改善策の作成を依頼いたしました。研究所では、指導改善検討委員会を組織し、今年度の分析と3年間の傾向を把握するとともに改善策の検討を行い、11月18日に指導改善プランとして報告がありました。テストを受けている児童生徒や出題内容が昨年度と異なることから単純比較はできませんが、前年度よりポイントの上がった教科もあり、問題ごとの分析では正答率が上がっている項目もあるなど成果は上がりつつあるというふうにお知らせしております。また、主な項目については全国と比較しながらよい点と課題点に分け、指導改善プランに示されたところがございます。なお、今回も数値、順位などの結果については非公開としておりますので、どうぞ御理解ください。

今回の指導改善プランは、主な課題をQ&A形式にして示し、指導する先生方が活用しやすいように工夫されております。先生方がより具体的な方策を見出すための資料として役立てることをねらいとしておりますので、今後教育研究所の研修会や校内研修において指導改善プランの活用場面を工夫するよう推進してまいります。

今回の学習状況調査結果では、家庭学習の時間が非常に少ないことが大きな課題となっております。子供自身は、予習や復習、宿題など家で勉強

しているというふうにお答えをいたしますが、時間的には少ないことがわかりました。日々の授業改善を通して学習意欲の向上を図るとともに、学校だよりや保護者懇談会など、あらゆる機会を通して保護者への一層の理解と協力を求めていくよう各学校へ指導してまいりたいと考えてございます。

次に、風連地区の歩くスキー授業の考え方についてお答えをいたします。合併以前の名寄市は、スキーを市技と指定し、スキーの振興を図ってまいりました。歩くスキーの配置についても児童生徒がスキーに親しみ、厳しい冬を楽しく過ごせるよう平成11年から平成16年までの期間で年次的に配置をしてまいりました。その後の更新については、体格の向上によりスキーや靴の使用頻度に差が発生し、配備台数過剰になるなどの弊害も発生してまいりましたので、小中学校とも更新を終了し、各学校ごとに不足分については配当予算で対応することといたしました。現在小中学校における12月から3月までの冬期間の体育時数は、およそ小学校で24時間、中学校では30時間であり、その中で歩くスキーやゲレンデスキー、スケート、カーリングなどを各学校で選択し、実施をしております。

なお、風連地区の小中学校における歩くスキー授業や大会への参加については、貸し出し用スキーを活用しながら各学校のニーズに対応してまいりたいと考えてございます。

次に、大きな項目、都市再生整備計画についての市民文化ホールについてお答えをいたします。名寄市では、老朽化した市民会館大ホールにかわる文化ホールの建設を進めております。5月には市職員による文化ホール庁内検討プロジェクトを立ち上げ、北海道文化財団や札幌民間劇場のアドバイザーから情報提供を受けるとともに建設位置、規模、活用方法などについて5回にわたり討議を行いました。10月には、文化団体や経済団体、福祉団体などから推薦のあった15名の委員による名寄市文化ホール市民懇話会を発足し、先進施

設である士別市あさひサンライズホール、富良野市富良野演劇工場を視察し、運営状況などを調査してきたところでございます。市民懇話会では、市職員による市内検討プロジェクトの討議内容や近隣他施設の状況をお知らせし、建設位置や建設年次、施設の形状、活用方法を検討していただくことになっており、11月20日には2回目の会合を持ち、委員から活発な御意見をいただきました。今後は、来年2月まで毎月1回の会合を持ち、その後一定のまとめを行う予定となっております。市民の皆様からも手紙などにより、これまで10件の意見や提言をいただいておりますので、市民懇話会や市の広報の折り込みチラシにより議員や市民の皆様にお知らせするとともに、これからも意見を随時募集する予定でございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 私からは大きな項目2点目、中小、零細企業支援について、初めに（1）、デフレの影響についてお答えいたします。

物価の下落と需給ギャップの拡大が悪循環を引き起こし、デフレーションを招いていますが、その現象がとどまることなく進むことがデフレスパイラルと言われております。物価の下落が続きますと、消費者はさらに価格が下がると予想し、買い控えなどが起き、現在の景気後退がさらに深刻化する可能性があります。このことは当市でも言えることですが、デフレにより実質金利が上昇するため短期金利を既にゼロ近くに引き下げている状況では、回復を図るのが一段と困難になるという問題も起こってきます。デフレ最大の問題としては、負債の実質価値が物価の下落とともに増大することにあります。このため、住宅ローンを抱える者や企業が債務返済が困難になる状況が生まれ、倒産や債務不履行となるケースが考えられます。今回始まったことではございませんが、大手流通での低価格競争が激化し、基盤の弱い地元商業者から消費者がさらに離れ、地元企業の衰退が

懸念されます。当市としても国の追加経済対策、金融政策や税制の改正、また雇用対策についても注視してまいりたいと考えております。

次に、（2）、中小企業振興条例についてお答えをいたします。中小企業振興条例で、名寄市中心市街地の重点区域と定めているのは、町中にぎわい事業の商店街空き地空き店舗活用事業と中心市街地近代事業の2つでございます。名寄地区につきましても、平成12年6月に策定された名寄市中心市街地活性化基本計画で定められた事業推進を図るための中核的な約40ヘクタール、風連地区につきましても平成17年6月に策定された風連町中心市街地活性化基本計画で定められた約4ヘクタールを重点区域と定めているものであります。これには、商店が市内全域に分散されず、市の中心市街地に集約され、市民の利便性を考慮したものと考えております。対象外業種としましたのは、現在コンビニ、チェーン店等は大手企業の支援を受けての商いであるとして対象としておりません。また、酒類を伴わないものに限っておりますのは、北海道信用保証協会指定の対象外業種と主にスナック等の飲食店を示しているものであり、おおむね売り上げの2分の1が酒類提供と判断される店については対象外としております。いずれにいたしましても、中小企業振興条例の見直しの時期に来ていると考えております。また、過日商工会議所からこの条例の見直し等の要望も出ておりますので、中小企業振興審議会でも協議してまいります。

次に、（3）番目、零細企業に対する店舗併用住宅等に対する排雪支援についてお答えをいたします。議員が言われるとおり、市の排雪ダンプ助成事業実施要綱では助成対象の排雪箇所の基準として、営利事業者が処理すべき宅地内、駐車場等の民有地は含まないとしており、店舗併用については対象としておりません。店舗併用住宅に対しての排雪助成については必要性があると考えておりますので、助成対象の範囲、助成額等につい

て関係部局と協議してまいります。

次に、大きな項目3点目、都市再生整備計画について、（1）、駅横整備についてお答えをいたします。駅横の整備計画につきましては、株式会社西條、商工会議所、行政の3者においてこの5月27日に締結した駅横整備計画に基づく協定に基づき整備構想の具体性を持たせてきたところでございます。政治の影響などにより民間事業者の開発計画において事業展開の一部修正作業が必要となり、事業内容の再精査作業を現在進めているところであります。また、名寄市が事業展開を行う予定でありますバスターミナル、観光インフォメーション機能などを持った複合施設の建設につきましては、構想の範囲であります。御説明させていただいているところであります。商工会議所から経済センター機能を加えていただきたいとの要望があったことから、これまでの構想に新たな機能を組み入れられるか、商工会議所と鋭意協議を進めているところでございます。一方、駅横地区の一体開発を計画していることから、計画区域内にありますJR用地についてはJR北海道本社と随時打ち合わせを行ってございます。用地買収、補償契約に向けた基本合意を近く取り交わしたいと考えているところでございます。

レンタサイクル試行事業につきましては、現状の駅周辺地域での自転車利用の実態から駐輪対策や放置自転車対策などのほか、来街者の利用を総合的に考慮したシステムを検討し、駅横地区を含めた駅前地区の環境対策として事業を進めていきたいと考えております。

また、全国各地で行政機能の一部を中心市街地内の行政施設内に置く事例があることは承知しているところでありますが、このたびの駅横地区で整備する行政施設内での対応につきましては、まだこの部分については検討に着手はしていない現状でございます。移転できる機能や法令、経費、問題点などを関係する部局と今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） ちょっと順不同となるかとは思いますが、再質問をさせていただきます。

まず、島市長にお尋ねいたします。第4回名寄市議会定例会行政報告、商工業の振興、その章のうちわずか2行、北星銀行のレポートがここに載っておりますが、市長としてはもっともっと商業に訴えたい部分があったかと思うのです。ですから、私は今回の12月の補正予算の中で地域振興券、またきつと500万円ぐらい予算が出てこの年末のために、市内の業者のためにきつとやってくれるのかなという期待を持っていたのですが、この報告では何もその件は触れるわけでもなく、商業に対することが余りにもちょっと少なかったもので、市長の思いはまだあると思いましたので、その点がちょっとあればお知らせください。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 商業ばかりにとどまらず、名寄市の農業、経済全体が大変不況の中に埋没していると指摘してもよろしいのではないかと、このように思っております。私は、そうした中でこの地域経済のありようについて非常に心を痛めておりますが、しかし国が政権交代ということもあってなかなか、今までの政権が進めてきた緊急避難的な施策についても見直しがかかると。こういう状況の中で、一自治体が起こし得る経済対策というのは当然限界があるわけでございまして、このところは新政権の打ち出す施策に期待をしていたというのが実態でございます。

お話がありました年末を控えての商店街の皆さんの消費者に対するアクションについては、会議所のほうからも申し入れがありました。なかなか名寄の特性として、そのような商品券等を発行しても市民の利用者が大方大型店に流れてしまうということで、その経済の循環が域内循環になかなか及びつかないと申しましょうか、影響の度合いというのを商工会議所あるいは風連商工会も含め

てつかみかねていると、こういう実態にあるのではないかと、このように思っております。20年の1次、2次の国の追加経済対策あるいは21年度の1次補正というようなことで、一定の経済に対するてこ入れが効果として見えてきたのかなと。そういう状況での政権交代ということでありましただけに、ここのところは緊急性の部分と、それから中長期的な対策というふうに分かれるのかもしれないかもしれません。今回の年末に対する対策については、非常に行政報告で御指摘のとおり十分なる成果等についても報告をできなかったと、こういうことで御理解をいただければと思います。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） 地域振興券、本当に名寄の町場の人たちのことを考えると大型店を除いた券を出してどれぐらい皆さん御利用、協力できるのかなというのを知ってみたいような気がしますが、今後とも商業の策については非常に厳しい折、御協力のほうをよろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、教育関係についてお尋ねいたします。教育長は、私の過去の学力テストの答弁においても、今回の決算委員会で木戸口委員への答弁でやはり経年比較ができないと。その子を追っかけていられないということなのですが、教育というのはいつの時代もやっぱりボトムアップで底上げして、どの時代の子供であってもそこそこのテストの成績が出るというのがこの学力テストで、それであれば福井県だとか秋田県、青森県もその単年度で順位がばらつくはずなのに絶えず上位にいるわけですね。そういったことを含めて、これもまた民主党政権にかわりまして学力テストが3年で全体が終わって抽出方式40%になると。残念なことにもう一年やってくれていれば、6年生で受けたときの子供たちが中学3年生でどれだけ名寄市の指導プランがすばらしかったのかということをお訴えられたかもしれないです。そういうところもありますので、この抽出方式になったことに

対する教育長としての考え方をお知らせいただきたいのとこの指導プラン、私も見させていただいて、教育研究所が御苦勞をされてつくっているなというのがもう本当に理解できる内容となっているのですが、教職員がこのプランを既存の学習指導要領のを教えるのとともにこれでやっていくという、どのように教職員にこれを実践させるのか。また、教職員がそれでこのテストの結果を踏まえて、そこそこいっているなと思えば普通の授業しかしないのか。やはり教職員によって差がないような指導をどのように行っていくのか。そして、この中にあります家庭でできること、これをいかに家庭に理解をし、ともに子供の学力アップまたは教育環境を整える上で家庭に落としていけるかが非常に大変なことだなとこれを見て実感しておりますが、とりあえずその3点についてお尋ねいたします。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） まず最初に、全国学力・学習状況調査にかかわりまして、その結果をどう受けとめるかという、こういうお話でございました。国語、算数、数学という、こういう限られた科目であることと学年ですので、受験する子供たちがそれぞれにかわると。そういう意味では、今岩木議員のお話のとおり来年もやっていただければ、これがやはりどういうふうに学力の経過をたどったのかということが十分把握できる、そういうチャンスでもあったわけではありますが、全体的な動静としてはなかなかそうもならない。北海道教育委員会としては、私たちにも意見を求められた後、悉皆調査ということで来年もぜひ実施していきたいと、こういう要請を上げているところでございます。そういう道教委のスタンスは押さえながらも今お話ありましたように、国の予算で当初40%の抽出だったのが事業仕分けの中で20%ぐらいに落ちそうだと。しかも、その中の意見では本当に必要なのかという意見なども出てまいりまして、先行きが非常に危うい状況になって

おります。こういう中から北海道教育委員会の考えは考えとして、私たち名寄市としても国だとか、それから道の動きをしっかりと見ながら、あわせて上川管内のスタンスも決めていければなど、そういう中で名寄市として判断してまいりたいと、こんなことを考えているところであります。

ただ、この全体的な学力の動向のお話もございましたが、北海道も特に中学校は順位は残念ながら変わらなかったが、その差というのは極めて縮まっていったと、こういううれしい動きもあります。名寄市も同様であります。そういうことから、さらに私たちは努力を重ねながら学力の向上を図っていかねばならない、こんなことを考えております。その有効な手段として指導改善プランを今年度も作成させていただきました。これについて、教職員はまず第1に名寄市教育研究所の中で、この活用についてしっかりと取り組んでいただきたい。名寄の研究所の中には、それぞれ班が分かれておりまして、それらの班の中でしっかりと役割分担をしながらこの活用法について考えていただきたいと。あわせて、教員自体もこれをモデルといましようか、手本として自分の授業のあり方を創意工夫していただきたい。こういうことをこれから本格的に、これまでもそうでしたが、これからさらにそういうのを本格的に努めてまいりたいと、こう思っております。

家庭学習につきましては、御案内のとおり平成20年の指導改善プランの中で5つの提言、23の方策を家庭にお示しいたしました。しかし、これが本当に名寄で定着したかどうか今後検証していきたいと。幸いにも今回の学習状況調査の結果では、この家庭学習の定着が大分図られてきております。早寝早起き朝御飯も前年よりぐっと率がよくなってきている。全国に比べてどうかという話もあるのでありますが、定着してきている。読書については、全国を7ポイントも上回っていると、こういう結果が出ておりますので、家庭ともしっかり連携する中で進めてまいりたいと、こ

のように考えております。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） 本当に昨年の指導プラン、二十数項目を見ていて、実際それを子供たちとともにやっていくのは大変だと思っておりましたが、先ごろ西小学校の50周年記念公開研究学習ですか、見させていただきました。やはり本当に先生方が一生懸命指導要領にのっとった取り組みをしているのを目の当たりにしまして、特にブックウオーク、ブックトーク、これはやはりブックウオークは子供たちに読書に親しむ、ただ単に朝読書で読書をするのではなくて目標を決めてしっかりと本を読んでいきましょうと。そして、高学年になりますとブックトークで自分でよかったものを人に教えてあげましょうと、いい本はこういう本がよかったよという。やっぱり昔の人がよく言った読み書きそろばんではないですけども、やはり読む能力、それを理解する能力というのは子供たちに一番小学校で必要な力だと思っております。

何度も言うようですが、フィンランドが世界一の学力があるというのは少人数学習というのはありますけれども、やはり小さなうちから子供に本を読ませる、そして子供も本を読む時間が非常に多い、学校においても先生とその本についての討論を行っていくということですので、すべて結果というのはストーリーがあるのです。いろんなものの結果がどうなったというのは、その過程が、物語があるので、この教育の学力の結果を求めするにはやはりこういったことの積み重ねをこつこつとやっていく。ただ、残念なことに、これはもう私もブックトークって名寄市が独自でやっているものかなと思ったら、学習指導要領の中の一環で国語の教科書に載っているものなのですね。だから、こういったいいものをふだんの朝読書とともに継続し、こういったことをこつこつやったことが子供たちの実となるような指導方針というのもつくっていただければ非常にありがたいなと

思っております。

あと、細かいようなのですが、学習改善プランを読ませていただいて、名寄市の全国と比べてよいところ、家で学習の授業の復習をしている、家で苦手な教材の勉強をしている、家で学校の宿題をしている。名寄市の3年間を通してよいところ、家で学校の宿題をきちんとしている。そして、3年間通して課題のあるところ、家で学習の授業の復習や予習を余りしていない傾向にある。どうも相反することがいいところであり、課題のあるところに出てきているのですが、この点はどうとらえているのでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 子供たちの意識としては、特に昨年の家庭への便りの中で保護者の意識が高まったことから家で勉強していると思っているのであります。ですから、これは率直に評価すべきだと思います。こういうことであります。子供たちに対する調査でありますので。しかし、では時間はと聞いたときには、全国の平均からはやはり特に中学校3年生の家庭学習の時間が少ないと、こういうことでございますので、この辺を子供たちの気持ちをもっとしっかり伸ばしていった時間も延びるような、こういう努力がこれから必要だと、こういうことを私たちも確認し合っているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） その結果として、小学校高学年では1日1時間、中学校では1日学年掛ける1時間程度という目安としての方針をしっかりとやはり御家庭の方にも伝えて、なかなか本当に子供たちは勉強しないのですよね、今。だれの子を言っているかといったら、自分の子を言っているに決まっているのですが、これは現実であり、これをどうやってやりなさい、物でつることはできないし、非常に親としても苦慮するところではあります、やはりこの学力テストの結果というのを3年間は膨大なデータが得られたわけですか

ら、それを通して名寄市の全体のボトムアップを継続して続けていっていただきたいなと思っております。

それと、インフルエンザによります休校の影響につきましては、今後通常のインフルエンザであるとか集団の風邪がはやった場合の対応というのはもうとられていると思いますので、その件についてお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 先ほどお話がありましたけれども、小学校、中学校とも年度当初に授業時数の確保をするということになっておりまして、学習指導要領で定めている部分でいきますと小学校では1年生が780時間から高学年の950時間までということ、それから中学校では980時間ということになっております。

それで、年度当初の計画の中では30時間から70時間授業計画を立てていると、その確保をして立てているという状況にあります。しかしながら、今年度につきましては新型インフルエンザということで、10月6日から本当に断続的といえますか、本当に各学校ばらつきはありますけれども、感染をしてきたという状況にあります。そういったことで、毎月校長会を開いておりますけれども、10月そして11月の校長会の中でも各学校間でやっぱり罹患している状況が変わってきているということで、どうしようかといったような話がありました。そんな中では、それぞれの学校でどのような状況になっているかということで校長会の中で相談をしながら、各学校ごとの対応ということになっております。それで、今回は授業時間を5時間から6時間に延ばしたりという、そういったような状況もありますけれども、それでもなお対応できないという部分につきましては冬休みを短くするという学校が2校ほど出ております。小学校で1校、冬休みを最初と最後の1日ずつをカットするということと、それから中学校では最後の1日をカットをするということで

授業時間に充てるという状況になってございます。
以上です。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） 各学校に任せるのではなく、教育委員会としても個人、生徒一人一人で授業日数に差が出るというのはやっぱり問題だと思うのです。それと、今の子供たちはどうしても集中力が長続きしない。それで、やはり6時間が1週間、2週間、3週間と続きますと何か疲れていますよ。そういった面もやっぱり考慮し、ただ単に時間数を確保するのではなく、子供たちがきっちり頭に入るような方策というのも学校に任せるのではなく教育委員会としてもアドバイスなり提言を行い、各学校なるべく同じようにできたらなと思っていますので、その点よろしくお願いいたします。

それと、歩くスキーのことにつきましては、やはりもっと風連地区の方にも本当に手軽に健康的に汗をかける冬のいいスポーツですので、健康の森の管理棟にも貸し出し用スキーありますよね。ですから、やはり風連地区の方にもそういった点もPRして、もっと名寄の健康の森に歩くスキーで来て下さいというまずPRから始めて子供とともに歩ける体制をつくっていただければなと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、経済のことなのですけれども、やはり大型店の進出によりましてカウンターパンチではないけれども、もう本当にボディブローが大分きいてきていますよね。そして、このデフレです。さらに、円高差益が価格としてあらわれるのはこれから、大手はもう始まりましたけれども、全体的にあらわれるのはこれからなのです。本当にこれは、もう事業所の事後努力で何とかかなというのを乗り越えてしまったようなことであれば、やはりいろいろな施策を考えていかななくてはならないのではないかなと思っています。やはりこの支援プラン、ガイド、こういったこともこれにプラスアルファして、さらに今のこの変化を求めて

いる時代に対応できる施策というものを、またこの中身を考えていくということですので、ぜひもう少し幅を広げて、過去に森越先輩議員も言いましたようにやっぱり市の保障なのですね、施策においては。どうしても商売ですから、助けてくれとは言えない。その中において、部長の答弁の中で排雪ダンプ事業は検討し、意欲的にとらえていくということをお答えいただきましたので、ぜひそういったことも早ければ早いほど、雪はこれからですから、検討をいただけたらありがたいなと思います。

それと、駅横につきましては、これからまだまだいろいろと案のもと変わっていく部分はあるかと思っています。その中で、市役所の証明書の発行サービスは駅横には考えていないということなのですが、それをつくるための補助金が出ない事業なのですよね、これ。庁内のものをつくるというのは。だけれども、市民サービスの視点から物事を考えると、やはり町中にそういった施設があるというのは市民の要望も多いと思うのです。やはりそこら辺は市民の要望、市民サービスの充実の点からもさらに一歩進んだ取り組み、検討を要望しておきたいと思っています。

あと、文化センターにつきましては後半期の事業であり、2億数千万円の基金が昔の大ホールをつくるという意向のもと、御寄附をいただいた方もいるわけですから、そういった人たちに対する説明責任というか、そういったこともしっかり行っていただきたいなと思います。

最後に1点だけ、株式会社西條に土地の売買を行いまして、この間議長の声明の中にもありましたけれども、やっぱり西條さんの進行管理、その後どうなって今のところいつごろまでに何ができるのかという話が売ってしまったら一切こっこのほうに入ってこないものですから、何か市として持っているものがありましたらお知らせいただきたいと思っています。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○**経済部長（茂木保均君）** 大変駅横の部分が何も見えないというところで、どうなっているのだというような、そんな思いもあるのかもしれませんが。ただ、我々もそういう状況というのは非常に気にしている部分ですけども、1つは先ほどもちょっとお話しさせていただきましたけれども、西條も当初の段階で国の民間投資の部分の交付金、こういったものを当てにしてやるという部分も実はあったのです。スーパーマーケットの部分あるいは高齢者住宅を含めて、この部分が全部凍結というか、凍結というよりはなくなりましたから、この辺の部分でやはり設計変更といいますか、そういった部分のことも余儀なくされたと、こういった状況があるようでございます。

3者協議というのは、現在の状況でもそれはある程度随時ということではなくてももう定期的にやるような、そんな仕組みをつくっておまして、現状の中では今西條さんのほうでも一定の具体的な設計の方針なり決まってきた段階で少しずつ動き出すというようなことで高齢者住宅、この辺の部分から入ってくるというようなお話も聞いております。それから、集客施設等についても、これは当初の段階で当初の部分がだめということになりましたから、これについてはやはりどうしても年明けという部分になろうかなというふうに思っております。そういう状況でありますけれども、市と会議所と、それから西條のほうで定期的にきちっと会合を持って、きちっとその辺の内容については把握しながら進めておりますので、御理解をいただければというふうに思っております。

○**議長（小野寺一知識員）** 以上で岩木正文議員の質問を終わります。

10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時10分

○**議長（小野寺一知識員）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

名寄市の都市形成から外1件を、大石健二議員。
○**5番（大石健二議員）** 緑風クラブの大石健二です。議長より御指名をちょうだいいたしましたので、これより通告に従い2件3項目について質問を行います。

最初に、名寄市の都市形成から、活気ある名寄市のまちづくり、再生についてお聞きをいたします。かねてからその利活用が長年の懸案であった名寄駅に隣接する公有の遊休地が紆余曲折を経て市内民間企業の参入による開発事業で市街地活性化の橋頭堡を築くものに関心を集めております。とはいえ、ことわざにも塞翁が馬、人間万事塞翁が馬という故事成語や故事成句もあり、そうそう手放しで喜んでいられません。この事業の遂行に際しては、担当者の人事異動や組織変更も行われ、加えて中心市街地活性化基本計画策定事業から都市再生整備事業へと事業もさま変わりをしております。名寄市として、この中心市街地の活性化あるいは再生整備に向けてこれまでの議論、協議の過程を経てようやく具体的な事業への着手、着工に軸足を移すことになりましたが、新たなステップを踏み出す前にこれまでの事業への取り組みを顧みてどのように検証されているのかお伺いをいたします。

次に、名寄市行財政運営から、名寄市の行財政改革についてお聞きをいたします。名寄市は、昨年4月に組織改編を行い、島市長を本部長とする名寄市行財政改革推進実施本部を設置しています。この名寄市行財政改革推進実施本部の設置は、平成19年2月に策定をした新名寄市行財政改革推進計画の強化、迅速化を図るのがねらいです。今定例会の行政報告では、組織・機構検討部会、事業等見直し検討部会の2つの部会のうち組織・機構検討部会からの報告が記載されておりました。それによりますと、明年の平成22年4月に行政組織機構の再編を行い、21年度から26年度までの前後期6年間で73人の職員削減を見込み、今後は事業等見直し検討部会との連携を図りながら

健全な行財政運営の推進に向けて簡素で効率的な行政運営、事業の見直し等に取り組むとの方針が打ち出されています。この報告を踏まえた上で、名寄市行財政改革推進実施本部におけるこれまでの取り組みあるいは経過について、さらには及び今後の対応と課題についてお伺いをいたします。

最後になりましたが、名寄市行財政運営から、平成22年度予算編成についてお聞きをいたします。新政権の誕生で事業仕分けなど新たな手法の導入により、国の新年度予算編成が大きなさま変わりを見せています。こうした中で、明春に名寄市長選挙を控え、また行財政改革と新総合計画がリンクする2010年度、平成22年度予算の編成方針を初め、今後の編成作業の日程とその手法、歳入歳出の見通しとその課題についてお伺いをいたします。

以上でこの場からの質問を終了いたします。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） ただいま大石議員から大項目で2点にわたり御質問をいただきました。1点目は私から、2点目は総務部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

大きな項目1点目、名寄市の都市形成から活気ある名寄市のまちづくりと再生に関して、ア、その着想と組織組成等の模索について、イ、今後の課題について一括お答えを申し上げます。この春まで中心市街地活性化対策として、新中心市街地活性化計画の策定のために作業を進めてまいりましたが、熟度が不足しているとの理由で国への計画書の提出は断念してきたところであります。計画で掲げた28事業のすべてに議論、協議に熟度が不足しているということはないことから、実現性の急がれる事業や事業採択に不可欠な事業に絞り込みを行い、国土交通省が所管する都市再生整備計画に変更し、平成22年度から事業に着手できるよう道や国と協議をしてまいりました。中活計画策定の時点で実施してまいりました関係機関、団体等の協議やまちづくり懇談会で出された意見

については、中活計画策定の貴重な資産であることから、すべてをほごにして都市再生整備計画に衣がえしたわけではないと判断しておりますし、市街地の活性化は都市再生整備計画で実現できることから改めて検証は行っておりませんが、これまでの議論や協議は継続していると認識しているところでございます。

今後の課題といたしましては、都市再生整備計画では9事業の事業化を目指しているところがありますが、中活計画で掲上した残りの事業の対応や民間事業が主体となって進めていく事業の早期の合意形成への支援については、関係する団体と鋭意協議を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） それでは、私のほうから大きな項目2つ目の名寄市の行財政運営からについてお答えします。

まず最初に、小項目（1）の名寄市の行財政改革に関してお答えいたします。平成19年2月に策定しました新名寄市行財政改革推進計画の推進項目において組織機構の見直し、定員適正化を組織・機構検討部会、民間活力の導入、受益者負担の適正化、補助金の見直しを公共施設のあり方検討部会及び使用料・手数料及び負担金・補助金見直し部会で重点的にその推進を図ってまいりました。各部の推進状況は、この間機会ある都度議員の皆様にご報告させていただいており、このたびの行政報告におきましても昨年より組織・機構検討部会で検討してまいりました組織機構の見直しにつきまして、部、課、係の再編成を行うことにより平成21年4月から平成26年4月までで73名の職員の削減を見込み、組織再編成に伴う関係条例の改正につきましてはこの第4回定例会に提案をさせていただきました。

また、個別課題推進計画としての72項目の実施項目におきましては、さきの9月議会におきま

して大石議員の質問にも回答させていただきましたが、実施計画における実施及び一部実施項目はおおむね達成することができ、調査検討項目のうち認定こども園、しらかばハイツ民営化及び風連地区除雪業務民間委託につきましては実施となったところであります。今後においても調査検討により実現可能な項目は実施を進めてまいりたいと考えております。

今後の課題といたしましては、組織・機構検討部会において平成23年4月までを前期、さらに平成26年4月までを後期として前期に係る組織機構の見直しを各職場会議を実施し、組織機構を再編成することで取り組むこととしておりますが、後期ではさらに二十数人の職員の削減を図ることとしており、今後におきましてはさらなる事務事業等の改善が必要であり、住民サービスにかかわる内容においては関係団体及び住民の皆様の御理解と御協力を賜るものと考えております。事業等見直し部会では、この間公共施設の廃止検討となった生きがいホビーセンター及び望湖台センターハウスについて担当所管課でのヒアリング等を行っておりますが、施設利用者との調整などが進んでいなく、さらなる協議が必要と考えております。また、使用料、手数料の見直しにおきましては無料施設の有料化、社会教育、体育施設及びコミュニティー施設等における名寄地区、風連地区の料金等の一元化、さらには両地区での事業サービスの差等について特例区終了する平成22年度末までに一定の方針を示し、関係団体及び住民の皆様の御理解と御協力を賜るものと考えております。

次に、小項目の2、平成22年度予算編成に関してお答えをします。平成22年度の予算につきましては、11月2日付で訓令とそれに基づく事務連絡を通知し、各課で編成作業を行い、12月3日に締め切ったところであります。予算編成の訓令及び事務連絡では、1つとして政権交代により現行制度が大きく変わろうとしているので、国の動向を注視し、より一層情報収集に努めながら

も不透明な部分が多いので、現行制度を基本とした予算編成とすること、2つとして市民と行政の協働のまちづくりを進めるために多くの市民の意見を集約し予算に反映させること、3つとして平成22年度から2年間で5.4億円の収支不足が見込まれることから行財政改革の着実な推進、4つとして経常経費を中心とした対前年度比以下の一定のシーリングの設定、5つとして消耗品の共通管理と対前年度比5%減、繰越金の多い団体の運営補助金の見直しなどを指示しました。

各課からの要求を締め切って予算要求額を積み上げた結果、一般会計では歳入で183億6,000万円、歳出で190億7,000万円となり、収支の差額は7億1,000万円となっております。当初として骨格予算に盛り込む総額については、現段階では明確に申し上げられませんが、180億円から185億円程度と想定をしております。

次に、予算編成の手法、スケジュールでは、予算要求が上がってきた段階で要求総額の確認、内容の精査などを行い、12月8日から経常経費を中心に財政課長による査定を実施しております。その後、臨時的経費、新規事業などを副市長、総務部長合同の査定と市長の各段階で査定し、2月の中旬に記者発表を行い、3月の第1回定例会に平成22年度予算案を提案する予定であります。

次に、編成の課題等についてであります。平成22年度は4月に市長選挙が実施されることから骨格予算であること、2つとして国の政権交代により現行制度が大きく変わろうとしていることでもあります。ことしは、この2点が従来の予算編成とは大きく異なることになりました。1つの骨格予算編成の考え方については、訓令の中でも全体の事業量を把握する必要があることから、要求については通年ベースで行うよう指示をし、査定の中で骨格予算に計上するものと肉づけ予算として6月定例会に提案するものに振り分けをしていく予定であります。2つ目の国の政権交代により現行制度の変更が想定されるものについては、要

求は現行制度で行うよう指示しておりますので、国の制度変更、予算の廃止、縮減等が決定され次第、査定の中で対応してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、国の動向を注視しながら情報収集に努め、予算編成にしっかりと対応してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知識員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 御答弁ありがとうございます。それでは、答弁に基づいて再質問をさせていただきます。まず、順番どおりやってまいりたいと思います。

最初に、活気ある名寄市のまちづくりと再生について質問をさせていただきます。今茂木部長のほうから、検証について改めてはやっていないのだというお話ではございましたが、私がこの議場で議席をいただいてからちょうどほぼ足かけ3年になるのだらうかと思いますが、その間18年の暮れあるいは一昨年暮れ、いつも年末に道内外における資本を持つ流通企業が名寄市に対して進出あるいは出店の交渉を打ち上げてこられたなというふうに記憶しております。

こういうふうに私自身が検証してみるに、名寄市の中心市街地というふうに限定するとちょっと語弊があるかもしれませんが、名寄市の空洞化している中心市街地の活性化というのは、いつも道内外の資本における刺激によってようやくやおら重い腰を上げているというのが私の感想なのですが、この辺はいかがですか。

○議長（小野寺一知識員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） それは言っていることもわかるのですが、決してそういうことではなくて、従来徳田にショッピングセンターができた時点からいろいろと論議はしていると。ただ、結果としてその中心市街地の具体的な事業というか、そういったものに結びついていないということでもありますけれども、このことについては大石議員

も御案内のとおりだと思うのですが、なかなか体力的な部分を含めて市内の商業者の事業を取り組むという、その部分がもう一つやはりまとまり切らぬという、こういった状況が続いているのではないかなというふうに思いますが、ここは今回は公共の部分を中心とはなりますけれども、できるものからやっていくというところで中心市街地の商店街あるいはそれぞれの商業者の奮起を促したいというか、そんな思いで今進めているところでございます。

○議長（小野寺一知識員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 今部長のお話を聞きながら、なるほどなというふうに聞いてはおります。ただ、残念な事柄なのですけれども、徳田の大型店あるいは今回の名寄駅の横にある公有地の買収という……道内の企業ではありましたが、買収に乗り出したというこれらの企業がいずれも名寄市の商圈リサーチに基づいて多分むやみやたらに買いたい、出たいということではないだろうと。名寄市の特性に着眼をして、事業計画を練って人も金もかけて進出あるいは買収の交渉に乗り出したのだらうというふうに考えます。

そこで、ちょっと参考になる事例があるかなと思うのですが、これまで私も政務調査あるいは行政視察で先進地を視察をさせていただいているのですが、この中で非常に活気のあるまちづくりで名をはせている自治体がございます。1つは、定年後に移住したいまちのランキングで常に上位にランキングされている伊達市というのがあります。また、もう一方で通年観光でオーストラリアなどの外国人あるいは外国資本で活況を呈している倶知安町、虻田郡ですけれども、実はきょうも倶知安町が新聞に出ておりました。長期滞在型のホテルがオープンというような形で倶知安が出ておりました。

こうした活況を呈しているまちを拝見していきますと、非常に類似点があるのです。例えば何だということ、基本はそのまちに住んでいる地域住民

の方なのです。それを支える実務方の自治体職員が非常に素晴らしいです、やっぱり。例えば今挙げた伊達市あるいは倶知安以外に政務調査で訪問させていただいた九州の豊後高田市というのもあるのですが、ここは古い建物を使って商店街を形成している昭和の町というのがあるのです。こちらは、そちらの市の職員の方が商店街の建物の築年をずっとすべて調べて昭和の初期あるいは中期に建てられた建物ばかりだという、そこに着目をして、いっそのことこの古さをそのまま生かして昭和の町で売ったらどうだろうという、こういう発想が素晴らしいなというふうに思いました。いわゆる目のつけどころが違うのだなと。こういうのが活況のある、あるいはにぎわいのあるまちづくりを推進しているまちの共通項、いわゆる着眼と着想、そして卓越した独自の発想とノウハウを持った人材が残念ながら自治体職員に多いということです。

ただ、今茂木部長のお話を聞いていて、非常に直近ではあるのですが、名寄駅の横の公有地の問題に絡んで、事改めて検証していないのだというところは非常に残念でなりません。私は、人材なくして地域の活性はあり得ないというふうに思っています。ひとつ自治体でまずは人材育成の重要性を再認識するところから始めないと、同じような轍をこれから何度でも踏むような感じがしてなりません、この点いかがお考えですかね。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） ただいま道内のそれぞれの活性化に成功した事例も含めて、共通項ということでお話をいただきました。私自身、決して名寄市の職員がそうした自治体の職員よりも劣っているというふうには認識はしておりません。

御指摘のとおり、やはり中心街が空洞化をして郊外に大型店が進出をするというのは、これは全国の趨勢でありまして、やはりそうした反省点からまちづくり3法の改正があったというふうに認識をしております。私ども中心市街地の活性化に

取り組むということで、商工会議所の協力もいただいて具体的なゾーニングも含めて事業を洗い出しをして28の事業ですか、集約をして実施計画にということで協議を進めておりましたが、残念ながらこれまでの郊外店との競争ということでの疲弊の部分もありまして、なかなか全体的な押し上げとはいかないと。こういうことで現在進めております都市再整備計画ということでありまして、駅横につきましては民間活力も導入をしながら整備をしていくと。あそこにおける全体計画は、決して中心市街地活性化事業に盛り込んだ事業と大きくかけ離れたものではございませんので、部長のほうではそれと連動をしているということで改めて検証したということではないというふうにお答えをさせていただいたことですので、この点につきましてはぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 今中尾副市長のほうからも決して私どもの名寄市の市職員の能力が劣っているということではないと。私もそう思っております。ただ、これまでの名寄市の人事を拝見していますと、大した見ているわけでもないのですが、ずっと名寄に詰まっている関係上、どの職員がどこへ行ったとかというのを見ていますと、大体3年から5年ぐらいの周期で異動されているのかなというふうに考えます。

ただ、こうした周期的にゼネラリストで育成するのもいいのしょうけれども、こうした時代が混沌として混迷としている中であっては、やはりその道のエキスパート、スペシャリストを養成していく必要があるだろうと。以前も法務担当の専門職員配置あるいは養成ということで質問をした経過があるのですが、こうした企業の動向だとか、あるいは地域産業政策、施策、そういった分野に対するスペシャリスト、これは通常の人事異動のルールというのでしょうか、そういう路線に乗せないで、ゼネラリストももちろん一方では必要な

のでしょうか、スペシャリストの育成と養成、確保が必要だというふうに考えるのですが、いかがですか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 市の職員の中での専門職員の養成というのは、これまでも大石議員のほうから御指摘をいただいております、まさにそのとおりだというふうに認識はしております。しかし、現下の財政状況を見ますと、やはり組織のスリム化は避けて通れない問題というふうに承知をしております、なかなか必要性は感じつつも専門職員を配置するという環境にないのもまた事実でございます。

しからばどうするかということでもありますから、現在の職員の中で養成をしていく、さらには今回手がけております都市再生計画については経済部あるいは建設水道部、総務部、教育部と連動する横のつながりをぜひ必要とするという事業展開でございますので、これについては事業をもって担当する者を集めてチームとしてやっていくと。決して専任職員をきちっと配置するという状況にはありませんけれども、そうした人材を集めてチームとして、組織としてやっていくということでぜひ対応していきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） ちょっとまた最初のほうに戻ってしまって恐縮なのですが、行政報告のほうで来年の4月に組織の再編と22年度以降、前後期6年間にわたって73人の職員の削減という表現が行政報告の中でも記述がされているのですが、この来年4月の組織再編というのは、まだ文字としてはなっていないのですけれども、生活福祉部の分割だろうというふうに思うのですけれども、こちらのほうで先ほど来副市長のほうで組織のスリム化という言葉と矛盾はないのかという点と前後期6年間にわたって73人の職員が削減というのは、削減という内訳はその大半が定年退

職ではないのかと。それは、例えば職員の評価によって行われる分限免職、そういったものが含まれている退職ではないと、削減ではないというふうに考えるのですが、この点はいかがですかね。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 73名のスリム化につきましては、先般中野議員のところにもお答えしましたけれども、合併したことによりまして行政組織の効率化というのも当然求めてこられるわけでありまして、行政ニーズが多様化する中で単純に今の職員の数だけを削減すればいいという考え方ではなくて、類似都市の状況であるとか合併算定がえによる支援分の削減も視野に入れた中で今後10年間、合併してから10年間のプラス5年間の15年間で行政組織の効率化ということを念頭に置きましての作業であります。

そういう部分でいいますと、11月30日のときに部の再編ということで組織再編の条例について出ささせていただきまして、現行の生活福祉部を市民部と健康福祉部と、そういう形での部の再編を議会に提案させてもらいまして議決をいただきました。基本的な考え方は、生活福祉部の部分が福祉事務所に加えて市民課とか生活環境課とかという部分も含めまして一つの部として相当肥大化をしていますので、そこに市民生活担当ということで税務課の部分も含めての組織の再編をさせていただきました。

全体73名のスリム化の関係には、最初の前期の関係につきましては合併後で職員の整理退職をしないで全部市職員として抱え込みをしまして、退職にあわせて組織のスリム化を図っていくと。当時は、退職者の数によって3割、4割を不補充にしていくという考え方でしたけれども、それでは財政健全化との整合性もとれないということも含めまして、前倒しをしましてスリム化を現在進めています。その考え方は、あくまでも分限退職ではなくて定年退職をベースにして、その退職になった部分の補充を調整をしながら組織をスリム

化をしていくということでもあります。ただ、残念ながら合併したことも含めまして、個人の方の人生設計もありまして早期退職が相当多く出てきたというのも事実でありますので、団塊の世代を中心に大量の退職者が出てきていますので、安定的な行政運営ができる組織の維持と、それからスリム化と、その辺の整合性を図りながら今後も合併算定がえのなくなることを視野に入れながら、健全な組織のスリム化について努めてまいりたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 今佐々木部長のほうからお答えをいただきましたが、19年2月に策定をされた推進計画を拝見していると、例えば73名の削減という言葉が当たっているかどうか分かりません。あるいは、減少が適当なのか、その辺がちょっとわからないのですけれども、職員の定数の適正化配置の策定とかというところの21番で数字が出る出ているのですけれども、これとの整合性だとかを考えていきますと、あるいは同じように18番の組織機構の簡素、合理化の推進といったところの項目を照らし合わせていくと少し内容の記述に加筆あるいは訂正、修正が加わってくるだろうというふうに考えるのですけれども、これは19年2月に発行したまんまで改訂版みたいなを出す考えはありませんかね。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 前の議会でも大石議員から情報の公開性も含めると19年2月からとまったまんまになっていますよということの御指摘をいただきまして、今年度末、本来であれば20年度末の状況について3月に報告すればよかったのですけれども、ちょっとその辺が組織のスリム化の関係でことしの1月からずっと11月までかけましての作業でいろんなことをやっておりましたので、その部分でちょっとおくれて申しわけないのですけれども、21年度末、来年の3月をめどに1年間の行革の進行状況の報告をこの部

分の状況も含めてホームページ上もしくは要約したのにつきまして3月か4月に広報等を通じまして、行革の進行状況について市民の方々にお知らせはしたいというふうに考えています。

それと、人数の関係につきましては、実際に19年2月の定員管理の関係につきましては、ちょっと総務省に出している定員管理の考え方であるとか、それについて例えば病院の職員が入っていたり入っていなかったりとかということで、ちょっと数字的にわかりづらいものですから、この辺についての整理も見直しの時点で行いたいと思っています。

なお、定員管理の関係につきましては55名の削減ということで、スリム化ということで552人から497人に55人のスリム化をするということになってはいますけれども、21年度4月1日現在の職員数でいきますと、同じようなレベルで比較をしますと45人のスリム化になっております。先ほども言いましたように健全な財政運営をしながらスリム化をするときに合併当時、この19年2月につくった職員のスリム化の状況だけでは財政健全化について十分な効果も出てこないことも含めまして、今般組合等も含めまして組織のスリム化とあわせて給与の独自削減の新たな取り組みを12月からさせてもらったということも含めてやっておりますので、見直すべきところについては見直しを含め、年度年度の進行状況のわかるようなものにして公にしていきたいというふうに考えています。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） それでは、私は建物がまちづくり、にぎわいづくりのもとになると思うとどうかと思いますが、拠点にはなってもどうも活気あるまちづくりの起爆剤にはなり得ないだろうというふうに考えています、申しわけないですが。この点、ハードウエアあるいは名寄市の都市形成で景観づくりやハードウエアに取り組んでおられるそちらに建設部の野間井部長がいらっしゃ

るのですけれども、たまたま今回の質問の提出に際してお越しをいただきました。無駄足に終わらせないためにもちょっとお聞きをしたいのですが、私ことし道内でちょっと乗り物に凝っているものですから、倶知安から小樽に向けての国道393というのがあるのですけれども、こちらがすばらしいカエデの並木がすごいのです。よく考えてみますと、名寄もたしか市の木がカエデだったなどというのがあるのですけれども、余り彩りの美しいカエデは残念ながら拝見していないと。あるいは、富良野から帯広に向かう道路で春先には桜街道というのがあるのですけれども、ここもまたすばらしい桜の並木が続いて多くの人でにぎわいを見せていると。これこそまた人がいるから活気あるということではないのですが、それぞれの地域の特性に合わせた樹種の選定が行われているということで、活気あるまちづくりの一助になるかなとは思っているのですけれども、野間井部長のお考えがあればお教えてください。

○議長（小野寺一知識員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 無駄足でもよろしいのでございますけれども、名寄市も明治33年で、ちょっと資料で見えてきたのですけれども、そのぐらいから町並みを形成してきました、今おっしゃられるような国道沿いの並木による景観づくりというのは、シーニックバイウエーといって寄り道しながら観光をとという部分も含めながら道路に景観をつけていくというような国の施策がありました。道も横路知事時代に道路を並木道にとという政策を持ってしまして、北海道名寄市の中にも名寄遠別線だとか西風連線には郊外でありますけれども、木を植えるというような政策を北海道でもとってきています。ただ、名寄の部分は名寄市の都市計画道路を中心に並木道をつくるということもできませんが、植樹はさせてきていただいています。ただ、この街路樹だけではただいま大石議員がおっしゃるような景観づくりがなかなかならないというふうに思っていますし、まちの中

ですと除雪だとかいろいろなことがありまして、どうしても手を加えて剪定をしなければならないという木になってしまいますから、非常に難しいなというふうに私は思っています。

景観の部分でいいますと、よく東議員からも指摘されるのですけれども、今まで一回もそういう景観の部分の名寄市としては含み持ったことがございません。なかなか個人の財産にまで手をつけて景観条例をつくるという部分では難しいということもあります。ただ、今御提言のように樹木のあるような公共施設、街路樹のある公共施設の中で市がやる部分ではかなり自由がきく部分だというふうにも思いますので、今後風連のズミの木並木みたいにそういうふうに郊外にやれる機会があれば、そういう倶知安だとか帯広地方などの先進地を勉強しながら研究をさせていただきたいというふうにも思っていますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知識員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 大変失礼しました。ちょっと質問が前後して申しわけありません。もう一度行財政改革のほうに戻るのでございますけれども、たまたま今古い本を読んでいるのです。土光敏夫さんという方がいらっしゃったのですが、その方の「臨調」という本を読んでいるのです。その中で第1次、第2次の臨調のときの裏話がずっと書いてあるのですけれども、その中で事務局として活躍した、暗躍した、どっちがいいのかわかりませんが、瀬島龍三という人がいるのですけれども、この方がなられた臨調の中ではN T Tの民間とか、そういったものは皆さんも御記憶にあるだろうと思うのですけれども、ずっと行革のことを見ながら考えていまして、名寄市の行財政改革にはなぜ民間の知恵をかりなかつたのだろうという素朴な疑問がふっとわいてきてまして、多少遅きに失した感はあるのですけれども、もしよろしかったらお教えいただけますかね。

○議長（小野寺一知識員） 佐々木総務部長。

○**総務部長（佐々木雅之君）** ちょっと質問とかみ合わないかもしれませんが、名寄の行財政改革の関係で民間活用という部分につきましてはやっていないという認識はしておりません、清掃センターの清掃の塵芥収集業務、それから道路センターの道路維持事業である除雪であるとか、こういうものを含めて民間活力を使って作業をしていました。それから、給食センター等も含めまして食の安全にかかわる部分につきましては安上がりな民間委託という発想よりは、その部分につきましては民間に委託したと同じような効果を発揮できるような形で人件費コストを下げながら民間委託と同じような効果が出るような形で、パート職員であるとか嘱託職員を上手に活用して大事なキーポイントの部分については職員の管理のもとでということでの作業をしておりますので、いろんなものを含めて、18年から指定管理制度が変わりましたが、それ以前につきましては全体の部分も含めて、部分的なものも含めて民間に委託業務として民間活力を使わせていただきまして行革に努めてきたというふうに私自身は認識しております。

○**議長（小野寺一知議員）** 大石議員。

○**5番（大石健二議員）** ありがとうございます。

それでは、最後のほうの質問に入っておりますが、22年度の予算編成についてお聞きをしたいと思います。午前中、午後も含めて、まず予算とは何ぞやというのを……市民の皆さんも行政の予算というのはなかなかわかりづらいと。加えて今回は明春4月の市長選挙、あるいは直接は関係ないにしても来年は参議院選挙も控えているということがあって、予算というのは骨格予算という言葉が随分飛び交っております。骨格予算とは何ぞやというのをちょっと御説明いただけますかね。

○**議長（小野寺一知議員）** 佐々木総務部長。

○**総務部長（佐々木雅之君）** 新聞等でおわかりかと思うのですが、通年予算を組まないで、首長の選挙等がありますので、新市長に政策的な

予算を盛りつけさせるためのことも含めて通年予算を組まないで継続事業を中心とした必要な予算を計上して、市民生活に重大な影響を与えない形での予算編成であるというふうに認識をしております。

○**議長（小野寺一知議員）** 大石議員。

○**5番（大石健二議員）** ありがとうございます。

ついせんだって新聞あるいはテレビ等で北海道の高橋知事がちょっと述べておられたのですが、22年度で事業仕分けの影響なのでしょうけれども、道の22年度予算で356億円ぐらいの影響が見込まれるというようなことをお話をされて、深刻だというように顔をしかめておられたのですが、こうした道の推計から名寄市の22年度の予算にもかなり影響が考慮されるものなのですか。どうでしょう。

○**議長（小野寺一知議員）** 佐々木総務部長。

○**総務部長（佐々木雅之君）** 影響は出るものと思っています。ただ、現時点で北海道市長会を通じての照会等につきましては、今財政課のほうで予算要求していただいたときに、担当官のほうから予算要求いただいたときに今現在わかっている情報で事業仕分け等の影響で廃止であるとか事業費の縮減であるとか、この辺の影響がどの程度出るかということの報告も同時に行っているのですが、まだ全体のチェックも含めて、それから国自体の方針も事業仕分けは行われたけれども、それが具体的に22年度の国の予算にどのように反映されるかについては明確になっておりませんので、数値につきましては申し上げられませんけれども、1次産業分野の予算を中心に一定の削減、影響が出てくるものというふうに考えています。

○**議長（小野寺一知議員）** 大石議員。

○**5番（大石健二議員）** ありがとうございます。

それでは、ちょっと観点を変えてお聞きしたいと思うのですが、これまでも私はちょっと意地の悪い質問をして、予算審査特別委員会あるいは定例会で予算のあり方についてこれまでも

質問をさせていただいてきたのですが、たまたま
今年の6月であったかなと思うのですが、
こういうふうに時代が混沌としてきている中で少
子長寿化がどんどん進んでいく社会情勢の中で名
寄市の予算の編成、手法のあり方について、当時
のことを思い出して言うと、これまでのような初
期の段階の財政課長の査定の段階から少子長寿化
に見合った生活福祉部の担当者あるいは総務の企
画室の担当者、これら3者による予算編成につい
て練っていくお考えはありませんかというような
例えば一例を申し上げているのですが、その中で
当時中尾副市長のほうから、22年度以降からは
予算編成のあり方について全面的に見直しをして、
現在近隣の自治体について電話で問い合わせをし
ているのだという御答弁をいただいています。全
面的というのは、やっぱり部分的な見直しではな
いし、一部の見直しでもない、いわゆる抜本
的な見直しだろうと私は思います。22年度の予
算編成に当たって、どのような抜本的手法の見
直しが行われるのか、お考えがあればお聞かせく
ださい。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 当時の答弁の中で、
あわせて類似するような近隣市の状況につ
きましても財政課長同士の会合を持っていたりしま
して、情報交換をさせてもらっていました。当時
は電話照会も含めて、それぞれ同じような悩みで
一般財源が苦しくなってくることも含めて、ゼロ
ベースで大胆に見直すということにつきましては、
予算要求をする職場の原課のほうに対するある種
訓示規定でということもあるのですけれども、要
は歳入環境が著しく毎年、毎年減少し続ける中で、
本来であれば財源補完機能を持つ地方交付税もな
かなか従前から見ると機能しなくなっている
と。そういう中では、一般財源のシーリングをか
けるという大胆なことを、その大胆のニュアンス
は大石議員と私たちとは違うかもしれませんが、
一般財源にシーリングをかけるということ

は事業別予算を電算システムというお金をかけて
構築してきた蓄積も含めて可能になったというこ
とも含めて昨年実は取り組みをしました。それは、
なかなか事務事業ごとに予算をつけながら、なお
かつ一般財源でシーリングをかけるというのは非
常に難しい状況でありまして、その後20年度で
は国のほうが私たちの面で見ますと地方交付税を
削り過ぎたことによるリバウンドも含めて、はね
返りも含めて、一定程度それぞれの自治体の財政
状況を勘案して補正予算を上手に活用して地域の
疲弊を防ぐと、こういうこともちょっとありまし
たので、先ほど言いました一般財源にシーリング
をかけて大胆に予算を見直そうということにつ
きましては事実上、当初のモロみよりはなかなか
実行できなかったということについては反省をし
ています。

ただ、それにあわせて22年度につきまし
ては、ことしの8月に政権交代も起こりましたの
で、それこそみずからではなくて上のほうから抜
本的に予算編成そのものも国のほうの方針転換で
変わってくることも想定されますので、先ほど述
べました一般財源のシーリングをかけるというこ
とよりも国の制度改正に対応できるような形の予
算編成を22年度については努めていくというこ
とが最優先かと思っております、国の新政権によ
る予算編成についてはここ二、三年の状況をきち
っと確認しないと大きな制度改正の中のみ込ま
れないような形の対応もしてまいりたいというふ
うに考えています。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 今佐々木部長のお話を
聞きながら、なるほどなというふうに考えながら
お聞きして、先ほどのまた私の質問に戻ってしま
うなという感じがしました。財政の方は、ある程
度異動の年月が長いのかもかもしれませんが、よう
わかりませんが、事細かに観察はしていない
のですけれども、そうしていくと今後まだお時間
をいただきたいということですから、予算編成の

全面的な見直しについてはもう少々お時間が欲しいということですから、そうすると財政を担当されている方というのは、職員の方というのは、ある程度継続して担当していかなければ、また見直し作業がどこかに進めていられる中で人事異動があるとすれば、また原点に戻ってしまうなんていうことになりかねませんから、そういう意味では総務部財政課というのはスペシャリストの養成にはなっているのですか。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 予算要求の中で、先ほど生活福祉部と企画と財政とかというお話ありましたけれども、予算編成の関係につきましては福祉部門だけでなくて少子高齢化、過疎化が進みまして歳入環境が著しく減り続けますと、すべてのセクションの予算にそれが反映してくると思っていますので、特定の部とだけ、企画、財政のほうでという考え方については持っていません。

それから、人事の関係につきましては、特別なスペシャリストを養成するという考え方よりも新人職員については10年で3カ所、それぞれのところを回して研修を積みながら育成をしていくと。今一番問題になるのは、財源確保の問題も含めてさまざまな知識が必要だということも含めまして、企画と財政を一本化するかというアイデアもあるのでしょうか、名寄市はそういうふうに取り組んでおりません。

それで、理想的なことを言うと農業は農業のほうで道庁、国とつながるような、情報の交換をできるような職員を育てていこうであるとか、それから土木関係、それから財政、企画関係についてもそれぞれスペシャリストというか、そういう職員の仕事の仕方のスキルアップの関係についても常々人事配置もしながらさせていただいたりいつもしています。それで、旧風連も旧名寄も道庁や上川支庁、それから国の官庁との人事交流もさせていただいておりまして、そういう人間が結構名寄庁舎、風連庁舎のほうに相当の人数、20名を

超えるような職員の数もいますので、それらを上手に使いながら、財政に長く置くのではなくて財政を経験した者については企画、企画を経験した者を財政に持ってくるか、農業関係を担当した者を財政に持ってきて農業関係の具体的なチェックをさせるとか、さまざまな形での対応を考えていますので、特定の部署というよりは全体の組織を見ながら、それぞれ必要な場所から人事配置をして、それぞれの仕事がスムーズに進むような形の体制を考えたいと思っています。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） ありがとうございます。最初の活気あるまちづくりから行財政改革あるいは22年度の予算というふうにお話を聞いていく中で、たまたまお教えしていただいた本の中で読んだいい発想方法があるということでちょっと御紹介したいなと思います。ブレイクスルーという思考があるのだそうです。このブレイクスルーというのは、現状打破という意味なのですが、これは過去に安住をして現状に満足するのではなく、1つの目的を掲げてそれを達成するために今何が必要なのか、あるいはいつどういうふうなことをやれば目的が達成できるかということを考え、それを実行していくのだという思考方法だそうです。

最初の質問をお聞きして、名寄市の活気あるまちづくりに対する道内外における企業の進出あるいは交渉で刺激を受けて誘発をされるというような対応ではなくて、日ごろからやはり今の現状はどうなのだろうという深い認識に基づいた思考をやっていかなければ、先ほど佐々木部長もおっしゃっていた大きなうねりの中に埋没してしまうというような危惧を持たざるを得ません。これからはもうそんなに島市長のお話を聞く機会が減ってきそうなので、ぜひともここはひとつ島市長からお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 時間を余り残していた

だけなかったので、十分なお答えはできないと思います。

名寄市の活気あるまちづくりというのは、商業者の皆さん、市民の皆さん、すべて意識していることであろうと、こんなふうに思っております。ただ、自由経済の中で資本の側がどこが発展性があるかって商売が成り立つのかと、こういう日ごろのリサーチの中では名寄は間違いなくそういうターゲットにされてきたと。この事実は間違いのない事実であろうと、こんなふうに思っておりますが、しかしそのリサーチが当たっているのかどうかというのは、また企業の皆さん方がしっかりと分析をされているのではないかと。ただ、名寄市の経済の生い立ちというのは、110年前に入植をした皆さん方が行政から関与されてまちづくりをしたのかといいますと、都市計画はきちっと入植前から線引きをしていましたけれども、商業者は最初は4条通に並んで発展をして、鉄道が出てきたから5丁目、6丁目と、大通というふうに変った歴史があります。前にも話したことがあります、行く行くは名寄市の人口は8万ぐらいまで伸びるのではないかとということで商業基盤ができた、こういう話を聞いております。

私も二十数年前に経済部長をやりまして、多くのコンサルの皆さんが来たり、学習の場を商業者を集めてやりましたけれども、学者先生の言うとおり現実の経済は動かないと。これも事実であります。行政がどこまで商業活性化に関与できるかというのは、私はやはり国の制度と相まって地方の自治体が頑張ると、こういうことがありまして、例えば名寄の例で申し上げますと、大型店が進出をするのに地方自治体が抵抗しての現実を押さえようがなかったと、こういう現実を持っているわけです。このことがあと20年、50年たってどういうふうな評価になるかはわかりませんが、やはり大型店の規制緩和というのが地方の商店街を疲弊させた。このことは、もう間違いのない歴史の事実になるのではないかと。今ようやくハンド

ルを切りかえて、しかも政権が交代をしましたから、そこにまた未来のよりどころを求めていくということが次のステップでないかと、こんなふうに思っています。

○議長（小野寺一知議員） 以上で大石健二議員の質問を終わります。

雇用対策について外2件を、高橋伸典議員。

○議長（小野寺一知議員） あらかじめ会議時間の延長を行います。

○15番（高橋伸典議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

雇用対策について。景気低迷の影響が高校生や大学生の就職戦線を直撃しております。来春卒業する予定の高校、大学生の就職内定は昨年よりも大幅に減少しており、過去最大の下落幅になっております。特に製造業を中心に企業の求人が大幅に減ったことが主な要因とされ、今後さらなる悪化も懸念され、高校、大学の就職活動は厳しい活動となっております。厚生労働省の調査結果によると、来春内定率は37.6%にとどまり、高校生男子42.6、女子は31.3、沖縄は8%、北海道は14%と前年同期よりも13.4%も下回っております。調査を開始した1988年以降で4番目の低さであり、下落幅は過去最大であると言われております。企業からは、求人数は昨年比に比べ46.7%減の15万6,212人、ほぼ半減しているのに対し、求職率は8.7%減の17万5,799となっており、05年以来5年ぶりに求人数が求職者数を下回りました。名寄の新卒者、また中高年者の雇用状況についてお知らせいただきたいと思っております。

また、名寄市の平成22年度本市採用計画、臨時、嘱託職員の予定の状況もお知らせいただきたいと思っております。

学校関係者も成績が優秀であっても内定がとれ

ない状況だと、学校もどの対応をすればよいのかわからないと言っております。就職戦線の厳しさを反映してか、急遽進路を就職から進学に切りかえる高校生がいる反面、景気低迷の影響で家庭の経済状況の要因から進学を断念して就職活動に励む高校生がふえているそうです。その地域では、就職面接会の開催や求人開拓の強化、ハローワークでの高校就職ジョブサポーターによる個別就職支援の推進を行っております。本市としても民間企業、商工会議所及び商工会との連携をどう進めておられるのか、また名寄市としても何らかの手を打つことが必要と考えますが、本市の雇用対策をどう進めるのかについて理事者の御見解をお願いいたします。

続きまして、大きい項目の2番目、補正の執行停止、事業仕分けの本市の影響についてお聞きいたします。政府は、子ども手当、高速道路の無料化、農家戸別補償、高校授業料無料化の政策実現の財源に予算の無駄を排除し、埋蔵金の活用、租税特別措置、各種控除廃止などを行い、まず手っ取り早いターゲットとして本年度補正予算を計上した基金の凍結にねらいをつけました。しかし、補正予算に盛り込まれた事業が景気を下支えすることは各種経済指標でも明らかであり、さらに総額4兆3,000億円の基金について、約6割が既に地方自治体や関係団体の執行や交付決定済みと見られる中で、財源の確保ありきで鳩山首相は補正について党の考えに沿って本当に必要な予算をつけたと言われました。全国知事会でも平井鳥取知事は、全部とめると言われたら、どこの自治体もひっくり返ると言われ、また東国原知事は国に対して法的措置も辞さないと言っておられます。複数年度にわたる必要経費をまとめて支出する基金については、補正の未執行を回収する方針を示しているため、自治体は雇用や医療、福祉などの生活関連基金が多く、市町村や民間企業でも電子黒板のような補正を前提に準備を進めていることにより、いきなり停止されたことにより倒産の危

機に直面している企業もあるそうです。前政権において平成21年度予算及び平成21年度第1次補正予算が可決していた中で、新政権によって経済危機対策事業の予算執行が見直されたことで既に関連事業を執行中あるいは執行準備を完了し、当該事業の広報や周知が進んでいる自治体にとってまことに憂慮すべき事態が発生することになっております。名寄市の一連の基金、特に平成21年度補正予算で設置した事業の中で新政権の発足により中止もしくは凍結あるいは当面様子を見ることにした事業があれば具体的なお知らせをお願いいたします。

今回の事業仕分けは、今までの事務事業とは違い、ある知事は透明性の確保という点では評価ができるが、対象事業の選定や基準が明確になっているのか課題があると言われております。国土交通省では、2010年予算の概算要求で道路整備費を09年度当初比で12%削減し、さらに国直轄公共事業の地方負担の維持管理費も廃止する結果、2割の予算縮減となりますという説明がありました。これは、名寄市において道路整備に過大な影響が出るのではないかというふうに私は思います。また、水力発電所の電源立地地域対策交付金、用途を限定せず自治体が自由に使える交付金の見直しも取りざたされております。農道整備事業の廃止、都市再生整備を支援するまちづくり交付金は自治体の判断にゆだねる、また財源移譲の展望が不透明な中、地方に移管されようとしております。文部科学省では、学力テストの削減、英語ノートの廃止、公立小中学校などの教職員の給料の3分の1を国が負担する義務教育費国庫負担に関して、国と地方の役割分担の整理が必要などと地方交付税が制度の抜本的な見直しも含め社会保障、介護、福祉事業に関しても財源移譲が不透明なまま廃止、縮減が行われようと言われております。また、暫定税率の廃止で各自治体が失う地方に回る5,800億円の税収が削減される試算になっております。北海道は366億円、札幌市は8

1億円、旭川は8億円の減収となり、その減収補てん策を求める地方の声が一段と高まることは現実目に見えているとおりであります。名寄も暫定税率の廃止の影響が出ると思いますが、名寄市の影響をお知らせいただきたいというふうに思います。

1970年、議員立法として成立されました10年ごとに更新される過疎法は、人口減少や財政力などに基づき過疎地域の指定をされた地域は元利返済額7割が国から補てんされる過疎対策事業債の発行やインフラ整備に対する国庫補助率のかさ上げなど優遇措置が認められております。有意義なものとなっております。本年がその年で、鳩山政権は2011年から国庫補助金を廃止して一括交付金を創設したい方針だというふうに言われております。期間は3年から10年というふうに今は国で調整はされておりますが、この過疎地域の不安の声が相当出ております。本市の過疎債の影響をお知らせいただきたいというふうに思います。

大きい項目3点目、放課後子どもプラン事業についてお尋ねいたします。先ほど雇用対策でもお話ししましたが、昨年のリーマンショック、本年のドバイショック、またデフレの景気低迷により中小企業では賃金がどんどん、どんどん下がっております。少しでも家計に負担をなくすために夫婦共働きがふえております。その影響で学童保育所、学童児童クラブの待機待ちの児童や定員を超えている状況があるように聞こえておりますが、名寄市の学童保育、学童クラブの現状をお知らせいただきたいというふうに思います。

今の現状になった場合、今回言う放課後子どもプラン事業の推進はいかがでしょうか。小学校の空き教室や児童会館等を会場に放課後に子供たちを預かり、教職員OBや地域ボランティアの人たちが積極的に協力していただき、子供たちと勉強やスポーツ、文化活動を楽しみ、地域住民との交流をする事業であります。名寄市もこの景気回復

のためにいろんな部分で民間、両親等が苦勞しております。ぜひこの事業を推進されるようお願い申し上げます。壇上の私の質問を終了させていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） ただいま高橋議員からは、大きな項目3点にわたり御質問をいただきました。1点目は私から、2点目は総務部長から、3点目は教育部長からの答弁となります。

初めに、大きな項目1点目、雇用対策についてお尋ねがございました。初めに、（1）、新卒者、中高年者の雇用状況についてお答えをいたします。平成20年3月末の市内4校、名寄高校、名寄農業高校、産業高校、風連高校と名寄短期大学の卒業者の進路状況について申し上げます。卒業者410名のうち、進学が222名、就職が163名でございます。内訳は、高校79名、短大84名でございます。その他未就業者などが25名となっております。就職した163名のうち、市内事業所には32名、道内企業122名、道外企業は9名となっております。平成21年3月末の卒業生361名のうち、進学が225名、就職104名、内訳は高校53名、短大51名、その他未就業者が32名となっており、そのうち市内企業に就職した者が26名、道内企業が70名、道外が8名となっております。また、名寄公共職業安定所管轄区域における中高年者の雇用の実態につきましては、平成20年3月末で求職申し込み件数は1,099件、有効求人倍率0.42、就職件数358件となっており、平成21年3月末では求職申し込み件数1,013件、有効求人倍率0.59、就職件数328件となっており、厳しい雇用環境が続いております。

次に、（2）番、名寄市平成22年度臨時、嘱託職員の採用計画についてお答えをいたします。現在名寄市では、農作業員及びパークゴルフ場作業員などの季節的業務または選挙時及び税申告時などの短期間業務等を除き、通年で任用している

臨職及び嘱託職員、一般職の非常勤職員は約250人、臨職144人、嘱託111人となっております。臨職、嘱託職員ともに一定年齢で定年を定めさせていただいており、また職種によっては一定年数で任用期間を定めております。平成21年度の採用状況は、新設された職種があり、例年より多少多く43人となっております、臨時職員が26人、嘱託職員が17人でございます。平成22年度の採用予定につきましては、現時点では臨時職員17人、嘱託職員8人を予定しておりますが、今後毎年1月に各職場の配置希望を取りまとめているので、その時点で確定されることとなります。

次に、（3）、民間企業、商工会議所及び商工会との連携についてお答えをいたします。名寄公共職業安定所管内における来春の高校卒業予定者の10月末就職内定状況によりますと、内定率は51.5%と前年同期比で6ポイント上昇しています。しかし、求人数は総体で前年の約半数と大変厳しい状況と受けとめております。管内求人対策として6月と10月には上川支庁、上川教育局、名寄市、ハローワークなよろによる要請活動を実施し、商工会議所や主要な事業所などを訪問し、新規高卒者求人の拡大に協力を求めました。さらに、市内135社の事業主に対し求人要請を行い、これらが一定の成果につながっていると考えておりますが、まだまだ未内定者も半数近くおられることから関係機関、団体と連携を図り、引き続き対応してまいりたいと考えてございます。

次に、（4）番、名寄市の雇用対策についてお答えいたします。名寄地区通年雇用促進協議会として名寄商工会議所、風連商工会、建設業協会と連携を図り、地域経済の活力の維持と地域資源を活用した地域振興を目指し、季節労働者の雇用確保や就職促進にかかわる事業を行っているところでございます。特に冬期間は、本州での仕事が少なく、出稼ぎに行く労働者が年々減少し、建設業労働者を中心とした季節労働者の通年雇用促進が

重要な課題となっております。そのため、同協議会では雇用確保のために通年雇用支援セミナーの開催や求人開拓のための支援員が地域の企業を訪問し、国、道、市町村の雇用助成施策のリーフレットなどを配布し、情報提供をしております。また、国の緊急雇用対策、ふるさと再生雇用対策につきましても取り組んでいるところでございます。そのほか市単独の取り組みとして、きめ細かな就労サポートを行うために相談窓口を常設し、随時就労相談に応じております。そのほかに市といたしましては、市内事業主に対し従業員の労働環境や福利厚生向上などを行った場合に利用できる補助金制度や企業で働く方々が自分のスキルアップに要した経費などに対して補助する制度、融資制度をPRさせていただいておりますが、一層の周知に努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） それでは、私のほうから大きな項目2つ目の補正の廃止、事業仕分けの影響についてお答えします。

まず、（1）、補正についてお答えします。平成21年度の国の補正予算は、歳出総額で1兆4,663億0千万円が計上されましたが、政権交代で見直しとなり、2兆5,169億0千万円が執行停止となりました。このうち名寄市に関連するものとしましては、1つ、上川北部2次医療圏で要望していました市立病院の地域医療ネットワークシステム構築事業、これは厚生労働省の地域医療再生基金の対応でしたけれども、この事業につきましてもはおおむね23億0千万円、2つ目の駅横の再開発事業で民間事業者が要望しておりました高齢者住宅及び商業施設の建設助成交付金、総務省の定住自立圏等民間投資促進交付金であります。これは2つの民間業者で1億4,300万円、3つ目は子育て応援特別手当、これは3,083万円あります。4つ目は、農業関係で需要即応型生産流通体制緊急整備事業5,248万円となっております。これら主

なものとして挙げられますが、特に地域医療再生基金と定住自立圏等民間投資促進交付金につきましては、期待が大きかっただけに大変残念と思っております。

次に、(2)、事業仕分け、交付税、過疎債、暫定税率等についての影響についてお答えをしたいと思います。国の政権交代により補正予算が一部執行停止されたのに続きまして、事業仕分けによる予算の廃止、縮減と多くの制度改正などが実施されようとしております。政府の行政刷新会議は、11月27日で2010年度概算予算要求の無駄を洗い出す事業仕分けを終え、延べ9日間の作業で廃止、予算計上見送りなどで7,500億円を削減し、基金や特別会計から国庫へ返納を求めた埋蔵金も含めると総額1兆8,000億円に達したと新聞等で報道されています。これらの見直しは、正式な決定は年末の政府予算案の発表後になるものと思われまますので、現時点で入手している情報でお答えをしたいと思います。

初めに、事業仕分けの結果、影響があると思われる主な事業は、1つ、まちづくり交付金事業の地方移管、これは新規分としまして名寄地区の都市再生事業計画、継続事業分として風連地区の再開発事業があります。2点目は、道路整備事業の見直し、これは事業評価の厳格化等が言われております。3つ目は、下水道事業が地方に移管をするということでありまます。4番目は、診療報酬の配分見直し、収入が高い診療科の見直しであるとか開業医と勤務医の平準化、これらが市立病院の運営にプラスなのかマイナスなのかの面が現時点では不明であります。5つ目は、介護予防事業、地域資源事業の一部が予算要求を縮減されるということの情報であります。6つ目は、農地・水・環境保全向上事業につきましては、1割程度の事業費の縮減がされるのではないかという情報であります。地方交付税につきましては見直しとされておりますが、内容は不明です。ただ、人口、面積に特化した算定方法の簡素化が行われますと、

大都市に有利に働いて地方都市には交付税が減らされるというような危惧を感じております。

次に、民主党のマニフェスト、制度改正に関するものにつきましては、サンルダム関係予算の凍結、児童手当を廃止して子ども手当の創設、暫定税率の廃止、歳入と道路交付金事業への影響が想定されます。これにつきましては、具体的に平成20年度決算に基づく影響額から試算をしたものでありまして、地方道路譲与税関係では980万円、自動車重量譲与税では1億4,000万円、自動車取得税交付金で3,000万円、合わせて1億8,000万円程度見込まれています。先般の中期財政計画の説明では、この分が交付税算定上きちっと総額が確保されれば、影響は760万円程度の影響だと言いましたけれども、交付税がこれだけの国税の大きな減収の中で本当に確保されなければ、この辺の関係についても当初の見込みよりも悪い状況になることも危惧されております。4つ目の過疎地域自立促進特別措置法関係につきまして、いわゆる過疎債につきましては、現行制度では平成21年度末で10年間の期限が終了することになります。新政権では、過疎債を使って基金を創設し、医療対策などのハードにかかわらず、ソフト事業にも使えるように現行法を一部改正して3年程度の延長を考えているという報道がされています。これも従来から見ると期間の短縮になっておりまして、今後の先行きについても不透明感が漂っています。今後も国の動向を注視しながら、これらの制度改正、予算見直しなどに的確に対応してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(小野寺一知議員) 山内教育部長。

○教育部長(山内 豊君) 私からは大きな項目の3点目、放課後子どもプラン事業についてお答えをいたします。

初めに、学童保育所、学童クラブの現状について、現在名寄市内の学童保育所、児童クラブは公

設が2カ所、民間が2カ所の合計4カ所で開設しております。お尋ねの学校別の各施設への来所数について、10月現在の利用状況をお知らせします。公設の南児童クラブは南小学校の児童が60人、風連児童クラブは風連中央小学校の児童が105名登録し利用しています。また、民間の学童保育所コロポックルは名寄小学校の児童31名、東小学校の児童22名の53名が登録、共同保育園どろんこはうすについては西小学校の児童が26名、豊西小学校16名、名寄小学校5名、南小学校2名、東小学校1名の合計50名の児童が登録し利用しております。なお、南児童クラブ、コロポックル、どろんこはうすは定員をオーバーし登録されておりますが、自己都合による途中退所もあり、今のところ運営は維持できている状況でございます。しかし、これ以上に登録数がふえてくると受け入れは難しい状況になります。

次に、放課後子どもプラン事業の推進についてお答えをいたします。放課後子どもプラン推進事業の子供教室等につきましては、基本的に小学校施設の余裕教室、校庭、体育館を活用して実施することとなっております。最近の保育ニーズや定員オーバー、また春先からの待機児童の解消に向けて東小学校、豊西小学校、名寄小学校など余裕教室を活用して学童保育が開設できないか奔走しましたが、いずれの小学校も普通教室を特別教室に転用して使用しており、学校の余裕教室等での放課後子どもプランの活用が困難な状況であります。現在旧中央保育所を学童保育所として活用できないか耐震診断を行っており、活用できるとなりましたら民間の学童保育所とも連携して開設準備に向け努力してまいりたいと考えております。子供たちが安全で安心して多様な活動が可能な場所を確保できた際には、地域の実情に応じた放課後子どもプラン事業を取り込めるよう検討してまいりたいと考えてございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） ありがとうございます。

まず、何点か質問をしてまいりたいというふうに思います。今の雇用状況のお話をお聞きして、まだ高校生が半分ぐらい就職が決まっていないという状況でありますし、求人者が1,013名いるのに求職の場所が300ちょっとということで大変厳しい状況になっているというふうに思います。本当に去年のやっぱりリーマンショックから、このドバイショックはどうのこうのは言えませんが、デフレで非常に中小企業が今耐えるのが精いっぱい、大手みたいに何かをやろうだとか、どうのこうのという状況をもう超えているような状況の今経済状況になっている中で、やはりなかなか名寄市の一般企業でも人を雇えないという状況があります。

そして、あるジャーナリストが言っているのですけれども、この雇用の情勢というのは今後も悪化し続けるだろうと。またそして、給与所得が去年の9月なのですけれども、16カ月前から下がり続けているというのです、民間企業の所得が。仕事がなくなり、残業もなくなる。そういう状況の中で、どんどん、どんどん下がり続けて景気の先行きが悪い方向に悪い方向に向いていると。

第1に雇用の指標、景気が本当に遅効性だと、本当に遅くしか動いていない、景気が上向きに転じているという状況でもない。本当にどうすればいいのかと。企業がやはり人を雇うのは、いわゆる残業が1カ月15時間以上ぐらいにならないとほかの人を雇わない。今は、もう中小企業や何かは1人やめたら、何とかその1人の部分をみんなでカバーして生き残ろうという企業がほとんどだというふうに思います。そんな中で、やっぱりこういうことしの7月の製造の残業状況というのは約月10時間ぐらい。もう人を雇える状況ではないというのです。

第2に、この過剰労働を超えて仕事をしないものですから、今いる従業員自体がもう次の首にな

るような状況の方々が、失業者になるという人たちが528万から607万人ぐらい出ているのではないかという、それぐらい厳しい状況の中です。先ほど今高校生が大体半分ぐらいの人がまだ決まっていない、今名寄としても雇用対策として上川支庁を含め、ハローワークを含めて各企業回り、135社に回っておられるということですがけれども、この6月と10月に回った時点で135社からの回答というのはどうだったのでしょうか。うちでは大体これぐらいの人数を雇う予定ではいるのだという状況があったのかどうか、ちょっとわかれば教えていただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） その部分については、詳しくは確認はしておりませんが、平成22年3月、来年の3月末に卒業する高校卒業者のこのハローワークの管内の部分全体では656名の卒業者がいて求職者数が132ということで求人数が185あると。それで、就職内定率が68ということで、求職者の部分からいうと68ということですから、大体半分ぐらいというようなことで、求人数は185ということなのです。これでいけば、求人倍率は1.40ぐらいになるというような状況にはなっていないのです。ただ、全体的に自分のつきたい仕事との関連もごさいますけれども、百三十何社の部分の中の求人数というのは、これとイコールということではないと思いますけれども、かなり抑えているのではないかということは推定されます。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） ことし104名の方が就職を希望されていると先ほど言いました、この未就というのが32名というのはどういう方々なのでしょう。

（何事か呼ぶ者あり）

○15番（高橋伸典議員） ええ。もう就職しないよと、私はフリーターでいいよというような状況の方なのか。

○議長（小野寺一知議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 4時49分

再開 午後 4時50分

○議長（小野寺一知議員） 再開いたします。

茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 申しわけありません。未就業者とは、就職をしていないということになるのですが、フリーターとか、いわゆる浪人というのか、そういった部分の生徒ということでごさいます。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） できれば、先ほど名寄市の臨時でも嘱託でも採用、大体人数が言われました。ぜひそういう就職内定できない高校生や何かをできれば使える状況には進まないのか。意外とちゃんとした企業ではなくて、そういう臨時でもいいから働きたいという高校生はたくさんいるというふうに思うのです。その中で名寄市の採用の考えというか、あるのかないのか。できればもうそういう形で、これだけ就職難ですから、子供を持って奥さんを持って働いていない方もおられますから、そういう方々も含めてやっぱりそういう方々を使っていたきたいのですけれども、ぜひ地元でそういう困っている人を使う計画があるのかちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 新卒の高校生の関係につきましては、過去にも例がありまして、ただ市の場合につきましては、1年間の事務補助員の関係につきましては6カ月、6カ月で1年間が最長になっていますので、この部分では過去でも臨時職員として採用させていただいて、翌年大学に受かった方もいらっしゃるし、その後ステップアップして民間のほうに行かれた方もいます。主に今の高校生の方につきましては、コンピューター関係もかなり使える方も多いので、一応公募

という形でその中からの選抜になるのですけれども、過去にも採用した例はありますので、できるだけその辺、実情も把握しておりますので、要望にこたえられるように対応してまいりたいというふうに考えています。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） ぜひよろしく願います。

続いて、補正予算の執行停止の部分で質問いたします。先ほど佐々木総務部長から、まちづくり交付金とか都市再生事業の風連地区、また道路整備、下水道事業、診療報酬の見直しとか介護予防、そして農地・水、地方交付税の減額とか、事業仕分けでは言われております。また、21年度の執行停止では地域医療の地域ネットワーク事業、これは23億円という名寄市にしたら本当に大きい事業が飛んでしまったという部分だというふうに思いますし、定住自立圏構想では1億4,300万円、そして子育て応援手当では3,083万円、そして農業の緊急整備事業では5,300万円がなくなったということで、本当にもう大変な部分だなというふうに私も思いますし、各知事も、また各市町村でも意見書等でこの補正を執行停止にしたことによって財政的な部分はどうかという部分ですごく相当なお怒りの各自治体がおられます。

橋下知事は、この交付税は悪の元凶という発言をされて、そのことがどういう思いで言われたのか私は全然わかりません。大阪は人口があり、人がいて企業もしっかりあるから、あの発言は私はオーケーだと思うのですけれども、先ほど佐々木総務部長が言われたように交付税はやはりいろんな細かい部分で仕分けされて、地方では厚く交付税をいただいておりますから、大阪みたいなあんなでかいところは私は交付税なくてもやっていけるというふうに思いますけれども、こういうやっぱり地方の財政的には名寄でも地方交付税を約46.1%使っておりますので、これが本当になく

なることによって、どうこの1年間の運営をしていくのかというのが本当に不安になってきます。

そして、子育て応援特別手当の執行停止によって自治体が使った経費、去年ですね。ことしもゼロ歳から4歳までの部分で出る予定だったのですが、今回執行停止になりまして、今政府はいろんな事務事業だとか、この補正停止で無駄をなくすと言われているのですけれども、この子育て応援手当をやめたことによって去年の事務事業とことしの事務事業の経費で約131億円の無駄を使ってしまったことになるのです。また、今回の補正の執行停止によって、がんの治療だとか小児用の医療品の承認審査を短縮する事業があったのです。その必要経費25億円がなくなり、またがん対策の研究開発費で653億円が執行停止になったという本当に人の命にかかわる分野の影響が大分出てきています。

今現政権で行われていることだから、あなたがどうのこうの言うなと横のほうでちょっと聞こえましたけれども、私の持ち分の時間ですので。やはりこの……

（何事か呼ぶ者あり）

○15番（高橋伸典議員） いやいや、一応とりあえずこういうふうに言うておいて、この矛盾だった基金だとか何かが凍結されています。そこで、先ほど言った影響はまだわからないと言っていますけれども、この地域医療ネットワーク事業23億円だとか高齢者住宅の定住、これは民間ですからあれなのですけれども、この農業の緊急整備事業、今現状は進められているというふうに思いますけれども、もしこれがなくなるとしたらどういう対応になるのか教えていただきたい。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） それぞれの事業の関係につきましては、事業課のほうから補正がなくなったことによりまして対応策については考えられていると思っています。

地域医療再生の関係につきましては、もう少し

のところ、該当になるのだったのですけれども、各都道府県に2カ所という足切りがありましたので、残念ながら漏れました。この関係につきましては、名寄市だけではなくて連携する病院間の情報システムの構築ということもありましたので、周辺市町村の病院とも大きな影響が出ると思っていますので、市立病院のほうでは次年度以降もこの主の施策については要望をして何とか継続というか、採択してもらえよう形努力はこれから続けていきたいと思っています。

それと、先ほど地方交付税も含めてちょっとお話があったのですけれども、地方交付税に対して仕分けの対象になるかならないかという問題につきましては、地方の独自の財源であるというところで、国のほうがそれに対して直接あだこうだということの指図をすることについては、地方としては納得できないということである知事さんは言ったのかなというふうに考えています。ただ、地方交付税そのものも市同士でも都市と地方で若干考え方の差がありますので、できるだけ地方市町村を大事にするという発想からさまざまな算定方法、補正係数がありますので、この辺をわかりやすく簡素化するというので、今でさえ財政状況の厳しい地方都市、市町村がこれ以上厳しい状況にならないようなことについては、知事会であるとか市長会を通じて要望に努めてまいりたいと思っています。

それで、具体の事業の関係につきましては、これから国の予算編成の状況を見ながらの作業になりまして、できるだけ支障が出ない形を進めていきたいと思っていますが、今回の事業仕分けの関係につきましては公開査定が行われたということも含めまして予算編成の過程が透明化された。国民の前に公益法人等の基金であるとか、天下りの人件費の無駄が明らかにされたという、この辺については押しなべて国民のほうから評価が高いものというふうに考えています。ただ、残念なことに地方も含めて予算の恩恵を受けている人たち

の声が全く聞いていただけなかったと。これは、1時間という時間の中で報道の取り上げ方にも若干問題があったのかもしれませんが、そこは、センセーショナルに報道したことなのですから、結果としては国民が国の予算に対して関心を持ってくれたということも大きい要素でありますので、今後市町村側のほうとしましては新年度の国の予算編成に向けましてできるだけ地方に優しい、地方がダメージを受けない形での予算確保というか、その制度のほうに移行していくように要望活動も含めて進めてまいりたいというふうに考えています。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） ぜひ要望活動のほうをしっかりとお願いして、コンクリートから人へという方針ですので、ぜひ後ろの方々にしっかり言っていただいて、必要な部分は必要だと、地方はもうこれ以上倒れることはできないのだよというふうに言っていただきたいなというふうに思います。

次に、放課後子どもプラン、これのことなので、すけれども、今中央保育所の耐震を含めてということでは言われておりました。できれば学校、空き教室がなかなかないというふうに言われていますけれども、何カ所かの学校へ行ったら教室の中に物が置いてあったりだとかという部分があるような気もいたします。ぜひ……

（何事か呼ぶ者あり）

○15番（高橋伸典議員） いやいや、余り強く言ったらだめです。あるような気もいたします。ことし小学校、東小学校と豊西と名小に児童会館のほうからお願いに行ったという話をお聞きしまして、空き教室がないというお話しされたのですけれども、できればあるとは思うのですけれども、やはり現状先生のほうは生徒の勉強も見なければだめだ、クラブも見なければだめだ。これ以上、自分たちの仕事をふやしたら大変な部分があるので、やっぱり渋っているのかなという感じも

しないでもないと思うのです。ぜひこの放課後子どもプランの事業をやれるのでしたら、進めていただく上で地域の人と、やっぱり住民としっかりと連携をとって、ボランティアでやっていただく方は私はいらっしゃると思うのですけれども、具体的にやはりこういうことをするのだという部分をやっていかない限りできないというふうに思いますので、本当にこれからの未来の子供のためですから、私たちも全力で応援したいと思いますので、その辺をしっかりとお願いしまして、きょうは田中好望さんがお通夜で早くやめれと言われましたので、10分前に終わりたいと思います。

以上です。

○議長(小野寺一知議員) 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

○議長(小野寺一知議員) 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 5時05分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 小野寺 一 知

署名議員 木戸口 真

署名議員 宗 片 浩 子

平成21年第4回名寄市議会定例会会議録
開議 平成21年12月11日(金曜日)午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 一般質問

1. 出席議員(25名)

議長	26番	小野寺	一知	議員
副議長	19番	熊谷	吉正	議員
	1番	佐藤	靖	議員
	2番	植松	正一	議員
	3番	竹中	憲之	議員
	4番	川村	幸栄	議員
	5番	大石	健二	議員
	6番	佐々木	寿	議員
	7番	持田	健	議員
	8番	岩木	正文	議員
	9番	駒津	喜一	議員
	10番	佐藤	勝	議員
	11番	日根野	正敏	議員
	12番	木戸口	真	議員
	13番	高見	勉	議員
	15番	高橋	伸典	議員
	16番	山口	祐司	議員
	17番	田中	好望	議員
	18番	黒井	徹	議員
	20番	川村	正彦	議員
	21番	谷内	司	議員
	22番	田中	之繁	議員
	23番	東	千春	議員
	24番	宗片	浩子	議員

25番 中野秀敏 議員

1. 欠席議員(1名)

14番 渡辺正尚 議員

1. 事務局出席職員

事務局長	間所	勝
書記	佐藤	葉子
書記	三澤	久美子
書記	高久	晴三
書記	熊谷	あけみ

1. 説明員

市長	島	多慶志	君
副市長	中尾	裕二	君
副市長	小室	勝治	君
教育長	藤原	忠	君
総務部長	佐々木	雅之	君
生活福祉部長	吉原	保則	君
経済部長	茂木	保均	君
建設水道部長	野間井	照之	君
教育部長	山内	豊	君
市立総合病院事務部長	香川	讓	君
市立大学事務局長	三澤	吉己	君
福祉事務所長	小山	龍彦	君
上下水道室長	扇谷	茂幸	君
会計室長	成田	勇一	君
監査委員	森山	良悦	君

○議長（小野寺一知議員） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。

○議長（小野寺一知議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

1 番 佐 藤 靖 議員
2 5 番 中 野 秀 敏 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

地域に根差した福祉事業の推進について外1件を、東千春議員。

○23番（東 千春議員） おはようございます。議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い質問をさせていただきます。

大項目の1件目、地域に根差した福祉事業の推進についてお伺いをいたします。名寄市の住みよさの評価として福祉と医療が充実しているということが挙げられると思います。福祉事業の推進は、国の方針に沿いながらも自治体が地域事情に適した施策を行うことにより行政サービスに対する満足度に大きくつながるものではないかと思っております。積雪寒冷という土地柄によって、介護等においては在宅よりも施設介護が望まれる傾向にあります。平成12年の社会福祉事業法から社会福祉法への改正に伴って地域福祉の推進が重要視されるなど、生活圏の近くでの福祉活動やそれに伴う住民参加も求められるところでございます。そこで、名寄市が進める福祉事業全般について、この際お伺いをいたしたいと思っております。

1点目、地域福祉計画は社会福祉法により策定が求められておりますが、全国的にもまだ策定する自治体は少なく、北海道内では18程度の自治体で策定している状況であります。しかし、住み

なれた地域でその人らしい自立した生活を送ることは高齢者や障害者の生活のあり方や、あるいは子育てを市民との協働により支えるという意味においても地域福祉計画を策定する必要があるのではないかと思いますけれども、見解をお知らせいただきたいと思います。

2点目、風連地区にはケアハウス50床がありますが、民間活力の導入などとあわせて名寄地域での整備についてもニーズも含めて考えがあればお伺いをいたしたいと思っております。

3点目、名寄市立大学は福祉学部と児童学科から構成され、児童福祉を含めてすべての福祉事業が関連する大学でございます。間もなく初の卒業生を社会に送り出し、大学として本当の完成を迎えることになるところでございます。また、名寄市には北海道薬用栽培植物研究所があり、これは北海道内で唯一の試験場で積雪寒冷地において適した薬草植物や地元で栽培される植物などを研究しており、名寄市が今後も先進的な福祉と健康のまちづくりを考えると、両者とも大きなシンクタンクとなり得るわけですが、これらと連携協力を図りながら市民の福祉と健康のまちづくりを進めるべきではないかと思っておりますけれども、見解をお知らせいただきたいと思います。

4点目、公営住宅の整備は住宅マスタープランにより計画的に進められ、北斗団地の建てかえとして南団地が完成をいたしました。家賃につきましては、入居当初は激減緩和により安く設定されますが、6年後には通常家賃となります。市民の皆様の間には、さまざまな所得の方がおられ、広い意味の生活福祉という観点から低所得者に配慮した住宅政策が必要ではないかと思っておりますけれども、考え方をお知らせいただきたいと思います。

5点目、名寄市内には幾つか障害者の皆さんが通所される施設がございますけれども、それぞれ社会参加や社会復帰のステップとしての働く場所を確保しながら活動をされております。名寄市としてもリサイクル施設や庁舎食堂あるいは名寄公

園の管理などを担っていただいておりますけれども、今後働く場所の提供について考えがあればお知らせをいただきたいと思います。

大項目の2点目になります。名寄市民の健康管理についてお伺いしたいと思います。名寄市は、健康都市宣言を行い、健康まつりやチャレンジデーなどで市民の健康づくりに努めております。また、平成20年には健康なよろ21を作成し、問題点とこれからの取り組みの方向性を示したところがございます。市民の健康は、市民一人一人が自分で守るということはもちろんですが、その情報提供や方策を行政として積極的に進めることが市民が豊かな人生を過ごすことに寄与するものと考え、次の質問をさせていただきたいと思います。

まず、1点目ですが、生活習慣病予防には自分の体調を知ることから始まるのではないかと思います。市民の特定健診の受診状況として、行政報告の中で平成20年度は目標を達成できたという報告がございましたけれども、今年度の現状とさらに今後どのような対応について考えがあるかについてお知らせをいただきたいと思います。

2点目、健康なよろ21では市民の健康状態や年齢別の課題と対応について掲載をされております。その中で、疾病割合の表がございまして、この中に糖尿病や血圧よりも総コレステロールに問題がある割合が多いというふうに掲載をされております。先日、名寄大学の道北地研のシンポジウムで「地域と大学」というテーマの中で東海大学の西村弘行副学長が講演をされまして、私もそれを聞かせていただきました。その中で、この西村副学長はタマネギの研究で国内でも権威の方でいらっしゃるというふうに伺っております。その中で、タマネギをスライスをして30分程度放置してから調理すると含硫アミノ酸と酵素が反応してトリルスフィドという成分が生まれ、これがLDLコレステロールに作用して血液をさらさらにす

るのだという説明を受けました。このように地元で栽培されて、そしていつも食卓に上る野菜を少しの工夫をかけることによって市民の健康管理に効果を生むのであれば、こういったことを市民に推奨してもよいのではないかと思いますけれども、考えをお知らせいただきたいと思います。

3点目、現在名寄市では高齢者が介護状態にならないために保健師や町内会の保健推進委員さんなどが協力をして元気会が行われております。元気会の活動状況と今後の推進について考え方をお知らせいただきたいと思います。また、現在介護予防にかかわる運動教室等をどのように行っておられるのか、またその指導をどのように行っておられるのか、現状と今後についての考えをお知らせいただきたいと思います。

4点目、健康なよろ21で60歳以上の課題として、雪のない季節では多くの市民がパークゴルフを楽しむが、冬期間の運動量が不足をすることを挙げておられます。ここで掲載されております中身としまして、市の対応としては地域では健康づくり推進団体による運動を普及すること、行政としては既存施設を有効利用し、冬でも安心して体を動かせる環境づくりの普及啓発をすることが望ましいと掲載されております。このことは、地域としても行政としても適切な分析だなというふうに思っていて、そこでこれをどのように実現できるのかなということを考えてみましたけれども、現在地域自治組織を小学校区単位で立ち上げようとしておりますけれども、その小学校の体育館を借りて自治組織の一つのメニューとして体力、筋力の維持を進めるという考えについていかがか、考えをお知らせをいただきたいと思います。

以上でこの場からの質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） おはようございます。東議員から大項目で2点のお尋ねがございました。私のほうから一括してお答えを申し上げます。

最初に、大項目の1点目、地域に根差した福祉事業の推進について、小項目1点目、地域福祉計画の策定についてお答え申し上げます。御質問の地域福祉計画は、平成12年に改正となった社会福祉法に新たに計画が規定された事項で、厚生労働省は平成14年及び平成19年に策定に当たったの考え方について明らかにしております。その内容は、計画策定に当たったの目的と地域福祉推進の理念が明文化されているものです。厚生労働省が公表している数値では、北海道の場合、策定を終えているのは18自治体で、札幌市、旭川市など市が14市、残りは2町2村が樹立しております。この地域福祉計画は、新名寄市総合計画における地域福祉分野の施策を具現化する計画で、個別計画である高齢者保健福祉計画や介護保険事業計画等を具体的に実施していく内容を構成、実施の具体的なスケジュール等を定めて地域福祉の全体的な推進を図っていくものです。策定には、市と社会福祉協議会、各種福祉関係団体、障害者の支援団体や施設運営者など広範多岐にわたっての意見調整、住民ニーズの集大成が計画になるものと認識しております。

次に、進め方としては、平成22年度において計画策定済みの自治体の事例を調査、研究を進め、社会福祉協議会等関係団体との協議を行い、策定市民委員会の構成やニーズ調査アンケートの検討など前段の作業を進めてまいりたいと考えております。その際の名寄市立大学の社会福祉学科との連携、学生の参画は貴重なツールになるものと考えておりますし、参加した学生にとっても経験が貴重な財産になるものと考えております。計画策定の考え方及び進め方について御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

次に、2点目、名寄地区ケアハウスについて申し上げます。軽費老人ホームの一種であるケアハウスは、家庭環境や住宅事情に恵まれない方など居宅での生活に不安のある60歳以上の高齢者の方、御夫婦の場合はどちらかが60歳以上で入所

していただく施設です。名寄地区には、風連地区に50人収容規模のフロンティアハウスが市の補助を受けて運営されております。比較的軽い介護を要する高齢者も受け入れており、約半数の方が要介護認定を受けておられます。入所待機者は32名となっている状況です。市では、生活に不安を持つ高齢者の方々に対してデイサービス、ヘルパーの派遣、ショートステイなどサービスを提供することで在宅での生活を継続できるように取り組んでいるところであり、施設整備の計画は新名寄市総合計画の後期計画に登載しております。待機者のいる現状と高齢化の進行とともに、施設の不足が懸念されているところであり、公設のみならず民間活力の導入も視野に施設整備に対応してまいりたいと考えております。

次に、小項目の3点目、福祉と健康のまちづくりに名寄市立大学と北海道薬用植物研究所との連携をというお尋ねがございました。名寄市立大学は、道北の公立大学として平成18年度から4大化を進めて、明春初めて卒業生を送り出す運びとなっております。保健福祉学部の卒業生は、看護師や管理栄養士、社会福祉士など社会の即戦力としての期待を集めているものと認識しております。一方、北海道薬用栽培試験場は、現在の名称は独立行政法人医療基盤研究所の薬用植物資源研究センターと組織の形態及び名前を変え、国内4カ所の研究部のうちの1施設であります。その薬用植物園には、春から初冬まで漢方薬草のいろんな花が咲き、研究以外にも目を楽しませてくれる施設であります。これまでも福祉事務所では、名寄市立大学の福祉学部の学生受け入れを行い、看護師を目指す方、社会福祉士を目指す方の実習生の指導に専門職員で対応してまいりました。また、福祉行政施策の学外の講師として依頼のあったときには講義を行うなど、積極的に関与しております。

議員は、この学級の2組織をコラボレートしてシンクタンク的な活用との質問でございますが、この組織のこれまでの、そして今後の方向性を考

えますと、昔から言われております医食同源としての通常漢方に由来する植物としての摂取とその効用や利用方法を栄養学的見地から評価するなどが考えられますが、研究分野での提携あるいは研究所で研究素材である植物の一般作物への応用など、健康推進の場に活用するのが最適ではないかと思うところです。さらに、連携も一定の道しるべを定める上から始まるものでございまして、まさに科学者、研究者同士の話し合いから始まるものと思っております。行政といたしましては、注意深くその行方を見守り、福祉や健康づくりへの方向性に合致するときには積極的なかわりと支援を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、小項目4点目、低所得者に配慮した公営住宅についてお答えいたします。公営住宅の住宅使用料を決定する入居収入基準については、平成8年の見直し以降10年以上見直されていなかったことから、世帯所得等の変化に伴い、公営住宅本来の趣旨でもある住宅に困窮する方や低所得の方が入居できない状況になっていたことがあります。これを是正し、公平性と的確に供給するために平成19年12月に入居収入基準の引き下げなどを内容とする公営住宅施行令等の改正が行われ、ことし4月1日から施行されているところであります。

なお、公営住宅法において特に低所得者に限定した入居基準は設けておらず、入居後における減免制度等の活用にて負担軽減を図っているところであります。被保護世帯による公営住宅の利用については、保護の措置状況になった時点で利用料については再設定となりますので、低所得世帯の入居収入基準が適用となり、また費用については住宅扶助費として措置がございまして。

次に、小項目5点目、施設に通所する人の働く場の提供についてお答えをいたします。本市の障害者の通所施設は、知的障害者が丘の上学園に、精神障害者が緑ヶ丘授産所に、知的障害及び身体

障害の方が陽だまりに障害に応じ通所、就労訓練を行っております。この3施設の主な就業場所といたしましては、丘の上学園では福祉センターの清掃業務及び市の委託業務である資源リサイクルセンターでの回収資源物の分別作業のほか、学園で食パン、菓子パンの製造販売等を行っております。緑ヶ丘授産所では、市の委託業務の名寄公園の管理業務のほか、除雪作業、ハチミツの販売、喫茶店等の授産所独自の業務をしております。また、陽だまりにおいては、市役所食堂オーロラや喫茶店、リサイクルショップ等での就労及び就労訓練をしており、障害者の日々の体調で業務の振り分けをして就労訓練を行っているとお聞きしております。市としては、現在複数の業務委託を実施している状況にありまして、新たに業務委託を行う計画は持っておりません。

なお、市役所食堂のオーロラは、先ほども申し上げましたとおり就労の訓練の場でもございますが、利用者が1日平均20人ほどでございます。議員各位には、議会開催の折に御利用いただき、積極的な支援をいただきますようお願い申し上げます。

次に、大項目2点目、名寄市民の健康管理についてとして小項目1点目、特定健診の受診状況と今後の対策についてお答えをいたします。平成20年度の特定健診の受診率については、行政報告でもお知らせしたとおり28.9%と当初の計画より3.2%の伸びを見たところです。今年度の特定健診の受診状況につきましては、国保連合会の10月末現在の状況管理の数値では受診者は948人となっており、受診率は14.8%でございます。11月の受診者の実績も通知されていないことや12月に実施予定のがん検診との組み合わせ検診や1月にも集団検診を行う予定であることから、実績数は今後さらに伸びるものと考えております。

2年目になる今年度の取り組みでは、検診スケジュールについて11月の特定健診は昨年より受診日を1日多くし、がん検診と並行して受診でき

る組み合わせ検診も1日ふやしております。12月にも同様に検診日に合わせたがん検診との組み合わせ検診を日程に組み入れることにより、日程に幅を持たせて受診者が受けやすい日程を設定しております。また、昨年の実施の状況からがん検診のみの申込者の方で特定健診の申し込みがなされていない方には勧奨する、昨年の受診者で特定健診の申し込みがない方には勧奨、名寄農村地区及び風連農村地区への未受診世帯への訪問を行いましたの受診の勧奨、40歳から45歳までの若い方への受診勧奨など広く市民周知を行ってまいりたいと考えております。今後行われる1月の検診等を含め、多くの方に受診をしていただけるよう努め、検診と保健指導が連動する市民の健康増進に寄与する生活習慣病の予防対策の推進を図ってまいります。

小項目2点目、生活習慣病の予防についてお答えをいたします。生活様式や食生活の変化に伴い、生活習慣病は年々増加しています。さらに、高齢社会を迎え、脳卒中や認知症から介護を必要とする人もふえ続けており、介護予防の視点からも生活習慣病予防対策が重要な課題となっております。現在当市における生活習慣病予防対策としては、平成20年度からスタートしたメタボリックシンドローム予防を目的に特定健診を実施し、さらに各地域の中で健康教室、健康相談など生活習慣病予防に重点を置いた事業の展開を進めてきております。特に特定健診については、35歳以上の国保加入者を対象に実施し、その健診結果をもとに結果説明会や健診事後健康教室などを行い、必要に応じきめ細かな保健指導を行ってきています。その中では、主に健診データの見方や食生活や運動を重点に生活習慣の見直しや改善など個別性を踏まえた継続支援に取り組んできています。しかし、生活習慣病は早期の段階ではほとんど自覚症状がなく、特に食生活改善に向けては長年の間になれ親しんできた嗜好や価値観など多様化し、課題も多い状況にあります。御提言をいただきまし

たタマネギの効果や有効活用につきましては、身近な食品であることから健康教室等においてはその効果や適量を伝えていくなど、今後も研究を重ね、健康的な食生活を目指し、生活習慣病予防の推進を図っていきたいと考えております。

次に、小項目3点目、元気会など介護予防の状況と今後の対策についてお答えをいたします。この元気会活動は、高齢者の介護予防を含めた平成15年に道のモデル事業として高齢者の健康維持と介護予防の推進を目的に市内の複数町内会において実施いたしました。現在も自主的に継続をしてこの活動を行っている町内会もございますが、市では平成17年度介護保険制度の改正に伴い、高齢者の健康づくりを含めた介護予防事業は一般高齢者施策、特定高齢者施策として実施しております。21年度は、特定高齢者に対しては自立支援、デイサービス事業所、介護保険サービス事業において運動機能向上プログラム等を通所型で実施しており、36の方が利用しております。一般高齢者に対しましては、老人クラブ、町内会などで介護予防啓発事業として健康教室、健康相談等の取り組みの中で運動指導や園芸、呼吸器運動など介護予防に向けた教室を60回程度予定しております。また、地域での介護予防を広げるため、一般市民に呼びかけて19年度から介護予防サポーター養成講座を開催し、運動指導のできるサポーターの養成をしており、サポーターが自主的に運動指導等を始めている地域も出てきております。介護予防事業は、健康寿命を延ばす観点から高齢者の健康づくり、社会参加への促進、地域づくりと関連づけて進めていく事業と考えており、高齢者自身の介護予防への理解、意識の向上や高齢者を取り巻く地域住民の理解、協力など一般高齢者施策を入り口として進めているところでございます。

最後に、4点目、冬期の健康対策として既存の施設活用も含めてのお尋ねがございました。壮年期以降の健康対策といたしまして、平成15年度

よりおおむね60歳以上の市民を対象に名寄市総合福祉センターにおいて毎週1回、年間延べ45回程度、1回当たりの利用時間は平均3時間程度とし、指導員を配置して健康体操、フォークダンス等を行っております。平成20年度の平均利用者数は57人、また延べ利用者数は2,551人となっております。年間を通じて健康づくり対策として市民に大変喜ばれております。

以上、私からこの場からの答弁といたします。

○議長（小野寺一知議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） それぞれ答弁をいただきました。まず、順序どおりに再質問をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、一番最初にお伺いをいたしました地域福祉計画、平成12年の法の改正に伴って地域での福祉活動の充実を図っていこうよという、こういう趣旨にのってこういった活動の計画を自治体において立てること、これは義務づけではなくて求められているということだろうなというふうに思うのですが、これからの社会、本当にこういうことが必要だなというふうに思っております、その中で御答弁をいただきました。来年度から前段作業を始めていきたいというふうな答弁をいただきましたことは、本当によかったなというふうに思っておりますし、ぜひこのように進めていただきたいというふうに願っているものであります。

私もこういったこと、いろんな本を読んだりですとか専門の方にちょっとお話を伺ったりとかして、にわか勉強なのですけれども、少し調べてきたのですけれども、こういったことを策定するに当たっては、やはり一番はその地域の皆さんがどういうニーズがあるのかという、そこを掘り起こすということがまず大切であって、それをなくしてはこの計画というのは絵にかいたもちにややもするとなりかねないぞというようなことをいろいろな本にも書いておりますし、専門家の方もおっし

やっておられます。御答弁がありましたけれども、住民のニーズをしっかりと把握するということ、あるいは社協と協力する、あるいは各種団体と協議をしながら進めていくというふうな答弁をいただきました。まさにそのとおりだなというふうに思うのですが、もう少し詳しく、例えば市民の皆さんのニーズの発掘という観点から今思い描いているイメージですとか、そういうのがありましたらお知らせをいただきたいと思ひます。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） まず、国が発表しておりますいわゆる改正の事項の中で、地域福祉の推進の計画を立てる基本目標ということで議員もおっしゃりましているように住民ニーズの把握ということでございます。

それで、流れを見ると本当に設定の流れがございまして、当然各市、計画樹立市の内容を見ますと相当なボリュームがあるということで、これは先に前段作業が相当なボリュームになるなという部分もございまして、そういうような答弁の内容になっているところでございまして、目標の設定ということは当然必要ということで、その中でニーズ、いわゆる市民ニーズ、住民ニーズ、そのほかに今現状のサービスの点検とか、いわゆる行政としてどの程度の目標量でサービスを提供しているのかというような部分、それから達成のための戦略ということで相談体制の整備等が出てくるのかと思ひます。そして、最終的にはそのサービスが一方的な部分でなく、やはり相互理解の部分という部分と受ける方の権利擁護も含めたような内容になっているのかなというふうに押さえているところでございます。

そして、さらにそれを実行していくという部分になりますと、地域社会でございまして、そういう大都市に見られるような、そういう民間の事業者等がそう多彩にあるわけではありませんけれども、社会福祉を目的とする事業の推進や健全な発達推進のためにどのような部分で事業を行って

いけるか、そういう部分を考えていく中で福祉、保健、医療、いわゆる生活関連分野との連携の方策も必要かというようなことでございます。

それから、さらに行動が薄っぺらなものにならないように最初から策定の中に地域住民、ボランティア、NPOの活動の支援を通じる中で積極的な参画を望んでいくというような部分を前段の中でまず最初は22年度1年をベースとしますと、10月ぐらいまでをめどにこういうような部分の情報収集とか基本方策の方法を定めていく中で十分な議論、協議をし、また議会にもそういう内容を逐次報告をしながら方向性を定めていくのがベストかなというふうに今現在では考えているところでございます。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） わかりました。ぜひそのような形の中で、しっかりと住民ニーズをくみ上げた中の計画策定ということになるように望んでいるところでございます。

冒頭の答弁をいただいた中でもこの策定づくりの中に社協も当然加わって策定をするというふうに答弁をいただいております。やはり実行をする段階になりますと、直接かかわっていくのは名寄市も当然ありますけれども、社協の皆さんが直接市民の方々と触れ合って作業を進めていくということになるかと思っておりますので、ここら辺も大変重要になってくるのかなというふうに思っております。名寄市の社協の中には社会福祉士の資格を持っている方も実はおられるということで、これは一般的なことなのかなと思っていたのですがけれども、実はよそのまちでは余りこういう例がないというのです。働いてから独学というか、勉強をして資格を取っておられるというのは、よそのまちでは余りない。名寄の社協というのは、なかなかレベルの高い社協なのだよというお話を伺ったこともあります。

そこで、地域福祉計画と連動いたしまして社協

の中では地域福祉活動計画というのが策定をされていくという、そういった手順になっていくのかなというふうにも思いますけれども、そこら辺の考え方について、あるいは社協との協議の経過などがありましたらお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 今議員のほうから御指摘ございました社協との連動の中で出てくる地域活動福祉計画という部分につきましては、ちょっとまだ具体的な部分での内容は承知していない関係がございまして、私どものほうも今現在次世代の関係もございまして、これからじっくり情報を収集する中で積み上げていくと同時に、社協とも当然十分な協議をしていきたいというふうに考えております。ただ、やはり社会福祉士という部分につきましては議員御指摘のとおり社協にもおられますし、名寄市の福祉事務所のほうにも3名ですか、おりますので、そういった部分で実習等のかかわり等については、そういうような部分で社会福祉士の力というのが大変大きく、また現場の対応力も大変高くて有効な職員としての登用をしているところでございまして、そういう専門職をベースにしてこういう計画の実現に邁進してまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） 今後実際の実施団体となられるであろう社協とよく話を詰めていただく中で作業を進めていただきたいなというふうに思っております。

先ほど10月ぐらいまでに前段作業を進めたいというふうな答弁をいただきました。やはりこれを進めるに当たっては、市民の皆さんの意見の聴取ですとか、そういったことがやっぱり相当の手間がかかったりだとかになって、スケジュールどおりにいかどうかもこれはやっぱり定かではない部分はあるかなというふうに思いますけれども、

全体的な流れの中で策定がいつぐらいまでに終わらせたいなというふうな考えがありましたら、スケジュールも含めてお伺いをしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） とりあえず、ことしの部分につきましては先ほど申しました10月ぐらいまでに地ならしの部分を済ませまして、それからあとそれをベースにいわゆる策定市民委員会ですとか住民ニーズを図るアンケートとかというものをどのような形でくみ上げていくか内部協議、そういう場合につきましては社協とも当然協議になりますし、大学とも協議していかなければならぬのかとは思っておりますけれども、そういうような方向性を踏まえて、この場では23年度の中ぐらいにはつくれるのかなぐらいの感覚ですけれども、内容次第によってはさらにボリュームも膨れるのかなということで、富良野市あたりの事例を見ますと総数で約五十数ページというような相当膨大な内容でございますので、そういったことから理論的な構築から内容の執筆までと考えると、行政の内部だけではとてもこなし切れない部分と、あとやっぱり市民の英知を結集しなければできないものというふうに考えておりますので、時間的な部分は本当に大まかではございますけれども、そういうような考え方で進めていくというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） 理解をさせていただきたいと思います。23年度中をおおむねめどとして進めていくということで理解をさせていただきたいと思います。これは、本当に慎重に作業を進めて、決して急いで早くできたからいいということではないかもしれません。半年おくれたからだめということではない。要は中身のしっかりしたものにつくり上げていただきたいというふうに思っておりますので、ぜひこの地域福祉計画、いいものをつくっていただきたいというふうに思っ

ておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

次、質問を変えたいと思います。介護予防についてお伺いをしたいというふうに思います。答弁をいただいた中でもこれはとってもいいなと思ったのは、平成19年にサポーター養成講座ができて、そのサポーターの皆さんが自主的に運動教室などを運営されているということは大変いいことだなというふうに思います。さらに、総合福祉センターの中でも年45回、健康体操やフォークダンス、全部で約2,500名の方が参加されていると。大変いいことだなというふうに思っております。ぜひこういうことをさらに進めていただきたいというのが1つの趣旨でありましたので、そういった観点から再質問をさせていただきたいというふうに思います。

やはり運動をするという、体操をするという目的の一つには、やっぱり介護予防をして介護の状態にならないということが目的の一つかなというふうに思っております。その介護になる要因として、転倒ということが1つ挙げられると思うのですけれども、転倒防止と筋肉という研究をされた方がいらっしゃるしまして、歩行などの有酸素運動というのはやはり当然体にいいということで、血のめぐりがよくなって脳卒中などにもいい影響があるというふうに言われておりますけれども、事転倒防止ということに関するトレーニングを考えると歩行だけでは賄い切れない筋力の部分があるという研究発表があるというふうに聞いております。それ用のトレーニングが必要だという研究発表が実はあるわけです。こういうふうなことを進めていくと、80歳代や90歳代の高齢者でも筋力の量が増加をしていくという研究発表があるようであります。また、自治体や企業などに向けて高齢者の転倒防止のための筋力トレーニングの指導員の養成の講座があったりですとか、そういったプログラムがあったりですとか、そういうようなものもあるようですので、具体的に転倒防止を

少し視野に入れた指導できるそういうボランティアの方でも結構ですし、職員の方でも結構です。こういったことを養成をしていくべきではないのかなというふうに思っております。特にそういう部分に注目をした中で養成をしていってはいかがかなというふうに思いますけれども、その件に関して考えをお知らせいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知識員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 今転倒防止という部分をベースにいろんな健康保持、脳卒中、介護に至らぬ元気の維持といいますか、健康の維持というふうな部分でボランティアを養成をしていったらどうかということをございますけれども、19年度からやっております介護予防サポーター養成講座ということでやっておりますので、その部分の中でさらにサポーターが自主的な部分でやっているところをございますけれども、そういうところに情報等を提供して連携をする中でこの内容がサポーターになじむようであれば、さらにこういう部分についても取り組みを検討するような形でちょっと研究してみたいと思います。

○議長（小野寺一知識員） 東議員。

○23番（東 千春議員） 研究していただきたいと思えます。と申しますのは、私は今回この質問をするのには1つの実はねらいがありまして…2つあるのですけれども、その中の1つは寝たきりの高齢者をつくりたくないということなのです。これを住民の皆さんと行政とが一緒になってやっていきたいと、これが私の今回の1つのねらいであったのです。

と申しますのは、日本人の中の寝たきりになる方の要因を調べてみますと、1位が脳卒中だそうです。2位と3位が転倒と認知症だそうです。ですから、こういったことに対して少しでも具体的に行政として何らかの策を講じて、市民の皆様の当然健康管理は幾ら名寄市がお金をかけたってかなうわけではありませんけれども、市民の皆さん一人一人がやっていただかなくてはいけないので

すけれども、それに向けた行政の施策というのが私は必要だなというふうに考えて今回の全体の質問をさせていただいたところであります。

今まで申し上げましたように、タマネギを食べたら脳卒中が全然なくなるのだと私は思っておりません。これは1つの例で、そういったことをやっぱり一つ一つ進めていって、総合的にどこにたどり着きたいのかということをしかりと定めて、そして説明をしていくということが私は大切だなというふうに思っております。ですから、例えば内臓の部分と筋肉と両方をしかりと整えて、介護予防を進めて介護の状態にならないという。

例えば認知症と言われることに関して、ちょっとこれもあるのですけれども、先ほど申し上げましたタマネギ、これも同じ30分置いて調理をした場合に記憶障害、老化による記憶障害による影響があるという研究発表もあるようでございます。ということは、血液がさらさらになったら脳卒中が少しは予防できるのかなと。記憶障害が改善されるのであれば、少しは認知症が予防できるのかあるのかなと、あるいは転倒を予防できればそういったことにならない。やっぱり一つ一つ目標を持って私はやっていくべきだと。それを先ほどボランティアの方にお任せをしたいというふうなニュアンスの発言だったかなと思えますけれども、私はこら辺の目標設定をしかりと行政が持って、ボランティアの皆さんに理解をしていただくですとか、あるいは職員の中でしかりとそういったことをマスターしていただくですとか、私はこれからそういう取り組みがあつていいのかなというふうに思えますけれども、そのことに関して再度答弁をいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知識員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 先ほどボランティアに任せていきたいというような部分でとられたというお話もございましたけれども、いわゆる脳卒中あるいは転倒による寝たきり、今は寝かせきりとも言うのですけれども、そういうようなこ

とにならないという趣旨の中で東議員は実践をしてほしいという要望があったかというふうに認識しております。

確かにそういう部分を申しますと、高齢者にターゲットを絞らず、むしろ逆に言うと先ほどの特定健診のところでもございますけれども、40歳の中高年の入り口のところからいかに健康管理をしていって健康を保持していくかというのがベースになって、それがうまくできたときには穏やかな熟年を迎え、穏やかな高齢につながっていくのかなという。そのときに当然40歳代でそういう健康保持をされている方は、いろいろ運動の習慣もあるでしょうし、そういう流れということにつながっているかなと思います。

ただ、いわゆるサポーターというのは、どちらかといえばもう高齢者になってから、ちょっとでも運動はしたほうがいいよねというような部分での習慣づけ、動機づけの部分に絡んできますので、そういう意味からすると逆に言うともう少し保健、健康なよろ21とか、そういうような部分での全体的な40歳代からの目標を設定して穏やかな、緩やかな連続の中で健康づくりを考えていくというような部分で、その部分にさらに補強、肉づけになるような例えばタマネギの問題ですとか、それから転倒しないための特に部分強化的な運動を、ウォーキングではない運動もというような御指摘かなということでございますので、議員御指摘の部分につきまして十分内容をさらに今後の計画の中に反映できるように研究を深めてまいりたいと思いますので、御了解をお願いいたします。

○議長（小野寺一知識員） 東議員。

○23番（東 千春議員） よろしくお願ひしたいと思ひます。私もそのとおりでと思ひまして、本当に後期高齢になってから、さあ、いきなり運動をしましょうというのなかなか結構厳しいのかなというふうに思ひておひります。40代からの運動が望ましいと。本当にそのとおりでと思ひておひります。

健康なよろ21の中で書かれておひりますのは、成人病がふえてくるのが50歳代でぽこっとふえるのです。ちょこっとふえて60歳代で倍増するのです。70歳代で倍増よりもっと多くなってくるのです。ですから、やっぱり本当は50歳代のあたりからしっかりと、できれば40歳代のあたりから、現実的に本当にそうだと思ひます。

先ほど冬の間の運動がなかなかできないということもありました。これは、介護予防とはひよっとすると連動、実際は連動するのですけれども、制度上連動しないかもしれないです。だけれども、名寄市民全体の健康ということをおひらるときに、そういうことではなくして、やっぱり最終的にはそうなのです、介護状態にならないようにするために。だけれども、やっぱり50代のうちからいろんなことをやっていかななくてはいけないというのは、少し考え方の幅を広げてもいいのかなというふうには思ひておひりますので、これから私もちょっと勉強してみたい、さらに勉強してみたいと思ひますけれども、今後ぜひその方向に向けて頑張りていきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。今回それがねらいの一つでした。

もう一つのねらいはとておひりますと、風連と合併をして3年何カ月たつと。そういう中で、協働のまちづくりというのが1つのキーワードだったかなというふうには思ひておひります。新市建設計画の中でも協働のまちづくりというのは、1つのキーワードとして位置づけされておひりましたし、新市総合計画の中でも冒頭1ページをめぐって島市長のコメントの中にも協働のまちづくりというのが位置づけられておひります。そこをやはり初日、日根野議員の質問にもありましたがけれども、やっぱりそういうことを意識していくのも必要かなというふうにも思ひておひります。そういうことをいかに、これも具現化をしていくには何が必要かなということをおひらして、そして小学校の体育館を利用をして住民と協働して冬場の体を鍛えよう

であるとか、そういうことを実は考えたわけでありまして、介護予防にしたって私はそうだと思うのです。行政が幾ら言っても市民の皆さんが参加をしてくれないのであれば、最終的な目標達成はこれはできないわけです。こういうことが私は協働の一つの形であってもいいのかなというふうに思っております、やはり掲げた目標はおろさないでいつまでもしっかりと、そして市民の皆さんと本当にそうだなと思える協働のまちというのをつくっていただくためには、冒頭申し上げましたようにこの地域福祉計画というのがやっぱり当然これは必要なことだというふうに思っておりますし、総合的に見てこれは全体的に市民との協働のまちづくりという観点からちょっと全体の構想をつくってみたのですけれども、島市長、このことに関しまして、島市長も意識をされて風連町との合併から協働のまちづくり、そういったことを意識をされた中で進められてこられたことがたくさんありましたけれども、今後やはりさらにこういったことを進めていくべきだなというふうに思っておりますけれども、協働のまちづくりということに関しまして、ちょっと考えを最後にお伺いをして終わりたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 東議員からは、地域福祉の重要性も含めて、健康づくりの幅広い御意見を拝聴しておりました。最後にということで、協働のまちづくりということであります。

地域福祉の問題もまさに住民との協働のまちづくりであろうと、こんなふうに思っております。ことしの8月に第15回の地域福祉実践セミナーというのが名寄市で御案内のように開催されました。大会を仕切っていただきました日本福祉大学の橋本学長からは、この地方都市でしっかりやっていると、頑張っているという総評をいただいたわけでございます。これは、社会福祉協議会と名寄市の大学がしっかりと、まだ歴史は短いですが、提携をして地域福祉に実践の部分でも入

っていると、こういう評価をいただいたものと私もうれしく思っております。

福祉計画の策定は、既に個別の計画を持っているわけですから、それらを全体のトータルとして地域の住民の皆さんの協力をいただいた福祉の実践をどのように体系化していくかと、これが計画づくりだというふうに思っております。担当の福祉の事務所長から答弁ありましたように、十分な市民ニーズをくみ上げて計画づくりにしっかりと取り組んでまいりたいと、このようにも思っているところでございます。

また、健康づくりに関しましては、名寄市の保健センターを建設した昭和63年からチャレンジデーあるいは健康まつりということで、行政が旗を振っていろいろな取り組みをしてまいりました。合併をいたしましてから風連地区の皆さんにもチャレンジデーに参加をいただいて、健康づくりの大きなきっかけづくりのイベントとして定着しております。これらは、まさに協働のまちづくりと指摘のとおり取り組みをしているわけでございます。公共施設を冬期間開放して健康づくりというのは、学校開放事業でもう既に教育委員会でそれぞれ学校との利用者会議等をうまく組み合わせやっておりますけれども、また一方民間の歩くスキー協会、これはもう12月20日が第1回目でございますけれども、毎週日曜日、健康の森ですとか、あるいは郊外の適地でやっております。私も会員として25年ぐらいおつき合いをさせていただいておりますが、議員の皆さんも日曜日の10時から1時間程度、5キロ、10キロとぜひ汗を流していただくことで健康づくりにつながるのではないかと、このようなことを申し上げて答弁にさせていただきます。

○23番（東 千春議員） 終わります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で東千春議員の質問を終わります。

平成22年度予算編成と行財政改革の状況は外2件を、木戸口真議員。

○12番（木戸口 真議員） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、私から今定例会に3件の質問を島市長にいたしたいと思っております。

まず、1点目に平成22年度予算編成と行政改革の状況について。平成21年度名寄市予算は、一般会計で約200億円と合併後最大の規模となりました。普通建設債は、大型事業と土地等の購入などから35億5,000万円と大型となりました。昨年から見ると基金は減額したが、4億3,000万円の基金繰り入れに依存したところであります。国はデフレ対策、急激な円高と景気の2番底の懸念が高まっているため、2009年度第2次補正を行う予定だが、現時点での執行状況と年度末の決算見直しをお聞きいたします。

次に、国の政権交代による転換により地方の予算編成に大きく影響があると思われませんが、平成22年度名寄市の予算方針について伺います。来年度は市長の改選を控え、骨格予算となると考えますが、予算編成に当たっての考え方と規模。総合計画前期との整合性は。また、普通建設事業の規模は。基金の活用をどのように考えておられるかをお聞かせ願います。

次に、平成19年度2月に新名寄市行政改革推進計画を23年までの計画目標を立て取り組んでおります。先般、行財政改革推進実施本部の会議が開催され、組織・機構検討部会、事業等見直し部会が開催され、検討がなされたようだが、平成22年度の行政改革の主立ったものをお知らせください。また、今後の考え方もお聞かせ願います。

2点目に、市民の意見を反映しての協働のまちづくりを進めるため、名寄地区6会場、風連地区4会場で行われたまちづくり懇談会での開催状況は、今回のまち懇で自治基本条例（仮称）の制定に向けてをメインテーマに市民の皆さんとの意見交換がなされましたが、意見、考え方がどれくらいあったのかをお聞かせ願います。

次に、まち懇の主立った意見があればお聞かせ

願います。また、懇談会を終えての感想と意見に対する対応はどのように進められたのかをお聞かせ願います。

3点目に、市長は今定例会の行政報告の中で市民との情報共有を掲げ、名寄市行政ポータルサイトが10月5日から新しくなり、一定の知りたい情報をより早く簡単に探せるようになったことなどを報告しました。日々に進化する情報通信の名寄市情報通信網の整備状況と今後の見通しは。平成21年第3回定例会補正でブロードバンド未整備地区解消事業の状況は。中川町で町内全域に光ファイバーによる情報通信網整備の事業準備を進めているが、地域情報通信基盤整備推進交付金、ICTについての考えと近隣町村の状況はどのようなかをお聞かせ願います。

次に、2011年7月の地上デジタルテレビ放送完全移行に向け、市施設に起因する電波障害に対する調査対応策が行政報告で示されました。市内での難視聴地域があるのか。難視聴対策と低所得者世帯、独居世帯、高齢者世帯のデジタル放送への切りかえ等の周知をどのように進めるかをお聞かせ願います。

壇上からは以上とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） ただいま木戸口議員から大きな項目で3つの質問をいただきました。すべて私から答弁させていただきます。

まず、大きな項目1つ目の平成22年度予算編成と行財政改革の状況はについてお答えします。

（1）の平成21年度会計決算の推計状況はについてお答えします。平成21年度の当初予算は199億8,000万円でしたが、国の1次補正による地域活性化・経済危機対策臨時交付金や名寄市独自の補正予算などを加えますと本定例会開会後の予算総額は216億円となっています。お尋ねの執行状況については、11月30日現在、平成20年度からの繰越明許分を含めた予算総額は222億3,000万円、歳入で執行が123億4,0

00万円、歳出で111億2,000万円となっております。歳入は55%、歳出は50%の執行率となっております。決算見込みにつきましては、あくまで概算になりますが、翌年度への繰り越すべき一般財源を除いた実質収支では、過去の経験から財政調整基金に一部依存しながら1億円から1億5,000万円程度の黒字になるものと考えております。

次に、平成22年度予算編成方針の考え方について申し上げます。平成22年度の予算は、11月2日付で市長訓令とそれに基づく事務連絡を通知し、各課で編成作業を行い、12月3日に締め切ったところであります。予算編成の訓令、事務連絡では、政権交代により現行制度が大きく変わろうとしている中で国の動向を注視し、より一層の情報収集に努めながらも不透明な部分が多いので、現行制度を基本とした予算編成とすること、市民と行政との協働のまちづくりを進めるために多くの市民の意見を集約し予算に反映させること、平成22年度から2年間で5億4,000万円の収支不足が見込まれることから行財政改革の着実な推進、経常経費を中心とした一定のシーリング、消耗品の共通管理と対前年度比5%減、繰越金の多い団体の運営補助金の見直しなどを指示いたしました。12月3日に各課からの要求を締め切り、要求額を積み上げた結果、一般会計では歳入で183億6,000万円、歳出では190億7,000万円となり、収支の差額は7億1,000万円となっております。お尋ねの想定する予算規模は、今後査定の中で骨格予算に計上するもの、肉づけ予算として6月定例会に提案するものなどに区分し、予算規模を固めていくこととなりますので、現段階では明確に申し上げられませんが、当初の骨格予算の総額は180億円から185億円程度と想定をしています。

次に、総合計画との関連では、ローリング調整後の実施計画に記載している事業については、継続分はできるだけ盛り込みたいと考えております

が、新規事業につきましては肉づけ予算として6月定例会に提案する予定でありますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、普通建設事業の規模については、予算要求額のうち普通建設事業に相当すると思われるものは概算で20億円と見込まれます。今後査定の中で事業費の減、肉づけ予算への振り分けがありますので、当初予算の普通建設事業は概算で18から19億円程度になるものと思われま

す。次に、基金の活用についての考え方について申し上げます。毎年予算編成の際に収支の不足が生じることから、財政調整基金など財源調整的な基金を繰り入れをしまして予算編成をしています。平成20年度の当初予算ではおよそ6億円を、また21年度予算では3億円を取り崩しいたしました。平成22年度予算は、今後査定の中で事業費の精査を行いますので、現段階で繰入額を算出することは困難ですが、骨格予算であることを考えますと当初予算段階では1億円から2億円程度必要なものと考えております。

次に、平成22年度行財政改革の主なものについてお答えをいたします。平成19年2月に新名寄市行財政改革推進計画を策定し、簡素で効率的な行政運営、健全な財政運営、市民と協働の行政運営の3つの基本方針に基づき、具体的に72の推進項目を掲げて行財政改革に取り組むこととし、昨年スピード感を持って行財政改革に取り組むため、市長を本部長とする名寄市行財政改革推進実施本部を立ち上げ3部会を設置し、組織のスリム化、使用料、手数料及び負担金、補助金の見直し、公共施設のあり方などを検討してまいりました。

本年度におきましては、さきの大石議員の質問に回答させていただきましたが、補助金、負担金の見直しが一定程度終了したこと、公共施設のあり方についても一定の方向性を示したことから、組織・機構検討部会と事業等見直し検討部会の2部会制とし、組織・機構検討部会では昨年引き

続き簡素で効率的な行政運営の推進のため、組織のスリム化等を進めながら市民のニーズに対応できる組織づくりを目指し、部、課、係の再編成を行うことにより平成21年4月から26年4月まで73人の職員の削減を見込むこととしております。

事業等見直し部会では、昨年度公共施設のあり方検討部会において廃止検討施設となりました生きがいホビーセンター及び望湖台センターハウスの2つの施設について、再度所管課のヒアリングを行った結果、課題調整に時間が必要と判断するところであります。

使用料、手数料の見直しに関しましては、昨年度の部会から継続となっていました諸証明手数料、農産物簡易加工処理施設利用料金の改正につきましては、今議会で議決をいただいたところでございます。社会体育施設、社会教育施設、さらにはコミュニティ施設について旧名寄地区、旧風連地区では同様施設でも料金設定の基準が異なることにより料金体系に格差を生じております。今回全47施設の調査を行い、新市としての一定の基準を策定し、料金の一元化を検討することとし、また無料施設においても有料化の実施に向け検討することといたしました。今後におきましては、生きがいホビーセンター及び望湖台センターハウスについて施設利用者との調整を含め、さらなる協議が必要と考えております。また、使用料、手数料見直しにおきましては無料施設の有料化、社会教育、体育施設及びコミュニティ施設等における名寄地区、風連地区の料金の一元化の差等について、特例区が終了する平成22年度末までに一定の方針を示し、関係団体及び住民の皆様方の理解と御協力を賜るものと考えております。

大きな項目の2つ目のまちづくり懇談会の開催状況についてお答えします。まちづくり懇談会は、まちづくりや地域の課題について、市民の皆さんと直接意見交換を行い、住みよいまちづくりに反映することを目的として町内会連合会並びに行政

区長会と連携して毎年11月ごろに開催をしているところであります。今年度につきましても11月4日から12月7日まで、名寄東小学校区域を皮切りに名寄地区6カ所、風連地区4カ所、合計10回にわたり名寄地区では156名、風連地区では60名、合計216名の市民の方の参加をいただき開催をいたしました。

次に、まちづくり懇談会における自治基本条例（仮称）に対する意見、考えはどのくらいあったかについてお答えをしたいと思います。自治基本条例（仮称）の素案につきましては、9月号の広報なよろとあわせて全戸配布をし、その内容についてお知らせしたところですが、まちづくり懇談会でも名寄市の市政課題として「自治基本条例（仮称）制定に向けて」をテーマに意見交換をさせていただきました。限られた時間もありまして、要点についての説明となりましたが、意見交換の場で7名の方々から御意見をいただきました。1つ、3名の方からは自治基本条例で町内会への加入の義務づけの考え方について、2つ目で2名の方から市民の責務での相応の負担の意味について、3つ目として基本条例制定の市民PRについて、4つ目として制定において国からの指示があったのかなかったのかについて、大きく4つの点でございました。

自治基本条例制定がごみ収集手数料の有料化のように直接市民生活に影響を及ぼさないこともありまして、意見が出づらいこともあったかと思うところであります。市民と市が連携協力をしてまちづくりを行うための基本ルールを定める、その条例の精神については参加された市民の皆さんには御理解が得られたものと考えているところであります。今後もあらゆる機会を通じまして、自治基本条例制定の意義について周知をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、まちづくり懇談会での主な意見についてお答えをします。今回市政の取り組みとして、新

型インフルエンザの対応、命のカプセル配付、ドメスティック・バイオレンスの相談窓口、CO₂の削減、JR 駅横整備、名寄市の台所事情などのお知らせ等を含めて意見交換を行いました。1人で何項目かにわたっての意見、質問もありましたが、開催地区において平均6から7項目ぐらいの意見交換を行いました。全体としては、インフルエンザワクチンの対応、接種の対応、駅横開発の経過と計画については多くの地区で意見が出されたところでもあります。

また、地域の課題としては道路、排水、除雪関係のほか、地域の実情に沿った事項についての要望があり、担当部長のほうから対応について説明し、一部には現場の確認や持ち帰っての検討事項がありましたが、多くは御理解をいただけたものと思っております。また、あらかじめ文書で出された事項につきましては、建設水道部で26件、主な意見、要望といたしましては道路関係9件、河川、排水整備で7件、公園関係4件、除排雪3件であり、生活福祉部では6件、主なものとしましては交通安全関係4件でございました。ほかに総務部9件、経済部3件、教育部1件、消防1件、合わせて46件あり、これらについては当日配付した資料に添付した文書で回答したところでもあります。

次に、まちづくり懇談会を終えての感想と意見に対する対応についてお答えします。まちづくり懇談会は、町内会連合会、行政区長会と連携をして、市政に関する身近な意見交換の場として市長を初め副市長、各部長と直接対話をし、地域で抱えている課題やまちづくりに関する提案など、今後の市政に生かす場であると考えています。地域の要望などにつきましては、今日的な財政状況からなかなかできないところもありますが、直接対話によって住民と市とが共通認識を持ち、知恵を出していけるのではないかと思うところです。今後まちづくりに関する情報を積極的に発信し、市民の皆さんと市が同じ立場で話し合い、住みよい

まちづくりを目指していきたいと考えております。

なお、今回のまちづくり懇談会では、市としてはなかなか取り組むことの難しかったインフルエンザの接種に対する支援につきまして、お子さんを多く抱える親の負担を軽減してほしいという御意見が多数ありまして、それに基づきまして11月30日の補正予算では400万円強のお金を補正予算として計上させていただきましたので、これもあわせて御報告したいと思います。

また、今回のまちづくり懇談会当日の意見や要望、そして回答については、名寄地区では1月に開催される町内会長交流研修会で、風連地区では行政区長会に文書で報告をし、会長さん、区長さんを通じて地域の皆さんにお知らせをしていきたいと考えております。

大きな項目3つ目の市民への情報通信対策についてお答えをします。社会のICT化、これは情報通信技術の利用が進展する中で高速、大容量の通信、いわゆるブロードバンド通信の整備が重要とされ、国、地方、通信事業者等により情報格差、いわゆるデジタルディバイドのないブロードバンド通信環境の整備が進められているところであります。ブロードバンドによるインターネット接続サービスを受けられる情報通信としては、既存電話メタル回線を利用したADSL通信サービス、無線及び通信衛星を利用した無線通信サービス、携帯電話帯域電波を利用した無線通信サービス、光ファイバーケーブル施設による光通信サービスなどがあります。

現在名寄市の地域住民がブロードバンドサービスを受けられる情報通信の手段としては、電話交換基地局から約3キロメートルを範囲としたADSL通信サービスが中心となり、それ以外の地区につきましては携帯電話通信事業者によるデータ通信サービスの利用が可能となっています。また、ブロードバンド回線として最も理想とされる光通信サービスにつきましては、名寄地区では既存のADSL通信サービスに加え、平成18年8月に

民間電気通信事業者による光通信サービスを誘致しようとする有志の方々でBフレッツ誘致の会が結成され、その誘致活動により市役所名寄庁舎がある南1丁目を境に南側地域が光通信サービス提供が受けられる状況となっています。残された北側地域につきましては、早期のサービス提供が開始されるよう、現在Bフレッツ誘致の会が積極的に誘致活動を行っており、近いうちにサービスの提供が開始されるものと期待しているところであります。

一方、これらのサービスのいずれにおいても受けられない、またはサービス提供範囲内であっても提供基地から距離的に遠く実行速度の期待できない地域につきましては、地理的、距離的条件を必要としない通信衛星を利用したブロードバンド回線サービスの提供が受けられるよう必要な設備機器を対象に一部助成を行うブロードバンド未整備地区解消事業を名寄市としても実施をしております。この事業の実施により名寄市全地域がブロードバンドサービスエリアとして一定の環境が整うものと考えております。今後につきましては、名寄市総合計画に基づき名寄市全域を高速で均一なブロードバンドサービスが受けられるよう、光通信サービスの提供が困難な地域を対象として民間電気通信事業者と連携をしながら後期計画の中での検討、整備を進めてまいりたいと考えております。

ブロードバンド未整備地区解消事業につきましては、名寄市地域内において地理的条件などにより電気通信事業者によるブロードバンドサービスを受けることのできない世帯を対象に、通信衛星を利用しましたインターネットサービスを導入する場合、初期費用を助成することによりブロードバンド整備促進を図り、情報格差の是正をしようとするものであります。助成対象は、人工衛星を利用したインターネット通信に必要な機材とし、助成額は対象費用の9割で28万3,500円以内とするものであります。この事業予算は850万

円ほどで30件の枠を設定しているところです。申請状況につきましては、現在まで10件の相談、問い合わせがありまして、このうち1件に対しまして助成を決定し、3件が申請中であります。

通信衛星ブロードバンド提供電気通信事業者は現在2社あり、1社については通信速度の関係で2.5Mbpsで月額5,115円、もう一社につきましてはこのMbpsごとに3,675円から1万5,750円と4種類の料金設定で提供されております。いずれも利用者の負担となり、1社を選択しての申請を行っていただくこととなります。この助成事業の申請に当たりましては、平成22年3月31日までに電気通信事業者と契約の上、サービスの導入をする必要がありますので、30件という枠に限りがあることから、対象となる地域にお住まいの方には早目の申請をお願いをしたいというふうに考えております。

次に、地域情報通信基盤整備推進交付金、いわゆるICTについての考えと近隣市町村の整備状況についてお答えをします。総務省の情報化推進支援策の一つとして平成18年度から開始されました地域情報通信基盤整備推進交付金は、地域の特性に応じた情報通信基盤の整備を支援し、地域間の情報格差を是正するとともに、その利活用を促進することにより地域住民の生活向上を図ることを目的として光ファイバー、ケーブルテレビ、ADSL、衛星など地域間の情報格差是正に必要なとなる施設を幅広く支援対象とするものであります。交付率は、条件不利地域に該当する市町村については3分の1となっております。

名寄市は、この交付金の活用について、当初地域活性化・経済危機対策臨時交付金とあわせて通信衛星によるブロードバンド未整備地区解消事業として70世帯程度の対象見込みとした大きな規模の支援を検討しておりましたが、今年度8月からブロードバンド未整備の一部地域において携帯電話通信事業者が提供するブロードバンド対応データ通信サービスの提供が開始されましたことか

ら、地域情報通信基盤整備推進交付金を使わず、地域活性化・経済危機対策臨時交付金のみにより30世帯を対象に850万円程度の予算規模に縮小させていただき実施することとなったものであります。

近隣自治体では、下川町、美深町、中川町が地域情報通信基盤整備推進交付金により地域全体を対象とした行政による防災情報システムを中心に運用するため、またテレビ放送のデジタル化に伴う一部難視聴地域に対し有線で配信するため町内全域に光ファイバー網を敷設整備し、双方向の情報端末を全戸に導入するとともにインターネット接続のためのブロードバンド環境をあわせて整備する計画と聞いております。

なお、このインターネット接続のための光ファイバーによるブロードバンド環境の整備は、別途民間電気通信事業者に整備された光ファイバー回線の一部を開放し、一方的に破棄できない長期安定的な使用権の付与契約方式により貸し出しを行い、貸し出しを受けた民間電気通信事業者が希望する住民に有料でサービスを提供する仕組みになっているものであります。土別、富良野市におきましては、この交付金を活用した計画はないと聞いておきまして、名寄市同様、光ファイバーによるブロードバンドサービスの整備として先ほどのIRU契約方式によらない誘致活動方式により民間電気通信事業者が整備を行っている状況となっております。

次に、地上デジタル放送完全移行に向けた名寄市の難視聴の状況についてお答えします。2011年7月の地上デジタルテレビ放送完全移行まで残すところ1年7カ月となりました。名寄市においては、昨年12月までにNHK、民放4社がデジタル中継局を整備し、放送を既に開始しております。現在のアナログ放送における難視の状況は、市施設が原因で電波障害となっている4地域のほか、民間の建物においても同様の例があるとお聞きしております。市施設については、共同受信施

設の設置により対応しておりますし、民間の建物に起因する区域につきましても同様の対策がとられることになると思います。

地上デジタルテレビ放送は、従来のアナログ放送方式と比べ電波障害が発生しにくいいため、電波障害エリアも大きく変わることが予想されます。デジタル化による市内での難視聴エリアについては、ほとんどないものと予想しておりましたが、市施設関連では行政報告でも述べましたとおり4区域におきまして本年4月に電波受信状況の調査を実施したところ、瑞穂地区については引き続き不安定な受信状況となっておりますが、市立病院、西小学校、栄町55団地の3地域につきましては電波障害が解消されていることが明らかになり、瑞穂地区につきましては現行のまま対応させていただくこととし、ほかの3地域につきましては個別アンテナの設置により使用いただくこととしたところであります。風連地区では、従来のアナログ放送においても地形などの関係により電波状況が悪い区域もあるとお聞きしております。総務省や放送事業者などへ情報をお伝えし、現地での調査依頼も行っておりますので、今後調査結果に基づき国やNHKなど放送事業者等で組織する全国地上デジタル放送推進協議会において対策方針が検討され、地元関係者への情報提供等を含めた対応がなされるものと考えておきまして、市としましても国や放送事業者、地元関係者との連携により万全の対応をとってまいりたいと考えております。

最後に、難視聴対策と低所得者世帯、独居世帯、高齢世帯のデジタル放送への切りかえの周知をどう進めるかについてであります。これらの切りかえにつきましては、国の施策として地上デジタルテレビ放送への移行が取り組まれておりますので、総務省としてテレビCMなど、あらゆる媒体等を活用して国民の皆さんへの周知を徹底しております。テレビ受信センター、通称デジサポといいますが、これらが視聴者からの相談窓口を全国各地

に設置し、個別の相談体制を整備しております。また、名寄市内においても全世帯へメール便により周知の上、11月には4日間で12回のデジサポによる説明会が開催されております。市といたしましてもこれまで広報紙を通じまして移行までのスケジュール、設備や費用、アナログテレビの不法投棄防止、悪質商法等に対する注意喚起などについて市民の皆さんに呼びかけをしております。今後も市民の皆さんへの情報提供を含めて周知を図ってまいりたいと考えておりますし、市民の皆さんからの相談についても総務省、放送事業者等との連携により対応してまいりたいと考えております。

また、低所得者、独居世帯、高齢者世帯等の方々への対応といたしましては、NHKの受信料が全額免除されている方については申請により現在お使いのアナログテレビで地上デジタルテレビ放送を視聴するためのチューナーなどの機材が支給されることになっております。これらの制度周知も含めて、保健師等が御自宅を訪問した際などにも説明や助言等を行い、完全移行の際に支障のないように配慮してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） それでは御答弁、長くにわたり大変ありがとうございました。それでは……

（何事か呼ぶ者あり）

○12番（木戸口 真議員） いやいや、まあまあ多くなったのですけれども、それでは順序はちょっと変わりますけれども、市内の情報通信対策について、まずそちらのほうからお聞きしたいと思います。

先ほど名寄市内のブロードバンドの通信環境整備が進められているということで南1丁目から庁舎まで、次期庁舎から北側はブロードバンド化されるのではないかというお話もありましたし、しかしそういったブロードバンド化できない地域も

あるだろうというお話もあったのですけれども、この間、これは11月ですか。中川町で取り組む情報格差の解消を目指す。名寄市でもそういった解消を目指すのに9月の定例会でブロードバンドの未整備地区の解消事業をとり行ったわけですが、そこで御質問もしたわけですが、この地域情報通信基盤整備推進交付金、ICT、これは当初は名寄市も取り入れてというお話だったのですけれども、これはさっきの説明を聞くと下川、中川、美深もそういった事業で10億円近くの投資でやられるということなのですけれども、これは市が全体で取り組まないと取り組めない事業なのか、それとも一部のそういったブロードバンド化できないところを国の補助金を使って、また最終的には民間にお貸ししてという先ほど説明あったのですけれども、こういうことは取り組めないのでしょうか。まず、それを1点お聞きしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） ICTの関係につきましては、従来から3分の1の国の補助金ということで対応して、残り3分の2はそれぞれ受益者もしくは行政の負担という形になります。

今回下川町、美深町、中川町が取り組めたのは、国の補正予算絡みもありまして、ICT補助金のほかに公共投資臨時交付金ということで、これと通常の補助金を合わせますと90%の財源が付与されると。残り10%については、名寄市が受けた情報では補正予算債を使って10%は借金をすると。その残り、その5%を国が補正予算債でありますので、交付税で措置をします。実質5%の自己負担でやると、こういうことありますので、11億円なり10億円のお金をかけましても5,000万円程度の町村の持ち出しでできるということありますので、補正予算絡みで鋭意取り組めた事業ではないかなというふうに考えております。

この中身につきましては、ブロードバンドの未

整備地区の解消がメインではなくて、防災関係も含めた全庁的な取り組みも含めての話でありましたので、名寄市としましては既に光ファイバー網が民間事業者を通じまして名寄市街地の南側地区と、ことしの年明け以降には1,000戸ぐらいの方々の、誘致の会で1,000戸以上の希望を取りまとめるといふ条件がついておりますけれども、それらを含めて作業を進めておりましたので、名寄全体を防災をカバーしてやるとなりますと相当大きな事業規模になりまして、果たして国の今回の補正予算も含めた中では対応し切れるかどうか。足切りが出てくるのではないかと懸念もございましたので、そこまでの対応については踏み切ることができなかつたというふうに思っております。

それから、そういうブロードバンドの整備が一定程度進んでいる市町村に対しまして、この近隣3町のような形の事業採択が優先度が高いかどうかと考えますと私は低いものだというふうに考えておりますので、先ほど答弁しましたように個別の対応につきましては民間事業者であります光ファイバー網の一定程度の設備が終わった後、なお進まない地域についてどのように考えるかについては、今後後期計画等も含めまして検討を考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） なかなかこの光ファイバー網の1カ所だけ、ブロードバンドだけの問題でなくて、やはりそういった災害だとか、そういったものを含めた中でないとなかなか採択できなかつたのではないかとということで、名寄市としては全体で取り組めなかつたという説明かと思えますし、理解もするわけですがけれども、今部長も言っておられましたように今後一定程度の名寄市内のブロードバンド化が進んだ中で、やはりそういった情報格差のそういった整備のされない地域がまだ残ると私も思いますし、今後やっぱり、これはことしの補正予算の絡みで有利債や何かが使えたということもあるのかと思いますけれども、

今後国の状況なんかも随時変わってきますし、ブロードバンドの日々の進化は大変なものだと思いますので、そういった解消地域はやはり民間の力が及ばないところは国または市や何かから手を差し伸べていかないと、なかなかそういったところは解消できないと思うので、ぜひともそういう機会があったら取り組んでほしいことと、やはりそういったブロードバンド化されない地域は、まずは住民サービスが低下しているところが多いと思うのです。そういったときに、そういった情報もいち早く伝えることが、別に名寄全体がまだ光入っていないから、その地域だけ光入ったからってそんなに問題ないと思いますし、政策としてそういった地域により早くそういった情報を提供するという時代は、私は来ていると思いますけれども、今後そのようなことを力を入れて取り組んでいただきたいと思うのですけれども、その点についてはどうでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 先ほども言いましたように今年度の国の補正予算が思い切った形で、なおかつ将来展望を見まして、今後も相当長い期間民間事業者が導入、設置できないような市町村を選定してのブロードバンドの解消も含めた防災を中心とした光ファイバー網の設置でなかつたかというふうに思っております。結局公共投資臨時交付金を含めて9割も国が面倒を見てくれるという制度は自民党政権下で行われましたので、今後につきましては3分の1のICTの交付金が続いている間利用は可能かと思えますけれども、いずれにしても優先順位の関係につきましては国のほうの査定を受けるわけでありまして、ただ名寄市としましては風連地区の市街地域におきましても誘致の会をつくっていただきまして、過去に取り組んできました例もありますので、国のほうとしては一定の連担をする市街化地域につきましては、やはり民間事業者による部分と。それでもなお救えない部分につきましてはということで、

特にそういう市につきましては今回の通信衛星を使った形で助成制度をつくらせていただきまして、先ほども言いましたように850万円、30世帯分のものをつけまして今年度いっぱいはその部分については対応できますので、地域の方でやっぱり急ぐ方もいらっしゃると思います。今私の手元に来ているのは、東風連の方1カ所につきましては既に補助金を交付させていただいております。残り3件につきましては弥生地区の方です。そういうことも含めまして、こちらのほうの周知も含めて個別に相談を受けまして、そういうブロードバンドの部分を利用したい方につきましてはぜひこの機会に、30件の枠なのですけれども、対応してまいりたいというふうに考えています。

それ以降の問題については、大きな財源問題も控えているものですから、後期計画も含めて、それから民間事業者の光ファイバー網の施設の状況等も勘案しながら、場合によっては一定の規模がまとまれば風連地区の市街地域にも一定の整備がされるのであれば、それは行政のお金を余り使わないで対応することも可能かなと思っていますので、その辺の状況を一定程度見させていただいての検討をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） わかりました。ブロードバンドの未整備事業、これ私も手元に持っているのですけれども、当初から見ると大分2社になって月の料金設定も安くなったかなと思いますので、私も新しいホームページ見たのですけれども、詳しいことは総務課にということだったのですけれども、できればこういったものに飛びつくような、飛びつくというか、もう少し情報をわかりやすいような、そういったサービスもいいのかなと思いますけれども、まだまだ知られていない部分もあるのかなと思いますし、私もそういった地域の方にもぜひ導入していただきたいというお話もしているのですけれども、今後ともそうい

った地域に目を向けて、やはりそういった事業があればぜひとも取り組んでいただきたいと思えます。

あと、地上デジタルの関係は十分お話はわかりました。かなり民放またはNHKがそういった対応をしているのだなということもわかりましたし、先ほど言ったように独居老人や何かは保健婦さんが行ったときにもそういった状況を把握しながら周知していただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

あと、まちづくり懇談会の開催状況についてということで今御報告がありまして、全体では名寄地区156名、風連地区が60名ということで、それで私が今回出したのはやはりメインテーマとしている自治基本条例、これは皆さん方にももちろん関心を持っていただきたいことと、やはり名寄市の最高位の憲法でございますので、住民に周知していかなければならないと思えますし、これは住民にも責務もあり、もう役割というか、責務というものになるのですけれども、しかし行政もそうですし、議会としても情報を市民に提供していくというようなものかと私は思っておりますし、先ほど聞いていますと大きな意見はなかったと。ただ、そういった情報の共有だとか責務について、やはり市民の皆さん方がどういう心配をされているのかなと私も思いますし、先ほどまち懇の中では理解が得られたのかなという感想等が入っていったかと思うのですけれども、これは私は時間がかかると思うのです。これは、議会としての責任ももちろんありますので、今後議会も年に1回か2回、住民との懇談会をするということになっておりますので、私どもも引き締めて住民に対する情報を提供していかなければならないと思えますし、行政側も今後のまち懇のあり方、今のやり方が私は悪いと言っているわけではないのですけれども、でも若い方だとか婦人さんや何かにはまだまだ集まっていたかなければ、よいまちづくりはできないと思えますし、この辺の取り組みもやはり時

期を変えるだとか、そういった団体の方にも呼びかけて、今度11月のいつに地域であるのだけでもという、そういう呼びかけもひとつ行政区区長会または町内会連合会ですか。そういった中で、やっぱりそういった若い人、婦人層にも、老人クラブの方も、老人層の人なのですから、そういった代表者の方に呼びかけるというのは大事だと思うのです。

それとまた、私はこの間2回ぐらいちょっと出席させてもらったのですけれども、事前に地域の意見をその中に記載してありますよね。そして、そこでまたそのことについて説明や何かをして、テーマ以外にそういった地域の問題点を先に記載してあることについて話されることも大変いいことだなと思っておりますので、今後も工夫されて来年から始まる自治組織、新しい町内会制度に向けて魅力のあるまちづくり懇談会を開催していただきたいと思っておりますけれども、その点についてはどうでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 今議員御指摘のとおり、まちづくり懇談会の関係、ちょっと参加者が少なかったのかなというのは1つ感想として持っております。これは、議会の皆さん方が議会基本条例をつくられて、3カ所で議会もみずから市民説明会という形で出てきたことの影響も含めて、比較的住民の方々が行政なり議会の動きがわかったということも含めて参加者が多少少なかったのかなと。分散になったのかなということも含めてあったのかなと。

それと、大きな住民の方々の意見が分かれるような厳しいテーマでの相談事ではなかった。例えば先ほど言いましたように、ごみの有料化をしますと、分別の強化をしますと、そうしない場合によってはごみを集めてもらえないのですよということのような思い切り制度が目に見えて市民生活に直結するようなテーマではなかったことも含めまして、毎年のように道路関係であるとか環境

整備の関係について、ほとんどが事前に文書で町内会長さん、行政区長さんから依頼がありましたので、それには一定のできるものについては建設水道部長が中心になって常に現場のほうへ出向いていましたので、そういうことも含めて比較的意見的には穏やかだったのかなと思っています。

ただ、自治基本条例の関係につきましては2年間ほど各市民懇話会の議論も含めまして、毎月のように広報で周知をしていきながらの話でもありましたので、この辺の関係につきましては大事なテーマですので、今後議会の特別委員会での審査も含めまして4月の施行に向けまして十分PRも含めて進めてまいりたいと思っております。

それから、11月の開催の時期の関係につきましては、できるだけ予算編成に反映をさせたいというこちら、理事者側のほうの考え方もありまして、時期的な問題についてはできるだけ風連地区、名寄地区あわせて11月に行いたいと思っております。

それから、春先の関係につきましては町内会長、行政区長会議を開催しておりまして、そこでも一定程度の市民の御意見を町内会長さんを通じましていただいておりますし、この11月、12月、場合によっては1月になっても各政党、各民間団体、それから農業関係、商工関係も含めて、それから若い世代でいいますとPTAのほうからも新年度予算に向けての御意見、要望等をいただいておりますので、この辺総合的に市民の意見を酌み取らせていただきまして予算反映に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをしたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） ぜひとも前向きに取り組んでいただきたいと思っております。ここにまち懇、名寄と風連に行った資料を私持っているのですけれども、説明資料も大変多かったかなという部分はあるのですけれども、これあたりも工夫されて、もう見ただけで大分わかるなという感じも

ありますので、そういった状況を見ながら皆さん方の意見を取り入れるような工夫もされたいのではないかなと思いましたが、今後に向けてそういった取り組みもぜひしていただきたいと考えております。

それでは、余り時間ないのですけれども、次に22年度の行政改革について、予算もあるのですけれども、まず最初に行政改革についてちょっとお聞きしたいと思います。名寄市の行財政改革推進実施本部ということで、72項目の推進項目を掲げ、ことしについては公共施設のあり方について一定の方向性を出したいということだったのですけれども、そこで1つ、先ほどから組織機構の検討部会で平成21年4月から平成26年までに73人の職員の削減を行うということで、組織のスリム化などをして行うということなのですけれども、それでまず1つ、この73人の職員、これは補充なく今の現況から見ると73人が職員が削減されたというところであっていいのか。そして、財政効果はどのぐらいなのかちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 73名のスリム化につきましては、学校の技士さん、それから保育士さんとか、定年退職を迎えた方々の欠員不補充ということで対応しようとしておりますので、一般事務職もそうなのですけれども、職員の一定の配置の基準、学校には1名の学校技士さんを配置していますので、職員がやめられた後は欠員を補充して、補充しないというわけにはいきませんので、臨時職員の方で対応させていただいて、実質的に人件費コストを下げるといって考えています。それは、一般事務職でいいますと平均的に人件費が800万円程度人件費かかりますので、それ掛ける人数で削減効果というのは出てくるのですが、逆に言うと毎年一定程度の人件費の定期昇給等、それから共済保険等のアップもありますので、それらを差し引きながら人件費コストを上手

に調整しながらやっていきたいと思っています。73名のうち全部が純減ではありません。一部、毎年毎年度の職種の方が退職するかによって、代替となる職員につきましては正職ではなくて臨時、嘱託職員の方を配置する形での調整を考えています。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） おおむねどのぐらいの金額が削減されるかということは出ないのでしょうか。おおむね何億円だとか、そういったものは出ないのでしょうか。大まかでいいのですけれども。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 削減する年度の関係が毎年毎年ということもありますので、単純に言いましたら、純減でいきましたら800万円掛ける10人掛ければ8,000万円、こういう形で考えてもらっていいのですけれども、人件費コストが毎年毎年定期昇給も含めてさまざまな変化をしていきますので、その計算どおりに財源効果が出るかどうかについては、多少動きがありますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） 大きな財政効果があるということだと思います。それでは、ぜひともそういった組織のスリム化をして、削減できるところはしていかなければならないかなと思いますので、よろしく願いたいと思います。

あと、事業等の見直し検討部会で生きがいホビーセンターと望湖台センターハウス、これは経済部もホビーセンターも利用者等にお話ししてというお話あったかと思うのですけれども、春先に。それで、年度末には何とかそういった方向性を出したいというお話を聞いておったわけですが、今の答弁を聞いていますと調整に時間がかかると。それで、年度末にはちょっとそういった結論、方向性は出ないのかなと思いますけれども、調整に時間がかかるという最大のこの2つの施設、

大きなものは何だったのでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 施設の関係につきましては、廃止検討ということで、施設の1つは老朽化の関係もありまして、将来的な改築の関係のめどがつきづらいということもありまして、公共施設の見直し部会のほうでそのような方向性を決めて、住民の方々に説明をして了解をしてもらいながらやっていくと。その片一方で代替施設、現実にはそこを利用されている市民の方々が大勢いらっしゃいますので、その方々の利便性をどのように確保していくかということも含めて対応に時間がかかると。そういうことを含めて、例えば望湖台センターでしたら、名寄市内の類似施設のほうで利用してもらうことの足の確保でできないだろうかとか、さまざまな検討があらうと思うのです。それらも含めて、それからホビーセンターの関係については町内会での活用もありますということも聞いておりますので、利用者の方々が長くなれば親しんだ場所がその距離感の問題も含めて、しかもあそこは高齢者の方が利用していますので、車をお持ちでない、歩いて利用する方もいらっしゃるので、その代替施設のほうも置くことも含めていく。ただ、間違いなく老朽化していきますので、その期間も含めてできるだけ早期に対応したいと思っていますけれども、行政側の都合だけではなくて、もう少し住民の方々と利用する方々とひざを交えての話も含めて説明をして、御理解をいただいた上での話かなと。その御理解がまだ完全に得られていない状況ですので、その辺はもうちょっと時間をかけさせてもらって対応してまいりたいと思っています。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） わかりました。

それでは、もう最後になると思いますので、予算の関係で1点お聞きしたいと思います。

先ほどの説明では、この22年度の予算の中で2年間で54億円の収支不足が見込まれる、また

は一般会計の歳入歳出の各課から上がってきた額が収支では7億円近く膨らんでいるということなのですけれども、この間さきに示された中期財政計画では平成22年は3億7,000万円ぐらいだったかと思うのですけれども、それでここで今これから調整して最終的には先ほども基金は1億円から2億円という取り崩しということなのですけれども、中期財政計画では3億円以上を見ていたかと思うのですけれども、昨年というか、この間11月に中期財政計画を立てているのですよね。それで、何ぼ骨格予算があるからといってちょっと普通建設債や何かの額がかなり違うのですけれども、これはやはり骨格予算だということなのでしょう。その辺、最終的には中期財政計画に沿った形に近いものになるのか、その辺をお聞きして最後といたします。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 中期財政計画は、あくまでも推計時点での将来展望でありますので、先ほど言いましたように民主党政権に変わりました国の財源関係が著しく変わることも想定されますので、例えば児童手当がなくなって子ども手当に変わったときに地方負担はどうなるのだと、こういうこともありますので、総額の関係については動きがあるものと思っています。

それで、当初の骨格予算は180から185億円と言ったのは、新市長になってから新規事業を新市長の判断にゆだねるということも含めて、新市長の政策予算もありますので、そうすると185億円がもうちょっと膨らむのかなと。それに伴って不足する財源については財調基金でいきますので、当初想定していました3億6,000万円を超えるような場合も出てくるのかなと。それにつきましては、できるだけ健全な財政運営と調整しながら新市長のほうには肉づけ予算のほうで予算を明らかにしていただきたいというふうに考えています。

○議長（小野寺一知議員） 以上で木戸口真議員

の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

防災について外1件を、佐々木寿議員。

○6番（佐々木 寿議員） ただいま議長より御指名をいただきましたので、通告順に従いまして質問してまいります。

1点目は、防災について伺います。いつの時代でも安全、安心を揺るがす脅威は存在いたしましたが、過去我が国の脅威と言えは火山、地震、台風、水害等の自然災害が多かったわけですが、このごろはこの自然災害に加えてさらにサリン事件等のような犯罪、テロ、無差別殺人、交通事故、食品の安全、インフルエンザなど、私たちの安全、安心を揺るがすことが脅威となって災害と同じようにリスクを抱えることが現実なものとなっております。こうした新たな脅威に対して国民保護法の制定、感染予防法の改正などの立法措置が図られ、体制面でも国の内閣府に危機管理官が置かれ、自治体でも防災に関する責任の組織が置かれることとなりました。

安全、安心行政は自治体の基本的な業務であります。このように市民を守る自治体には、罹災時の緊急対策や防災対策の整備など幅広い役割が求められております。いざというときに自治体は何ができるのか。そのときに備え、どのような準備ができるのか。それぞれの災害状況に適したリスクへの対応について考えておくことが市民の生命と生活を守ることであり、自治体にとって最も重要なことでもあります。

そこで、名寄市としても名寄市地域防災計画が策定され、災害被害を軽減すべくさまざまな防災施策が計画されております。この計画の検証を含め、10月14日に名寄市防災訓練が行われまし

た。訓練では、市民意識の高揚と避難行動の体験、職員参集、情報伝達などの本部業務対策訓練、関係機関との連携訓練、そして災害時要援護者搬送訓練等の実践訓練が行われ、また洪水ハザードマップの説明、災害時要援護者支援に関するビデオ上映、AED使用法の実演が行われました。そこで、今後の防災意識や町内会の防災力向上につながるために検討されていると思われませんが、この防災訓練での成果、課題とその取り組みについて伺います。また、あわせて風連地区のこの種訓練をどのように取り組んでいくのかもあわせて伺いたいと思います。

2点目は、児童福祉について伺います。近年、子供に対する虐待の問題が深刻化しています。虐待を受け、深い傷を負い、情緒面や行動面に問題を抱えている子供たちについては、ふだんの生活を通して愛着形成を図ることが必要と言われております。こうした子供たちを支援する上で大変重要な制度とも言われる里親制度があります。里親制度は、児童福祉法に定められており、前述した虐待のほかにも親の病気や離婚、死別等さまざまな事情により家庭や親元で生活することができない子供たちを家族の一員として迎え入れ、温かい愛情と家庭的雰囲気の中で育てていく制度であります。

そこで、名寄市の里親の実態はどのようになっているのか伺います。里親制度は、昭和23年の児童福祉法の施行により昭和30年代に里親数、児童の委託数がピークとなったと言われております。その後、減少傾向で推移してきたということですが、ここ数年は若干増加傾向に転じており、現在は全国で8,000人近くがおり、委託児童は3,300人を超えると言われております。しかし、欧米諸国から考えれば我が国の里親制度の普及はまだまだと言われております。本来であれば、子供たちは家庭の中で親の愛情を受け、育つことが望ましいわけであり、このことに重点を置くことは言うまでもありませんが、何らかの事情によりや

むなく里親制度に頼らざるを得ないという場合の体制づくりも大切なことだと考えます。里親制度は、社会的擁護の根幹をなす制度であると思われます。少しでもこの制度確立のため、理解と啓発活動により拡大、普及させていくことこそが行政の課題とも思われますが、どのような考えでおられるのか、そしてどのような取り組みを行っているのか伺います。

以上でこの場からの質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） ただいま佐々木議員から大きな項目で2つの質問をいただきました。1つ目は私から、2つ目は福祉事務所長からの答弁となりますので、よろしく願いをいたします。

大きな項目1つ目の防災について、名寄地区の防災訓練の成果、課題とその取り組みについてお答えします。市の防災訓練は、市民に訓練参加を通じて防災意識を高めていただくことと市役所を初め消防、警察、自衛隊など関係機関同士の連携行動を磨くことを目的にして毎年実施しています。訓練実施の成果と課題を市としてどう認識しているかについてであります。大きな災害に見舞われることの少ない本市にあっては、市民及び行政機関ともに日ごろから防災意識は十分とは言えない実態があるだけに年に1度洪水災害を想定した訓練を通して防災意識を喚起し、災害に備える思いを新たにしているものと考えております。課題につきましては、合併後毎年町内会単位で避難場所に避難をする同じような訓練内容できており、実際の災害時に有効に機能するかも含めた検証が必要になっているものと考えています。そうした反省から、今年度は従来の防災訓練のスタイルをやめて地域連絡協議会と連携して実施することを計画をしておりました。しかしながら、準備不足もありまして実現に至らず、ことしも従来型の防災訓練を行う結果となりました。来年度は、ぜひ地域連絡協議会または個別の町内会とタイアップをした形で実効性の高い防災訓練を

実施したいと考えており、そうした中で防災訓練の成果を市民の防災意識高揚や町内会における防災活動などに生かすことができるのではないかと考えております。

なお、昨年は自衛隊のヘリコプターをお借りしまして水害で屋根等に避難した方の救出を想定しての訓練、本年は災害時要援護者を自衛隊の担架を用いて自衛隊車両による搬送訓練を行い、より工夫を凝らして防災意識の向上にも努めてまいりました。

小さな項目の2つ目の風連地区の防災訓練についてお答えします。旧風連町では、町民参加の防災訓練は実施しておりませんでしたので、合併後に平成18年に風連地区市街地町内会を対象とした防災訓練を実施いたしました。来年度は、風連地区での防災訓練を実施したいと考えておりますが、訓練内容については名寄地区と同様に町内会と連携して実施することが可能かどうかも含めて今後検討してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 私からは、大項目2点目の里親制度についてお答えをいたします。

里親とは、通常の親権を有していない方が児童を養育する場合に言う言葉でございまして、児童福祉法に基づき実施されている制度でございまして、さまざまな事情により実際の保護者が養育できない乳幼児や児童を自分の家庭に預かって養護することを希望する方で、居住地の児童相談所に里親の申請を行い、児童相談所は書類及び訪問、面接等により里親の要件を満たす方であることを審査し、最終的には都道府県知事が適当と認めた方が里親として登録されます。この登録の要件としては、里親自身が心身ともに健全であること、児童の養育に理解と熱意、そして豊かな愛情があることなどが要件となっております。平成14年度の改正では、児童虐待が深刻化していることへの対応の一環として、虐待等により心身に有害な影響を受

けた児童養育などの充実のため里親の種類を追加し、これまでの養育里親、養子縁組を前提にした里親にさらに専門里親と親族里親などを追加して定められております。

次に、名寄市内における状況を申し上げます。現在里親として登録されている方は4人で、現在申請中の方も1名おります。また、実際に里親として活動されている方が1人おります。市の業務と里親制度のかかわりは、里親の申請や児童相談所が行う家庭訪問の際、社会福祉課の家庭児童相談員が同行したり、また里親からの相談等があれば話を児童相談所に伝えるような仕事をしております。

議員御指摘の制度に対する理解と啓蒙につきましては、この制度、そして活動が児童相談所が窓口となって行っており、市としてはこのようなパンフレットなのですけれども、パンフレットを窓口置くなどして市民周知を行っております。今後も里親制度に対する理解を深めてもらうべく児童相談所とも連携を深めるなどをしていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、この場からの答弁といたします。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） ただいまそれぞれ簡単に御答弁をいただきました。これだけたくさん時間がありますので、本当は市長に考え方を伺いたいところなのでございますが、市長が不在だということでもあります。

まず、防災から伺いたいと思いますが、先ほど御答弁にありましたように、これはまだ本当に防災訓練を通じて各町内会等には本当の意味での意識高揚がまだ不十分なのではないかと、こういうふうに考えます。それで、この防災訓練はやはり先ほどの答弁にありましたように、本当に最初の初動対策の本部業務が非常に重要な問題になってくると私は考えております。したがって、この防災訓練の事例を見ますと、本部の部分が9時からになって、それで9時10分、大体30分

ぐらいの計画で各本部の部長、次長の方が集まった本部の編成をやったと。それで、それぞれ私は本部業務の中でこれは災害ということに、防災の訓練をやることによって先ほど答弁もありましたように、本当にこの問題あるいは課題を検証するためにはある程度のマネジメントサイクルというものが必要になってくるのではないかと私は思います。したがって、例えばPDCAのサイクル、これは検証するあるいは課題を立ち上げるために必要なのですが、各これは部長の最初の初期段階においてこの防災の訓練はどういう形で置かれたのか、ちょっと大まかなことで説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 実際に防災訓練を実施しまして、その評価というか検証の関係につきましては、市の職員につきましては毎年毎年同じような形で会場設営というか救護所の設置であるとか安全な誘導であるとか、それから消防を使っている住民周知であるとか、さまざまなことをやっています。それで、同じようなことを毎年繰り返してやっているものですから、場合によってはマンネリ化しているというか、同じようなことをただ淡々とスケジュールどおりにこなしているという、そういう部分の反省もしております。ただ、そこに参加する町内会につきましては、町内会から会館に集まっていただいて、天候がよければ歩いて避難所の想定される場所のほうに集合していただくと。そこについては、何年に1遍かの活動になりますので、この辺は真剣というか、町内会の方々につきましては十分意識も含めて参加していただいているのかなという気はします。

ただ、先ほども言いましたように、なかなか名寄については恵まれているというか、地震災害が少なく、突発的な災害ではなくて一定程度大雨が降り続いて河川の増水になったときに市のほうで河川監視を、水位を十分に監視をして災害の対策本部を設置して避難勧告を出すと、こういうふ

うに若干の時間がある中で、突発的な災害でないということも含めて、なかなか臨場感というか、意識の高揚をすることがちょっと難しいのかなという判断をしまして、そういう前提がある中で毎年毎年の防災訓練をやった後、今のところは総務部の実際の部内でこういう点がよかった、もう少しこういう点ということも含めまして、例えばことしはビデオを上映して、できるだけ視覚的に参加者に訴えて理解をしてもらおうとか、AEDの関係についてはそれぞれ公共施設に配置しているものですから、多くの参加者の方々に消防職員の実践的な訓練を見ていただくと、こういうことをやっておりますので、できるだけ実効性の高いものの訓練までレベルをアップしていくためには、これから現段階での評価としましては町内会ともう少し上手な連携をして、より実効性の高い防災訓練にしていきたいなというふうに考えています。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） 私の説明がちょっと不足だったと思いますが、本部の関係でこの例えば防災訓練に書いてある各部長がこういうものに基づいてちゃんと吟味したのかということを開きたかったのですが、やはりこれは本部関係で先ほども言いましたように、それぞれの例えば建設部長であれば、ちょっと突発のあれであれなのですから、例えば土のうを積むと。土のうをどこに持ってくるか、だれが持ってくるのだと、どこの業者とやるのだと。あるいは、この病院であれば要援護者をいっぱい抱えているわけです。それでは、そのあれはどうやって移動させるのだと。だれがどういう手配をして、どういうふうにするのかということは、各部ごと本当にそういう検証をするために図上訓練とか何かをやっていたのかと。要するに防災訓練がかかったときに、そういうものがなっただのかということをやっと聞きたかった。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 防災訓練をする前

に部次長会議等も含めまして想定するシナリオがありまして、それに基づいて訓練を行っていきまして、その中では災害対策本部の立ち上げということで時間で集合をして、市長から指示をいただき、それぞれ救護所の設置であるとか、市民の誘導であるとか、こういう作業に直接当たっています。

その中で、災害状況の報告訓練ということも避難所の中で行ってございまして、具体的に防災計画の中では土のう積みとか、さまざまな業務があるのですけれども、1日しかも午前中の中で限られた時間で市民の方の意識向上も含めて対応していますので、その辺の実際に土のう積みであるとか、それから病院までの搬送とかということについては現実的には対応しておりません。

それで、過去に消防団員と連携をしまして土のうの準備をする、土のうの用意をするということの作業もやっておりますので、ことし、去年についてはそこまでやっていませんけれども、必要な部分については今後の計画の中で、限られた時間と制約の中で、それから災害想定が洪水による水害想定ということでありますので、ちょっと地震とは違った形の対応になるかもしれませんけれども、今議員おっしゃるとおりの部分も含めて可能な限りの実施訓練というか、それについては検討していきたいと思っています。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） わかりました。これは、本庁業務が忙しくて、例えば各部の部長、次長の方はこういう防災訓練でこういう内容を、うちの部分の所掌部分は、担任する部分はこういうものだということはわかっているかもしれませんが、しかしながら、その部下の方がそこまでわかるかということ、なかなかそこら辺のところまで参画意識がなかったり、できないのではないかと。これは、今後ともやっぱり本庁業務が忙しくてそういう時間をとれないということは、やっぱりそういうような時間もふだんはとれないということにな

りますと、やはり防災訓練があったときに今いただいたように訓練しなければいけないと、こういうふうに思います。やはりこの訓練は、例えばシナリオどおりにやったから、うまくいったから、これはもう本当に検証できたということではないと思うのです、私は。市民の方は、それを1回やることによって確かに防災意識が上がります。それから、ある程度のノウハウも出てくると思います。これは、本部はもっとさらに詰めておかなければいけないのではないかと私は思います。したがって、やはり防災訓練の最初の段階において各部、建設水道部であれば建設水道部、病院事業であれば病院事業のところの図上訓練といいますか、そういうものを作ってやはり課題等をピックアップして、それをサイクルにかけて、今まで3回やりましたのですけれども、同じようなパターンですと、ああ、また同じように部長がやればいいのかだなんていう感じではなくて、やっぱりそれぞれの状況に応じて煮詰めていかなければいかぬと私は思いますし、そういう時間をとってもらいたいなと思います。

そして、この災害の計画の中に自主防災組織、これを立ち上げると市民の責務の中にもあります。これは、各町内会でどれだけの組織を立ち上げられている町内会があるのでしょうか。今の現状は、どのような状態になっているのでしょうか。おわかりになれば、ちょっと。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 各町内会での防災関係の立ち上げの関係については、現時点でデータは持っておりません。地域連絡協議会も立ち上げまして、実際に防災のモデル町内会もつくりまして、災害時要援護者の把握事業も含めて既に個別町内会でやっているところもあります。そこは、来年度2町内会をモデル町内会にして対応してまいりたいと思っています。現時点では、ちょっとデータは押さえておりません。防災関係というか、防犯関係の部分については防犯部長さんがいたり

しまして、各町内会は活発に動いていると思いますが、防災の関係については多分先ほど言いましたように余り危機感が、災害の実態がなかったことも含めて十分でないかもしれませんので、その辺の実態把握も含めて対応してまいりたいと思っております。

ただ、過去に洪水水害はなかったのですけれども、大風で樹木がばたばた倒れて道路を遮断するであるとか、それから大雨によって農地が冠水を受けて大打撃を受けるとか、がけが崩れたとかということは過去にありました。この関係については、旧名寄地区の話なのですが、建設水道部の職員と経済部の職員が速やかに部長の指示に基づきまして、部長から課長、課長から係長、現場の人間にということでも十分連携をとりまして、そんなに市民生活に大きなダメージがない形で対応できたという実績も実は持っております。だから、そういう部分でいうと実際に起きていることの対応についてと、それから防災訓練で市民の皆さんを巻き込んで防災意識の向上を図るという面で見ると、ちょっと実効性の面が低いのかなということもありましたので、それで先ほど防災訓練のより実効性の高いもの、言葉を言いかえまして町内会と企画の段階も含めて、こういう防災訓練にしましょうということも含めてもうちょっと検討、検証する必要があるのかなと思っています。実際に起きた災害等につきましては、それぞれの部長の指揮のもとに大きな支障なく過去対応してきたというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） 私は、今の町内会の現状が無理だからということではなくて、やはり何かあるときのために町内会もそういう組織を立ち上げてもらって、そしてまずこの災害なんていうのは今言われますように自助、共助、公助ということがあるので、まず災害があったときは自分で助けなければいけない。次に、町内会が助けな

ければいかぬと。さらに、それをやってこれは公でやらなければいけないという部分は公でやらなければいかぬと。こういうものが決まりなのです。そういうことになりますと、どうしてもこの書いてあるとおり実行されていないということは、せっかくこんな立派な地域の計画をつくっても、これ1回やっておけば大分違ってくるのではないかと思います。

そういう組織を立ち上げて、例えば防災担当者が町内会におったと。防犯関係は結構ありますけれども、防災担当者、それで市も防災担当者の方が今度は職員でことし入りました。そういう人がまず例えば市の防災の関係はこういうことで、町内会の分担はこうですよ。全部が市が災害になったときに行政がやるというのは、なかなかできないと思います。これは、あくまでも役割分担で、災害になったときにまず自分でやる、あるいは町内会でやって、それでなおかつ行政で助けてやると。そういうようなシステムができていないとだめだと思いますので、やはり町内会のそういう防災組織をしっかりと立ち上げてもらう。そして、防災担当者をこうやって、それでは今回の部分は町内会の場合にはこの部分をちょっと図上訓練でしてもらえませんかとか、あるいは例えば災害の避難所の場合には避難所のところを歩いてもらえませんかとか、そうしたらどういうものが出てくるかとかというのが出てきます。例えばここからここを通った場合には車が多くて通れないとか、あるいはここが災害に物すごく影響するのではないかとということになると思うのです。そういうことをやるのも町内会の防災組織が立ち上がっていないとできないのです。したがって、私はそれをやはり奨励していただいて、それを今度はやっぱり行政もその中に手をかしてやって、訓練も年に1回ぐらいは町内会のそういうものを作ってもらいたいなと思います。それが市民あるいは個人に対する意識の高揚にもなりますし、防災に関してのいろんな課題も発見できるでしょ

う。やっぱりそういうものが大事だと思うので、それはぜひやっていただきたいと思います。

それで、AEDの実演の協力がありました。これは確かに新聞で、この間の新聞によりますと16年から心肺の蘇生処置をやったというのが年間30件ぐらいあるけれども、1件ぐらいしかその現場で、16年以降1件しか心肺蘇生機能をやった……というのが載ってありましたね。それは、AEDを今は各公共施設あるいは学校に全部配置するようになりました。これは、その現場にいる者が、例えばこう来たときに現場にいる者がAEDを持っていくだけでなく、本当に現場にいる者はそこにあるからいつでも訓練できるわけです。そういう浸透というのが物すごく大事だと思います。したがって、これは学校現場でも何かでもそうだと思いますが、今の防災のこともそれに含めて教育現場でこの防災の訓練中、あるいは職員であればそういうAEDの問題、あるいは学校が避難所となる、こういう防災訓練等やそういう部分をやったことはどのような実態になっていきますか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 防災訓練の場ということではなくて、AEDが配置された時点において各学校でAEDの使い方についての講習を消防署の協力を得てやっているということであり、実際に防災訓練の部分でやっているということは今のところございません。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 先ほどの地域町内会における防災担当の関係については、そういう照会をしたことがなかったので、データは持っていないのですけれども、実際に災害時要援護者の把握関係については、町内会で民生委員さんとか保健推進委員さんを通じていろいろ活動していますので、そこはこちらのほうも町内会のほうにいろいろ情報提供したり、ともに仕事をしている地域自治係という係が私ども地域振興課の中に持つ

ておりますので、この辺については十分そういう機能を行政からの押しつけではなくて、必要な部分としての防災の窓口的なものについても町内会のほうにお願いをする形でちょっと取り組んでみたいと思っています。

それから、あわせてモデル町内会を2つ使いまして、災害時要援護者の関係につきましても個別個別の町内会に取り組んでいる内容がまちまちでやっているとありますので、モデル町内会を使いまして、2つの自治連絡協議会の中から2つのモデル町内会を選びまして、そこと十分な連携をしていながら、個人情報保護のちょっと問題もありますけれども、この辺のクリアも含めて対応してまいりたいと思っています。

なお、今御質問ありましたAEDの使用方の講習会につきましては、学校の先生方は別にしまして、一般の市の職員では60名ほど受講をしております。今後の方向としては、公共施設に市民の方の寄附も含めてほとんどの施設に一定程度のもを配置させてもらいましたので、それがただあるだけではなくて実際に活用できる形で施設の職員については講習会の参加を促して上手に対応できるように進めてまいりたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） AEDについてはわかりました。やっぱりその現場の人が本当に実際に使えるぐらいまで実演でやって自信をつけておくことが大事だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

先ほどの教育現場での防災訓練あるいは防災教育、それから学校としての教職員に対する避難所というようなことについては、どういうふうな御答弁になりますか。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 小中学校それぞれでは、年間の教育課程の中に防災訓練あるいは避難訓練というのを学校によっては1回あるいは2回というふうに設けてあります。そして、その上には防

災責任者というのを設けて常に学校もさまざまな災害に対する指揮をとっていると。最近では、避難訓練等も火災にかかわるものばかりではなくて地震にかかわるもの、不審者にかかわるもの、こういうことにまで幅を広げて各学校が計画的に実施しております。そういう中では、今のAEDの取り扱いなどについてもその場では訓練はいたしません、先生方には滞りなく講習等を終えるように私たちも指導しているところであります。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） 子供たちに対する防災に関する教育は、結構大事な部分だと思います。例えばこういうハザードの後ろに、自分でこうやって持って行くものとかが書いてあります。これが子供たちもわかって、こういうようなものだよということがわかってもらおうと、家庭の中にもお父さんが刺激を受けて準備するかもしれません。そういうためにもぜひ防災に関する興味を持ったり、やっぱりそういうような教育もこれからちょっと進めていっていただきたいと、こういうふうに思います。

さて、防災ハザードマップの説明もございました。これは、平成15年8月にできて、その後すぐ全部全戸配布されたわけですね。すると、15年という五、六年ぐらいたっているのですけれども、5年になったからといって、持っている人は別にしても投げている人もいるかもしれませんが、本当にこれを町内会のほうに浸透するかどうか、これはなかなか浸透していないのではないかと思います。そしてまた、こういう例えば水が2メートルのをやったって、行政が考えている危機感と市民の危機感というのはちょっと開きがあるのではないかと私は思うのですが、改めてこの防災ハザードマップの宣伝をぜひやっていただいて、うちはどこに、それでは町内会はこの第1避難所に行くのだと、あるいはいろんなことが書いてありますね。避難所の関係だけですが、そういうようなものをしっかりとまた改めてPRとい

うか、そういうものを奨励というか、奮起させて
いただきたいなど、こういうふうに思います。

最後に、この防災訓練というのは、先ほどから
言いましたようにやはり検証する、そして課題を
見つける、このことが大事だと思うのです。した
がって、例えばこれは最終的な目標というのは何
も示さないで、本当は本部関係も何も示さない段
階から始まって、それでやってそれができるよう
になるとこれは最高にベターなのですよ。だれ
も言わなくても例えば町内会なら町内会がそうい
うふうに動くというふうなところまで体制が確実
になっていけば、それは最高なものだと思います
が、これからもぜひ防災訓練は続けて、風連を含
めて必ず毎年その時期、その期間だけでも意識を
高めてやっていただくためにもぜひ継続していた
だきたいと、こういうふうに思います。

それから次に、里親制度でございませうけれども、
先ほどの御答弁で確かにこの名寄市の実態におい
ては本当に窓口業務だということでもわかりました。
これからは、やはり民生委員とか、その連携も必
要でありませうし、これを担当している方とい
うのは児童家庭相談員ですか。そういう方がやっ
ているのだと思いますが、そういう人のPRも含
めてやっぱりやっていただきたいなど、こうい
うふうに思います。これからどうなるかわかりませ
んけれども、そういう人員も1人で足りるのか、
あるいは本当に親身になって考える、今までの虐
待とか何か、だんだんそういう状況がふえてま
いりました。家庭の中でも本当に今なんかは核家
族になったり、あるいは本当に隣の人もつき合
わなくなってくると、子供と家庭の問題がだんだ
ん大きくなって、そういうような要因でいろんな
状況になってくると思います。そうしたら、相談
員の地位とか役割というのは物すごく負担になっ
てくるのだと思いますし、これをしっかりと宣伝
をしていただいて連携をとって、そういう関係者
と連携をとってやっていただきたいと、こうい
うふうに要望しておきます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で佐々木寿議員
の質問を終わります。

市民に対し、責任ある職務執行体制の確立につ
いて外2件を、佐藤勝議員。

○10番（佐藤 勝議員） 議長のお許しをいた
だきましたので、通告に従いまして大きな項目で
3つ質問をいたします。

初めに、市民に対し、責任ある職務執行体制に
ついてお伺いをいたします。このことにつきまし
ては、平成19年第4回定例会において1度お聞
きをしておりますが、その後2年が経過してどの
ように組織としての対応がなされ、当時の調停等
の問題がどのように教訓化されたかについてお聞
きをいたします。

当時の調停等の問題と申しますのは、1つは平
成7年に締結したガス供給契約問題であり、もう
一つは平成14年に損失補償契約をするも解決に
至らなかったという事案で、それぞれ2,900万
円、90万円という貴重な血税がむなしく消えた
のであります。当時、総務部長は問題の再発防止
策のため、結果として交渉が長期化したことによ
って相互の信頼関係が損なわれ、当事者間で妥協
点を見出せなかったとして、1、時宜を得てきち
っとスピーディーに解決をしていく。2、問題を
担当者1人で抱え込むのではなく同僚、上司と問
題解決をしていくことを日常的に協議をしながら
取り組んでいく。課、部単位で対応を検討してい
く。さらには、これに対応したシステム、マニユ
アル等もつくり、取り組みを重ね、意識を浸透さ
せていきたい旨の答弁がなされております。果た
して2年前のこの答弁は、今日に生かされている
のでしょうか。市民の信頼を得る組織運営、執行
体制がなされているのでしょうか。そして、同じ
過ちを繰り返すことはないのでしょうか。今回確
認、検証の意味を込めて改めてお伺いをいたしま
す。

2点目に、風連中学校校舎移転に係る諸問題と

風連高校59年の歴史保存についてお伺いをいたします。風連中学校は、平成22年3月で59年の歴史を閉じる風連高校の校舎に移転する決定に基づき、関係小中学校PTAや教職員による風連中学校校舎等移転準備協議会を設置し、移転に係る基本的な計画を策定し、この12月3日、藤原教育長に施設移転計画、改修等基本プランの報告がなされたところであります。5月に協議会を設置し、5回にわたって子供たちがよりよい環境で学習できるようにと協議を重ねての報告であり、新年度の予算編成に向けての報告でもあり、円滑に、かつ速やかに移転が完了することを願って次のことについてお伺いをいたします。

- 1、施設移転計画の報告を受け、今後の移転スケジュールについて。
- 2、移転に当たっての問題点について。
- 3、報告以外で今後対応が必要と思われることについて。
- 4、移転に要する予算について。

また、本年第1回定例会の代表質問で風連高校の歴史保存について、歴史民俗資料館の特別展示室の活用も含めお聞きをしておりますが、その後風連高校側との協議などから具体策がございましたら予算も含めてお示しを願います。

最後に、3点目ではありますが、全国学力テストの結果を受けた指導改善プランの活用についてお伺いをいたします。全国学力・学習状況調査、いわゆる学力テストであります。小学校6年生と中学校3年生を対象に国語、算数、数学あるいは生活習慣、学習習慣について子供たちの学力水準や傾向、弱点を把握し、教育条件の整備に役立てることを目的に平成19年から実施されております。名寄市教育研究所は、当初から学校における指導改善事項、家庭における啓発事項等において指導改善プランとしてまとめ、名寄市における学力向上の充実改善に努めてきており、今回の指導改善プランは過去3回分の結果を分析し、市内の子供たちの学力の傾向を探ったものであり、教育

の地域間格差が叫ばれている今日、極めて意欲的かつ大きな効果が期待できる取り組みに対し、改めて敬意を表するものであります。そこで、次の3点についてお尋ねをいたします。

1、全国学力テストにおける名寄市の結果と傾向について。

2、指導改善プランとその活用法について。

3、今後の指導改善策について。

以上、この場からの質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） ただいま佐藤勝議員から大きな項目で3点について質問をいただきました。1点目は私のほうから、2点目、3点目につきましては教育部長からの答弁となりますので、よろしくお願いをいたします。

1つ目の市民に対し、責任ある職務執行体制の確立についてお答えします。御質問の市民に対し、責任ある職務執行体制の確立については、平成19年12月の定例会の議員の質問に対しまして複数によるチェック体制、職員間の連携、ヒヤリハット対策の取り組み、組織全体の危機管理意識の共有化など、これらの取り組みの積み重ねにより職員の意識を浸透させ、再発防止に努めることを答弁させていただきました。これらを推進するために組織としての情報の発信及び共有化を図るため、毎週月曜日に在庁部長による庁議、月1回の部次長会議、そして翌日に課長会議、その後各部においては管理職会議、課内会議、その他の会議等を開催いたしまして意思の統一を図ってきております。また、緊急の案件につきましてはグループウェアの掲示板等を活用し、周知徹底を図っております。

市民からの御意見、苦情などにつきましては手紙、メール、投書箱、電話などがあり、本年度より一括総務課が窓口となり投書、苦情等の受け付け用紙により対処しております。市に対する御意見は市長まで決裁をとり、関係部局に送りましてそれぞれ決裁をしています。苦情につきましては、

担当部局での対応、処理状況を担当部長に報告、決裁を経て総務課経由で市長までの決裁としております。部署の窓口及び担当での電話については、担当課で課長、部長まで報告、決裁し処理しているところです。市長名で郵送されてきました文書につきましては、総務課で開封、受け付け印を押し、該当する担当部局へ送ります。担当部局では、対応及び処理状況を上司に相談、報告し、部長決裁後、総務課経由で市長決裁となります。その後、回答すべきものについては文書により回答しているところであり、日ごろより市民からの御意見、苦情につきましては速やかに対応することとしておりますが、ケースによってはある程度の時間が要する場合もあるのも事実でありますので、この辺については御理解を賜りたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、大きな項目の2点目と3点目についてお答えをいたします。

初めに、風連中学校校舎移転準備についてと風連高校59年の歴史保存についてということでございます。初めに、施設移転計画と今後のスケジュールということでお答えをいたします。本年5月14日に風連中学校校舎移転準備協議会を設置し、同校教職員、PTA役員、校区内小学校PTA役員の代表の皆さんにより5回にわたり熱心な議論と要望、提案をいただき、風連高校施設改修の実施設計に反映してまいりました。こうした協議を経て、12月3日に同移転準備協議会を代表して井上会長、鈴木副会長から審議結果による風連中学校の移転計画について報告をいただいたところでございます。これまで御協力を賜りました委員の皆様、関係者の皆様に感謝とお礼を申し上げます。今後は、実施設計に基づき平成22年度に校舎、格技場、屋内運動場の改修工事に着手してまいりたいと考えております。また、これと並行して北海道教育委員会と校地、建物などの施設の譲渡に関する具体的な手続を進め、円滑に風連

中学校の移転を実施してまいりたいと考えております。改修工事に要する期間は、おおむね6カ月程度と見込み、降雪時期前の引っ越しを想定してございます。

次に、移転に当たっての問題点ということでございます。風連中学校が現在の風連高校の位置に移転した場合、通学路の変更が必要となります。風連中学校校舎移転準備協議会における検討審議の中で、PTAの代表の皆さんからも通学路の環境に対する安全、安心対策について要望や御心配の声がございました。通学路の決定に当たっては、交通安全対策、防犯対策などの環境整備が整っている路線を選定することが基本であり、具体的な路線の選定に当たっては風連中学校と協議をしてまいります。あわせて、想定される新たな通学路の安全、安心対策及び環境改善が図られるよう関係部局と協議を進めてまいります。風連中学校移転に伴う備品等の整備につきましては、風連中学校の教職員の皆さんにより御検討していただいているところでございます。整備に関する基本的な考え方は、破損、汚損、経年劣化等により使用にたえないもの、また移転後の施設環境に対応するものを中心に備品整備に関する要望をいただいたところでございまして、今後新年度予算編成において協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、報告以外の対策ということと、それから移転に係る予算見込みについてお答えをいたします。風連高校の学校施設、これは校舎あるいは校地の譲渡ということでもありますけれども、平成22年度に実施していただくよう北海道教育委員会に要望しているところでございまして、学校施設等の改修工事についても年度内に完了の予定でございます。しかしながら、通学路などの環境整備については、今後年次計画等により対応すべきものがあるものと想定されますので、関係部局と協議を進め対応してまいりたいと考えております。平成22年度予算において、1つとしては校舎、屋内運動場、格技場の改修工事、2つとしてはグ

ラウンド、野球場などの改修工事、3つとして備品類の整備関係諸費、4つとして通信回線の敷設、コンピューター設備等の移設整備関係諸費などについて協議を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

次に、風連高校記録保存の考え方、それから保存のための予算ということでございますが、風連高校の59年にわたる歴史と創立以来長年にわたり風連高校で学ばれた生徒の皆さんと教え導かれた教職員の皆さんによる輝かしい教育活動の足跡を末永く伝えていくために、本年度北海道風連高等学校閉校記念協賛事業協会がCDやDVDを制作いたしました。名寄市では、この記録保存事業にこれまで支援をしてきているところでございます。また、部活動を初めとする生徒の皆さんの活動の成果である品々については引き継ぐ方法、内容などについて風連高校と協議を始め、検討してございます。基本的な考え方として、収蔵保存と必要に応じて公開や展示を行い、資料の収蔵保存場所については風連歴史民俗資料館を想定してございます。具体的な収蔵品の選定及び展示方法については、今後風連高校及び関係者と協議を重ねてまいりたいと考えております。収蔵展示に関して新たな経費が発生する場合もしくは必要となる場合は精査の上、対応してまいりたいと考えてございます。

次に、大きな3点目の全国学力テストの結果を受けた指導改善プランの活用についてということで、初めにその本年度の結果と傾向についてお答えをいたします。本年実施した全国学力・学習状況調査の結果の分析を行いました。初めに、学力状況調査の関係ではありますが、この調査により測定できるのは学力の特定の一部であることや学校における教育活動の一側面にすぎませんが、幾つかの成果と課題が明らかになりました。教科ごとに全国と比べますとよかった点では、1つとして国語では小中ともに情報を適切に収集することができる、2つとして小学算数では基本的な四則

計算ができる、3つとして中学数学では括弧を使った計算ができるなどの結果となりました。課題となった点は、1つとして国語では小中ともに表現方法が苦手である、2つとして小学算数では少数の除法が苦手である、3つとして中学数学では1次方程式が苦手であるなどの結果となりました。また、小学校の算数や中学の国語は前年度よりポイントが上がりました。また、早寝早起き朝御飯運動の奨励、読書活動の充実、家庭学習の奨励等について、重点的に各学校に指導してまいりましたが、今回の学習状況調査では読書が好きであると答えた生徒が全国平均を上回るなど成果が上がってきてございます。しかし、中学生の家庭学習の時間が1時間程度と少なく、ゲームやテレビ、携帯電話などの時間が多いという結果も出てございます。

次に、指導改善プランとその活用方法についてでございます。今年度も教育研究所に依頼し、過日指導改善プランとして報告を受けました。今回で3回目となる指導改善プランの特徴としては、1つとして3年間の集大成として名寄市の傾向をとらえたこと、2つとして主な課題を取り上げQ&A形式にし、その解決策を明示したこと、3つとして今回のテストを受けた児童生徒に対して再度指導し、定着を図るためにも冊子の完成時期を早めたことなどが挙げられます。今回の指導改善プランの冊子は、11月下旬に全教職員に配付をいたしました。3年間を通しての課題も明らかになってきていますので、それぞれの課題を解決するためにはどの学年で何を指導したらよいかなど、全学年を通して一人一人にきめ細かな指導となるように作成をいたしました。教育研究所での活用場面の工夫や各学校での校内研修での活用、指導主事訪問などを通してプランから実践へと高めてまいりたいと考えてございます。

次に、今後の指導改善策についてということでございます。学力調査による手だてだけでなく、基礎的、基本的な学力の定着を図るものとなるよ

うに教師の指導技術の向上や家庭との一層の連携を図る必要があると考えています。そのためには、教育研究所の取り組みなどを通して各学校や教師個人が蓄積したすぐれた実践の交流、チームティーチングの活用を図りながら一人一人に応じたきめ細かな指導、指導主事を交えながらの国内研修など、今後もわかる授業の構築に向けて支援してまいります。また、早寝早起き朝御飯運動の奨励、読書活動の充実、家庭学習の奨励などにつきましても今後も継続して取り組むとともに、特に家庭学習の奨励につきましても家庭学習の習慣化を目指して宿題を出したり、学校だよりや保護者懇談会などを通して保護者との一層の理解と協力を求めていくよう各学校へ指導してまいりたいと考えています。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきます。

初めに、職務執行体制についてなのですが、今総務部長のほうからなる現体制のあり方について御説明をいただきまして、お話を聞いた限りでは水も漏らさぬ完璧な執行体制がしかれているというふうには私はお聞きをしました。すばらしい体制がしかれているというふうに思います。しかし、やはりここは人間ですから、過ちですとか、いろんなやっぱりミスが生じててもこれはいたし方がなくて、やはりそういう意味ではチェック体制をいかに強化していくかということが1つの……一方で体制をつくりながら一方で検証、チェックをするシステムを、これは釈迦に説法でちょっと、なかなか口幅ったいのですが、その辺がなければなかなか仏つくって魂入れずみたいなことにもなってしまうのではないかなというふうに思うものですから、ちょっと質問をさせていただいているわけです。

2年前のこの場で、当時中尾総務部長でしたが、しっかりとした体制をつくり出すというような答

弁をいただいて、それから私のほうからいろんな形で再発防止に向けての具体的な策を練って、それを市民の皆さんに見えるような形で伝えてくださいというようなお約束も、これは今から思えば一方的だったのかもしれませんが、当時の中尾総務部長の同意はいただかないままに、よろしいですねということで私が一方的に進んでいったようなきらいもしますので、自信はないのですが、いずれにしてもしっかりとしたマニュアルあるいはシステムによって、それを今総務部長のお話のとおりしっかりとした体制でやっているということを改めて市民の皆さんに伝えていただければ、さらに安心度が増すのかなというふうに思います。

それで、体制はわかったのですが、先ほど来申し上げておおり、その体制を検証、チェックするシステムというのはどのように機能しているのかお聞かせ願えますか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 19年の12月議会で当時総務部長だったときに議員から当然かつ大変厳しい指摘をいただきまして、早速私どもも組織として対応策ということで総務部長がただいま答弁させていただいたとおりの対応をさせていただいております。市民の皆さんとの対応に限らず、予算の執行あるいは事務処理につきましてもやはりクロスチェックがどうしても必要ということで、これにつきましても庁議あるいは部長、次長会議等機関会議、さらには課長会議等で徹底をして、なおかつこれをまた部内あるいは課内会議で徹底をしていただいて、さらにきちんとそれが伝達されて協議されているのかにつきましても改めて報告をいただくということでの検証ということで進めております。そのほかには、メールでありますとか手紙でありますとか、あるいは電話で苦情等、道路の関係あるいは公共施設等につきましてもかなりの数でいただいております。これらにつきましては、いただいた指摘をどういうふうに対応していくのかという改善策も含めて文書で出しても

らって、これを市長まで決裁に上げるという処理をしております。

昨年の6月、副市長に就任をいたしましてから部にまたがる事項あるいはどうしても当事者同士で糸口が見つからなくて法的な解釈が要するという問題につきましては5件、私のほうで預かりました。このうちの3件は、やはり法律の専門家に相談をさせていただいて、これは相手とも協議をしながら解決をさせていただきましたし、残る2件については現在協議のまだ最中でございます。これは、発端がやはり数十年前から土地に絡む問題ということで、当時の方法がどうだったかということも申し上げられませんが、やはり行き違いがあって双方それぞれ錯覚をしたままずっと経過したということで、これはもう判明した時点で誠意を持って対応をさせていただくということで今進めておりますけれども、ただ一方でこうした案件につきましては議会あるいは市民の皆さんにもきちんと説明をする私ども責任がございますので、これは当事者同士で情情的に解決をするということではなくて、やはり法的にクリアができて議会にも市民の皆さんにも説明がつくという段階で落ちつかせたいということで、今ちょっと時間かかっておりますけれども、対応させていただいているということを報告させていただいて、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） 今中尾副市長のほうから誠意を持って当たっていきたい、当たっているのだというふうなお話があったのですが、結論としては本当にそのことに尽きると思うのです。誠意というのは、いろいろなことが誠意に当たると思うのですが、その大事なことの一つに2年前に副市長もおっしゃっていますが、まず初期対応をするのだと、早目に問題解決するのだということが一つの誠意の具体的なあらわし方だというふうに思います。それがやはり1年たった、2年たったということになってくると、当然初期対応が

しっかりしていればほどなく解決できた問題もそうではなくて複雑化していく、あるいは補償もその中では絡んでくるというようなことにもなってしまいますので、ぜひこれはもう最後はシステムとかなんとか、マニュアルではなくてやっぱり一人一人のハートの問題だと思うのです。職員の皆さん、私たち市民も含めて双方心の問題、ハートの問題だというふうに思うのです。ですから、今まさに副市長がおっしゃった誠意という部分をしっかり一人一人が心の中に置いて、いかに自分は誠意を持って事に臨んだかというのを、それこそ自分しか最終的には検証できる者はいないわけですから、人に、よそ様に検証してもらおうあるいは組織、機能として検証するというのではなくて、やはり一人一人が自分みずから検証すると。自分は今、きょう誠意を持って事に当たったかと、いろんなことがこれは言えると思うのですが、そのごく当たり前のことをごく当たり前にやるところからあの問題は初期的に解決されていくというふうに思いますので、これ以上くどくどとは申しませんが、今副市長のおっしゃった御答弁で私は理解をしているつもりですので、さらに今言ったように誠意をしっかりと持つということのみずから言い聞かせていくことを望んでこの問題、この質問については終わります。

それでは次、2点目の風連中学校の移転なのですが、お聞きしたいのは、これは当初のスケジュールからいうと2カ月ほど報告が遅くなったということになる。当初9月あるいは遅くても10月というような日程だったかなというふうに思うのですが、それが最終的には12月3日に報告がなされているということで、そのスケジュールのおくれが、それはそれでいろんな理由があったからよろしいと思うのですが、そのことが新年度の予算反映とか移転に関する部分で影響というのは出ないものなのではないでしょうか。その辺はいかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 協議の中の結果を踏まえて実施設計に反映させるということでこれまで協議しておりましたので、協議会のほうについては11月でもう既に終わっておりました。ただ、報告について、そのまとめということで12月にいただいたということでありまして、11月にはもう協議会は終わっておりますので、その中で実施設計にどういった部分を反映していくか、それからその他それに付随するものについてどのようなことが出てくるのかということで、それは把握しておりまして、今回の予算のほうに反映させていきたいというふうに考えてございます。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） それから、予算額、数字がなかなか聞こえてこないのですが、今回の予算の議論の中で12月4日には締め切ったということなのですが、なかなかこの移転に関する部分の予算というのが聞かれないのですが、これは何か理由があるのでしょうか。あるいは、9,000万円とも1億円ともいうふうな数字がいろいろ出てきているのですが、不確定な数字は出てきているのですけれども、そのところはいかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） これは、12月の例年財政課長査定を通して、それから翌年に副市長、総務部長、それから市長査定ということでございます。そういった部分で、当方で上げている金額というのはあるわけですが、予算査定の中でその数字も若干変わってくるだろうというふうに思います。ですから、この中でこういった金額というふうに申し上げることが、この申し上げることによってその数字がひとり歩きするということでは、非常にこちらとしてもちょっとその辺については申しにくい部分があるかというふうに思いますので、その辺については御勘弁いただきたいなというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） 私なんかは、余り性格がいいほうでないものですから、数字が見えてこないとし惜しんでいるのではないかなんて勝手に思うのですけれども、決してそうではなくて慎重に十分に計画を積んでいただいているというふうな理解でよろしいということですね。わかりました。

それで、次は子供たちにもアンケートをとったようなのですが、新しい校舎のイメージづくりという部分です。中の教室あるいは施設等については、準備会、協議会の皆さんの慎重な話し合いがなされていますので、そのところは現場では心配なく進めていかれるのかなというふうに思うのですが、イメージづくりというほわっとした部分というのはなかなか見えてこない、わからない部分なのですが、例えば私はずっと以前から申し上げていることは外壁の塗りかえ、色ですね。今は土色というか、落ちついた非常にシックな色合いになっているのですが、中学校に生まれ変わるということで、そこはやっぱりアンケートでも1位を占めていたのがやはり校舎の白い色というふうなのが出ていましたよね。ですから、そのあたり、これは外壁を全部塗りかえとなると、それこそ予算がかなりかかってくるのかなというふうに思うのですが、私は思いとしてはやはりもとの風連高校に入るということではなくて新しい風連中学校に入るのだという、そんな弾んだ心で子供たちに校門をくぐってほしいという思いが強くなるものですから、ですからこのイメージというか外壁、まずはわかりやすいところで外壁という話をするのですが、そのあたりいかがですか。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 協議会の中でも生徒たちあるいは教職員の考え方ということでアンケートをとっていただきました。その中で、今おっしゃったようにイメージとしてやっぱり校舎内外、白ということになります。そういった意味で、校舎の壁についても一部やはり亀裂といいますか、

少々ひびが入っている部分がございます。そういったような補修等も含めて、そういった子供たちの希望に沿ったような形で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） 大変うれしいです。本当に単純なのですが、やっぱりぱっと学校を見たときに壁の色が違ったりとやっぱり違うのですよね、イメージが。ですから、ぜひ単年度で全部が無理であれば校舎だけとか、次の年は体育館とか、そこは年次計画でもいいのでしょうかけれども、ぜひ子供たちが今度の校舎に入るときにはそういう形でやっていただければ、大変地域の私たちもOBでもあるのですが、うれしいという気持ちでおりますので、期待をしております。

それから、5回目の協議会の場でも強く意見が出ていましたが、通学路の問題です。これについては、建設水道部長の御答弁をいただきたいということでお願いなのですが、あそこはまず街路灯が歩道側ではなくて反対側の北電の電柱についているということで、個数について言えば高校前から農協の倉庫のところに出るまで約10個、もう少しあるでしょうか、ぐらいついているのですが、たまたまつけている位置が低いものですから光の広がりが少なく、歩道のほうは真っ暗ではないのですけれども、結構暗いのです。ですから、あれが高く、ある程度もうちょっと二、三メートル高く上げてもらっただけでもかなり、今の本来的な解決ではないのでしょうかけれども、違うのかなというふうに素人目で思ってみたりもしています。それが1点。

それから、歩道が切れるのです。ずっと26線道路の北側に歩道がついているのですが、それが途中で切れます。その先は、道路が細くて歩道はつけられる状況にはありません。民家が迫っております。ただ、その手前30メートルぐらいのところから右に曲がる道路が走っています。直角に曲がる道路が走っているのですが、これはその道

路の両側に入ったり、民家あるいは畑があるのですが、出入り口はないはずですが、ですから、そこを、長さにしましたら50メートルぐらいでしょうか。そこには街路灯が2本ほど立っているはずですが、そこは私の考えでは車両の進入禁止にしてもいいのではないかと。実質それほど支障はない、車の通行等で障害は出ないのではないかなというふうに思いますので、もし現場がわからなければ見ていただければ、その辺はよろしいかなと思うのですが、そのこのところ、まずその2点いかがでしょうか。現場の確認も済まされているというふうに思うのですが。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 今佐藤議員のほうからお話がありました。まだ私どもも教育委員会のほうと通学路については協議をさせていただいておりませんので、どの路線が通学路になるかという確定はしておりませんが、したがって方針はまだ出しておりません。

今御質問のありました26線の北電に共架している防犯灯だというふうに思います。それと、今言われた道路は東4号南線かなというふうに考えています。26線の部分は、私どもも通らせていただきまして現地は確認させていただきました。言われるように、もう灯具も古いということもございまして低く設置されているということもありますので、この部分は多分通学路になるということも含めて来年度もう一度調査をさせていただきまして、新しい大きな照明灯が必要かなというふうにも考えていますから、その辺灯具の取りかえで照度がとれるか、新しい照明灯が必要かもちょっと調査をさせていただきまして実施をしてまいりたいというふうに考えております。

それと、東4号南線の部分は、これも号線ですから本来ですと6間は確保されていなければならないのですが、実際現地を見るとかなり狭隘になっていて歩道がとれる状況にはないのではないかとこのように考えます。私ども今佐藤議員

が言われたように、なかなか通行どめという部分でいえば公安との協議も必要になってきますから難しい面もあるのかなというふうに思いますけれども、その辺も夜の部分でここも照明を少し大きなものをつけて白線処理が必要かなというふうなことも考えて、これもちょっとまた調査してみないとはっきりしたことは申し上げられませんが、一応安全対策については来年度以降調査をしながら、もしできるものがあればやっていきたいというふうに考えていますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） これ来年、今の御答弁の中では移転時期は雪が降るまで、降雪時までというふうなお話でしたので、その時期までにはしっかりとした対応ができていけばよろしいのかなというふうに思いますが、小室副市長はよく御存じだと思うのですが、神社の下をB Gのほうに行く道路ではなくて今藤倉庫のところから検査場へ抜けていく道路があるのですが、その部分を私はとめてもいいのでないかと、車両禁止にしてもいいのでないかというお話をしているのですが、それはおわかりですね。

（「それが4号線です」と呼ぶ者あり）

○10番（佐藤 勝議員） ああ、そうですか。ちょっと線名まではわからなかったものですから。まだ通学路が決まっていないということで、先走って言うのもなんなのですが、高校生がずっと長年歩いていましたので、通学路であろうとなかろうと実際子供たちは最短ルートを通るのですね、私たちもそうですけれども。当然ルートは、どういうルートに正式になるかわかりませんが、子供たちは間違いなくあそこの道路は歩きますので、そのルートに沿って整備を進めていくべきだというふうに思います。

それから、まずそこを出て駅裏の太い通りを渡って、やがてJRをまたぐ跨線橋に差しかかるわけですが、こここのところが現況はまず道路として

は、足元としては1メートルまでないほどの舗装というか、一応人が1人歩ける状態の舗装はされていて、その両わきはかなり草道なのですが、幅はあるのですけれども、草道になっていてぬかるみもあるということです、そこは車が通るところではありませぬので、やはり今の3倍、2メートルぐらいの幅の整備が必要かなということと跨線橋も何か一部改修するというふうなお話も聞いてはいるのですが、あれも古いものですから、やりかえとかそんな大げさなことではなくて、かなり側のプラスチックの壁が穴あいていたりとか、非常にみずばらしい状態になっているのです。あれは、それこそそれを新しいものに張りかえたからといって、それほど予算が大枚にかかるものではない、私のポケットマネーでもできるぐらいのものかなと思うぐらいの規模です。今は薄い水色のなのですが、できればあれはやっぱり透明であったほうがいろいろ安全性も含めて、明るさも含めてよろしいのかなというふうに思っていますので、あれはぜひ子供たちが歩く来年の降雪までには新しくしていただきたいというふうに思っているわけですが、いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 今の跨線橋周辺の取り付け道路の考え1つです。これは、今の子供の通学路とは別に、今現状もだけれども中学校の通学路には何か指定はされているということなのですけれども、私どもはそれとまた別にことし住民と駐在所が交通安全や防犯などの情報を交換し、住みよい地域づくりをするために意見交換をするという会で名寄警察署、風連駐在所の連絡協議会がございます。その中で御指摘がございまして、防犯上の観点から人道橋の部分の東側の取り付け道路部分、約五、六十メートルございましょうか。これは、今言われたように1メートル少しの幅がありますのをことしじゅうにというか、来週歩道を3メートルほどに広げさせていただく

のと舗装をさせていただくのと防犯灯を2灯つけていただく。それと、駐在所さんからの要望で不審者防止のためにさくをつけるという、ここだけはとりあえず今年度中というふうにやらせていただきたいというふうに思っていますし、今言われた跨線橋の部分では今の防風の壁と塗装と階段の危険箇所については、今新年度予算の中で予算を要望させていただいて実施をしていきたいというふうに考えていますので、御理解をいただきたいと思っています。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） よくわかりました。子供たちが歩くまでにはきれいになるというふうなお話ですので、大変うれしい思いで聞かせていただきました。

移転に関しては、第5回目の協議会の場で校長先生がおっしゃっていましたが、これほど移転等の問題で市当局から懇切丁寧にいろいろ御相談を受けて協議の場を持たせていただいた経験はないと。いろんなところは経験してきたけれども、我が名寄市ほど非常に丁寧な対応をしていただいたところはないというふうな感謝の言葉も申されておりましたので、そのことも自分の思いとしてこの場で改めてまた申し上げて、この問題を終わります。

それから、最後に学力テストなのですが、これは岩木議員がきのうお話しされておりましたので、それ以上でもなければ以下でもなくて、私も非常にやりづらいのですが、ただやはり1つまずお聞きしたいことはこの間の道議会、12月2日の道議会で道教委の高橋教育長が改善を必要とする学校は道内の小中学校で約2割あるというふうなお話をされていますよね。その2割に我が名寄市は入っているのだろうかという。しっかりとした改善策が、3年にわたってプランができていますので、多分この2割には入らないだろうという確信はあるのですが、確認させていただけますか。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 先日、北海道教育委員会では北海道の平均正答率の管内別の成績なども発表したところであります。この中で想像どおりといえましょうか、石狩が一番高かったと。そして、今回は十勝、そして上川がやはり全道では非常に高い順位にあると。逆に非常に低い地域もございまして、恐らく道議会の答弁はそういう地域の幾つかの学校を指して言っているのではないかと。名寄のように初年度から、平成19年度から指導改善プランをきちっとつくって対策を進めているところは少なくともこの2割には該当していないと、こんなふうに道議会の答弁からは判断されます。私たち名寄市を考えてみますと、全くそれには該当しないと、成績の面からも該当しないと、このように信じております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） 安心しました。まずは本当に安心しました。

それから次に、来年から全員参加のテストはやめになって40%抽出するということなのですが、それは参加は逆に自由になるということなのですが、来年以降もしそういう抽出になった場合、名寄市としてはこの学力テストには参加していく方向なのかどうか、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 昨日の岩木議員のときにもお答えいたしました、国の動きがまだはつきりしていないということもございまして。それから、北海道教育委員会ではこれに関してはやはり悉皆調査でぜひ来年度も実施していただきたいと、こういう要望を出しているわけでもございまして、その辺の動きをしっかりと見ていかなければならないかなと。例えば名寄だけがこの問題を全学校でやったにしても、これを全国との比較をどうするのかとか、あるいは採点業務をどうするかとか、こういうさまざまな問題を抱えております。そのようなことから、やはり上川管内として足並みをそろえろとか、こういうことも必要ではないかな

と、こう考えているところであります。いずれにしても、このテストが3年間行われたことによって非常に名寄市自体も全国の中のレベルを把握することができたと、こういう大変有効なテストであったと私は考えております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） いずれにしても、来年から形が変わるといいますので、この3年の経験を有効に生かしていただきたいというふうに考えております。

それから、ただいま名寄市の子供たちの傾向としては、やはり読解力であるとか方程式であるとかというものが苦手だということで、これは本当に子供たちだけでなく私たちの……というよりも私の苦手な部分そのままと言ってもよろしいのですが、ですから非常によくわかるのですが、1つの解決策としてやっぱり学校のほうではしっかりやっていただいているし、先ほど来その改善プランがあるので、それに沿って今後さらに教育が進められていくというふうにも期待をしておりますが、一方家庭のほうやはり御答弁にもあったとおり1時間足らずの家庭学習に終始しているということで、その結果、世界的に見ても日本の子供たちの学力、西暦2000年のころは世界トップクラスだったのですが、それがもう2004年の段階、これはOECDでやっている学力国際比較で見てもずっと低下をしてきて、それがさらに今現在も低下をし続けているということで、その一つにはやはり家庭の教育のあり方、学習のあり方が大きな要因であるというふうな分析があるようですが、問題を保護者といかに共有していくかという手だてはどうでしょうか、具体的には。いろいろクエスチョン&アンサーにも出ていますけれども、現実としてなかなか子供たちが机に向かわない。その結果、期待する学力が出てこないというところなのですが、そのあたりはいかがなものでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいまお話のとおり、家庭学習の定着というのが大変難しい様相をはらんでいるのかなと、こんなふうにかんがえたりしているところであります。名寄市教育委員会としては、平成16年度から教育行政執行方針の重点項目の中に実は家庭学習を上げておりました。しかし、全国から見るとやはり決して満足できる数字ではないと、こう思っているところであります。それで、昨年家庭学習への啓発を各家庭に行わせていただいた。そのおかげで子供たちの意識は高まった。したがって、今回の調査では家で勉強しているよと答えた子供は非常に高くなった。しかし、時間を調べてみるとまだ全国には及んでいないという。こういうふうに一歩一歩かなと、こう思ったりしております。北海道は、御案内のとおり中学校で宿題を出す量というのは4つに分けたうちの最下位に属しているところであります。しかし、宿題だけが解決する問題だとは私は考えておりません。さまざまな家庭環境がございます。ですから、やはり公教育としてまず学校がしっかり役割を果たすこと、そして家庭でどうということをするか、各学校がそれぞれやはりしっかりと子供に目安を与えることがこれからは大切でないかと、こんなふうにかんがえたりしているところであります。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） やはり子供たちがみずから学ぶ意欲、喜びというのをみずから持たない限りは幾ら親が、先生がやれやれと言ったって、それはなかなか身につかないものだというふうにかんがえ上思っています。今改善プランという本当に非常に有益な、有効な道具を名寄市としては持っているわけです。それが既に先生方には手渡されていて、やはりこれは保護者の方にはどうなのでしょう。渡るようなことなのでしょう、いかがですか。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） この指導改善プランそのものを直接保護者に渡す予定はございません。

学校でそれを十分活用しながら、そのうち必要なものは家庭ともしっかり連携をとって学習活動を進めていくと、こういうふうを考えています。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） ポリユームもポリユームですから、全部が全部とってなかなかな、それこそ経費の問題もありますので、難しいと思うのですけれども、ただ家庭に関する部分というのはそれほどのポリユームでもなくて、当然それは学校を通して先生方を通して子供たちを通して保護者のほうには行くでしょうけれども、あるいは懇談を通して伝わっていくでしょうけれども、やはり研究所の生の資料として保護者の方に見ていただくと、非常にわかりやすく理解しやすく具体的に書いてありますので、これはぜひその部分を、家庭の部分をピックアップして家庭で今何をしなければいけないか、何が抜け落ちているのかという部分をぜひ保護者の皆さんに伝えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） この指導改善プランは北海道でも誇り得る、こういうものと自負しております。その中の家庭に関する部分をぜひ家庭にということでございますので、これはまた教育研究所とも相談しながら検討してまいりたいと。それから、教育研究所では独自に家庭学習についての実態調査を平成20年度実施しております。今年度も今実施中でございます。こういう成果もまとめたものをしっかりと家庭にフィードバックすると、こういうことを検討してまいりたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） いろいろわからないながら思いつくままに申し上げてはいますが、やはり一番大事なことは子供たちが自分の未来に夢を持つことができるかどうかということに尽きると思うのです。ここにもそのようなことが書かれていますが、どんな夢でもいいと思うのです。テ

レビを見るとサッカー選手になりたいとかという子供もいますし、野球選手になりたいという、それから父さんのようになりたいという子供も……私の子ではないですよ。いますので、やっぱりそういう小さいときに持った夢を大事に学校も地域も保護者も育てていくような思いがあれば、子供たちにもそれが伝わって頑張る、みずから学ぶ力が出てくるのかなというふうに思います。ですから、子供たちの今持っている夢をしっかりと把握をして、そしてそれを育てていくというような思いをみんなで共有していくことが一つのポイントになるのかなと。ど素人ながら申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小野寺一知議員） 以上で佐藤勝議員の質問を終わります。

10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時51分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農地流動化対策について外2件を、田中好望議員。

○17番（田中好望議員） ただいま議長の御指名をいただきましたので、通告順に従い質問をさせていただきます。ただ、1点だけ、農業関係3点でございますし、日根野議員、谷内議員と多少重なる面もございますので、御了解をいただきたいと思っております。

大項目の1点目、農地流動化対策について、後継者不足に伴う農地集積の限界とその対策について。農業を取り巻く環境は、現在農業者の高齢化、後継者不足、農産物の価格低下等厳しい状況にあるところであります。農地の流動化について、風連地区の一部ではもう集積に対しての限界にある地域もあります。農業振興の面からも集積に対しての施策について、避けて通れないことと思うところでございます。今後行政としてどのように推

進するかをお伺いをいたします。以前風連地区、名寄地区で農地のあっせんの手法が少し違っていたわけですが、現在はどうか、また昨年度のあっせんの実績をお知らせを願いたいと思います。

小項目2番目の農地保有合理化事業の取り組みを、JAとの協議。このように厳しい農業情勢の中で、道内に農地保有合理化事業に取り組んでいる自治体があると聞いておりますが、その現状と課題についてお伺いをいたしたいと思います。当名寄につきましては農業関係団体、特にJAとの協議をして、第三セクターということになるかと思っておりますけれども、農業振興公社的なものを立ち上げることが可能かどうかをお聞きをいたしたいと思っております。

続きまして、大項目2番目の政権交代による戸別所得補償制度についてお伺いをいたしたいと思っております。本年の衆議院総選挙におきまして、民主党が公約に提示いたしました中に戸別所得補償制度があります。平成22年度から米の戸別所得補償モデル事業を行うということになっておりますが、新聞報道等によりますと財務省等が予算の圧縮を求めているということで、なかなか先がまだ見えていないという状況かなというふうに思っておりますが、現段階における制度のありよう課題についてお知らせを願いたいと思っております。

2番目に、水田利活用自給力向上対策の概要と現行制度との比較についてお伺いをいたしたいと思っております。この事業につきましては、産地確立交付金、水田等有効活用促進交付金、需要即応型水田農業確立推進事業の3事業の一本化をすることとありますが、この事業の概要と現行制度との比較についてお伺いをいたしたいと思っております。

小項目3番目の市の農業振興条例等の見直しについてでございますが、現在の農業振興条例が乱暴な言い方をすれば悪いとかいいとかという意味ではなくして、政権交代により農業制度の政策が大きく変わる可能性があると思っております。それらの

状況を踏まえ、見直しをすべきではないかなというふうに考えているわけですが、その方向性をお知らせを願いたいと思っております。

大項目3番目の21年産農産物の冷湿害対策について、これが一番ダブるかなというふうに思っておりますけれども、お許しを願いたいと思っておりますけれども、小項目の農産物の作況と減収額の状況について。本年は、7月の低温、長雨、日照不足により冷湿害を受け、農業所得の減収となったわけですが、農作物の作況と減収額について再度お知らせを願いたいと思っております。

小項目2番目の冷湿害に伴う国、道及び市の支援策について。この冷湿害によります支援策については、JAが中心になると思うわけですが、国、道及び市の支援策についてどのようにお考えがあるのかをお伺いをいたしまして、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） ただいま田中議員から大きな項目3点にわたり御質問をいただきました。すべて私からの答弁となりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

大きな項目1点目、農地流動化対策、初めに（1）、後継者不足に伴う農地集積の限界とその対策についてお答えいたします。農業を取り巻く情勢は、農産物価格の低迷や高齢化に伴う農家戸数の減少、後継者不足などの厳しい農業情勢が続いております。農地あっせんの実績につきましては、平成19年度43件、195.6ヘクタール、風連地区が28件、81.2ヘクタール、名寄地区が15件、114.4ヘクタール、平成20年度は31件、124.5ヘクタール、風連地区24件で77.9ヘクタール、名寄地区で7件、46.6ヘクタールとなっております。あっせん方法につきましては、風連地区の農地あっせん申し出者は農用地利用改善事業実施組合を経由し、事務局に申し出がなされ、あっせん譲り受け候補者名簿から

農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づき買い受け者の選定、農地の価格を設定いたします。あっせん当日は、地元、隣接農業委員及び地区改善組合からの3名の委員を加え協議決定し、あっせんが成立します。名寄地区におきましてもほぼ同様の仕組みであります。農用地利用改善事業実施組合は設置しておりません。旧風連町において農用地流動化推進設置規定がございましたので、名寄地区にも取り入れ、農用地流動化推進員を新たに配置いたしてございます。

農地流動化について、農業委員会では昨年12月に農業委員選挙人名簿登載申請を各農家に依頼した際、農地流動化に対するアンケートを実施させていただきました。総数717戸で、現状維持と答えた方が52%、373戸、農地を拡大したいと答えた方が18%、129戸、農地を縮小したいと答えた方が10.6%、76戸、無回答が19%、139戸となっております。

金融面では、従来からありました国による農家向けのスーパーL資金、貸付金利の4分の1を市が負担する制度でございますが、これの無利子制度が19年度から3年間創設され、当該資金の利用が大幅に増加したところでございます。また、市におきましても担い手の経営規模拡大支援策として、平成19年度より産地づくり交付金において農地の集積を支援する仕組みを推進してまいりました。最大10アール当たり1万8,000円を支援する制度でございます。しかし、多くの農家が後継者問題を重要な課題ととらえており、効率的かつ安定的な農業経営を目指す意欲ある担い手の育成確保を図ることが急務となっており、市の独自事業として営農意欲が豊かで経営感覚にすぐれた担い手の育成確保を図るため、農家子弟が新たな事業の取り組みに対する農業青年チャレンジ事業、農業後継者の就農を進めるための農業後継者就農奨励補助金や新規就農者等支援事業、また本年度で3年目を迎える家族経営協定についてもJA、普及センター、市、農業委員会、関係機関

が推進しており、将来このことが農業生産法人に結びつくものと期待しております。来年度から農業者戸別所得補償制度のモデル事業がスタートいたしますが、制度設計にはまだ不確定の部分もあり、これらを見きわめながら今後も農業担い手の育成確保について関係機関、団体が一体となり、名寄市農業・農村振興計画に基づき推進してまいります。

次に、(2)、農地保有合理化事業の取り組みをJAと協議できないかということについてお答えをいたします。農地保有合理化法人とは、農用地の権利移動に直接介入することで農業経営の規模拡大やそのほか農地保有の合理化を図ることを目的とする公的な法人でございます。北海道においては、財団法人北海道農業開発公社が道内一円を実施区域とし、農用地の売買事業などの事業を展開しています。農地保有合理化法人になることができるには、1つには民法の規定により設立された都道府県農業公社、2つ目には農業協同組合、3つ目には市町村であります。道内の農地保有合理化法人は、財団法人北海道農業開発公社を除くと16の法人があり、上川管内にはございませんが、主に空知、十勝管内に多くあり、農協が運営しているものが11、財団法人農業振興公社、いわゆる第三セクターが4、市が運営しているのが1となっており、事業内容につきましても貸し付けの事業と管理耕作が主な事業となっております。先駆的な取り組みとして有名な財団法人栗山町農業振興公社におきましても貸付事業と管理耕作が主な事業となっており、売買事業については財団法人北海道農業開発公社を活用しております。

貸付事業については、賃借人からの賃借料を貸付人に支払う内容となっております。公社運営のため、町、農協から職員派遣と多額の負担金、また事務費運営のため新規貸付双方から2%ずつ、継続は1%ずつ手数料として負担していただいていると聞いてございます。当市の農地賃貸の事務手続は、従来から農業委員会でも対応しており、新た

に公社を運営するための資金や人員の確保など多くの問題もあり、現在のところ農地保有合理化事業を取り組むということについては難しいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、大きな項目2点目、政権交代による戸別所得補償制度について、（１）、現段階における制度のありよう課題についてお答えいたします。現政権は、公約で掲げた戸別所得補償制度について、平成22年度から米についてモデル事業を先行実施することで概算要求がされています。内容は、平成23年度から導入する戸別所得補償制度の円滑な実施に向けて、平成22年度に全国規模で実証を行うモデル対策として水田作に着眼した米戸別所得補償モデル事業と水田利活用自給力向上事業を実施し、あわせて生産費等不足するデータを取得するための調査事業等を実施しております。

まず、米戸別所得補償モデル事業では3,371億円が概算要求されています。制度の概要としましては、米の生産数量目標に即した生産を行った販売農家に対して所得補償を直接支払いにより実施するとしており、標準的な生産に要する費用、過去数年分の平均と販売価格、当年との差額を全国一律単価として交付、差額につきましては定額部分として価格水準にかかわらず交付となっております。今回の対策のポイントとしましては、1つには生産数量目標に即した生産者に対してのメリット措置、2つには地域協議会などを經由せず国から農家に直接交付金を支払う、3つには米価変動に対し、補償対象の米価水準まで所得を補償する、4つには要件の確認などは市町村や地域協議会などに委託をする、5つには定額部分の単価は平成20年度の実費や21年産の米価水準を見てこの12月にも決定するとさせていただきます。

戸別所得補償制度に関する意見募集の結果についても農林水産省で公表されていますので、主な意見の一部を御紹介をいたしますと、日本の農業

の将来を見据えた制度にしてほしい、来春の作付に支障が出ないように事業の詳細を早く明らかにしてほしい、所得補償が生産調整のメリット措置であるならば、十分なメリットを享受できる制度設計が必要である、営農経営規模や耕作条件により生産コストが異なるので、経営規模や地域性といった条件に応じて交付単価を設定するべきではないか、認定農業者や担い手など基幹的な農業経営者に対象を限定すべきではないかなどなど、いろいろな意見が寄せられております。寄せられているこれらの意見につきましては、農業者、関係団体、行政関係など幅広い意見の集約となっております、私どもも早く制度の詳細が示されることを望んでおります。本制度につきましては、新たな対策のため既存の対策との比較ができませんが、概算要求額は大きな額となっておりますので、米の生産者にとっては有効な制度となるように期待をしております。

次に、（２）、水田利活用自給力向上対策の概要と現行制度との比較についてお答えをいたします。水田利活用自給力向上事業では2,167億円が概算要求されております。本事業は、平成21年度までの対策である水稻の生産調整支援の産地確立交付金1,466億円、麦、大豆、飼料作物等の作付拡大支援の水田等有効活用促進交付金404億円、今年度補正で新設された麦、大豆、新規需要米等の要求拡大に向けた取り組み支援の需要即応型水田農業確立推進事業1,100億円、これらを整理一本化するとされております。制度概要につきましては、自給力の向上を図るため水田を有効に活用して麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の戦略作物の生産を行う販売農家に対して主食用米並みの所得を確保し得る水準を直接支払いにより交付する、また従来の助成金体系を大幅に簡素化し、全国統一単価の設定などわかりやすい仕組みとするとしております。現状においては、単価につきましては麦、大豆、飼料作物で反当3万5,000円、新規需要米、米粉、飼料用、バイオ燃

料用等の米につきましては8万円、ソバ、菜種、加工用米で2万円、その他作物では1万円となっております。

これらの対策のポイントとしては、1つには作付規模、年齢を問わずすべての販売農家が対象となります。2つ目には、米の生産数量目標の達成にかかわらず、対象作物の作付面積に応じて交付することになってございます。3つには、作付拡大に対応できるよう作付面積の実績に応じて全国統一単価で助成、4つにはその他作物に対する助成は単価反当1万円に基づく支援枠を設け、地域の実情に応じて柔軟に助成対象作物単価を設定するとしております。それと、5つには麦、大豆については水田経営所得安定対策に基づく生産条件不利補正交付金、通称げた交付金ですけれども、これを引き続き交付するとしております。

この内容で本年度の名寄市の転作面積に置きかえますと、産地確立交付金が約9億5,358万円の66%程度で約6億3,000万円の交付しか見込まれません。また、その他作物では地域の実情に応じて設定できるとなっておりますが、反当1万円に基づく支援枠では大幅な減額となります。概算要求では、産地確立交付金の1.5倍程度の予算枠がなされておりますけれども、主食用米並みの所得を確保としておりますので、水田等有効活用促進交付金にかわる対策、需要即応型水田農業確立推進事業にかわる対策があるとは考えておりますけれども、このままですと転作されている生産者にとりましては厳しい状況となると心配をいたしているところでございます。

次に、(3)番目の市の農業振興条例等の見直しについてお答えをいたします。戸別所得補償制度に絡んでの条例等の改正につきましては、産地確立対策につきましても同様でございますが、市が事業主体ということではございませんので、直接的に条例及び施行規則にも影響がないものと考えております。しかし、新政権になり農業政策が大きく変わることが考えられます。さらには、国

は今現在平成17年に策定した食料・農業・農村基本計画につきましては、来年の3月をもって5年目を迎えるということから見直しの論議を進めております。これらの情勢を注視しながら、名寄市総合計画、農業・農村振興計画の後期計画の策定の中で条例等の見直しを検討してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、大項目3点目、21年産農作物の冷湿害対策について、初めに(1)、農作物の作況と減収額の状況についてお答えをいたします。昨日も申し上げましたけれども、水稻に関しましてはウルチ米が1万2,500俵で、うち1等米が約4,800俵で39%、2等米が約7,700俵で61%、モチ米では約12万6,900俵で、うち1等米が約4万3,200俵で34%、2等米が約8万3,700俵で66%となっております。収量、品質とも大変厳しい状況でございます。被害見込額としましては、14億4,000万円を見込んでおります。小麦につきましても春まき小麦では、共済引き受け戸数111戸に対しまして支払い予定戸数13戸、秋小麦では共済引き受け戸数164戸に対して支払い予定戸数101戸となり、共済の被害減収量から推定される被害見込額は約4,400万円を見込んでおります。小豆につきましても支払い予定戸数49戸で、被害推定額900万円を見込んでございます。大豆につきましては、まだ数量、共済でも集計されておきませんが、これについても大幅な減収というふうに聞いております。そのほか野菜等の作物につきましては、JAの青果物取り扱い見込みから、平成20年度取り扱い実績約24億2,600万円に対しまして、本年度の事業計画では26億円を計画してございまして、取り扱い見込額では27億1,000万円と計画より実績は上がっております。青果物の取扱額が伸びているのは、取扱額の多いバレイショ、グリーンアスパラ、カボチャ、スイートコーン、タマネギ等の単価が順調であったことが原因でござ

います。酪農に関しましては、牧草のデントコーン収量はおおむね平年並みとなっておりますが、品質低下による栄養価が若干平年を下回り、栄養補給に必要な飼料分として約1,000万円の被害額を見込んでおります。

(2)、冷湿害に伴う国、道及び市の支援策についてお答えいたします。国の支援策では、金融による対策として被害農業者が長期運転資金を無利子で借りられるよう、スーパーL資金の無利子化枠を3億円確保いたしてございます。北海道が別途検討している農林漁業セーフティーネット資金等を対象とした道と市町村による利子助成とあわせて被害農業者を支援するとしております。農業共済による対策としては、水稻については被害粒が多く発生したことから、北海道農業共済組合連合会からの申請を受け、被害粒分を収量から除くための調整措置を実施するとしております。また、タマネギについては農業共済団体が今まで翌年払いとなっていた共済金について、年内に仮渡しを実施することになっております。北海道の支援策では、冷湿害等農業経営維持対策資金を創設し、既存の低利な災害対応資金を対象資金として、道と市町村で利子助成を行うもので、末端金利をゼロ%にする場合、最大で0.54%を市町村に道が助成する対策です。ただし、対象額、減収量、損失額に制限があります。国、道の対策につきましては、農業共済による対策は実効性があるものと思われませんが、金融による対策は対象者が限られるため、他の市町村もJA独自の資金対策に助成を検討されている市町村が多い模様でございます。名寄市の支援策につきましては、JA道北なよろが検討している独自に貸付金利を1.5%とした冷湿害対策資金に名寄市が1%の利子補給を行い、末端金利を0.5%とすることを検討しております。また、北海道の資金対策も利用できる状況となれば、末端金利をゼロ%にすることも検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく願いをいたします。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（小野寺一知議員） 田中議員。

○17番（田中好望議員） かなり細かく御答弁をいただきましたことにまずもってお礼を申し上げます。それでは、再質問を何点かさせていただきたいと思います。

まず、農地流動化対策につきまして、第三セクター的な公社のようなものは、今の現状では無理だというお話でございましたけれども、本当に現実といたしましても昨年の6月でしたか。一昨年の6月でしたか。このことでも1度御質問をさせていただいたこともあるわけですが、要するに限界集落予備軍という、そういうちょっと失礼な言い方かもしれませんが、そういう地区が実際に風連地区にあるわけです。そういった中で、本当に現実的な話をしますと農業者年金が当たる、土地を売りたいのだけれども、買っていない。それは、先ほど申し上げましたように全員が高齢者、後継者はいないといったことと農家経済の今の悪化の中でということで、どうしてもそのために我々はたまたま、私個人ですが、農用地利用改善組合の役員をやっております、11月の末に当地区の農地のあっせんもあったわけですが、それも一月かかって頼んで頼んでやっとJAと協議をいたしまして、こういう形で本来からいけば農地を取得して、農業ではちょっと無理ではないかなと。本当にプライベートなことまで相談をして取得していただいたと、そういう経過もありまして、本当に地区の役員の人たちもこれ以上、来年と再来年はこの辺も出てくるのではないかと申しましたら、年明けてからになったらどうするとか、本当に現実的にどうしようもないと、前へ進まないのではないかと。そういったことで公社的な運営をするのは問題点があるのでしょうけれども。

また、ちょっと話は長くなりますけれども、いわゆる風連地区につきましては来年から自治区制度に変わります。そして、農用地利用改善実施組

合というのは今風連地区に12地区あるわけです。それは、今の行政区の中の行政区で、例えば5区なら5区、4区なら4区という、そういう地区なのです。それがいわゆる平成22年4月1日から自治区移行になって合併をして、その中で極端に言えば4地区が合併したら、4つの組織があるわけですが、このことについては当分は地区の中で協議をしてやっていただきたいということで話は進んでいるのですけれども、そういった中でいずれにいたしましても簡単に言えばある程度の行政が中心になった受け皿といいますか、そういうものも何とかつくっていただきたいというか、制度化してほしいのですけれども、今現在のお考え方で何かあればお聞きをしたいと思うのですけれども。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 農地保有合理化法人を地元で農協あるいは市あるいは第三セクターでつくるというのも一つの手段であることは間違いないのですが、それも結果としてはやはり最終的には農家の皆さんに土地を持ってもらう、そして耕作してもらうというところの一時的な保有の範囲を出ないのです。そしてまた、管理耕作というお話も先ほどちょっとさせてもらいましたけれども、先進的な栗山であるとか、あるいは幕別なんか管理耕作というのもやっておりますけれども、結局そういう部分というのは農家から白紙でそれを預かって、借りてもらえないから一時的にそれを耕作してというような形をとって荒らさないというような形なのですが、これはやはり非常にリスクを伴うということになってくると思うのです。売買の部分まではやらなくても賃貸あるいは管理耕作ということまでやると、なかなか現実的には大きなリスクを伴うということも含めて、なかなか非常に難しいということになるかなというふうに現状では考えております。賃貸の関係については、さらにもっと流動化を進めるという部分については、現行の農業委員会の中でもそれ

は十分できるというふうにも考えておりますし、結果的に新しい保有合理化法人をつくっても農業委員会でやっている業務をそこにやらせるということにある意味すぎない部分もあるわけです。そういう意味では、現状の中では農地保有合理化法人をつくる状況にはちょっとないかなというふうに考えております。

しかし、今お話ありましたように、なかなかこの農地流動化も限界に近いというお話は、名寄のやはり限界集落的なところからは時折話としては聞かれますし、そういうところが結果としては耕作放棄地的な可能性を秘めているというようなことをいろいろと提起もされております。いろんな手法があるのでしようけれども、なかなか抜本策がないのが実態としてはあるのですが、1つは従来からこれもなかなか進まないというのが現実なのですけれども、やはり地域連携型の農業生産法人といいますか、個々の個別の法人ではなくて1つの集落なり、何戸かで1つの農業生産法人をつくって、そこでそういった土地を受け皿として受けるというような手法を取り組んでいるような地域も、名寄にはございませんけれども、あります。あと、新規参入、こういった取り組みについても名寄市も条例を持っておりますので、いい人材がおればという前提にはなりますけれども、この部分の受け皿は開いておりますので、そういうこと、あるいは農地のあっせんにつきましても名寄、風連は合併しましたから、ある意味本当に風連地区だとか名寄地区だとかという枠を広げて、場合によっては広げるということも必要なのかもしれない。

○議長（小野寺一知議員） 田中議員。

○17番（田中好望議員） 部長の答弁の中で最後におっしゃったこと、私再質問の中で言い忘れたといいますか、言っていただいたのですけれども、そういうことなのです。その地区、地区ではなく、風連地区なら風連地区全体として考えていただく。部長が言われたのは、風連だ、名寄では

なくして1つのいわば農地の流動化を目指したあっせんということで受け皿的なものを今後考えていただきたいというふうに思います。

それと、御答弁にありましたけれども、いわゆる集積管理を目指して農家子弟が新たな事業取り組みに対する農業青年チャレンジ事業、また後継者の就農を進めるための農業後継者就農奨励補助金だとか新規就農者等支援事業、大変私は勉強不足なのですが、これは現実的にどういう事業で、一応事業ですから、ここ2年ほどこの事業に該当したあれがあるのかどうか、ちょっと簡単でいいですけれども、お知らせ願いたい。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 農業後継者就農奨励補助金というのがあります。これは、ある意味2つの部分がありまして、1つは今は新しい部分の受け付けはしていないのですが、名寄市農業後継者奨学金という制度がありました。この奨学金を借りて就農をした場合、72万円を限度に奨学金の償還免除という措置が実はあるのです。その部分が1つあるのです。ただ、中には奨学金を借りないで就農する場合もあるし、Uターンして戻ってきて就農するケースもあります。そういった場合については、就農後5年間たったら36万円を就農奨励補助金として出すと、こういう制度になっています。ちょっと2つの形がありますけれども、内容はそういうことです。

それから、新規就農者等の支援事業というのは、これは新規参入者に対する支援なのです。これは、名寄新規就農者等に関する条例というのがあります。名寄で就農をしたいと来まして、それを受け入れて、受け入れ農家さんで研修を2年なり3年をやって最終的に就農というところの状況になったときに例えば土地を買う、機械を買う、そういった部分について事業費の何%、例えば土地だとかといえば5年間で4%、全体で2割ぐらい助成する措置がありますけれども、資金の借り入れの利子補給であるとか、借り入れた土地の賃貸料

の3年間の助成だとか、4点か5点にわたっているようなメニューがあります。その部分がありまして今現在、平成13年以降、十七、八年ぐらいまでの間に6組の方が就農、新規参入してございまして、その人たちの部分に支援している部分です。今現在も実は来年の4月から1組の夫婦と1組の男性2人で共同経営をやりたいという方がございまして、1組の夫婦と男同士の1組の方で研修をするというような、そういうことで今いろいろと支援している案件があります。

○議長（小野寺一知議員） 田中議員。

○17番（田中好望議員） 新規就農者は、私の記憶ではいわゆる風連地区では今までなかったような記憶なのですが、そういう点、今後地理的条件とか、いろんなこともあるのでしょうか、それからいわゆる新規就農者がいきなり水稲からということにはならないと思うのです。そういった中で、いろいろな条件があろうかと思えますけれども、ぜひ風連地区にも少し目線を置いていただきたいということをまずお願いをしたいと思います。

続きまして、2番目の戸別所得方式でございまして、これはこの制度により答弁の中で集落営農や農地集積の取り組みが阻害されることが懸念されると。これは、やはり今まで集落営農、農地をいろいろな形で集積した。それが個別的になるということで、この体制が崩れるということによろしいのですね。

それと、この戸別所得方式につきましては水稲農家はかなり有利な対策で、やっぱり転作をしている方はかなり補助制度がなくなるということで、実は名寄地区の牧草関係の方からこういうことを聞いていただきたいということがありましたので、1点お聞きをしたいのですが、水田利活用自給力向上対策の概要が示されていますが、現段階では転作作物の飼料、牧草ですけれども、畜産農家との契約、つまり耕畜連携が必要となっております。金額的には、基本金1万8,000円と産

地加算4,000円と担い手加算1,000円となっています。さらに、耕畜連携で1万2,000円が加算されています。転作者は、作業委託金として1万円から1万2,000円を支払っております。現在は、約100件で257ヘクタールの転作を約17件の畜産農家が作業を受託しております。しかし、今後の政策で1万2,000円がカットされると受ける農家がそこにいなくなるおそれがあると。結果、100戸の農家は高齢で転作交付金は経営していることから考えると耕作できず、荒れてしまうことになるとと思いますが、その対策として考えを伺いたいということでございますので、お考え方あると思いますけれども、御答弁願います。

○議長（小野寺一知識員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 現行今お話あったように牧草の関係につきましては、酪農家さんに結構委託している部分がありまして、本当に今お話ありましたように特に名寄地区の都市近郊の農家の部分は結構そういうケースが実は多いのです。

それで、今お話あった耕畜連携の部分なのですが、これにつきましては一応1万3,000円という一つの決め事があります。ただ、予算の枠という形がありまして、今年度、21年度は1万2,254円ということちょっと若干薄められておりますけれども、そういうことになっていきますが、この制度については今はまだ詳細が明らかになっておりませんが、平成23年度までは一応継続されるというふうに実は聞いております。

それで、先ほどもお話ししましたように新しい制度の中では牧草といいますか、飼料作物が3万5,000円ということなのです。それに耕畜連携の部分が続ければ4万8,000円ということになります。従来の部分でいえば、基本額1万8,000円、担い手加算1,000円、産地加算4,000円ということで2万3,000円に1万3,000円ですから、3万6,000円ということだったのですけれども、今度新しい対策の中では4万8,

000円になる見込みというようなことですので、そういう意味でいうといわゆる所有者の方が酪農家に委託するというか、そういったことの財源は十分確保できるのではないかと。ただし、今の現状の中では23年度までということになっております。その後の部分については、まだ見えておりませんので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知識員） 田中議員。

○17番（田中好望議員） わかりました。

最後に、冷湿害対策ですけれども、これは私が質問をすると3人目ということで同じ回答なので、簡単に水稻については約14億4,000万円ほどの減収があったといったこと等いろんな面で国、道、それから支援策も含めて市としては貸付金利の1.5%したものを1%利子補給を行い0.5%にすると。また、北海道の資金対策も利用できる状況になればいわゆる末端金利がゼロ、利息がかからないといったことで、十分にそういうことで進めていただきたいと思っておりますし、これは支援策というのは種子に対しての支援とか、近隣町村ではいろいろ手法はあると思っておりますし、どれが実際いいとか悪いとか、そういう議論をしたってこれは1日や2日で終わるものでもありませんけれども、いわゆる平成22年度も農業者が21年度は悪かったけれども、これだけいわゆる市も農協も支援をしてくれたと。ことしも頑張ってやらなければならないという方向を見せるようにそういった支援策といいますか、金利だけでなくともそういったこと等も含めてお願いをしたいというふうに思うところでございます。

それと、最後に島市長にお伺いをしたいわけですが、3月に勇退をされるということで、そういったことで……違う。失礼しました。新市長との引き継ぎというのは、これは必ずあると思うのですが、その中で1点だけ。これからの名寄市の……今まで過去13年間、市長といたしまして農業問題でいろいろ提案も受けたと思っておりますし、考え方とかいろいろありましたけれども、

今後平成22年度からの農業の取り組みに対してもしか引き継ぎのときに何か、新市長さんに引き継ぎの中で農業問題に対してありましたらお聞かせをいただいで、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 私は、旧名寄市の通算をしてということになりますけれども、名寄の基幹産業は農業であると、このように一貫をして申し上げてまいりました。特に農業の農地から生産を上げること、どうしても企業誘致等の取り組みも過去にしておりますけれども、必ずしも持続性がなかったという反省も含めて、やはり与えられている自然条件あるいは農地を最大限活用して生産を上げていくと、このことに意を用いてきたつもりでございます。農業の基盤としての農地の区画整理等、これは農業者がもちろん自己負担、地元負担というのが伴うわけですが、よく考えてみますと農地は個人的に持って回れるものではない財産でございますから、これは相当やはり国がしっかりとした支援策というものがなければ持続性のある農業に結びつかないと。こういうことも含めて、地元の加藤道議等とも協議をしながら、パワーアップ策の支援と北海道の支援、そして地元市町村の支援ということで末端農業者の軽減策というものを取り組んでまいりました。このことが非常に今功を奏してきておりますけれども、まだ市内のそれぞれの農業地帯を見ますと、1度完了していても20年、30年たって再度基盤整備を行わねばならないと、こういうところも出てくるわけでございますから、このことにつきましては特に今東地区という地区、中名寄地区ですが、この地区の事業がまずしっかりと推進できるように引き継ぎをしなければならないと、こんなふうに思っているところでございます。

また、農地・水・環境あるいは中山間というように条件不利地に対する国の支援というのがこれまで5年スパンで取り組みをされてまいりました。

新政権の中で、戸別所得の補償制度というのがどのように展開されるのか。まずは、水田のモデルということでの所得補償が始まるわけでございますが、それに続いて畑作、野菜等のしっかりとした制度設計ができることを願っておりますし、やはり耕作放棄地等が出ないようにしっかりとした目配りをしていくことが名寄の産業を支えることになる、このように実感しております。

いま一つは、これは農地法の関係がありますが、どうしても傾斜地等で条件不利地で新規就農にもこたえてもらえないところについては、これは農地法の改正の中でまた山林等に植林をすることによって環境の保持等にも農地が使われるような制度改正についてもこれはこの地域の共通課題と、こんなふうに思っております。

加えて、近年はシカ等が非常に農地に、自然擁護者の皆さんはこのシカもまた生かしておくべきと、こういうことのお話がありますけれども、それもまた長年かかって開いた農地、そしてその年度1回の収入というのがシカに先に食べられてしまうと。こういう状態は、抜本的にはやはり一定のシカの頭数というものを制限をしていくという、このこともこの地域における農業の課題ではないかと、こんなことを思っている次第であります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で田中好望議員の質問を終わります。

名寄市農業・林業の振興について外1件を、植松正一議員。

○2番（植松正一議員） 議長より御指名がございましたので、さきの通告順に従って大項目2点について質問させていただきます。

大きな1点目、農業、林業の振興について。2007年4月から戦後農政の大転換と称して品目横断的経営安定対策を導入し、これは農業者を経営の規模によって限定するという限界の選別政策で、特定の経営体だけが農業の担い手の認識のもと農業の構造転換を進めるものであります。また、食料自給率も基本計画を策定して向上してい

ない現在の状況であり、軽いベースで39%で40%を割った。また環境の変化、食料供給、輸入農産物安全性への不安等もありました。今回歴史的な政権交代により、国の新年度予算も抜本的に見直しをしている状況の中で、新政策農業者戸別所得補償制度の導入、また農地法改正等、以前に増して農業者の思いをしっかりと見詰め、著しく低下した食料自給率向上、農業、農村の維持発展を図っていただくとともに、関連予算の効果的編成と執行を願うものでございます。

そこで、1点目、冷湿害による被害に対する被災農家への支援対策について質問させていただきます。各農業団体からの要請は、また他市町村の状況、また名寄市の対策について答弁をお願いいたします。

2点目、担い手対策の取り組みについて。農家戸数の減少、労働力の減少、農業従事者の高齢化が進む中で今後名寄市の農業を支える担い手対策が重要課題でありますし、情報発信が見える内容にしてほしいと思うところでございます。そこで、市が行っている担い手対策は、また労働力確保の対策について答弁をお願い申し上げます。

3点目、国の新年度予算の主な農業施策の概要について。地域で効果的に運用されていた中山間地域等直接支払制度がことしで2期目の対策が終了しますが、来年度からの制度概要と名寄市での取り組みへの影響、また同じく地域で効果的に運用されてきた産地確立対策が新たな水田利活用自給力向上事業となるが、地域独自の対策及び事業への影響について答弁をお願い申し上げます。

4点目、市有林、民有林の現状と新年度予算における取り組みと施策について。以前から森林、林業は依然として厳しく、また木材価格の低迷、従事者の高齢化等、長期にわたる山づくりだけに意欲低下傾向にあり、森林の持つ二酸化炭素吸収、水源涵養機能、生態系と叫ばれている中で、そこで1つ目に市有林、民有林の進捗状況と新たな事業について答弁をお願い申し上げます。

大項目の2点目、東地区活性化対策について質問をさせていただきます。1つ目に、緑丘第2団地跡地の活用計画は今まで機会あるごとに何回か質問をさせていただきましたが、この機会に確認を込めて質問させていただきます。平成8年に用途廃止で13年経過し、その後用地確定測量と現地調査、隣接地権者の土地整備、17年度には定住促進を目的に家庭菜園つきの住宅団地の分譲の方針で推移してきているところであります。

そこで、今後の土地利用計画についての答弁をお願い申し上げます。

2つ目に、旧職業訓練校の今後の考え方について質問いたします。以前高見区町内会会館として使用させていただいておりましたが、一部で老朽化のため床等、傷みが進んでいるような状況でございますが、今後の考え方について答弁願います。

以上でここでの質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） ただいま植松議員から大項目2点にわたり御質問をいただきました。1点目は私から、2点目は建設水道部長からの答弁となりますので、よろしく願いをいたします。

初めに、大項目1点目、名寄市農業、林業の振興について、初めに（1）、冷湿害による被害に対する被災農家への支援策についてお答えをいたします。JA道北なよろからは、10月13日に農業振興施策に対する要請の中で低利資金等の対応措置の要請がございました。名寄市農民連盟連絡協議会からは、11月12日に被害農業者に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予、低金利の資金対応の要請がございました。また、名寄市農業委員会からは、12月1日に建議書の中で災害資金に対する利子補給、既往借入金に対する償還猶予及び名寄市農業振興資金等における金融支援対策に万全を講じるよう要望がございました。

上川管内他市町村の支援策への検討の状況でございますが、基本的には来年度の再生産に支障の

ないよう営農資金の貸し付けに対する低利資金への利子補給がほとんどの市町村で取り組むことになっておりまして、16の市町村が検討されております。それから、来年度の種子代への助成というものが3市町村ということで1割程度ということで、米あるいは麦、大豆、こういったものについて1割程度の助成というものを考えている市町村が3市町村、それから肥料の高騰分に助成というのが2市町村あります。今年度肥料高騰分に対して国あるいは道で高騰分の補てんがございましたけれども、これらを参考にして取り組むところが2市町村、それから全く支援策を行わないと、余り災害の状況がないような市町村があったのだと思いますが、これが3つの町村があります。以上、重複を検討されている市町村もございます。

名寄市で検討している支援策につきましては、先ほど来申し上げておりますけれども、JA道北なよろが検討しております独自に貸付金利を1.5%とした冷湿害対策資金に名寄市が1%の利子補給を行い、末端金利を0.5%にする資金を現在検討しております。さらには、北海道の資金対策も利用できる状況となれば、これについては条件が許せば末端金利ゼロ%となるようなこともあわせて検討していきたいというふうに考えてございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、(2)番、担い手対策の取り組みについてお答えをいたします。市単独の取り組みとして次の事業がございます。地域農業担い手育成事業では、これは農業にかかわる高度な知識、技術及び経営能力を習得し、地域農業における担い手及びリーダーの育成を図るため、中長期の研修に対する経費に対して一部助成をしております。それから、農村青年活動支援事業ということで、農業従事者の高齢化や農家子弟の就農が減少する中、農村青少年の組織化された団体を対象に、その自主性を助長し、地域農業の活性化と農業後継者の育成確保を図るため助成しております。助成の団

体は、名寄市4Hクラブ、それから風連町アグリエイトクラブがございます。それから、農業後継者就農奨励補助金、これは先ほど申し上げましたように1つは農業後継者育成奨学金の貸し付けを受けた者が農業従事期間5年を経過したときに72万円を限度に助成するものでございます。もう一つの制度は、農業後継者育成奨学金を借りずに就農した者あるいはUターン就農者について、農業従事5年を経過したときに36万円を限度に助成するものでございます。そのほかに農業青年チャレンジ事業、これは名寄市農業・農村振興計画の新しい振興計画をつくったときに創設した事業で、平成19年度から5年間の対策で進めております。営農意欲豊かで経営感覚にすぐれた担い手の育成確保を図るため、農家子弟がいわゆる親と違った経営ということで自立した取り組みにチャレンジする場合に経費に対して助成すると。補助率3分の2ということで上限100万円を助成しております。これら市単費事業は、それぞれ皆さんが有効に活用されておりまして、特にチャレンジ事業につきましては毎年結構な応募があります。3件の採択枠に5件、7件という形で最終的に3件に絞り込んでおりますけれども、それぞれ有効に活用されているというふうに考えております。

次に、労働力確保対策についてでございますが、1つはコントラクター事業や酪農ヘルパーなど農業支援組織の育成と活用の推進でございます。それから、農作業の共同化、外部委託による労働力の軽減、そして外国人研修生の受け入れ態勢の充実、それから新規参入者を受け入れる地域支援体制の充実、それから昨年からは始まった事業ですけれども、国の農の雇用事業の活用ということでこれらについても活用をしております。これらさまざまな対策を進めております。今後も地道な対策を進めるとともに農協、農業委員会、普及センターなど関係機関と連携し、有効な対策を検討してまいります。

次に、(3)番目、国の新年度予算での主な農

業施策の概要についてお答えいたします。中山間地域等直接支払交付金は、中山間地域等において農業生産活動等の継続による多面的機能の確保を図るため、高齢化の進行にも配慮したより取り組みやすい制度に見直し、新たに第3期対策として実施される見直しにございます。概算要求では、ことしより13%ほど増額となっております、高齢化に配慮した制度の見直し等により保全される協定の用地面積の維持拡大を目指すとしております。見直しのポイントとしては、山合いに点在する飛び地や商談地との協定取り組みを推進、高齢農家も安心して参加できる地域ぐるみの取り組みを推進、小規模高齢化集落の農用地の保全に向けた取り組みを推進とされております。名寄市での取り組みへの影響については、現在概要だけの判断については特に影響はないというふうに考えておまして、第3期対策につきましてはそれぞれの名寄集落、風連集落等々の皆さんと話し合っただけで活用方法について検討してまいりたいというふうに考えております。3期目の対策ということで、取り組み内容の新たな確認が必要となってきます。特に風連地域集落では、傾斜地への直接支払いが少ないこともあり、平成20年度から名寄市全域で始まった平地も含めた農地・水・環境保全向上対策との調整も必要となってくると考えております。

次に、産地確立対策が新たな水田利活用自給力向上事業に変わる中で、地域独自の対策及び事業への影響についての御質問でございますが、産地確立対策では地域の水田農業推進協議会が制度に基づき地域独自の対策及び事業の推進を図ることができました。これまで担い手経営拡大支援対策、土づくり対策、食の安全安心推進対策、カボチャだとかアスパラの地域振興作物加算、販売PR等のソフト事業等、地域独自の対策を数多く行っておりますけれども、新たな水田利活用自給力向上事業ではこのような地域独自の対策営農交付が示されておられません。北海道協議会では、地域裁量

部分への仕組みを国に働きかけている模様でございますけれども、現在の示されている単価を平成21年度の転作作物に推計いたしますと先ほど申し上げましたように66%程度の交付金にしかならないと。大幅な減額になるというようなことで、特に水田農業経営者には大きな影響があると考えております。

次に、(4)、市有林、民有林の現状と新年度予算における取り組みと施策についてお答えをいたします。当市の森林は、立地条件、森林所有者の特性、不在地主が多いということなどによる条件が不利な森林が多くあるのが現状であります。平成21年度の市有林事業の進捗状況につきましては、下刈り36ヘクタール、搬出間伐20ヘクタール、人工造林5ヘクタール、除伐53ヘクタール、枝打ち3,435本、作業路新設400メートルを実施しております。民有林につきましては、下刈り186ヘクタール、除間伐215ヘクタール、造林66ヘクタールの事業が上川北部森林組合によって行われております。また、市内燃料団体によります智恵文北山での造林につきましても2ヘクタール実施されたところでございます。平成22年度における市有林事業につきましては、継続事業として下刈り42ヘクタール、搬出間伐4.4ヘクタール、人工造林9ヘクタール、除伐47ヘクタール、皆伐1ヘクタール、枝打ち21ヘクタール、作業路新設400メートルの実施と新規事業といたしまして北海道森林整備加速化・林業再生事業の補助事業を活用し、搬出間伐を21ヘクタールと除伐20ヘクタール、約1,000万円の事業を予定してございます。民有林につきましては、人工造林、除間伐事業を推進し、未整備森林の解消と森林吸収源対策を図ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 私からは、大きな項目2点目の東地区の活性化対策についてお

答えをさせていただきます。

最初に、緑丘第2団地跡地の活用計画についてであります。緑丘第2団地跡地は、2筆で約1万5,000平方メートルの公有用地であり、土地利用計画については平成8年度の用途廃止以降、庁内でいろいろ検討させていただきました。宅地として定住促進、移住促進ということも含めて比較的面積の広い住みやすい住宅地としての提供や新たな民間企業での福祉施設の展開など、いろいろ検討させていただきましたが、いまだ現実に至っておりません。今のところ、南ヶ丘や大橋商工団地のような中小企業向け住宅対策の事業計画もございませんし、市街地においても遊休宅地が数多く見られることなど、近年の経済情勢を踏まえると売却処分は難しい状況であります。しかし、これだけ大きくまとまった土地はほかになく、多様な用途に対応できると考えておりますので、今後とも宅地動向を見据えながら整備をし、当面は今までどおり一団の団地宅地として売却処分をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

次に、旧職業訓練校の今後の考え方についてであります。旧職業訓練校の校舎につきましては、昭和58年3月に北海道より名寄市に譲与を受けました。敷地内には、北側と南側に2棟の建物が南北方向の廊下でつながっていて現存しています。当初高見区町内会の会館として利用されておりましたが、平成9年からは北国博物館に収容し切れない大型資料の収蔵庫と一部は市役所各部署の資材置き場としても使われております。平成15年には、北側の建物に博物館の大型資料を集約して資料の整備を行い、夏の間は観覧も可能となっております。本年5月には、高見区町内会の方々にも観覧いただきましたが、今後とも収蔵庫として活用していく予定であります。また、南側の建物については床が落ちるなど老朽化が進んでいる部分もありますが、産業振興課、観光協会、勤労者共済会、生活環境課の交通安全の資材置き場とし

て使われておりますので、今後も今までどおり活用させていただきたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 植松議員。

○2番（植松正一議員） 今答弁いただきましたので、再質問させていただきますけれども、質問のちょっと順番が違いまして東地区の活性化のほうからまいりたいと思います。お許しを願いたいと思います。

今答弁ございました旧職訓の跡地の関係でございまして、この関係に対しては老朽化も進んでいるということでの……こういう資料もいただきましたけれども、ここの敷地面積を含めて内容等などもあろうかと思えます。あそこのところのグラウンドですとか、南側の空き地ですとか、いろいろ使われていなくて、ただ維持管理だけやっている部分、それともの事務所を含めて工場といたしますか、つくっているその床屋なんかかなり老朽化しています。その辺の面積を含めて、簡単でよろしいですから、お願いします。

○議長（小野寺一知議員） 暫時休憩いたします。
休憩 午後 4時10分

再開 午後 4時13分

○議長（小野寺一知議員） 再開いたします。

佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 資料の関係は、今管財係長に照会させていますので、ちょっとお待ちいただきたいのですけれども、土地の関係について私のほうでデータを持っておりましたので。職訓校の関係につきましては5,500平米、それから先ほど野間井部長のほうから申しましたように第2団地跡地の関係につきましては1万5,000ということでありまして、建物関係につきましては手元のほうにデータがございませんので、もうちょっとの時間待っていただきまして、土地の関係だけ説明させていただきましたので。

あと、有効利用の関係について、職訓跡地の関係と、それから緑丘第2団地跡地につきましては、先ほど述べましたように宅地としての造成も含めて種々検討してまいりましたけれども、先ほど申し上げましたように経済状況も含めてなかなか、道路整備等もしまして、南北に道路も張りつけの計画もしまして、宅地分譲した場合にこの程度の価格帯でということの図面等もつくりまして、具体的に東京なよろ会等にも情報を発信させていただきましたけれども、残念ながらもなかなか引き合いがなくて現状のままになってございます。

なお、関連しまして、ことしの3月の議会で駒津議員のほうから御紹介ありましたデータセンターの敷地としても使えないかと、そういうような話もありまして、いろいろ北海道の産業振興担当のほうとも3月以降調整したのですけれども、やはり札幌近辺の石狩工業団地のほうに政府系の大きな施設も含めて持っていかれましたので、なかなかやっぱりこの地方のほうには、条件としては高台地区であって一定の整備がされると面積も市の土地であって有利な条件ではあったのですけれども、結果として難しかったということになっておりまして、いましばらくは先ほど建設部長から言いましたように宅地としての販売も含めて模索をしてみたいというふうに考えています。

○議長（小野寺一知議員） 植松議員。

○2番（植松正一議員） 今の職訓の建物は後でよろしいですけれども、グラウンドを含めて空き地の部分、土地の部分が5,500ということで、それで第2団地の跡地が1万5,000、それを合わせて大体2万、それと今の老朽化になっている部分を壊したらまだふえる可能性は……またその辺はちょっと穏やかでないですけれども、やっぱり約2万以上の土地があそこにそのまま遊休土地として置いてあるわけでございます。この辺はうちというか、ここの町内会を含め前からの懸案、それとやはり側が福祉村、福祉関係が多いということで福祉村構想ということで私のほうから提案

をさせていただいているわけでございます。

それで、今回総務部長のほうからまだ今はこのまんま宅地として処分というか、宅地として置いておくということで、売却処分の形で置いておく。そこで、何点か質問しますけれども、もう13年もたっているわけですから、ここの維持管理を含めて先ほど壇上での説明を申し上げました。今ここの土地を経済状況を踏まえて、非常に今は経済状況が悪いと、そのためにまた当面この土地を宅地として売却処分すると。そうすると、今この中身が測量から何からした関係の中で、あとこれから環境問題を含めて、それから区画の整理、当然上下水道などもこれは区画整理を含めてやっぱりやらなければ、宅地関係ですけれども、売れないわけですから、その辺のちょっと考え方はどう持っているのですか、お願いします。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 御案内のように、ほとんどが公共工事の残土を入れて一応整地はさせていただきました。あと、道路の部分も将来的には大型宅地化をした部分で東側に1本と既存の道路の部分ではそれを利用できる形につくって、緑丘の本線ともつながるようにしてありますので、それほど宅地化するには、あと下水道の整備が一部残っている程度と。あと舗装をかければというふうに考えていますので、宅地化する部分ではそれほど造成にはかける必要はないかというふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 先ほどの説明で私が申し上げましたのは、土地の面積を申し上げまして、建物の面積等についてはちょっと今手元に資料がなくて、管財担当もないものですから、植松議員の御質問は土地利用の関係についてということでありましたので、建物の敷地分も含めて左側のほうの北側のほうの旧職業訓練校跡地については5,573平米、第2団地のほうにつきましては1万5,000平米ということで先ほどの面積

を申し上げたとおりであります。よろしくお願ひします。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 何度も済みません。今調べてきて、今佐々木部長が言った職業訓練校の跡地のほうに2筆ございまして、8の1というのが5,573、今総務部長が答えたとおりで、8の17というのもございまして1,882平米と。

（「幾ら」と呼ぶ者あり）

○建設水道部長（野間井照之君） 1,882平米、合わせて7,455平米と。今現存している建物の面積は910平米ということでございますので、訂正をお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 植松議員。

○2番（植松正一議員） これからまだ遊んでいる土地を含めて、グラウンドや何か、それから南側の空き地や何かも、またそれから敷地の建っているもの、その建物などもこれから現況は変わってくるわけですが、一体となったら、先ほどちょっと申し上げましたけれども、2万以上の面積になるのではないかなと思っています。

それで、今いかにも経済状況が云々だからと言うけれども、本当に13年このまま放置されて、そしてあそここのところは今残土も入れて整地をされた。確かに道路も市道も含めて舗装もなって、本当に景観を含めてよくなっているのは事実でございまして、またきれいになればなるほどあそこを通る方を含めて、今後この遊休地というか跡地をどういう方向に持っていくのという話が当然出てくるわけですね。それで、今総務部長のほうからもお話ありましたし、建設水道部長の野間井さんも話ありました。非常にいかんせん残念に思っているところございまして、私も職訓等を含めて一体化したやっぱりまちづくり、あそこをどういう形であろうがやはり構想は持っているわけございまして、しかしながら残念に思うわけです。

ここで、時間の関係もございまして、市長にちょっと伺いをいたしたいと思ひます。本当に市長に申しわけございませんけれども、東地区の発展を含めて本当に御尽力いただいておりますことを心からお礼申し上げたいと思っております。そこで、今この団地、第2団地、職訓を含めて、本当に当時の解体状況を踏まえて、市長もそのときどういう形の職につかれていたかちょっとわかりかねますけれども、下川方面を含めて、あそこの団地の跡地を通ったら、植松にそういえば答弁していたなと気はとめているのだろうと私は思っておりますけれども、そこで市長に今の理事者を含めての話合いの中で、やっぱり一定のところで結論というわけでもないですけども、私の思っているところでございまして。そこで、私はこの2万何ガしの土地、実測したらまだ少ないのか多くなるのかそれは別にしまして、やっぱり今のこういう遊休地を含めて、利活用の意味も含めて、もう13年ぐらいこういう形で宅地処分する、宅地化するということでしたけれども、なかなか進んでいない状況を見るとやっぱり企業、今インターネットを含めていろいろほかの市町村、市あたりもインターネットを通じて企業を利活用するところの活力を入れるを含めて、企業ですとかそういうところに公募をしている状況が往々にしてあるわけですが、私はそれまでもしなくてもいいのかなと思うのですけれども、やはりこの名寄市の状況を踏まえたときに、それぐらいの手を挙げて確認するぐらいの意味も込めて市長に最後にこの団地跡地の答弁をお願いしたいと思いますけれども、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 名寄市の公営住宅の建てかえ時期に現地で建てかえをするのか、あるいは町中に住民の入居者の要望にこたえて建てかえをするのかという政策の選択があったわけでございます。残念ながら第2団地につきましては他の部署ということで、かつての恵陵高校、大学の跡

の団地に建てかえをしたという以降空き地になっておりまして、特に高見区の町内会の皆さんからは建てかえ以降利活用についていろんな提言をいただいた経過がございます。私どもも建司会という市内に若手経済界の皆さん方がグループをつくっておりまして、その皆さんに提案をしてもらうような形で協議をした経過もあります。

今建設部長のほうからも答弁をしていただきましたけれども、やはり工業の立地というのは難しいと。それから、今植松議員がお話しされました福祉村構想というのもそよかぜ館の立地ということがありましたから、そういう延長線上でということもあるのかもしれませんが。しかし、今の総体的な午前中の福祉計画の議論もありましたけれども、やはりあの地域について私は郊外型の宅地というふうに位置づけて整地等を進めてきた経過があります。ただ、市内の市民向けでの供給ということを考えますと必ずしも緑丘、高見地区まで手を出さなくても周辺に市内の民間宅地業者も分譲をやっておりますから、供給としては困らない状況なのかなと。ただ、福祉、医療、教育の充実をさせてきた名寄市にとりましては、これからの北北海道の中核都市ということでは相当の条件を提示をして、むしろ市外の皆さんに宅地として供給をすると、こういう決断をしていく必要があるというふうに思っております。やはり造成費あるいは底地の原価というのはもちろんあるわけですが、これらの誘導策、定住人口の確保ということも含めてそのようなプロジェクトをつくってしっかりと進めていきたいものだと、このように思っているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 植松議員。

○2番（植松正一議員） 今そういう形の中で、市長さんもそういう形の定住人口を含めたような形、また医療関係も含めた形の中でということでございますけれども、その辺も含めて、後の跡継ぎを含めてよろしくお願ひしたいなど。

続きまして、市有林、民有林の新年度予算の関

係で施策について質問いたしたいと思っております。今答弁の中で、新しい政策ということで私も質問をさせていただきましたら、北海道森林整備加速化・林業再生事業の補助金ということで1,000万円ぐらいの間伐、除伐ということでございました。今こういうものが新しくつくということは、林活議連の加藤道議が今回会長になりましたから、私は幹事なのですけれども、その関係かなと思って後でちょっと聞いてみますけれども、本当に今までこういう施策というのがなくて市の単独助成で資材で1万円、あと間伐で8,000円でしたか。そういう形ぐらいしか出てこないし、なかなか林業行政の予算づけがなされていない。そこでこういう形の中で出てきた。その内容をちょっと若干かいつまんでお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 森林整備加速化・林業再生基金事業の内容ということですが、これは基金を設置をして地方公共団体、森林組合等の林業事業体、林業経営体、木材加工業者、木質バイオマス事業者等の幅広い関係者から成る北海道緑の産業再生協議会の地域の創意工夫を生かした事業を総合的に行うことで、地球温暖化防止に向けた森林吸収目標の達成と木材、木質バイオマスを活用した低炭素社会の実現が求められる中、間伐等の森林資源を活用した林業、木材産業の再生を図る事業ということで、具体的にちょっと申し上げますと間伐、それから路網整備、森林境界の明確化、里山再生対策、高性能林業機械の導入、木材加工流通施設整備、木造公共施設等整備、木質バイオマス利用施設整備、それぞれこういった事業ができることになっておりまして、補助率につきましては定額または2分の1以内というような、こんな補助率になっているようでございます。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 植松議員。

○2番（植松正一議員） ありがとうございます。こういう冷え込んでいる木材関係の中で、こ

ういう新しい関係の事業が出てくるということは本当にうれしく思っておりますし、今後ともこういう関係機関を含めてやはり密にしていかなければ、この環境問題を含めて林の機能が充実されないということで、その辺を認識して今後ともよろしくお願いいたしたいと思えます。

それで、今回それに加えまして、今現在住宅の建築材を含めて外国の輸出関係の不振でこん包材なども本当に不景気で、木材業者を含めて一般材、一番高く売れるところが売れないということで今本当に切っていないで、木材工場あたりへ行ったら本当に少ない原木の貯木しかないような状況でございます。そこで、今木材のほうも去年から見ますとことしはかなり落ちているということでございまして、その辺ちょっと流れがわかれば、去年とことしの実績というのがわかればお願い申し上げたい。簡単でよろしいです。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 詳細な数字までは把握してございませんけれども、今お話がございましたように非常に木材の流通というのが少なく原木価格が上がらないというようなことで、森林所有者の皆さんは伐採を控えるという、こういった悪循環になっているという状況でございます。工場の稼働率は、若干上がってきていると伺っておりますけれども、原木不足が生じているのが現状ということであります。

木材の価格でございますけれども、上川北部森林組合によりまして昨年11月ころから値下がり始め、前年と比べますと立米約2,000円程度下がっていましたが、12月から樹種によっては立米500円から800円ほど値上がりとなったという状況で聞いてございます。原木の値上げのために製品の値上げ運動を行っているとも伺いました。昨年のアメリカ発のリーマンショック以来、国内においても各種企業の業績が回復できない状況の中で、ことし政権交代がございまして、事業についてもいろいろとどうということになるのかな

というような状況もございましてけれども、森林所有者向けの事業についても今後とも先ほどの事業も含めて有効な利用ができるものについては利用していきたいというふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 植松議員。

○2番（植松正一議員） 本当に今これ去年の11月ごろから立米2,000円と言いますが、まだ何か下がっているようで、山で切っても運賃をかけて工場まで持っていったら、パルプでしたらそういうことなのですから、今原木も車に積んで工場まで持っていくと運賃かけて云々という話も。ですから、これ以上はまだ下がっているのかなというような感じもいたします。本当に1回下がり出すと、12月ぐらいから今、この話が出たもとは12月ごろから上がると言っている情報もつかんでいるらしいのですけれども、なかなか1回下がったものは上がらない。今は、そういうような木材の状況でございます。

そこで、前回もお願いというか質問に入りましたけれども、やっぱり付加価値をこれから林業、担い手を含めて、基幹産業も含めての林業でもございまして、前回の3定るときですか。1定ですか。第1定るときにも木質のバイオマスも利用を含めて研究をされたらいいのではないかとということで質問させていただきました。そして、この北海道森林整備加速化というのも木質のバイオを熱源とする、こういうのも含まれているような状況で今お聞きしました。ちょっとわかっていませんでしたけれども。

そこで、この近隣の下川さんがやっていると。これは、実績があるわけでございまして、これから名寄市もいろいろと財政を含めて切り詰めるところは切り詰めるということであれば、この木質はやはりどこかの施設に新しく建物が建つとか、そういうときにはまた今の建てている建物をこの木質を使って燃料に使うと。やはりこれは、一定の方向性が決まれば1度手を挙げて、そして大学の教授を含めて、また製作、技術、それから設置

関係も含めて一連で下川さんはやっているわけですから、下川さんがやればまねするというか、そういう問題ではなくて、1回そういう施設も担当を含めてやっぱり協議すべきだと私は思っております。そこでどれぐらいの設置料がかかるのか、いろいろなことも聞けるわけですから。隣でやっているからといって、なかなかその辺は聞けない部分もあろうかと思っておりますので、1度手を挙げてこういうのを実施したいのだと、これからはそれが私は必要でないのかなと、かように思っておりますし、やっぱり燃料の面でも去年あたりも上がっていてもああやって800から1,000ぐらいの燃料費の減になっているわけですから、これも何か下川さんは前回は申し上げましたけれども、過疎債を使いながらやっているということでございますけれども、あのころで建てた、やったときに2,800か、その辺ぐらいだという話は聞いていました。ですから、特にプラもやっていますし、そしてまた木質で五味温泉でしたか、ほとんどこの燃料、木くずを含めてこれでみんな賄っているということですから、本当に最高ないいこの機会に補助があるうち、この環境を含めての事業があるうちに、ぜひその辺も勉強をされるにはまず手を挙げることだと私は思っておりますので、その辺もお考えがあればお願い申し上げたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 今年度の第1回の定例会でこの木質バイオエネルギーの熱供給施設というのですか、これについて前向きに検討すべきという、こういう御提案をいただいております。下川の例を出して、下川の五味温泉がどれぐらいの事業費なのか、あるいは補助事業の関係を含めて御提案をいただいているというふうに思います。そのときもできる1つの施設というか、そういった状況になればそこは前向きにという、そういう御答弁もさせていただいておりますので、私どもも今ある施設をあえてこの木質バイオのボイラー

に変えるという必要性はないわけで、その必要性が出てきたとき、あるいは新しい施設、その木質バイオがそぐうようなそういう施設、そういった部分が出てくれば前向きに考えたいなというふうにならざるを得ないというふうに思っております。

ただ、現状として、そのときにもちょっと答えているようにすけれども、森林組合あるいは北森協同組合、ここから出る樹皮だとかパークだとかチップなんかについては、今は全量行き先が決まっているというようなお話もちょうと伺っております。新たにこういったものの熱供給のためにするということになればかなりコストは高くなるよという、こんなお話もちょうと伺っているというようにも聞いておりますけれども、そこはそれとしても市の施設の中でこういった必要性が出てくるというような状況になれば導入のコスト、それからランニングコスト、木質バイオマスの安定供給、それから補助事業、こういったものを総合的に今判断しながら調査研究して、その時点でそういうものを設置しなければならぬ担当部局と研究していきたいというふうに、現状の中ではそういうふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 植松議員。

○2番（植松正一議員） 新しい施設を含めて、導入を含めてそのときの時点でいろいろ研究、付加価値を含めてということですがすけれども、私はそれまでに、何もそこを新しくする前にでもメーカーを含めてお聞きしても構わないと思います。そして、それによって今言われました木くずですかチップ、パークというのですけれども、そういうのもやっぱり手を挙げることによってそういう森林組合を含めて、今はパルプなんて山へぶん投げているような状態ですから、やっぱり付加価値を高められるということですから、ですから先ほど言ったようにやはり手を挙げるということが先決だと私は思っております。よろしくお願い申し上げます。

それから、冷害の関係で被害に対する被災農家

への支援策についてでございますけれども、日根野議員やら田中好望議員のほうからもいろいろと質問、また理事者の答弁などもございました。その中でもJA道北なよろ、それから農民連盟、それから農業委員会なども低金利の資金、借入れに対する償還の猶予などの要望があるということでもございました。今後国、道を含め関係機関と連絡を密にさせていただくとともに、名寄市もあわせて支援策、今支援策も聞きましたけれども、まだそれ以上の支援策も要望される可能性もあるかもしれないです。これは、あくまでも国の支援策も含めて何らかはあろうと思っておりますけれども、そうになりましたら状況を判断しながら関係機関を含めて密に行動していただければ幸いです。

続いて、国の新年度予算での農業施策の概要について、これも日根野議員と田中好望議員のほうからもございました。この関係の質問なども、種々の答弁もありました。これも今第2次補正予算を含めて何とか組み入れたというようなことも聞いてございますけれども、この部分もこれから何かと今の状況からいきますと、この農業関係は一番やっぱり大変な状況でございまして、前自民党さんの施策よりやはりまだそれ以上によいものでなければ、やっぱり基幹産業である農業者の方々はいろいろと問題が出てくるという考え方を持っておりまして、その辺も国とその辺の連絡を密にしてすぐに情報をキャッチしていただきたいと思っておりますけれども、まだ見えない部分も若干項目でありますけれども、その辺はキャッチしていただいて早く農連さん……農連も智恵文、それから名寄、風連と。この間もお話ししますと、1回3農連でちょっと会議を持つように何とか連絡とってくれないかという話もありましたけれども、何か近々国会議員、佐々木代議士とお話をする機会もあるようでございますので、そのときには一定の方向性が、その段階での方向性も出るのではないかなと思っております。

それから、続いて担い手対策の関係でございます。私もこれ2回ぐらい質問をさせていただきました。今市の単独関係なども五、六点説明がございました。その中で、これからもこれも国の施策を含めての中身になってくるのかと思うのですけれども、今の少子高齢化、またそれから近い将来必ず来るであろう高齢化ですから、労働力の確保というのはやっぱり重要視されてくると思うのです。そこで、中国の労働者の関係の方も今度は何か去年の情報ですと、なかなか作業を含めての中身に対してのちょっと難しい面もあるようなこともちらっと言っていましたけれども、今後のコントラクターといいますか、機械の共同化ですとか、それから農作業の共同化、それから外部委託による労働力の確保、この辺が今のうちからやはり共同化というのを考えておかなければなかなか大変な時期に来るのかなと。私だけなのかもしれませんが、懸念しているわけですが、その辺だけちょっとお聞きをいたしまして終わりたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 農家の皆さん、機械とか施設というのは本当に短期間の部分しか使わないという意味では、本当に共同化だとか、あるいは農協だとか、そういった組織が機械を持ってコントラクター的にやるというのがコスト低減を図る部分では大きな一つの減になるというふうに思っております。

ただ、我々もそういう部分は推進は当然していくのですが、近年面積がやはり非常にふえております。恐らく私がざっと見ると、智恵文地区では主な畑作の大きい人だったら25ヘクタール、もっといっているかもしれません。名寄地区でも水田農家で大きい人は35町とか40町という人もいます。だから、ちょっとした人はもう20町クラスになっているのです。風連がやや1戸当たりではまだ少ないですが、それでも大きい人もいます。そういうことになりますと、なかなか共同と

いう形が人によってはとれないという、こういった状況も生まれてまいります。非常に作業の適期といたしますか、そういったものも限られるという、そういう状況もありますから、ある程度自己完結的にやられる方は、もうそういう部分では大きい形で自己完結でやってもらうと。しかし、そうでない方もいっぱいおられるので、そういう部分についてはできるだけ農作業受委託だとか共同化だとか農協のコントラクター事業だとか、そういったことも組み合わせてやっていくように指導していきたいというふうに思っております。

署名議員 中野秀敏

○議長（小野寺一知議員） 以上で植松正一議員の質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

12月12日及び13日は休日のため休会をいたします。

来る12月14日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 4時48分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 小野寺 一 知

署名議員 佐藤 靖

平成21年第4回名寄市議会定例会会議録
開議 平成21年12月14日（月曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第26号 名寄市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
議案第27号 名寄市介護保険条例の一部改正について
- 日程第4 議案第28号 名寄市議会議員定数条例の制定について
- 日程第5 議案第29号 名寄市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第6 意見書案第1号 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書
意見書案第2号 さらなる緊急雇用対策の実施を求める意見書
意見書案第3号 子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書
意見書案第4号 北海道開発局の存続と北海道開発の枠組みの堅持を求める意見書
意見書案第5号 地方財政に配慮した国の予算執行及び予算編成を求める意見書
意見書案第6号 道路整備に必要な財源の確保を求める意見書
意見書案第7号 日米FTA交渉に反対する意見書
意見書案第8号 新たな食料・農業・農村基本計画の策定に関する意見書
- 日程第7 報告第2号 例月現金出納検査報告に

ついて

- 日程第8 議会改革調査特別委員会報告
- 日程第9 委員の派遣報告
- 日程第10 閉会中継続審査（調査）の申し出について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第26号 名寄市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
議案第27号 名寄市介護保険条例の一部改正について
- 日程第4 議案第28号 名寄市議会議員定数条例の制定について
- 日程第5 議案第29号 名寄市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第6 意見書案第1号 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書
意見書案第2号 さらなる緊急雇用対策の実施を求める意見書
意見書案第3号 子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書
意見書案第4号 北海道開発局の存続と北海道開発の枠組みの堅持を求める意見書
意見書案第5号 地方財政に配慮した国の予算執行及び予算編成を求める意見書
意見書案第6号 道路整備に必要な財

源の確保を求める意見書

意見書案第7号 日米FTA交渉に反対する意見書

意見書案第8号 新たな食料・農業・農村基本計画の策定に関する意見書

日程第7 報告第2号 例月現金出納検査報告について

日程第8 議会改革調査特別委員会報告

日程第9 委員の派遣報告

日程第10 閉会中継続審査（調査）の申し出について

1. 出席議員（25名）

議長	26番	小野寺	一知	議員
副議長	19番	熊谷	吉正	議員
	1番	佐藤	靖	議員
	2番	植松	正一	議員
	3番	竹中	憲之	議員
	4番	川村	幸栄	議員
	5番	大石	健二	議員
	6番	佐々木	寿	議員
	7番	持田	健	議員
	8番	岩木	正文	議員
	9番	駒津	喜一	議員
	10番	佐藤	勝	議員
	11番	日根野	正敏	議員
	12番	木戸口	真	議員
	13番	高見	勉	議員
	15番	高橋	伸典	議員
	16番	山口	祐司	議員
	17番	田中	好望	議員
	18番	黒井	徹	議員
	20番	川村	正彦	議員
	21番	谷内	司	議員
	22番	田中	之繁	議員
	23番	東	千春	議員
	24番	宗片	浩子	議員
	25番	中野	秀敏	議員

1. 欠席議員（1名）

14番 渡辺正尚 議員

1. 事務局出席職員

事務局長	間所勝
書記	佐藤葉子
書記	三澤久美子
書記	高久晴三
書記	熊谷あけみ

1. 説明員

市長	島多慶志君
副市長	中尾裕二君
副市長	小室勝治君
教育長	藤原忠君
総務部長	佐々木雅之君
生活福祉部長	吉原保則君
経済部長	茂木保均君
建設水道部長	野間井照之君
教育部長	山内豊君
市立総合病院院長	香川讓君
市立大局长	三澤吉己君
福祉事務所長	小山龍彦君
上下水道室長	扇谷茂幸君
会計室長	成田勇一君
監査委員	森山良悦君

○議長（小野寺一知議員） 休会前に引き続き本日の会議を開きます。

○議長（小野寺一知議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

2番 植松正一 議員

17番 田中好望 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

農業の被害実態と農業施策について外3件を、竹中憲之議員。

○3番（竹中憲之議員） おはようございます。議長より指名をいただきましたので、さきの通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

その前に初日、日根野議員よりもありましたけれども、今秋の天候の不順によって農作業の収穫がおくれ、26年ぶりに援農が行われたということでもあります。関係団体あるいは援農をされた職員の皆さんにお疲れさまと労をねぎらいたいというふうに思います。

それでは、質問に入りますが、大項目の1点目の農業の問題につきましては数名の議員から質問をされていますから、質問はいたしますが、答弁は簡略をお願いを申し上げたいというふうに思います。

それでは、農業被害実態についてであります。本年は日照不足あるいは長雨、低温によりまして農作物に大きな被害をこうむりました。作物によっての差はありますが、各農家は大きな減収になっているのではないかというふうに思います。名寄における総被害額あるいは農家1戸当たりの平均減収はどの程度になったのかについてお聞かせを願いたいというふうに思います。

次に、農業施策についてであります。本年8月の総選挙で与野党逆転となりまして民主党政権が誕生いたしました。本年の補正予算の凍結あるいは事業の縮小がされていますけれども、あるいはまた2010年度予算について事業仕分けがされ、廃止あるいは凍結、削減等が明らかになってきましたけれども、その詳細は再度議論が必要とされている状況にあります。現段階における仕分けの内容どおりであるとしたら、名寄における農業施策への影響はどのくらい影響があるのかについてお知らせを願いたいというふうに思います。

2点目は、スポーツ振興についてお聞きをいたします。スポーツ振興について、20年度決算あるいは21年度予算で文化スポーツ振興事業費が明らかになっていますけれども、生涯スポーツの振興としての施策で金銭面だけでなく人的な配置等についてどのような方針なのか施策が見えません。名寄市の冬季スポーツの振興として市技スキーがありましたけれども、市技が外されました。スケートにおいては、リンクがあるということだけで本来のスケートができる環境にはありません。今後の冬季スポーツに対する振興策をお聞かせください。

また、少子化の時代となり、青少年の各種スポーツ人口が減少していることも確かだというふうに思います。特に中学校においては、スポーツ部が減少している状況にあるのではないかとこのように思います。各学校における室内外スポーツ人口は、現在どのくらいの人口がいるのかについてお聞かせを願いたいというふうに思います。

3点目は、小麦、いわば小麦粉の消費についてお聞きをいたします。近年道内において道産小麦の利用がふえてきていますが、名寄市内での製造業における小麦粉の使用量はどのくらいになっているのか。また、製造業における内麦、外麦の使用比はどのようになっているのかについてお聞かせを願いたいというふうに思います。

政府は、輸入小麦の業者引き渡し価格を8カ月

に1回から6カ月に1回の見直しをいたしました。昨年のリーマンショックで大幅に値下げとなっておりはありますが、内麦と外麦の格差はどの程度なのかお聞かせを願いたいというふうに思います。

最後、4点目についてであります。特別支援教育についてお聞きをいたします。名寄市における特別支援教育は、道内の他市町村に先駆けて17年度から2年間モデル事業として進められ、本年で5年となります。この間、コーディネーターの指名、校内委員会、協議会、専門家チームの設置などが事業の内容として行われてきています。特別支援教育は、重要な教育施策であります。現在の各学校における特別支援を受けている児童生徒数は何名いるのか。特別支援教育にかかわる支援員の配置は3名ですが、私は配置数に一定の基準があると考えています。現在の支援員数は基準を満たしているのかについてお聞かせを願いたいというふうに思います。

以上でこの場からの質問を終わります。

○議長（小野寺一知識員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） おはようございます。ただいま竹中議員からは、大きな項目4点にわたり御質問をいただきました。1点目と3点目につきましては私から、2点目と4点目につきましては教育部長からの答弁となりますので、よろしくお願いをいたします。

大きな項目1点目、農業の被害実態と農業施策について、初めに（1）、被害総額と1戸当たりの平均減収についてお答えいたします。主な作物について申し上げます。水稲に関しましては、収量、品質ともに厳しい状況になっておりまして、被害見込額として約14億4,000万円を見込んでおります。小麦につきましては、共済の被害減収量から推定される被害見込額は約4,400万円を見込んでおります。小豆につきましても被害推定額900万円を見込んでおります。大豆につきましては、まだ数量、共済の集計ができておりませんが、相当の被害額があるというふうに考えて

ございます。野菜につきましては、JAの青果物見込みから推定いたしますと、本年度の事業計画では26億円を計画しておりました。取り扱い見込額で27億1,000万円となっております。収量ではやや落ちるものの全般的に市況というか、価格がよく計画より取扱額は上回る、そんな状況になっております。酪農に関しましては、牧草及びデントコーン、これは長雨等でかなり品質低下を招いておりますけれども、栄養補給に必要な飼料分として約1,000万円の減収を見込んでおります。現時点では、最終的な作物ごとの被害状況がまだ集計されている状況ではございませんけれども、農業被害総額で約15億円前後と推定をいたしてございます。

名寄市におきましては、水稲についての被害が被害総額のほとんどを占める状況にあり、水稲生産者では1戸当たりの平均で約250万円の減収と考えております。ただし、農業共済金の支払い額も米、麦、大豆を中心に補てんされる見込みでございまして、またモチ米価格、野菜の価格も昨年よりやや上昇しており、最終的な減収額は圧縮されますけれども、米に関しましては平成5年、平成14年に続く大きな被害と考えております。来年度の再生産に支障を来さないよう対策をまいりたいと考えております。

次に、（2）、新年度の農業施策の基本について、本年度の補正予算の凍結の影響と事業仕分けにおける農業施策の影響についてお答えをいたします。初めに、補正予算凍結の影響ですけれども、食料自給力向上のため需要即応型水田農業確立推進事業が新政権下で一時保留とされておりましたが、若干の修正がなされ執行されることになりました。本対策は、地域の計画のもとで地域、生産者がまとまって実施する取り組みを支援するもので、当初は21年産の作物及び22年産の小麦に対して交付されることになっていましたが、本年度限りの対策となり、作物では小麦が対象作物から外れることになり、当市においては5,135万

円が申請から減額となります。そのため、最大で3億3,249万円の申請となっております。また、農地の排水条件の改良や用排水施設の変更または施設管理の省力化等への対応を迅速かつきめ細やかに行えるよう営農体系の変更のために必要となる簡易な基盤整備等農地有効利用支援整備事業については農協より申請しておりました。営農体系の変更及びその定着整備事業費2,873万円、工種でいいますと暗渠排水1,812万円、区画整理901万円、客土85万円、排水施設整備55万円、明渠排水20万円について執行停止となったところでございます。

次に、事業仕分けが内容どおりとなれば名寄市の農業施策にどの程度影響するかでございますが、主なものについて答弁させていただきます。まず、防衛施設周辺整備事業では、農業機械等におきましても毎年有効に活用されておりますが、これらについては影響が考えられるところでございます。仕分けの内容としては、地域が自由に使いやすくすることで効果を高め、交付金化も視野に入れ、制度を大きく見直すとしております。次に、強い農業づくり交付金では、主にJAの施設整備関係に活用されています。仕分けの内容では、2分の1から3分の1程度の予算要求の縮減となっております。施設整備には大きな金額を要しますので、要望が多い事業となっております。JAの米、野菜の施設整備を必要とするときに影響があるのではないかと考えております。次に、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、これにつきましては地域を活性化するために地域が独自に計画する施策を総合的に支援し、直接農水省と協議できる事業となっております。仕分けの内容では、自治体が行っていることを精査し、より計画的に行うべきとして予算要求の縮減となっております。これらについても影響がある事業と考えております。次に、中山間地域等直接支払制度では、事務費の削減以外は予算要求どおりとなっておりますので、地域集落への影響はないものと考えております。

農地・水・環境保全向上対策につきましては、本体部分について予算を1割削減すると同時に事務費コストの縮減とされておりますので、多少影響があると考えております。農道整備事業につきましては、廃止という結論になっております。名寄市では、現在継続中の農道整備はございませんが、一般道での採択がスムーズになるとは疑問のあるところでございます。そのほか農地集積加速化基金、土地改良負担金特別緊急対策基金、森林整備地域活動支援基金等の基金事業凍結などがあり、仕分け作業での結論では具体性に欠けるためどこまで影響を及ぼすか、現時点では判断しにくい状況にありますが、予算編成の中で明らかになってくると考えておりますが、憂慮しているところでございます。

次に、大きな項目3点目、市内における小麦の使用量は、（1）、製造業における小麦の使用量、（3）、製造業が使用している国産麦と輸入麦の比率について関連がございますので、一括してお答えをいたします。名寄市内の製造業における小麦粉の使用量につきましては、公に集計されたものはございません。市内製造業者で主要製品の原材料に小麦粉を使用している事業所であるめん類製造業4社、菓子製造業3社、パン製造業1社、計8社に個別に聞き取り調査をさせていただいた数値についてお知らせをいたします。めん類製造業におきましては、年間使用量約12万8,000キログラム、菓子製造業では年間使用量約1万9,800キログラム、パン製造業では年間使用量約2,900キログラムとなり、調査を行った8社合計で名寄市での年間使用量は約15万7,000キロと推定しております。

また、国産麦と輸入麦の比率につきましては、めん類製造業の年間使用量約12万8,000キログラムのうち国産麦が約4万8,100キログラムで37.6%の割合、輸入麦が約7万9,900キログラムで62.4%の割合となります。菓子製造業の年間使用量約1万9,800キログラムのうち国

産麦が約3,865キログラムで19.5%の割合、輸入麦が1万5,935キログラムで80.5%の割合となります。パン製造業者につきましては、学校給食に納入している関係もあり、年間使用量約2,900キログラムをすべて国産麦を使用されているとのございます。まとめますと、年間使用量約15万7,000キログラムのうち国産麦が約5万4,865キログラムで36.4%の割合、輸入麦が9万5,835キログラムで63.6%の割合となります。製めん業、製菓業においては学校給食等納入先から原料の国産麦の指定を受ける場合、また原材料へのこだわり等で国産麦の使用割合が高い事業所と同一業種の中でも国産麦の使用割合は各製造業者ごとでさまざまな割合となっております。

次に、（２）、国産麦と輸入麦の価格差についてお答えをいたします。代表的な業務用小麦、強力粉ですが、25キロ1袋の価格で比較してみますと12月現在で国内麦、道産麦ですが、4,709円、輸入麦で3,500円となっていて、国内麦が輸入麦より1,209円高い状況となっております。ことしの6月段階では、国内麦が3,839円、輸入麦が3,960円となっていて、輸入麦が国内麦より121円高い状況でした。また、国内麦は6月と比べ870円値上がりし、輸入麦は6月と比べ460円値下がりしていることとなります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、大きな項目の2点目と4点目についてお答えをいたします。

初めに、スポーツ振興、冬季スポーツの振興についてお答えをいたします。スポーツの振興にかかわる人的な配置につきましては、施設の管理委託に伴う適正化により課長1、係長1、係2の4名体制となっております。今後も現体制を継続してまいります。スポーツの振興に当たっては教育委員会が委嘱する体育指導員のほか、体育協会

を初めとする団体や市内の人材活用、さらには外部講師の活用等により人的確保を図ってまいります。冬季スポーツの振興策につきましては、今後も施設の適正な管理運営を通じ、スポーツ環境の整備を継続してまいります。御指摘のあったスケートリンクについては、豪雪地帯における屋外施設のため現状での御理解をお願いをいたします。また、利用者の拡大やスポーツ人口の拡大に向けては、市民スキー大会などの開催を初め、各種大会の開催支援や団体への支援、育成のほか、先ほど述べました人材活用による講座や体験教室の開催を通じ、スポーツの振興を図ってまいります。

次に、市内小中高生のスポーツ人口について、把握している範囲でお答えをいたします。平成20年度ベースでは、スポーツ少年団数が29団体で654人の団員が所属しております。中学校の部活動数は24部で478人が所属しています。高校の部活動は、人数として495人、全体で合計1,627人というふうになってございます。

次に、大きな項目の4点目、特別支援教育についてお答えをいたします。初めに、支援教育を受けている児童生徒数につきましてお答えをいたします。平成21年度5月現在で特別支援学級を開設している学校は、小学校で9校25学級、中学校では4校10学級となっております。また、特別支援教育を受けている児童生徒については、小学校で43名、中学校では17名となっております。

次に、現在の支援員数は基準を満たしているのかというお尋ねでございます。特別支援教育支援員の制度は、平成19年度から実施され、障害や困り感のある児童生徒に対し、小中学校に特別支援教育支援員を配置し、学習活動上のサポートや学校教育上の日常生活の介助を行うこととなっております。名寄市では、平成20年度から名寄小学校、名寄南小学校、豊西小学校3校に支援員を配置し、名寄西小学校へは医療行為が必要な児童のために2名の看護師を交互に配置してござ

す。また、学習活動上のサポートでは名寄市立大学と連携し、ティーチングアシスタント派遣事業を通して風連中央小学校、名寄東小学校、名寄西小学校3校に大学生を派遣し、特別な教育的ニーズのある児童へきめ細かな支援を行ってまいります。

次に、中学校への特別支援教育支援員の配置についてでございますが、中学校は教科ごとの授業であり、名寄市内では教科を特定した支援員としての人材がいないことやチームティーチングなど主要科目の指導に当たっては加配措置がなされていることから支援員を配置しておりません。今後どのような形で支援員の配置が望ましいのか、各中学校とも協議してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(小野寺一知議員) 竹中議員。

○3番(竹中憲之議員) それでは、答弁いただきましたから再質問をさせていただきますが、農業施策のところについてはこの間、10日、11日ということでそれぞれ4名の方から質問され、答弁もされているところでございますけれども、利子補給以外の行政単独での支援ということも私はもう少し考えていいのではないのかなというふうに思っているところなのですが、その点について、まだ国からの問題も含めてあるのかもしれませんが、交付金の問題等々を含めてあるのかもしれませんが、単独事業としてもう少し考えられないのかどうか、お聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長(小野寺一知議員) 茂木経済部長。

○経済部長(茂木保均君) これまでの答弁の中で、利子補給というようなことを中心にお話しさせていただいておりますが、上川管内の各市町村の部分の中では肥料代の一部助成とか、あるいは種子代というような、そんなことも検討されているようでございます。農協のほうでも今現在、あしたぐらいから具体的な組勘整備に入ってくると

いうところで、それぞれ個別のことしの生産の状況が明らかになってくるのではないかなというふうに思っております、それらも1つきちっと精査した中でということも考えられます。

ただ、農業関係以外のこともちょっと含めてお話しさせていただきますと、非常に今回の御質問もありましたように中小企業を含めて大変厳しい経済環境にあるということがあります。さらには雇用の状況も含めて、いわゆるサラリーマンといえますか、そういった部分も非常に給料の減額も含めて厳しいというところで農業関係、不作というところでは非常に厳しい状況がありますけれども、そういった全体的な経済状況も勘案して最終的な対策というものを決めたいというふうに考えておまして、今現在の中では来年度の再生産に支障の来さない低利の営農資金の利子補給ということでございまして、そういったことを踏まえて最終的な判断をしていきたいなというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思いません。

○議長(小野寺一知議員) 竹中議員。

○3番(竹中憲之議員) なぜそういうことを言うかという、日ごろから行政として名寄の産業は農業だと、農業が活発化していかないと回らないというのが現実だろうと思うのです。そういう意味からすると、もう少し農業施策について私は考える必要があるのかなというふうに思ったものですから、このような発言をさせていただいたのですが、ただ政府がかわって、先ほど答弁がありましたように農業施策について縮減、削減等々が多くなってきて、そのことが今後どのような形で農業の施策の中、あるいは農業のやられている方の懐に大きいのしかかってくるのではないのかというふうに思っているところでありまして、このような施策に対して名寄市単独というよりも管内のJAあるいは自治体が復興するための陳情とか、そういうことをやっぱりやっていかないといけないのかなと。そのことによって、政府が動くかど

うかは別にしてもきちっとそういうふうにするのが一番重要だなというふうに思っていますが、その陳情等々を含めての考えがあればお聞かせを願いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 今回政権が変わったことによりまして、いろんな農業政策も大きく変わろうとしております。特に大きな部分では、戸別所得補償制度が導入されると。このことによって、一面的には非常に期待感もあるわけですが、今現在の中ではいわゆる従来転作奨励金と称していた部分が3分の2程度に今の段階では減額されるというような、そんな状況もあります。また、所得補償制度の部分もとりあえず来年度は米でモデル的にやるということですが、米以外の部分についてはどうなるのか。この辺についてもまだ見えていないという、そういう状況がありますし、今現在の中ではいろんな情報を我々も収集しているところでございます。さらには、今お話がありましたように農協の系統あるいは農連、さらには行政サイドでいけば市長会だとか、そういった各いろんな段階の部分がありますので、そういったところを通じて陳情ということは当然考えているわけですが、この陳情の仕組み、そういったものもいろいろと変わってきているそうでございますので、それらの状況をきちっと加えまして地域の声を上げていくような、そんなことは当然のこととしてやっていかなければならないというふうに考えておりますので、よろしく願います。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 農業施策については、それぞれ各議員から出ていますからそのぐらいにさせていただきますが、行政としてももう少し第1次産業である農業について力を入れて進めていかなければならないというふうに思いますので、そのところをきちっと念頭に入れて今後の取り組みを求めておきたいというふうに思います。

次に、スポーツ振興の問題でありますけれども、冬季スポーツの扱いについて、先ほど部長のほうから若干答弁がございましたけれども、本当にスポーツをする方、冬季のスポーツだけでないのですが、する方が減ってきているというよりも人口が減っているということが最大の中身なのであります。ただ私はなぜこれを上げたかという、冬季も夏季のスポーツもそうであります。指導者がやっぱり総体的に足りないというのが中身になっているのではないのかというふうに実は思っているのです。それは、中学校あたりを見るとよくわかるのであります。クラスが少なくなって先生もそれによって少なくなると。そうなるとうと指導者がその分減っていくという状況の中で、総体的なやはり指導者が減ってきているというふうに私は思っています。ある中学校の先生がこういう話をしていました。今は、部活をふやすよりも減らす方向で動いていますと、それは対応ができないからというふうに言われているのです。先ほど部長のほうから答弁でクラブ、それぞれ小学校は600ぐらいのスポーツをやっているということですが、中学校も同じように市全体で考えることはできないのかどうか、そんなところが頭の中にあるのかどうかも含めてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 今御質問ありましたように、生徒数の減少によってやはり部活動も減ってきているという状況があるというふうに思っております。私どもの地域性を含めた考え方としては、やはりスキーといいますか、冬季スポーツということでスキーということで、それぞれ教職員のそういったような人事異動につきましてもそういったことも配慮しながら、そういった異動についてお願いをしているということもございます。

ただ、全体的な部活動の関係で全般的にどうなのかという部分がありますけれども、それぞれ体育の先生だとか専門的な先生がいて、それに特化

をしてやるということがあれば、そのこの学校については部活が発展をするといえますか、そういったようなことがありますけれども、教科外の先生がやっぱりそういった部門に顧問として入るだとかということになると、だんだん生徒も少なくなってくると、そういったような状況もございます。ただ、やはり子供たちが求めているスポーツにつきましても、そういったことができるような配慮も、例えば上につながる中体連の活動だとか、そういった部分についても部活がないとしてもそういったようなことができるような、そういったような環境も中体連に登録をするといったことの中でも参加できるという状況になります。ですから、そういったようなことで対応はしておりますけれども、本来的にはそういったような先生が配置されれば一番いいのですけれども、今名寄市の中では学校支援本部事業というものを立ち上げてございます。その中で、事業の中でそういったような特性を持った市民たちがそういった学校に入ってそういったことができるかどうか、そんなことも含めて考えていかなければならないのかなというふうに思いますけれども、今年度の学校支援本部の事業の中ではそういうことではなくて、他の校内外での交通安全だとか、あるいは学校での学芸会でのそういったような出し物についての支援だとか、そういったことが来ているということでありまして、今後はそういったことができる状況であれば、そういったことを進めていきたいなというふうには思っております。

○議長(小野寺一知議員) 竹中議員。

○3番(竹中憲之議員) 今部長のほうから中体連の話がちらっと出ましたけれども、今名寄の中学校で実は陸上競技部というのがないのです。では、どのように陸上競技の中体連に出すのかという話を聞きますと、ほかの部からリストアップをしたり、あるいは希望者を募って一定程度1カ月なり1カ月半ぐらい指導をして中体連に出しているというような状況の話をお聞きしました。これでは、

子供たちも伸びないでしょうし、楽しいスポーツをしていくという意味でいくと、いわば中体連でありますから1位、2位を争う、そういう記録を伸ばすための大会でありますから、そのときだけの大会になってしまうというのが現状としてあるのではないかとこのように思うのです。

生涯スポーツということになりますと、赤ちゃんは無理でしょうけれども、小学校からお年寄りまで生涯スポーツということでも市も事業として持っているわけでもありますから、現状の中でどのような指導者をつくっていくかということも私は重要だということふうに思っています。先ほど言いました陸上の問題でいきますと、豊西の阿部先生が一生懸命今努力しているようでもありますけれども、小学校でやっても中学校へ行ったらできない、部活がないから。それでは単独でどこかへ行ってみようかというようなことに私はなっているのではないかとこのように思っているのです。

それで、名寄市内でもシニアから全国大会へ行っている方もいますけれども、そういうシニアの方の活用をしてと言ったら語弊ありますけれども、お願いをして全体的なスポーツの底上げをしていく、あるいは市の職員の方でどれだけスポーツをやらせて指導できる方がいるかわかりませんが、そういう方を使って2時間、3時間勤免にでもしてその指導に当たれないのかどうか、そんなこともちょっとお聞きをしたいというふうに思います。

○議長(小野寺一知議員) 山内教育部長。

○教育部長(山内 豊君) 小学校から中学と、そして高校へとつながる、そういったようなスポーツ振興を図るべきだということに対しましては私も同感であります。私ごとですけれども、私の子供も昭和50年代に例えば陸上の関係で、今でいえば砺波の霊園の中でクロスカントリーをやっていたとかありまして、それからクロスカントリーに移りましたけれども、たまたまそのときには小学校にそういった先生がいたと。そして、中学

校に行ったときにもそういった先生がいたと。そして、高校に行ってもまたそういった指導者がいたということで、そういったつながりはありました。そういった意味では、そういったような小中高と連携をしたそういったような子供たちにスポーツを指導していくということが必要だというふうに思っております。

それで、今小学校の少年団の部分から中学校へということで、部活がないということでもありますけれども、これについてもかなり前の話ですけれども、名寄中学校、東中学校でスキー部がなくなるといったような、そういったような状況がありましたけれども、そこはスポーツ少年団の中で市の職員がやったり、あるいは市民のボランティアがやったりだとかということで、そういった受け皿をつくったということで子供たちを伸ばしたという実績があります。そういった意味で、中学校の中で部活ができないということになれば、そういったような市全体の中の少年団的なそういった受け皿を継続していくことが必要なのかなというふうに思いますし、今後そういったことが求められることだというふうに思いますので、今後また努力していききたいというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） いつでしたか。ことしの秋口でしたかね。道新だと思いましたが、土別の陸上の指導のあり方についての記事が載っていました。これは、小中高を一体化して学校の先生が何人かついて、特に陸上の場合には種目によって教え方が全部違うという状況があって、一体的な指導をその中でしているというふうに報道されていました。そこまで望まなくても一定程度行政としてある程度指導者をつくって、そしてスポーツを楽しませる、あるいは競技会に出させる、そういうことを私はしていかないと、ただ単に言葉だけでスポーツの振興ということでは進まないのではないかというふうに思っているのです。

それと、もう一つは、若干気になるのが健康、

身体的な問題もそこにかかわってくるわけですよ。そこで、名寄大学がありまして、名寄大学とのそういった連携も含めてやってはどうなのかなというふうに思いますが、その辺もし考え方があればお聞かせを願いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいま竹中議員から青少年のスポーツ振興にかかわって、特に1つは小中高の接続がどうなっているかと、こういうお話がございました。中体連というか、中学生の部活動への加入率というのが年々下がっております、生徒数が減少すると同じように部活の加入率も下がっているのです。北海道の運動部への加入率は57%だと、こういう数字が出ております。それに比べまして名寄は、運動部に所属している中学生が67%と。かなり全道では高いレベルにあります。この中には、少年団とかクラブに加入している子供は含まれておりませんので、もう少し率は高いのかなと、こういうところにあるわけですが、今御指摘のとおり中学校では例えばサッカーとか、例えば水泳とか、今の御指摘の陸上などの部はございません。これは、生徒の加入率にも大きく影響しているのかなと、こう思っているのです。例えば上川管内で見ますと、陸上部というのを置いてあるのは実に21%ぐらいなのでございます。上川管内71校のうち、わずか15校しか陸上部を置いていない。全体的にこういう傾向にある。

それで、どうすればいいのかと、こういうお話になってくるわけでありまして。今名寄で一番恵まれているのは、野球とかバレーでしょうか。これは、小学校でしっかり少年団で活動しております。バレーもそうであります。そして、中学校でも部活動がある。しかし、少年団で活動している中でもサッカーや卓球や陸上は今中学校で部活動がない。名中、東中などではないということでもあります。そういう中で、例えば一例を挙げますとサッカーはサッカー協会が小学校の少年団からずっと

継続して中学校でもクラブ活動として指導していただいている。したがって、今御指摘の陸上などについてもそういうシステムをしっかりととりながら子供たちの芽をしっかりと伸ばしていく。こういうことを具体的に協会を中心にしてやっていかなければならない。言ってみれば、学校教育と社会教育のタイアップであります。このことを私たちが心がけておりますし、各それぞれの協会もそういうことについてまた私たちからもしっかりとお願いをしていくことが必要かなと、こう思っているのであります。

なお、中体連に出場するに当たっては、それぞれの学校は中体連に水泳も卓球も陸上も加盟させております。ですから、中体連の大会に出ることには支障を来さないようにしていると、こういう努力はしているのであります。

それと、もう一点は、指導者の確保がございしますが、指導者の確保についてもやはりなかなか全校に専門的な技術を持った先生を配置するのは難しい。したがって、私は人事の際にはそれぞれの学校のこういう競技でしっかり指導できる先生をいただきたいというニーズはしっかり聞いております。そして、それに対応した人事は心がけてはいるのであります。なかなか全校にそうはまいらないということで、この辺は御理解いただきたいのですが、これはやっぱりプラス各種目競技団体等とのタイアップをしていくしかないのではないかなと、こう思っております。そのほかにも名寄市だけがあらゆるスポーツでいろんな指導をするという、そういうことではなくて、それぞれの地域が役割分担をしながらスポーツの振興を図っていくということも大切な営みではないかということで、実は美深が事務局になりながら名寄から中川までの5市町村をタイアップしまして上川北部広域スポーツ推進支援室と、こういうのをこれから立ち上げようとしております。これは、わかりやすく言いますと、例えばジャンプは下川にお願いしようではないかと。名寄からも下川のジャ

ンプ少年団に加盟しております。そのかわり名寄では、このことは任せてくれというものがあっていいのではないかなと。こういうふう地域でやはりすぐれた選手を輩出していくと、こういうことも1つには大切なのではないかなと、こう思ったりしております。

それと、もう一つ大切なのは、今竹中議員御指摘のとおり地域の人材をどう活用していくかです。これは、各都市ともに悩んでおります。先日、札幌などで不足に悩む道内中学ということで札幌の例が出ておりました。まさに札幌でさえ悩んでいる実態がございしますが、やはり名寄でもしっかりと人材を発掘しながら、それぞれのスポーツ活動にボランティアとか、いろんな形で支援していただける、こういう方たちも発掘していかなければならないと、このように考えております。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 時間がありませんから次にいきますが、小麦粉の使用量の問題、先ほど答弁いただきましたが、総体で名寄における内麦の使用量が36%ぐらいと。かなり高い率になっているのであります。現状道産の小麦、どのぐらいその中で使っているかというのも本当は聞きたかったのであります。中身的に内麦と外麦の差が1,200円ほど違うのであります。そういう状況の中で現状かなり市民の年間の年収が下がっている状況にあって、内麦小麦を使ったことによって商品が高くなると。結果として、懐と相談をしながらそういうものは買うのでありますけれども、現実にはだんだんそこから遠のいていくということも私は予想がされるなというふうに思っています。下川で道産小麦のうどんを使っているのはかなり高いのです。倍以上するのですが、食べたらいいのですが、これを毎日食べるということにはちょっとならないと、懐と相談をする。そういうことからいくと、道産小麦、地産地消も含めて今多く使われているのであります。現状こういうような流れになってくると農家の方

が小麦をつくらなくなってくる可能性も、消費が悪くなるとつくれなくなっていくとか、そういう状況に私はなるのではないのかなということをお心配をしているところでありまして、そんなことについて、もし行政としてもあるかなと思っ

ているかどうかも含めてちょっとお聞かせを願いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 小麦の関係でありますけれども、小麦は御案内のとおりでございますけれども、国産の食料自給率というのは14%ほどしかありません。86%が輸入と、こういう状況であります。それから、国内で生産される小麦のうち道産物が64%、府県産が36%ということで、道産の部分でいきますと約58万トンということになっております。そういう中で、国内産といわゆる輸入物という部分があるのですが、ここは結構、例えばアメリカだとかカナダ、オーストラリア、ここが主要な小麦の輸入の国なのですけれども、やはり品質の問題がどうしてもあるのです。特に強力粉といいますか、パン系統の部分については、やはり国内物では品質的にいま一つという状況がありまして比較的輸入麦を使う割合が多いということで、最近では国内のものでもいわゆる春小麦、ハルユタカとか春よ恋とか、そういった品種があるのですが、ここが比較的パンなんかにも適性があるということで、実需の皆さんのほうでかなりこういったものを使っていたりするような状況もあります。

それで、地産地消を含めてというようなことなのですが、北海道では平成19年に北海道の麦チェーンということで、道産の麦をもっと使っていたらこうというような運動を始めております。特に御案内のとおり、米につきましては道内産を22年度で80%にしようということで、今現在もう75%ぐらいになっているのですが、小麦についても今現在、これは現状で平成19年の部分では31%ぐらいの部分なのですが、10年後の平成

29年には50%ぐらい道産の小麦を使おうという、こういった麦チェーンの運動と申しますか、そういった取り組みも北海道で始めておりまして、このことがじわじわと末端までおいてくるような、そんな部分になればと私どもも考えております。

先ほどもちょっとお話ししましたように、名寄というより学校給食センター、これは道内どこでもそうなのでしようけれども、これは学校給食会を通じて道産の小麦をパンに使用していただくと、こんな取り組みをしておりますし、さらには名寄の中で申しますと最近よく言われている米粉をパンにというような取り組みもまだ一部ではありますけれども、取り組んでおりまして、一定程度のきちとした製品になればさらにふやしていきたいと、こんなお話もしております。それから、名寄における製造業者の部分で道産の小麦と、あるいは輸入の小麦との関係なのですけれども、価格の部分が出ると申しますと商品に転嫁できるという状況がこの今の御時世の中ではなかなかできないということで、余り麦の価格の変動があると非常に実需者は困るというようなことはお聞きしておりますが、多少リーマンショック以来の部分で輸入麦の価格が下がるとか、そんな状況もありますけれども、あるいは国産が逆に上がっていくとか、そういう状況もありますけれども、価格には極力転嫁しないようにということで、それぞれ製造業者の皆さん頑張っておられるというようなお話を聞いております。非常にこの国産の麦と申しますか、地元の麦を地元でも食べられるような、そんな仕組みをこれからも少しずつでも進めていきたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 今道の施策の問題も話がありました。道産小麦の量の問題、使用量の問題もありますけれども、道としても農業施策として輸入小麦から道内小麦ということで、それぞれ今言われたような状況で転換をしてきているのでありますけれども、現実には名寄ではふえてい

いう、あるいは江別あたりでもかなり量的にはハルユタカがふえているようでありませけれども、かなり小麦の質、輸入小麦は質がどのぐらい悪いのかは承知はしませんが、小麦の刈り取り時期の天候によっても国内も道産も同じですが、質が落ちることで農家の収入減になるということもあるわけでありまして、特に稲や何かと違ってすぐ倒れて芽が吹くという状況にありますから、そういったことではもう少しきちっとした指導をしながら道産小麦の拡大につなげていただければというふうに思います。

最後になりますけれども、特別支援教育の関係について若干お聞きをしたいというふうに思います。私が特別支援教育、基準があるのではないのかというふうに質問したのは、承知のように交付税で1校当たりたしか120万円ほどの措置がされているわけでありまして。今支援員が3名で、支援員の費用がたしか150万円ちょっとだったかと思うのですが、そうなってくると数字が合わないという状況にあるわけです。ちょっと違うのでありますけれども、小学校で43名、中学校で13名と言いましたか、いるということでありまして、この学校ごとでクラスに2人以上、複数の支援を必要とする児童生徒がいるクラスがあるのかどうかについてちょっとお聞かせを願いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 名寄市内の小中学校に特別支援の教室が25学級、43名という生徒なのですけれども、その中で2名以上という学級もございまして。それぞれ名寄小学校にも2教室ございまして。それから、南小学校にも1教室、それから東小学校にも1教室、西小学校に2教室、それから中名寄小学校に1教室、豊西小学校に2教室、それから風連中央小学校に1教室、それから名寄中学校で1教室、東中学校で1教室、智恵文中学校で1教室、風連中学校で2教室ということで、2名以上いる学級について以上のような

てございまして。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 私は、現場の教員から聞きましたけれども、複数いるとますます教諭が大変だというふうに、その支援をしなければならぬ児童生徒の中身にもよりますけれども、かなり厳しい対応をせざるを得ないというか、精神的にも肉体的にもかなり厳しいのですという話を時々聞くわけでありまして。そういう意味からすると、もう少し支援員をふやして子供によりよい教育をさせる、あるいは教師の労働負担を少なくすることが私は必要ではないのかというふうに思っています。道内でも支援員を配置をしていない自治体が45ほどあるというふうに言われていますけれども、この中には財政難でということを行う自治体もいるのであります。どうもおかしいなと。そういう支援員を派遣するだけの人がいないというのであれば別にしても、それぞれ交付税が措置をされているわけでありまして、その中で一定の支援員の配置が私はできるというふうに思っているのですが、しかし現状はそうはなっていないと。

ただ、名寄の場合は若干恵まれているのは、名寄大学もあります。公立病院もあります。それぞれ学生や、あるいは看護師さんを得てカバーをしているという意味では、私はそういった意味ではある程度環境が整ってはいるなというふうには思いますけれども、しかし中学校、小学校合わせて35学級ある中で支援員が3名ということは余りにも少ないというふうに思いますが、今後の支援員の配置のあり方について考え方があればお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 先ほど言った学級数に対して各学校に配置されている職員につきまして、例えば名寄小学校ですと5学級あるところに職員が7名配置をされているといったことがあり

ます。ですから、1学級1名ということではなくて、1学級に対して2名と申しますか、そういったような配置のされ方もしているという状況でございます。そのほかに先ほどの特別支援員3名という部分の中では、特に学校においてそういった支援員が必要とされるということで、名寄市の場合には名寄小学校、それから南小学校、それから豊西小学校に特別支援員を配置をしているということでもあります。そのほか地方交付税で補てんをされるという部分の中で、特別支援員のほかに先ほどお答えしました名寄西小学校に肢体不自由の方がおられますけれども、それらに対して看護師2名を配置をしているということで、人件費的にはそれぞれ対応しているというふうに思いますし、またそのほかに各学級のバリアフリー化だとか、学校におけるトイレの改修だとか、そんなことも含めてこれらのお金については充てているということでもあります。今後そういった特別支援員が必要というふうな学校が出てくれば、そういった部分の中で考えていかなければならないのかなというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 以上で竹中憲之議員の質問を終わります。

人権尊重と男女共同参画社会の形成について外1件を、川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） 通告順に従いまして、質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、人権尊重と男女共同参画社会の形成についてお伺いをいたします。景気低迷が続き、デフレ傾向と言われている中で働く人々の状況はますます深刻となるばかりです。とりわけ女性の置かれている状況は厳しさを増しています。そんな中で、総合商社兼松の元社員の女性6名がコース別による男女の賃金差別の是正を求めた兼松男女賃金差別裁判が提訴から14年余、上告から1年半の10月20日、ようやく最高裁の判決が出されて、男女コース別賃金の定めは労働基準法4条違反だとして東京高裁判決が確定しました。弁

護団の1人は、コース別であっても携わっている仕事の価値が同一であれば、差別した賃金を支払うことは男女同一賃金の原則を定めた労働基準法4条に反すると認めた意義は大きいと言います。賃金差別は正へ大きな一歩となりました。

そこで、1つ目に名寄市の男女共同参画推進計画、実施計画の進捗状況をお伺いいたします。事務事業評価が行われたとの行政報告がありました。特に暴力対策の推進など、重点項目についてお知らせをいただきたいと思っております。啓発活動の充実では、毎月の広報による啓発活動で男女共同参画が市民の中に広がりつつあると思っておりますが、より日常的な話題となる必要があるかと考えます。先月、総務文教常任委員会で視察をさせていただいた福岡県筑紫野市では平成15年、男女共同参画都市宣言を行い、現市長の公約として全地区で男女共同参画に関するセミナーを開催することを目指していると言います。今後の市民への啓発についてのお考えなどもお知らせをいただきたいと思っております。

2つ目に、実態調査についてお伺いをいたします。本年4月に出されましたこの実態調査では、高齢者女性のひとり暮らしについては、65歳以上の単身世帯の調査、これは平成17年度の国勢調査をもとにしていますが、男性が22.8%、女性が77.2%です。80歳以上になりますと、男性5.6%、女性23.3%となっています。高齢女性のひとり暮らしが非常に多くなっています。また、ひとり親世帯では男親世帯が12.4%、女親世帯87.6%と圧倒的に女親世帯が多くなっています。さらに、労働実態では年齢階層、業種にかかわらず女性賃金は男性賃金と比較して常に低い状況にあります。これら実態調査の結果をどのように活用されようとしているのかお知らせをいただきたいと思っております。また、各界の女性の登用など、今回の実態調査では名寄市の状況がありませんでした。あわせてお知らせをいただきたいと思っております。

3つ目に、今後の所管部署、女性センターのあり方についてお伺いをいたします。男女共同参画は、各課にわたり関係していますが、中心となる部署が必要ではないかと考えています。せんだって出されました組織機構改革の中で担当部署が明記されていませんので、今後の所管部署のあり方についてお知らせをいただきたいと思います。あわせて、現在の女性児童センターについて老朽化が進んでいるのは承知するところです。今後の女性たちの活動拠点となる女性センターの考え方をお知らせをいただきたいと思います。

2つ目に、新政権のもとでのサンルダム建設についてお伺いをいたします。新政権が誕生し、全国各地のダム建設の凍結など見直しが進められています。改めて市の見解をお伺いしたいと思います。

1つ目に、サンルダムの利用目的についてお伺いをいたします。多目的ダムであります主な目的として治水、利水が上げられています。治水では、開発局の資料からもダムの有無で下流域の水位は約20センチ前後とほとんど変わらないことが明らかになっています。サンル川は、全流域面積のわずか3%です。また、名寄川の流域面積の約25%、サンル川流域だけに多くの降雨があった場合を除き、天塩川本流の治水にはほとんど役に立たず、名寄川の治水にもそれほど多くを期待できない状況にあります。一部堤防の整備がされていないところがありますので、その部分を早期に改善することで洪水などの心配は少なくなるのではないかと考えています。

前原国土交通相が設置した諮問機関、今後の治水対策のあり方に関する有識者会議が先日3日、国交省で初会合が開かれ、ダムに頼らない河川整備の方向性を検討し、来年夏に中間報告を出し、2011年度予算編成に反映する予定と言います。ダムでなければ治水はできないのかどうか、広く専門家などの意見も聞き検討すべきではないかと思いますが、見解をお伺いしたいと思います。

利水の件についてです。名寄駐屯地への安心、安全な水の供給が必要とされています。どのようなときに濁っているのか、日常的に濁り、悪臭があるのか。日常的であれば、自衛隊の皆さんの健康上の問題となりますから早急に対応しなければならないと思います。どのような状況にあるのかお知らせをいただきたいと思います。

2つ目に、自然保護についてであります。サクラマスの遡上が見られるサンル川をせきとめた実験魚道を島市長も実際にごらんになっておられるわけですが、今回の実験はサクラマスが魚道の入り口を見つけて間違わずに遡上できるかどうかを確認するためだと言われています。サンルダムでは、日本最大規模の約9キロの魚道と水路を8億円かけてつくる計画です。9キロもの魚道をサクラマスは上ってくることができるのか、実験はどのようにして行うのかとの私の質問に開発局からは、ダムを建設した上で魚道の効果を調査するとの返答でした。言いかえれば、サクラマスにどのような影響が出ようともダムはつくるということにほかなりません。サクラマスは、絶滅危惧種のカワシンジュガイの宿主であります。サクラマスのえらに寄生して川を移動し、種を残しています。こうした貴重な自然が守られるという担保なしに、ダム建設はすべきではないと思っています。改めてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

3つ目に、市民周知、市民議論についてお伺いをいたします。サンルダムを考える会や自然を守る会などから、高橋知事へ対して意見を聞いてもらいたいとの申し入れをしていますが、いまだに実現していないようであります。広く意見を聞き、どうしてもダムに頼らなければならないのか、検討すべきと考えます。また、市民にわかりやすい情報を提供し、市民間での議論が深められることも必要と考えますが、御見解を伺いたいと思います。

以上で、この場からの質問とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） ただいま川村幸栄議員から大きな項目で2つの質問をいただきました。1つ目は私のほうから、2つ目は上下水道室長からの答弁となりますので、よろしくお願ひいたします。

まず、大きな項目1つ目の人権尊重と男女共同参画社会の形成についてお答えをいたします。議員がお尋ねの平成20年度の名寄市男女共同参画推進計画の推進状況ということで、実施計画事務事業の評価についてお答えいたします。平成20年度の評価については、庁内のワーキンググループ推進会議による第1次評価を経てから市民による推進委員会において最終第2次の評価、検証を行いました。平成20年度は、名寄市男女共同参画推進計画の最初の年になりますが、実施計画の事務事業98項目に対し、ワーキング推進会議の達成度におきましては達成したが36件、おおむね達成したが52件、達成できなかったが4件、実施できなかったが6件となっております。市民で構成する推進委員による評価は、順調に取り組まれているが1件、おおむね取り組まれているが89件、より積極的に取り組むようのが8件、早期に取り組む必要があるがゼロ件とし、おのおの項目にコメントをいただいております。

そのうち重点項目14項目は、男女共同参画推進計画を実施していくに当たり、市民に対し特に力を入れていきたいとして担当部課が積極的に達成に向けて実施をしているところであります。主な項目は、広報やホームページによる啓発活動、暴力対策への取り組み推進、行政委員会等への女性委員の参画、保育や子育て、介護のサービス充実促進等であります。推進委員会からの評価では、啓発に関する1項目が順調との評価で、コメントでは男女共同参画の言葉を目にする機会が多くなっている、これからも関係機関の協力を得て啓発に努めていくことが必要であるとのことでしたので、次年度に向け、再度啓発に力を入れていき

いと考えております。ほか13項目は、おおむね取り組まれていると評価されましたが、おのおの次年度の取り組みの強化について示されております。平成20年度の事務事業の評価については、庁内のワーキンググループ推進会議を経て市民による推進委員会が最終評価、検証を行いましたので、次年度の事務事業に反映させるため、各部次長及びワーキンググループにフィードバックをしております。

次に、重点目標の啓発の部分にもなる市民への浸透状況では調査を行っておりません。11月の男女共同参画のバスツアーによるアンケートでは、関係者2名以外は全員が広報でそのツアーの内容を知っておりました。また、掲載に関する問い合わせや担当者を知る市民の方からは、毎月見ているよと言葉をかけてもらうことがあると聞いております。広報の掲載内容には、個人的配慮を有するDVに関する記載がありますので、日常に話題にならない部分もあろうかと思っておりますが、これからも市民の皆様にも男女共同参画に関する各種情報は広報を通して発信していきたいと考えております。

次に、同じく重点目標の配偶者やパートナーの暴力被害者に対する所管部署については、平成21年度から福祉事務所、社会福祉課が担当することになり、配偶者DV被害相談窓口も市民によりわかりやすくなったことで潜在的に悩んでいる市民が気軽に相談できるよう広報やDV相談窓口カードの配布等、あらゆる機会を通して市民への啓発を行っております。

町内会への具体的な取り組みについてお答えいたします。男女共同参画担当では、町内会長や行政区長との懇談の際に事業取り組みへのお願いをしております。各種審議会でも女性の参画を50%にすることを目指し活性化を図っているため、ぜひ町内会や行政地区の役職について女性の参画を図っていただきたいことや男女共同参画の出前トークの活用について文書をお願いをしております。

また、11月の女性交流会では男女共同参画の取り組みについてもお知らせをしておりますが、町内会単位でのセミナーの実施は行っておりません。今後の事業の参考にさせていただきたいと思いません。

次に、(2)、名寄市男女共同参画実態調査についてお答えします。この実態調査は、男女共同参画推進計画を推進していくに当たり、基礎データをもとに関係者の認識を深めるため、名寄市の推移を全国との比較や現況についてまとめたものであります。内容は、大きく3つに分け、人口として8項目、家族と世帯として10項目、労働として6項目、参考として各関係機関の女性の割合4項目の実態調査としております。ただし、この実態調査のために新たな調査をしたわけではなく、今まで実施されている各調査から抽出をし、資料としてわかりやすく編成したものであります。男女共同参画推進計画は、各課が横断的にかかわっておりますので、担当以外の部分においても参考資料とさせていただいております。男女共同参画推進計画では、母子やひとり親家庭については経済的、就労面にも支援が必要ですし、子育てやさまざまな不安や悩みに対応していかなければならないとしております。担当する社会福祉課では、次世代育成支援行動計画を策定し、家庭相談、経済的支援等の取り組みを行っております。就労の面におきましては、特に女性は厳しい状況にあると思います。条例を制定しているところでは、競争入札をする事業所に対し、女性職員の雇用状況や働きやすい職場環境にあるかどうか等、社内の男女共同参画推進状況について競争入札参加資格審査申請書の提出と一緒に提出していることがあるという情報は得ております。

名寄市におきましては、名寄市建設工事請負業者格付基準に就業規則において育児休業制度を設けている場合に対して、男女共同参画の推進を図る観点から平成22年度から社会貢献等の同様な形で点数を付与する形の取り組みを既に行ってお

ります。また、高齢者のひとり暮らしにおいても生きがい対策や生活支援を推進していく必要があります。担当課においては、高齢者保健医療福祉計画において、また社会福祉協議会や地域住民の協力のもと、高齢者のひとり暮らしの方々に温かい支援の取り組みを行っております。例年報告させていただいておりますが、地方公共団体における女性に関する登用の推進状況ですが、委員会、審議会における女性の目標数値は女性委員として50%、委員長として30%です。平成21年4月1日付女性登用の率では29.53%、市町村職員に占める女性議員の割合は26人中女性議員が2名で7.7%、小中学校に占める女性校長、教頭の割合は15人中それぞれ1人で6.7%、市内4高校の女性校長の割合はゼロでゼロ%であります。名寄市における病院、大学を含めた女性公務員の状況は全職員840名に対し433人の51.5%で、一般行政職の管理職の女性登用状況では60人中6人ということで1割に当たります。

次に、(3)の今後の男女共同参画の担当部署と女性センターのあり方について、次に平成22年度以降の男女共同参画の所管部署と女性センターの方向についてお答えします。現在の男女共同参画の担当主幹は、総務部企画課に平成19年から配置し、計画の策定や市民への啓発及びその推進計画の進行管理に努めてまいりました。しかしながら、行財政改革、組織機構の見直しの中で参事、主幹職の削減による機構のスリム化を目指すことで、男女共同参画担当の主幹職については22年度以降配置をせず、現在の総務部企画課が継続していくことにいたしました。総合計画の主要施策としての人権尊重と男女共同参画社会の形成を踏まえ、これから女性の社会進出が多くなる時代に、女性も男性も適応した考えや生き方ができるよう効率的、効果的な事務事業を行い、男女が平等に個性と能力を発揮できる社会を目指していきたいと考えております。

女性センターについてお答えします。現在の女

性児童センターは、当初昭和43年に青少年会館が設置され、その後昭和48年に隣接して社会進出している女性のために働く婦人の家が開館されました。その後、青少年会館は平成4年に児童センターという名称で再スタートいたしました。当初は、勤労青年の利用が多かったのですが、次第に小中学生の利用が中心になってまいりました。平成16年には、働く女性や児童に限らず、地域住民のコミュニティセンターとしての利用もふえてきたことから、利用実態に合った運営が求められ、施設全体を現在の名寄市女性児童センター、愛称でほっと21に一本化し、解消されました。当時の働く婦人の家は、国際的、国内的に女性の地位向上の進展で、機運の高まりのもとに女性のための新しい政策として名寄市も働く婦人の家を開設し、働く女性のさまざまな取り組みを行ってまいりました。

しかしながら、旧青少年会館部分は築41年を経過し老朽化する中、現在の女性児童センターの利用目的も含めて見直しの時期になってきております。働く婦人の家からの経緯で女性児童センターと名称を変えましたが、現況では女性が安心して利用できる施設が名寄市に多くあることから、男女共同参画の拠点としてではなく市民だれもが利用できる施設であると認識をしております。実際平成17年ころの男女共同参画の取り組みでは、教育委員会生涯学習課が担当していたことで、常に市民文化センターを活用し、計画の策定作業や講演会、各種事業を行ってまいりました。

また、平成18年に総務部企画課に男女共同参画の所管が移行してからも新名寄市の男女共同参画の計画策定においても文化センターや雪あかり館を利用し、会議や講演会及び講座を開催しております。現在女性児童センターの貸し館業務については、多くの講座や各種教室の利用をいただくことで講座終了後の受講者が同好会をつくり、自主サークルの活動の場として現在も毎月35のサークルに利用をいただいております、女性ばかりでは

なく男性も利用しています。一方、同じ建物内にある児童センター、教育相談センター、青少年センターは市内で唯一の施設であり、青少年健全育成の見地からも大切な施設と考えています。女性児童センターの管理運営について、総合計画の前期計画では教育相談センターの整備が現状課題としてありますので、平成23年度からは講座や貸し館業務に係る事務事業の対応は当市の事業を行う公民館事業等に移行し、施設を教育相談センター、青少年センター、児童センターとして活用していくことで関係者に理解を求め、聞くことしております。

名寄市の現状を見るとき、今後市の行財政改革の大きな視点からも男女共同参画担当としては施設の管理運営の変更は理解できるところであります。女性児童センターで活動を展開してきました自主サークル等市民の皆様においては、今後市内にある児童センターや雪あかり館、福祉センター、道立サンピラーパーク、人材開発センターなどの施設において活動していくことが可能であると考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 扇谷上下水道室長。

○上下水道室長（扇谷茂幸君） 私からは大項目の2、新政権のもとでのサンルダム建設についてお答えいたします。

最初に、小項目の1、サンルダムの利用目的についてであります。サンルダムは天塩川流域の洪水調整、流水の正常な機能の維持、水道用水、発電と複数の役割をあわせ持つ多目的ダムとして建設が進められております。天塩川水系では昭和30年、名寄川に大きな洪水被害を初め、これまでに浸水による被害戸数が100戸を超える洪水だけでも11回を数え、最近では平成18年5月及び10月にも浸水被害が発生しております。そうしたことから、サンルダムの活用を図る河川整備計画では目標としている洪水に対し、名寄川のサンル川合流点から天塩川合流点の間で最大約

1メートル10センチ、最少約40センチ、天塩川の名寄川合流点からポンピラ地点の間で最大約80センチ、最少約20センチの水位低減効果を計画しております。流水の正常な機能の維持については、近年渇水期に川底が露出するなど河川水量が不足する事態に伴って、かんがい用水及び水道水の不足、さらには水質の悪化など、こうした影響により地域に生息する動植物にも大きな影響を与えています。サンルダムには、こうした渇水期にも安定した水量を補給する能力が期待をされております。

また、本市水道事業も風連地区や自衛隊名寄駐屯地の給水統合を進めるため、新たな水利権をサンルダムに求めることとしております。風連地区における給水統合は、寿命を持つ地下水源からの脱却と水質の改善、さらには浄水場施設を統廃合することにより費用の削減を図る目的があります。また、自衛隊名寄駐屯地では水源となっている天塩川の雪解けや春のかんがい期、さらには降雨による水源水質の悪化が顕著であり、また将来の駐屯地浄水場改修費用や専任技術者の確保など、さまざまな課題を総合的に勘案した結果、名寄市からの都市給水化を選択されています。

サンルダム事業の目的及び効果につきましては、天塩川流域委員会において平成15年5月から平成18年12月まで延べ3年以上、20回にわたり議論が進められ、現在の天塩川水系河川整備計画が策定をされております。この整備計画の中でサンルダムの役割と効果が改めて明記されていることから、事業の有効性についても十分な検証が図られているものと考えております。

次に、小項目2、自然保護についてでございますが、サンルダム建設に当たっては環境への影響を最小限に抑え、さらには将来自然の再生も目指した取り組みが図られていると承知をしております。1つは、環境影響評価による水質汚濁の防止、動植物の生息調査や保護対策になります。水質汚濁では、ダム完成までの流域調査やその対策とダム

完成後の放流水水質の予測など継続的に対応が図られております。動植物では、生息調査後適切な保護を図るため、移植や緑化事業などが進められております。特にカワシンジュガイやサクラマスなど希少生物の対応については、天塩川魚類生息環境保全に関する専門家会議が立ち上げられて専門的な協議が図られ、ダム完成後の魚道のあり方についても検討が進められております。2つ目は、工事における環境への配慮になります。ダム工事は、その規模が大きく、環境への影響を避けて通ることはできませんが、その影響を最小限にとどめる対応が進められております。つけかえ道路の建設に当たっては、希少種の移植を行うとともに、その工事で発生する枝葉や根を再生資源として道路のり面の吹きつけ材や植栽の補助材として活用しています。また、ダム本体の工事に当たっては貯水池内で採取した砂れきなどを活用した台形CSGダムという合理的な工法の採用が決まっています。こうした環境対策により工事の影響は最小限にとどめられているものと考えております。

次に、小項目3、市民周知、市民議論についてでございますが、これまで一般市民を対象としたダム事業説明会は本市も参加して4回ほど開催され、事業の進捗及び計画等について情報提供するとともに広く意見の聴取を行っております。また、地元自然保護団体との共同調査や勉強会、意見交換会なども別途開催されたと伺っております。また、開発局ではこうした説明とは別に文書での意見聴取や要望書の受け付けを行い、情報の提供と事業の考え方について明らかにしています。本市においても平成19年11月に開発局と共同で利水計画に関する説明会、また平成20年4月の水道料金改定に伴う市民説明会を4回にわたり実施し、サンルダム事業とのかかわりについても説明を行って市民周知を図ってまいりました。さらには、平成20年度に行った水道事業再評価では、一般市民と学識経験者を含めた水道事業審議委員会を開催し、将来計画の答申をいただきながら、改め

てサンルダム事業への参画を決定しております。この再評価の結果は、水道事業中期経営計画、さらには名寄市水道ビジョンとともに市のホームページで公開し、情報の提供を図っています。今後とも情報の公開を徹底し、議会や市民の皆さんの御意見をいただきながら水道事業への理解を得る努力をしてまいりたいと考えております。

以上、この場からの答弁といたします。

○議長（小野寺一知識員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） それぞれ御答弁をいただきました。ありがとうございます。

まず、男女共同参画についてから再質問と要望を出させていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。今行われております男女共同参画推進計画、進捗状況等をお知らせをいただいたわけですが、私もこの広報等を見せていただいて随分詳しく書いていただいているなというふうに思っているところです。例えばDVの問題なんかも余り今は一般的でない、自分が受けていてもそこに認識をしていないという部分もある中で、やはりああいうふうに情報を提供していただくということは非常にうれしいことだなというふうに思っています、引き続き広報を中心ということでしたので、お願いをしたいというふうに思うのですが、ただもっと突っ込んだ話ができればいいのではないかなというふうに思っているところです。セミナー等、全町内会ごとということは難しいというお話でしたけれども、出前講座等もあると思いますので、積極的に取り組んでいただければというふうに思っています。

それで、再質問をちょっとさせていただきたいというふうに思うのですが、先月、12月5日、内閣府が男女共同参画社会に関する世論調査を発表いたしました。結婚しても必ずしも子供を持つ必要はないと答える人が2年前よりふえて42.8%、若い世代ほど子供を持つことにこだわらない傾向がこの調査で浮き彫りになったわけですが、また夫は外で働き妻は家庭を守るという伝統的な

家庭観、これへの考えでは55.1%が反対と回答していると。調査開始以来最多となっているというふうに書かれていました。職場での男女の地位については、平等と考える人が24.4%、男性が優遇されていると感じている方が62.1%、女性が優遇されているというのは5.3%にとどまっていると。意識は変わりつつあるのですけれども、実態はそうはなっていないということのあらわれかなというふうにこれを見て受けとめました。

5年前に名寄市が行った市民アンケート、この結果も見せていただきましたら似たような傾向があったわけで、全国的な流れの中に名寄市もあるのだというふうに思っているのですが、このアンケートの中で私が注目したのは、DV被害を受けた方が対処方法としてだれかに相談したかという項目の中でゼロとなっていました。5年前ですから、先ほども言ったようにDVの認識が余り知られていないということもあったかというふうに思われるのですけれども、今回先ほどの部長の答弁の中でも相談窓口、社会福祉課のそれぞれの分野で対応されるということですので、安心はしているのですが、それをさらに広く市民の皆さんに周知されることが強く求められるのではないかなというふうに思っているところです。

この相談窓口なのですから、名寄の市職員の中にありますセクシャルハラスメント防止要綱というのが定められているわけです。趣旨としては、職員は個性や能力を生かし、男女共同参画社会を築いていくために職場におけるセクシャルハラスメントを防止し、もって職員が個人として尊重され、性的差別のない健全な職場環境を確保するため必要な事項を定めるものというふうに書かれてありました。この要綱が職場内でどのように活用されているのか、そして相談があったときにはどのような対応がされているのか、お知らせをいただきたいと思います。

また、もう一つ、名寄大学でも人権擁護委員会が設けられて、学内各所に委員の名簿、そして相

談員の名簿が張り出されています。4年制大学になりましたので、学生、教員など大世帯となっています。ですから、セクシャルハラスメントであったり、パワーハラスメントであったり、またアカデミックハラスメント、こういったことが起きてほしくないのですけれども、こういったことが生ずる可能性も大きくなったのではないかというふうに思っています。このように人権擁護委員会が設けられていることは、学生や教員の皆さん方にとっても非常に安心感が得られるものというふうに思っているのですけれども、これもどのように活用され、相談時の対応などについてもお知らせをいただきたいというふうに思っていますが、よろしくをお願いします。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 私のほうからは、名寄市職員セクハラ防止要綱の関係についてお答えしたいと思っています。

職員への周知の関係につきましては、全職員にパソコン端末を置いておりますので、名寄市の例規類集から常にどういう取り扱いになるかの確認ができるような状況下に置いております。活動としましては、相談員を10名、これは組合とも委員構成を協議させていただきまして、相談員10名、それから苦情処理委員会を6名で設置しております。なお、現在まで市役所における相談件数についてはございませんので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 三澤大学事務局長。

○市立大学事務局長（三澤吉己君） 大学の取り組みについてでございますが、お話のありましたようにセクシャルハラスメントのみならず、大学内で起こり得ると想定されているすべてのハラスメントについて予防と対策を強化すると、こういう観点に立ちまして、大学開学に合わせまして人権擁護とハラスメント防止に関するガイドラインというのを定めてございまして、ハラスメントの防止と被害に遭われた方の救済に取り組んできて

いるところでございます。具体的には、相談窓口としての人権相談委員会、それと処理対策組織としての人権擁護委員会を学内の教職員から選ばれた者をもって組織してございまして、教職員向けの研修会あるいは学生向けの講座を年2回それぞれ開催をいたしましてハラスメントに対する理解を深めてきているという状況にございます。また、4月になりますと新しい学生が入ってくると。こういうことでガイダンス時に説明会を設けたり、ハラスメントに関するパンフレットを作成あるいはお話がありましたように配布、掲示を行いまして教職員並びに学生に対して啓蒙活動を行ってきているという状況でございます。開学して4年目なのですが、残念ながら平成20年度につきましては相談件数1件と平成21年度につきましては今のところ3件の件数になってございまして、それぞれ事案に基づきまして慎重に対応してきていると、こういう現状でございます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） ありがとうございます。いつでも相談できる、そういう場があるということが本当にその場にいる者にとっては非常に重要だなというふうに私は考えています。それを行政機関が率先してそういう相談窓口を設けている、それに取り組んでいるということがやっぱり市民にとっても安心できるかなと思いますし、またその場で働く人たち、学ぶ人たちを守る体制、それをつくってもらえているということに大きな安心感が広がっていくのではないかなというふうに思っています。こういうことがやはりまた窓口へ行って、このことでも相談できるのかなという市民の皆さんへのアピールにもなるのではないかなというふうに思っています。引き続き努力をお願いしたいというふうに思っています。

ちょっと戻るのでございますけれども、先ほどの女性児童センターの件なのですけれども、確かに建物は老朽化しています。女性ばかりというような声もないわけではありません。私は、やっぱり活動す

る拠点のところを何とか確保していただきたいと、気軽に行けるところを確保していただきたいというふうな思いがあります。せんだっての一般質問の中でも他の議員の質問の中で、都市再生整備計画のにぎわいづくりなども提案されておりましたけれども、私はホビーセンターも今廃止の方向という中で、やっぱりまちの中の空き店舗の活用、これができないかなというふうに思っています。町中に人が行き来するということが必要ではないかというふうに思っているのです。先ほどの部長のお話では、文化センターがあり、雪あかり館があり、福祉センターがありというお話でした。いろいろお話を聞きますと、せんだってのホビーセンターのところでもお話がありましたようにやはり市内、遠く各所にあるのではなくて町中に歩いていけるところにそういう集まる場所が欲しいのだというような声をたくさん聞くものですから、そういった部分で空き店舗、商工会の皆さんとの協議もあるかとは思いますが、そういった部分で考えていただけないものかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 名寄地区の公共施設の廃止の関係につきましては、高度経済成長下の中で東西南北に施設を配置して均衡の発展をさせるということも含めて、多くの住民の利便性を考えての配置でありました。そういう状況の中で少子高齢化が進みますと、今はコンパクトシティという形での対応にもなっているのかなというふうに理解をしています。名寄市の公共施設の関係については、決して十分とは言えませんが、比較的新しい建物が適切な位置に配置されているとは考えております。

特に女性のための施設という形では、働く婦人の家があったのですが、あそこも栄町地区にありましたので、決して町中ではなかったかと思いますが、当時の利用する多くの方々は車を利用しての利用だったのかなと思っています。

町中におけるにぎわいづくりの関係については、全市的な取り組みとしてさまざまな御意見が出ておりますので、決して女性だけというのではなくて最近では高校生勉強をする場の提供も含めてさまざまな御意見ありますので、関係担当部課のほうとも協議をさせていただいて、そのようなものが町中のにぎわいづくりに寄与することも含めて検討できるものについては検討してまいりたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） 積極的な検討をお願いしたいというふうに思っています。

最後になりますが、これは要望とさせていただきますと思いますが、推進計画に計画を実効性のあるものにするために条例制定を目指すというふうに書かれてあります。先ほど機構改革等々の中でありましたけれども、人員の配置等々本当に御苦労をされている中で努力をされているのだなというふうに思いますが、条例の制定というとなかなか難しい部分もあるかとは思いますが、ぜひ皆さんの英知を集めて条例制定に向けて御尽力をいただきたいということをお願いして、この男女共同参画については終わらせていただきたいと思っております。

次に、新政権のもとでのサンルダム建設についてお伺いをさせていただきたいと思っております。先ほど御答弁いただきました。それぞれ御答弁をいただいたのですが、治水の部分でお話がありました。開発のところの局から出ている情報等々を合わせて、先ほどもお話ししましたように治水の部分、昭和30年代の大洪水のことが基本になるのだというようなお話でしたけれども、その後堤防の整備等々されてきているわけです。堤防の余裕高といいますが、が現在目標の水が流れたときの差、これが1.5メートルから3メートルもあるという区間がほとんどであるというふうにも言われているわけです。国の基準では、最低1メートルというふうになっています。ですから、ここに

達しないところについては、やっぱり堤防の整備が必要なだろうというふうに思っているわけです。

それで、利水の部分なのですけれども、名寄駐屯地への水の供給ということが出されていまして。雪解けであったり、降雨、大きな雨が降ったときというようなことだったかなというふうに思っているのですが、数年前の大雨のとき、このときには天塩川が確かに濁って飲用水としてできなかつた。こういう状況になったときに緑丘浄水場からタンク車で飲用水を運んだと、そういった経緯があるというふうにお聞きしているわけです。ですから、こういうこともできるのかなというふうに私は判断をしているのですが、水質の問題について、駐屯地のほうからこういった問題で飲めない水なのだということで要請があったのかどうか、お聞きをしたいというふう思います。

○議長（小野寺一知議員） 扇谷上下水道室長。

○上下水道室長（扇谷茂幸君） 以前に天塩川の水質が相当悪化をして、平成16年に新しい浄水場は駐屯地のほうでは整備をされておりましたが、実はその能力を若干超えたということで水処理をやめまして、私どもから給水した経緯があります。通常天塩川は、非常に水が豊かでレクリエーションにもよく活用される川として知られてはおりますが、実のところやはり雪解け、それから今申し上げましたとおり大雨のとき、それから特にかんがい期、春先の代かきが始まりますと相当長期間にわたってやはり水が濁っているというある意味特徴的な水質の状況を持っております。平成16年に一定程度施設の整備はしておりますけれども、やはり夏場は濁水になって、私ども名寄川も若干そういう傾向はあるのですが、例えばカビ臭、ちょっとカビ臭いにおいが出たりとかということは、ある意味河川の持っている宿命であります。こういったときに、私ども緑丘浄水場のほうでは恒久的な活性炭の注入施設を持っております、においを除去するということが十分可能でありますけ

れども、若干伺っておりますが、駐屯地のほうはそういう恒久的な活性炭の注入施設までは整備をされていないということがありまして、悪臭の面についてはやはりなかなか処理が厄介にはなっているというふう聞いております。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） 今お話を伺いました。設備の違いもあるのかなというふうに今お聞きしたわけなのですが、平成16年に大改修をされたということでもあります。そして、やっぱり悪臭が残ってしまうという部分では、今おっしゃったように活性炭を利用した浄水をしてもらうというようなことで能力を高めてもらうということが必要なかなというふうに思うわけです。

私はちょっと、第2次拡張計画の中でサンルダムへの依存量が当初計画から、3,700トンから1,510トンに変更されたわけですが、この数字は名寄駐屯地の必要最大給水量といたしますか、平成17年度のこの往復の文書の中でも出されてありました。これと合致するわけです。私は、この名寄駐屯地独自の浄水設備を高めていただいて、このまま維持をしていただければサンルダムに依存しなくても済むのではないかというふうに考えているのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 扇谷上下水道室長。

○上下水道室長（扇谷茂幸君） 駐屯地のお話でしたが、駐屯地の給水統合の計画につきましては平成32年を予定しております。この理由と申しますのは、平成16年に施設の改修をしまして、自衛隊の施設ということもありまして一定程度次の改修時期に合わせた給水統合ということで平成32年になっております。

これまでダムの水が要らないかということ、実はそうではありませんで、私どもは合併以降新しい水道事業のあり方なりを計画をした中で、将来的に効率的な水道水の供給をやるということで、一定程度将来のいわゆる水道料金の軽減の問題ですとか、そういったものもすべて合わせまして風連

地区の給水統合も計画をしております。

それで、風連地区の給水統合につきましては、ダム の事業計画に合わせまして平成26年から給水予定をしております。その工事を来年度からできれば始めたいというふうに考えておりますが、平成26年に既に実は風連地区に給水統合したときにはダムに依存する水量が出てまいります。これが今、日最大給水量で大体700トンを上回るだろうという予測をしております、そしてなおかつ将来的にはだんだん給水人口が減ってまいりますので、給水量は減って、そして平成32年に自衛隊に給水する段階で1,510トンの水量が必要になるという仕組みになっておまして、もう既に平成26年に風連地区の給水統合がもし行うということになれば、その時点で日最大で700トンを超える水量がダムに依存する分として出てきます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） 今風連の地下水の問題が出されました。確かに2つの浄水場を持つということは、大きな財政的な負担もあるかなというふうには考えるのですけれども、ただ前にも言わせていただいていますけれども、名寄が濁水になったときには風連地区からの井戸水をいただく、また風連地区の井戸のところの水がかれてきたときには名寄地区からというような、そういうやりとりをするという部分では非常に有効かなというふうには思っていますし、私は今風連の地下水の利活用を推進することも必要ではないかなというふうに思っているのです。例えば東川町では、大雪山からの自然の水を大切に使っている。それで、上水道のない町として、写真でも有名ですけども、水が豊かな町としてこれは力を入れているわけです。風連の地下水もミネラル分が豊富だというようなこと、やっぱり川の水を浄水するよりもっときれいな水が得られるわけで、このところはやっぱり大いにアピールといいますか、PRをしていく、それが必要かなというふうに思っ

ています。東川町のは大雪山からの水ですから、本当に永久といいますか、ずっと続くわけです。風連は地下水ですから、ひょっとしたらかれることも考えなければなりませんけれども、しかし今のところそういうふうな見通しはないということであれば、やっぱりこの風連の地下水を本当に大いにきれいな水、おいしい水というふうに使っていく、それが必要ではないかなというふうに考えているのですが、いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 扇谷上下水道室長。

○上下水道室長（扇谷茂幸君） 今東川町の例をお話をされておりましたが、議員御指摘のとおり東川町は道内で唯一水道施設のない町として有名になっております。地下水が非常に良質でして、全くいわゆる処理を必要としない、水質に恵まれているということで水道も普及しないというような状況があったというふうに聞いております。それに比へまして風連地区の地下水につきましては、残念ではありますが、ミネラルは豊富でありますけれども、この間幾度かお話をさせてもらっておりますが、鉄、それからマンガン、それからアンモニア性窒素というのが非常に多く含有をされておまして、やはり特殊な処理をしないと飲料水としては成り立たないという現状を持っております。したがって、風連地区の浄水場につきましては除鉄、除マンガン装置を含め、活性炭の最終処理工程まで含めた非常に複雑な浄水場になっております。これは、いわゆる水源の持っている特性ゆえの浄水場ということでありまして、

それで、この間何回も私どものほうから御説明申し上げましているとおりに非常に複雑な施設ということもありまして、ある意味間違いない維持管理をしないとイケないということになります。そうしますと、定期的なメンテナンスを含めて非常にお金のかかる浄水場の施設ということでありまして、したがって、将来的には地下水も寿命があるということでありまして、1本掘るのにやっぱり2,000万円を超えるお金もかかります。

ですから、そういう状況をすべて総合的に勘案をしまして浄水場のいわゆる統合と。浄水場を統合することが将来この地域にとって安全、安心の水道水を確保するという手だてになるだろうというふうに判断をしております。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） 今ミネラル分も非常に多いということで、しかし国の基準からいうとそれほど高くないということでありますので、ダムをつくる費用を考えれば、それほどかからないのではないかと私は思っているわけです。

自然の問題で先ほど御答弁いただきました。実は、天塩川魚類生息環境保全に関する専門家会議、これは前回もちょっとお話をさせていただいたのですけれども、8人の委員のうち道庁職員1人を除く全員が開発局が発注する事業を受注する公益法人もしくは民間企業に関係する立場にいる、こういった方たちです。ですから、こうしたことに無縁の方たちから意見を広く聞くことが私は必要ではないかというふうに思っているわけです。

自然の問題では、時間がなくなりましたので、ちょっと飛ばしますけれども、ダム建設によって排出される二酸化炭素の量を最小限にとどめる工事だというふうな御説明もありましたけれども、4万トンというふうに言われています。ダムができた後に沈んでしまう森林、この森林が吸収できる二酸化炭素は年間2,100トンと試算されているわけです。これをなくしてしまって、ダム建設によって4万トンというCO₂を排出させる、これが本当にいいのかどうかと、自然を守る立場でいえば、今コペンハーゲンでCOP15が開かれているわけですが、地球温暖化防止や地球環境を守るために世界が話し合いを進めて大きな注目がされているところですよ。やっぱり逆行することにしていくのは、いかななものかというふうに思っています。

先ほど市民周知の問題でも説明会が4回行われたとありました。これは、開発局と市が共催です

から、ダムありきの説明会というふうには言わなければならないと私は思います。新政権のもとでの建設凍結が言われた今だからこそ1度立ちどまって、ダムなしの治水や利水について検討を深めるべきではないかと、このことを申し上げまして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉行政について外2件を、宗片浩子議員。

○24番（宗片浩子議員） 議長から御指名をいただきましたので、今回最後の質問をさせていただきます。

初めに、大項目の1、福祉行政について伺います。社会が高度成長の中にあつた昭和初期には、十分な医療体制が確立されていない中で在宅による介護がなされておりましたが、昭和36年の国民皆保険の達成や老人保健法制定など、福祉に係る諸法整備と相まって医療の進歩は戦前の人生50年と言われた概念をはるか遠くのものとし、現在日本は世界の長寿国家となりました。しかし、我が国の社会の進歩は昭和40年代すら古きよき時代の考えを持っているくらいの進歩を遂げたと同時に、その時代の大家族によって営まれていた古きよき風習慣は薄らぎ、その後の核家族化、過疎化、高齢化の波にさらされているのが現代の社会ではと思います。そして、社会の成熟の進展、そこに住む人々の高齢化により高齢世帯あるいは高齢単身世帯には医療、介護、見守り、そして健康対策など社会問題は多様化し、社会全体の課題となつてきております。

平成12年に介護保険制度が開始されました。この制度では、これまでの福祉施設による介護へ

の対応、さらに施設や介護従事者などの状況改善をするために導入されました。その中でも在宅介護の概念は、在宅で家族が行っていた介護を介護サービス事業として展開を図ったところにあります。介護保険制度の開始から既に9年を経過し、介護保険事業計画は第4期目に入りました。その間、試行錯誤だった第1期、介護保険制度が目指した公的サービスへの民間事業者の参入など、さまざまな経過を経て第3期では介護保険事業従事者の労働環境の厳しさ、賃金問題などさまざまな問題もあらわれております。それら制度上の問題はさておき、在宅介護にも現実的な問題が存在しているのではないのでしょうか。高齢者で構成されている世帯では、今日の健康がいつまでも持続される保証はなく、お互いがお互いを支え合っているのが現状ではないかと認識しております。介護問題は、数年単位で考えていかなければならない問題です。

そこで、高齢者虐待について伺います。家族の疲弊が募るとき、不幸な虐待に至った事例をここ数年報道等で目にしておりますが、虐待防止対策はまさに身近な問題となっております。名寄市では、このような事例について余り耳にはしておりませんが、何点か伺います。

1点目は、名寄市ではこのような高齢者虐待あるいはその手前までに至った事例はあるのでしょうか。その場合、過去3年ほどの事案件数についてお答えください。

2点目に虐待の事例の把握には、虐待するほうの意識として無意識からと、また意識してするものもあるでしょう。しかし、いずれもその行為を隠そうとしていると思います。その事例をどのように把握したのかお答えください。

3点目に、高齢者は高齢者ゆえにさまざまな身体的な老化により身体機能を失っていく中で、特に深刻な問題は認知症ではないかと考えます。認知症の進行により生活に重要な判断をする機能を失ってしまいます。これらの対策として成年後見

人制度がありますが、名寄市の取り組み事例がございましたら個人情報に抵触しない範囲内でお願いします。

次に、児童虐待について伺います。厚生労働省は、2007年11月から毎年11月を児童虐待防止推進月間とし、各都市、各地域にてオレンジリボンの啓発活動やイベント等の実施を推進しております。これは平成16年9月、栃木県小山市で2人の兄弟が虐待の末、橋の上から投げられて亡くなる事件が起きました。その事件をきっかけに子供虐待防止を目指した小山市のカンガルーOYAMAが平成17年にオレンジリボンキャンペーンを始めました。NPO法人里親子支援のアン基金プロジェクトがその活動に協力し、大きく育てました。カンガルーOYAMA、NPO法人里親子支援のアン基金プロジェクト、オレンジリボンキャンペーン推進センターを設け、平成18年からは児童虐待防止全国ネットワークが総合窓口を担い、厚生労働省との協働により全国的に活動を広げております。このオレンジリボンを着用し、児童虐待を見逃さない、防止する運動をさらに拡大していく必要を痛感しております。

さて、近年稚内市では両親が、少し前には苫小牧市の母子家庭でネグレクトが主体の児童虐待の事例が報道されたのは御記憶かと存じます。これについても先ほど申し上げました高齢者虐待と同様に、なかなか事例把握が困難ではないかと思っております。福祉事務所には、社会福祉課で嘱託職員を配置して児童や母子の相談を実施していると存じますが、この相談業務について伺います。

1点目は、相談体制の確立のための職員配置の状況と経験年数も含めてお答えください。

2点目に、この相談員の受けている相談の中で児童虐待の事例あるいは少し進めば虐待の事例と判断できる事例数はどのくらいあったのか。できれば身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクトのこの4つの分類でお答えください。

3つ目に、児童虐待がDVと関連している事例も想定されます。夫婦間の暴力がいつかはけ口となって児童虐待につながることも想定されますが、身体的危険も伴うDVの駆け込み寺的な施設もしくはシェルターなどの施設は、旭川市にはあると伺っておりますが、名寄市にはこのような施設設置についてどのように考えているのか伺います。

次に、介護保険事業について伺います。我が国において少子高齢化は急激に進み、とりわけ高齢化の傾向は進むと予想され、将来は国民の2.5人に1人が高齢者になる社会が到来するとされております。合併に伴い、新たに平成19年第3期、21年に第4期高齢者保健医療福祉計画、介護保険事業計画が策定されました。これまでの計画は、5カ年計画で3カ年ごと見直しを行うとなっておりますが、第3期計画からは将来の高齢社会を見通した上で計画期間そのものを3カ年として策定されました。そこで、何点かお伺いします。

1点目に、名寄市においても高齢化は確実に進んでいると認識しておりますが、名寄市の高齢化の状況と要介護認定者数は何人いるでしょうか。また、そのうち第1号被保険者の人数についてもお答えください。

2点目に、名寄市の施設設置状況は特別養護老人ホーム清峰園、しらかばハイツを初め、それぞれの施設で入所生活をされております。しかし、特別養護老人ホームに入所できずに待機を余儀なくされている待機者もおりますので、待機者数をお知らせください。

3点目に、だれもが年をとっても介護が必要になっても住みなれた自宅や地域の中で、親しい人たちとともに最後まで人生を送りたいと望んでおります。近年は、民間活力の導入によりさまざまな形態の介護つきの施設が設置されております。例えば地域密着型特定施設入居者生活介護等がありますが、名寄市においても民間活力を導入して自宅待機をされている人たちの要望にこたえるべ

きではないかと考えますが、考え方をお知らせください。

大項目の2つ目、名寄市教育相談センターについて伺います。文部科学省は、平成21年11月30日に問題行動調査で全国の小中高の児童生徒が2008年度に起こした暴力行為が前年度比13%の5万9,618件で3年連続増加し、過去最多と発表いたしました。これまでもいじめを初め、問題行動で事件につながる報道は新聞、テレビでされ、死に至る痛ましい事件も取りざたされております。核家族が進む中、家庭内での対話不足や子供同士の意思疎通が思うようにできないなど問題行動に至る原因はさまざまあり、解決するには大変難しいことであると思われま

す。私は、子供たちの悩みを少しでも少なくできれば、安心カードを持つことでお守りのかわりになればとの思いから、平成14年6月議会で安心カードの配付を提案させていただきました。教育委員会で検討され、早速夏休み明けに旧名寄小中学校全生徒に配付、また風連町との合併の前に旧風連町教育委員会と協議をされ、合併前年から旧風連町全小中校に配付していただきました。児童生徒、保護者や一般市民からの相談も多く、担当職員の方が日夜対応していただいております。そこで、何点か伺います。

1点目に、平成20年度のハートダイヤルの相談件数、接触別数の内容は周知されておりますが、21年度上半期利用の電話、面談相談の件数と相談の傾向についてお知らせください。

2点目に、接触別数と内訳についてもお知らせください。

最後に、大項目の3つ目、食育について伺います。食べることは生きることの基本であり、食べることで私たちの健康は保たれております。そのため、健やかな生活を送り、未来を担う子供たちが豊かな心と人間性をはぐくみ、生きる力を身につけていくためには何よりも食が重要なのです。国は、平成17年6月、健全な心身を培い、豊か

な人間性をはぐくむための食育を推進し、現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的に食育基本法を制定いたしました。名寄市においても平成20年3月に食育の重要性を踏まえ、市民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生き暮らすことができる人をはぐくむことを目的に、名寄市全体で推進する食育推進計画が策定されました。

そこで、名寄食育推進計画について伺います。食育推進は、「豊かな食材、家族いっしょに楽しい食事」をテーマに7つの推進目標と年次ごとの取り組み目標を定め、食育を推進しておりますが、推進目標と年次ごとの取り組み状況についてお知らせください。

次に、食育ファーム推進事業について伺います。農産物の育っている様子や魚の姿など、食べ物の実態を見ることが少なくなり、食べ物と生産現場のつながり、他の生き物の命や自然の恩恵によって食が支えられていることを実感することが少なくなっております。北海道は、平成21年3月に食を支える農業の体験を通じて農業、農村への理解を深め、みずからが食について学ぶことを支援するため食育ファームを推進することとしました。食育ファームの目的は、農業体験を通じて農業者と交流することで農業、農村への理解を深め、農業者との信頼関係を築くとともに五感を使って食について学ぶことを目指すとしております。近年は、食と健康に関心が多くなって、さまざまな取り組みが行われております。

名寄市は、恵まれた台地を有し、基幹産業は農業となっておりますことから、農業を身近に感じて命の大切さや農業者と触れ合い、作物をつくり出す喜びと喜びの体験を通して、ふだんの生活にない環境との接触によりいろいろな発見や気づくことができるのではないのでしょうか。このようなことから、名寄市としてもこの食育ファームを推進していくことが重要と考えますが、考えをお伺

いたします。

これでこの場での質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） ただいま宗片議員より大項目3点にわたるお尋ねがございました。1点目は私から、2点目は教育部長から、3点目は経済部長からの答弁となりますので、よろしくお願いを申し上げます。

小項目1点目、高齢者への虐待についてお答えをいたします。平成17年に成立した介護保険法の一部改正により、地域支援事業として高齢者についての権利擁護事業が行われることになり、高齢者虐待への対応及び防止に関して地域包括支援センターが中心に行っていくことが義務づけられており、対応を進めているところでございます。

最初に、過去3年間の事例件数のお尋ねがございました。19年に地域包括支援センターが設置されて以降21年11月現在まで13件の相談通報があり、そのうち虐待と判断したのは5件です。この5件につきましては、実務者レベル会議や20年11月に設置しました高齢者虐待防止ネットワーク会議にて関係機関との連携を通じ、対応を図っております。

次に、事例をどう発見し、どう対応を行ってきたかのお尋ねですが、虐待の状況の発見はその方が介護サービスを利用する際などに本人の訴えや不自然なあざなどが発見されたなどがケアマネジャーを通して通報のあったのが7件、それ以外の6件は身内から、知人、病院、警察などからの電話や窓口により相談によって把握しております。

次に、成年後見人制度について、制度及び取り組みの状況についてお答えいたします。高齢者の成年後見人制度の相談対応につきましては、平成19年から今までに身内の方、民生委員、知人、関係機関の相談から6件の相談があり、制度の利用にまでつながったのは1件であります。この方は、ひとり暮らしで身内の方もなく、軽度の認知症で自分自身でこれからの生活に不安を持ってい

た方です。地域包括支援センターの職員と一緒に家庭裁判所に出向き、相談、申請の支援を行った経過があります。申請には約10万円の費用を要し、手続の支援申請から後見人の決定にまで3カ月を要しております。金銭管理、各種契約等は後見人が対応できるようになり、本人も安心して生活ができるようになっております。また、本人や身内の方が申請できない場合は市長申し立ての制度もありますので、安心した生活ができるよう成年後見人制度の利用促進を図ってまいります。

次に、小項目2点目の児童虐待についてお答えいたします。子供は、親の愛情を受けすくすく育ち、社会に順応して成長し、大人になっていくものです。児童虐待は、核家族化や地域とのつながりが希薄な中で子育てする家庭事情の複雑な絡み合いが大きなストレスから、家庭内弱者である子供に向けそのはげ口が向かい、情緒的な親密な関係が築けず苦しむこととなり、時にして攻撃的になります。御質問のごございました相談業務につきましては、社会福祉課内に家庭児童相談員、母子自立支援員、生活保護相談員の3人を配置し、相談業務を行っております。これに携わる相談員の経験は、家庭児童相談員は7カ月、母子自立支援員は4年、生活保護相談員は1年8カ月となっています。

次に、虐待の状況及び件数ですが、平成20年度の虐待内訳は身体的なものが4人、心理的なものが2人、ネグレクト、いわゆる育児放棄で3人です。平成21年度は11件の件数があり、そのすべてがネグレクトであり、いずれも母子世帯に起きたものです。虐待と思われるケースが発見された場合、通常児童相談所、警察、保健センター、民生委員、学校等との連携を図りながら個別相談や指導を行うとともに、事後のケアについても相談員が定期的に家庭へ訪問を行い状況を確認し、各関係機関と情報を共有しながら進めております。虐待の一つの事例としては、金銭感覚に乏しく、経済的負担から満足な食事を与えないなどの虐待

で母親が子供を育てることが困難と判断したことから、旭川児童相談所に連絡の上、子供を一時保護の措置を行う一方、母親の状態を訪問で見守る中で養育条件が整ったとき親元へ戻す状態となりまして、現在児童が家庭に戻っておりますが、今後再び同じことが起きた場合、関係機関、担当職員によるケース会議を開催し、強制入所となれば児童は親元から離れ生活していくこととなります。さらに、妻や子供が夫から暴力を振るわれ、生命に危険を感じたときには警察や道内にあるシェルターに避難する場合がありますが、名寄市にこうした施設の設置につきましてもは狭い地域であり、なかなか完全な遮断状況をつくるのが困難など、いろいろな状況から困難と考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、小項目3点目の介護保険事業についてお答えいたします。お尋ねのあった名寄市の高齢化の状況と要介護認定者数については、本年10月末現在、人口3万925人に対して第1号被保険者であります65歳以上の方は8,178人で、高齢化率は26.4%となっております。介護認定者は1,308人で、うち第1号被保険者は1,267人となっています。65歳以上の方の約15.5%の方が要介護認定者という状況となっております。

次に、特別養護老人ホームへの入所待機者の状況についてお答えします。現在清峰園及びしらかばハイツへの入所希望届を提出されている方は約190人となっておりますが、その大半は他の施設等に入所または入院されており、在宅での待機者は約80名で、うち要介護4もしくは5の方は6名から8名と把握しております。また、市内に開設しております認知症対応型グループホームには10名程度、フロンティアハウスふうれんには32名ほどの方が入所待ちとなっております。

次に、民間活力による施設拡充について申し上げます。議員が言われますように今後高齢化がさらに進展することに伴い、将来的には施設の不足が懸念されておりますが、本年3月に国の経済政

策の一環で介護基盤緊急整備等特別対策事業が施行されたことで、市内において民間事業者の手による複数の介護施設等の開設が検討されております。その計画の詳細については公表できる段階ではございませんが、市内及び市外の4事業者の方から6施設についての計画の打診があり、この中には当市の第4期計画に合致する小規模多機能型居住介護事業所も含まれ、また整備には介護基盤緊急整備特別対策事業が従前の補助制度より有利な補助制度となっていることから、施設の指定について前向きに検討をしているところでございます。ただ、本事業は平成23年度までの期間と限定されているため、来春早々には市の考えをまとめるべく事務作業に当たっております。今後開設した場合の保険料の試算と介護保険事業について、市民の皆様の意見を取り入れた上で改めて計画の変更をお示ししたいと考えております。

以上、この場からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、大きな項目の2点目、名寄市教育相談センターについてお答えをいたします。

電話、面談相談の件数と相談の傾向についてお尋ねがありました。平成21年度の上半期の電話相談は52件、直接面談は44件で相談総数は96件となっており、前年同期に比べ減少してございます。相談傾向につきましては、電話、面談ともに保護者からの相談が多く、主な内容は不登校や登校渋り、次いで家庭内の生活相談も関連して多い傾向となっております。相談される方は、一様に子供たちの抱えている不安や不満を解決できずに相談に訪れますが、十分に時間をかけて聞き取ることで1回の相談で解決に向かうことが多い状況にあります。しかし、中には人間関係がうまく築けなく継続して相談に訪れる場合もございます。

次に、接触別数と内訳についてお尋ねがありました。相談内容により早期に解決すべき内容につ

いて、小学校の担任や中学校の心の相談員と12回、家庭訪問が2回、関係機関として福祉事務所の家庭児童相談員や病院の医事相談課に10回ほど訪問してございます。

質問通告の3番目に安心カード配付状況についてございましたけれども、ただいまの質問の中で触れられておりませんので、再質問等ございましたら、そのときにお答えをしたいと思いますというふうに思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 私からは、大きな項目3点目の名寄市の食育について、小項目で2点にわたり御質問をいただきました。

初めに、名寄市食育推進計画から食育の推進目標と年次ごとの取り組み状況についてお答えをいたします。平成19年7月に推進計画策定市民委員会を立ち上げ、平成20年3月に名寄市食育推進計画が策定をされました。この計画に基づき、市民が正しい食事のあり方や望ましい食習慣を形成できるよう総合的な食育の推進を図るため、平成20年9月に名寄市食育推進協議会を立ち上げております。

食育推進と年次ごとの取り組み状況ですが、基本的にはこれまで推進してきた各団体の取り組みを実施するとともに分野ごと、生活福祉、教育、経済の推進状況の検証や連携を図ることとしております。ことしの取り組み状況の主なものとして、生活福祉関連では健康まつり、食と健康についてのPR、展示会でございます。それから、市内保育所ではもちつきの実施を行ってございます。教育関連では、へっちゃLAND、野外体験学習でまきを使用した飯ごう炊飯などを体験をいたしております。食育指導の中では、市内小中学校において栄養士による食にかかわる授業を実施しております。農業体験では、畑、水田において田植え、稲刈り、収穫あるいは収穫祭等を開催をいたしております。高大官連携事業として、名寄農業高校、

市立大学、学校給食センターの連携により生産から食事、健康までの地域食育プログラムの推進をいたしております。地域貢献事業では、地元の肉、農産物を使ってホテルがハンバーグをつくって学校給食食材として提供いただく取り組みも実施いたしております。経済部関連では、なよろ産業まつり、地元農畜産物のPR、それから地産地消フェアinなよろ、地元農畜産物のPR、地元モチ米を使った料理コンテスト、食の安全、安心教育、地産地消のPR等を行っております。それから、第4回食育オリエンテーリングINなよろ、10組34名の親子が地元野菜の収穫体験、農業体験を実施いたしております。これらの取り組みを含めたものがことしの取り組み状況であります。

年次ごとの取り組みにつきましては、新たな取り組みを定め、推進することとしております。計画における平成21年度の取り組みにつきましては、学校行事において名寄でとれた食材を使った親子料理教室、今がしゅん、地元新鮮野菜の広報あるいはホームページによるPR、今がしゅん、しゅんの食材などを紹介した食育啓発を冬カレンダーに盛り込む、これらのことを目標として計画をされております。これまでの既存の事業が中心でございまして、今後は計画の見直しも含め協議会で検討させていただきたいと考えており、関係機関、団体連携して推進してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、（2）番目の食育ファーム推進事業についてお答えをいたします。御質問のとおり、北海道はことしの3月に食育ファーム推進のため実践マニュアルを提示しております。食育ファームとは、農業体験などを通じて道民を初め多くの人たちが農業、農村への理解を深め、食の楽しさや大切さなど、みずから食について学ぶことを支援する農場でございます。

農業者が食育ファームに取り組む主な目的としては、1つには食育ファームの活動を通じて体験者に対する食育を支援する、2つ目には訪れた人

たちに農業、農村のよさを再認識する機会を提供する、3つ目には体験の場を提供するだけでなく体験者に農業、農村の魅力を伝え、農業や地域の特色、農産物やその加工品などを学ぶことを支援する、4つには農業体験の取り組みに共感し、強い信頼関係で受け入れをサポートしてくれる人たちを応援する、5つ目には地域の人たちとの連携を深め、都市と農村の交流人口をふやし、地域全体の振興を図るとされております。

食育ファームの登録要件として、農業・農村コンセンサス形成総合推進事業のふれあいファームに登録されている農場で、食育ファームとして申し込みがあり、次の要件を満たす農場となっております。1つには、食育に関する農業体験メニューを提供できること、適切な保険への加入など安全対策に十分配慮していること、3つには情熱を持って継続的に受け入れを行うことができることとされております。現在名寄市では、ふれあいファームに登録されている農場は、ちえぶん旬菜の6農場、風連リリーファーム、かんだファーム、よねざわ農園、それからとよさと元気ファームの7農場、風連有機農業倶楽部の3農場、とよさと元気ファームの3農場の合わせて22の農場が登録されております。この登録農場の方の多くは、名寄市が支援しているグリーン・ツーリズム推進事業の修学旅行生の受け入れなど、農業体験の受け入れを目的に設立されている名寄市グリーン・ツーリズム推進協議会の構成委員にもなっております。この協議会では、ことしも市民講座における農作業体験、名寄市立大学生の農作業体験の受け入れを行っており、来年以降の修学旅行生等の受け入れに向け、準備を進めております。この協議会の受け入れ農家の方は、食育ファームの登録要件の適切な保険の加入、情熱を持った受け入れの要件を満たしており、あとは食育に関する農業体験メニューの提供を満たせば登録できる状況にあると考えております。

ただ、受け入れ農家の負担を考えますと、すぐ

に食育に関するメニューを提供することは難しく、まずは農作業体験に多くの方が参加される状況をつくり、農作業体験が無理なく行うことができたら食育に関するメニュー提供を考えていくことが必要かとも思われます。受け入れ農家の方々も以前から理解を持って農作業体験の受け入れをやっておられる方が多く、市としても食育ファームの取り組みは食育推進に大きな効果があると考えており、できるだけ支援と取り組みを推進してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 宗片議員。

○24番（宗片浩子議員） それぞれ細部にわたりお答えいただきました。ありがとうございます。再質問と要望を行ってまいります。

初めに、福祉行政についての高齢者虐待について伺います。このほど12月6日に厚生労働省が行った調査で、65歳以上の高齢者が暴行などの虐待を受けたと判断された件数が平成19年度は1万3,273件に上ったと。18年度に比べて704件、5%の増である。うち27名の高齢者が死亡していたということでありました。各自治体で相談窓口整備など虐待に向けた取り組みが進む一方で、高齢者虐待が減らない実態が明らかになったとしております。

また、北海道は道内で2008年度、65歳以上の高齢者455人に対する虐待が確認されたと12月9日、道の調査でわかり、前年度比3割増しと増加傾向にある。連携体制の整備、対策を急いでいるとしています。名寄市におきましても先ほども質問しましたが、余り耳にしておりませんでした。過去3年間で13件の相談があり、そのうち5件が虐待だと判断されたと先ほどのお答えがありましたけれども、本当に心痛むような感じがいたしました。虐待の把握には、また見えない部分で潜在化していることが多く、難しい問題であるのですが、隠れた高齢者の虐待の把握にはどのような対策をされているかお知らせください。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 隠れた高齢者虐待の把握ということでのお尋ねかと思えますけれども、高齢者虐待は介護の大変さから身体的な虐待に及んでしまうケースだけではなく精神的、経済的な虐待など、なかなか表面に出てこないケースや虐待している者、されている者も親子げんかあるいは夫婦げんか程度としか考えていない場合もございまして、当事者の認識を含めて実際の把握は非常に難しい状況にございます。

高齢者虐待防止につきましては、広報に掲載し、市民への啓発を図り、高齢者虐待に及ばないように予防に努めておりますが、虐待を疑われる状況や虐待の早期発見には地域の見守りや支援体制が必要であると考えております。来年度に向けまして、高齢者虐待対応防止ネットワークの中で協議を行う中で地域との連携や支援体制を構築し、高齢者虐待の早期発見、早期対応、擁護者への支援など高齢者が住みなれた地域で安心して生活ができるよう支援してまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 宗片議員。

○24番（宗片浩子議員） ありがとうございます。本当に高齢者虐待、同居家族がそのようなことになっているのかなと思えますが、本当に身内からの虐待が多い。そして、1番目は息子さんが多い。それから、夫が多い。その中で、被害者の8割が女性であるという報告もされております。本当に身内のやっばり心を許す甘えもあり、お互いがお互いにわがままになる部分もあるかと思えますけれども、このような虐待は少なくなればと思います。

次に、児童虐待について伺います。相談体制の職員配置につきましては、これまでも専門職として指導、相談とともに精通されていると存じます。相談の内容により難しい判断もされると思えますけれども、よりよい方向にお願いしたいと思えます。

虐待の事例では、平成20年度はさまざまな内容で報告をいただきましたが、21年度現在で11件すべてがネグレクトであるという今報告をいただきましたが、そして母子家庭であるということです。また、現在の今日の経済の状況の中で母親の職場環境も影響しているとも指摘されております。

私は先日、旭川児童相談所で現状を伺ってまいりました。児童虐待は、増加の一途をたどっているとのことでした。旭川児童相談所が昨年度認定した道北地方、これは上川、留萌、宗谷管内ですが、この虐待件数は統計のある1993年度以降過去最多を記録したと。昨年度中に認定した児童虐待数は146件、前年度は108件で、そのうちネグレクトが83件で最も多く、身体的虐待33件、心理的虐待27件、性的虐待3件と続いたとのことでした。この虐待の傾向は、名寄市としても同じような傾向となっているというのが実感です。虐待を受けた子供などが入所する道北地方の児童養護施設は、旭川の育児園、富良野の国の子寮、美深育成園の3カ所ですが、どの施設も満員状況で親側の問題から入所期間の長期化も問題となっているとのことでした。旭川児童相談所では、一時保護の施設にも苦慮しておりました。旭川以北、稚内まで一時保護の施設がないということでございます。子供が一時の避難場所として施設またはシェルターなどのようなことを広域で取り組むことは考えられないのでしょうか、考え方をお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） シェルターということで、一時保護施設の広域の考え方が再質問の要旨かと思えますけれども、議員も御承知のとおり道立施設は現在旭川にございますけれども、一時保護の部分で児童の場合につきましてはいろいろな日常生活以外に心理的なケアなど、例えば臨床心理士ですとか、そういう専門職等もないとなかなか、ただ食事を与えて生活の介助をする

というだけではちょっと不十分かなというような部分がございます、やはり国なり道なりがその中でそれまでのノウハウ等を使って施設運営されていくのがというようなふうに思っております。広域といいましても通常行政、そういう施設がありましたら相談して利用させていただく部分でございませけれども、なかなか上川北部、広域等で施設運営するというのは困難なのかなというような、そういう認識を持っております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 宗片議員。

○24番（宗片浩子議員） ありがとうございます。本当に子供たちがそういう一時預かりというのでしょうか、保護される場所がなくなっていくということは、さてどこへ行ったらいいのでしょうかということになってしまうのですけれども、広域でも自治体がこれを担うということは大変難しい問題であることは十分心得ております。国なり道なりが一時預かりのそういう施設があれば、これから課題になっていくのではないかというふうに考えます。

それでは、介護保険事業について伺います。先ほどもお答えいただきましたけれども、名寄市の高齢化は26.4%とのことですが、名寄には名寄市立大学ですとか自衛隊の駐屯地とか、若い方がたくさんいらっしゃる、このことにも支えられているのではないかと考えます。しかし、介護認定者1,308人のうち第1号被保険者で1,267人、65歳以上の15.5%の数字は、これは大きな数字ではないかというふうに考えます。特別養護老人ホームに入所できずに約190名の方は他の施設や病院に入所、入院されており、80名の方が在宅で待機されているとのこと。在宅で介護できるのが一番望ましいことではあるのですが、介護を受ける方も介護をされる家族にとってもともにつらさが伴います。これから高齢社会は急速に到来することは明白であることから、民間活力を導入して施設整備を急ぐことも重要と考

えます。第4期計画を見直し、第5期計画の先取りも検討してはいかがでしょうか。また、介護保険整備にもし伴ってその施設ができると考えた場合ですが、介護保険料に及ぼす影響はどの程度になるのかお知らせください。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。
○福祉事務所長（小山龍彦君） 先ほど説明させていただきました介護基盤緊急整備等特別対策事業の部分では、補助制度も従前から見れば相当な有利なものにはなっているという部分がございますけれども、本年4月1日から施行となっております第4期の介護事業計画、それは昨年つくったものでございますけれども、昨年の9月、10月時点の利用者アンケートの中では今みたいな部分でいうサービスの程度、それから保険料は据え置きでということで第4期計画に入ったわけがございますけれども、第4期計画の中で小規模多機能型居宅介護事業所というのを一応1施設を入れているところなのですけれども、それにつきましてはその時点では民間事業者がそれをやりたいというような希望がなかったのですけれども、当然そのようなサービスの需要が出てきたときに対応できるようにということで事業計画の中にもともと含めていたものでございますけれども、それがことしの3月になりまして先ほど言いました事業の中でそういうものが出てまいりました。ということで市内の中に、あるいは市外の方で4事業者の方が6施設をやりたいというような話になってきているところでございます。

それで、そういうことでそういう施設をやるということは、当然保険料にはね返ってくるということなのですけれども、御存じのように第4期計画はことしから3カ年の間ということで、先ほど申しましたように介護保険料は据え置きということでしておりますので、仮に新たな事業が展開されても保険料は介護計画を見直さない限り上げることはできないということになっておりまして、ではその分当然出てくるのがどのぐらいかという

話になるのですけれども、私ども試算しているところで申しますと1施設大体月100円ということで、1施設をつくることに月100円ですから年間で1,200円、それが何施設かというような話になるのですけれども、その場合は当然保険料の負担が発生してくるということで、相当な住民のコンセンサスがなければちょっと難しいのかなということで、先ほども申しましたようにこの事業が23年度で終わるという部分と補助率がいいということで、これまでの市のそういう施設の設置には市なりがある程度、何がしかのかかわりを持って建設を進めたのですけれども、こういう部分につきましては少し民間事業者独自の独力で何かできるような状況とも伺っておりますので、保険料の部分、事業量の見直し等も含めた中で、できれば新年度の手前ぐらいまでには結論を出していきたいというようなことで考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 宗片議員。

○24番（宗片浩子議員） 180名ぐらいの方がそれぞれの地方の施設ですとか病院ですとか市内の病院ですとかというところで待機され、待っている。また、80名の方が自宅での待機をしている。私の身の回りというのですか、御近所でも本当にほっとけないというひとり暮らしの男性、女性、御家族でも御夫婦であっても本当に何かしなければという家族の方が結構いらっしゃいます。この制度を利用しまして、こういう方々が安心して生活できるような民間活力の導入をぜひお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、安心カードの配付でございますけれども、私が先ほどお話というか、質問させていただきまして平成14年に私がこういう議員の立場になって思ったのは、私も子育てを済ませてなかなか小さい子供たち、児童生徒のところには気持ちがいかなかった部分がありまして、なぜ今こんなに子供たちが悩んでいるのだろう、どうしてこん

なに大きな事件が多いのだろう、そのことで何とか悩める子供が小さいときに悩みを少しでも少なくなればということである。安心カードの配付をしていただきました。6月で提案をさせていただいて、一番初めにこれをつくっていただいたのですが、カードが間に合わないで市販のものをつくっていただきました。「1人で悩むのはもうやめよう」というタイトルです。その後、これは市職員の方のイラストなのですけれども、毎年色を変えて全校に配付していただいております。本当にこれを私は持てばいいというものではなくて、これをお守りがわりに持つことでこういうことをちょっと話したい、話すことで解決もすることがたくさんあると私は思っていましたので、配付していただきました。そのことで年々相談件数も多くなって、それから職員さんも増員していただいたりなんかの経過があります。このことにつきまして、ことしでかなりの年数たつてはいるのですけれども、今後もこの安心カードの配付についてどのように考えているのかお知らせください。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 安全カードの配付状況ですけれども、全校の児童生徒、今2,300から400ぐらいですけれども、全員にお配りしております。これは毎年ということで、今議員おっしゃったように持っていることで安心してもらうと。何かのきっかけの中で、それを持っていて相談ができるということで、非常にこういった相談の件数にも反映しているのかなというふうに思っております。この児童生徒以外に高校にも、あるいは各公共施設のところにも配付をして窓口配置をしているという状況にあります。今後もこういったような子供たちが安心できるような、そういったような体制といいますか、これは非常に効果があるということで続けていきたいなというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 宗片議員。

○24番（宗片浩子議員） ありがとうございます

した。このカード、一番当初から1年生から中学生全員に配付いたしまして、小学生……これは担当の方からお話を伺っていたのですが、このカードを持って親御さんとともに転勤された。その転勤先で悩みがあって、遠くは三重県からそうやって電話の相談があったとか、それから中学校を卒業して、このカードを持ってほかの高校に進学したときにやはり悩み事があって、よその高校からこのカードの電話番号のところに電話をかけてきたと。そして、話をしているうちに解決ができた。そういうことが広がっておりますので、ぜひともこの安心カード、今なくなってしまうと1年生はいいですけれども、1年生が2年生に上がって、今度1年生が上がってきたときにこのカードを持っていないことになりますよね。ですから、このカードはできる限り順次配付していただきたいなと、そのように思います。

それから、相談傾向が不登校や登校渋りの相談も多いということなのですが、これは私がテレビを見ていまして、12月10日、NHKの番組で不登校や登校渋りの原因にパソコンや携帯電話に時間を使い、生活が夜型になって就寝時間が遅くなったり、睡眠時間の減少の影響で睡眠障害の傾向があると。睡眠のリズムを正しくすることで不登校が改善されると報道しておりました。このこともありまして、不登校、登校渋りの調査、このようなことがないのか調査する必要があると思いますが、もし考え方がありましたらお知らせください。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいま不登校についても御質問がございました。その前に児童虐待とか、あるいはその他の青少年の問題行動についてもお話がございましたが、本当に今全国では暴力行為が戦後最多であると。北海道は、幸い平成に入ってから最多ということ。それでも幸いと言えるかどうか、非常に多い状況にございます。そういう中で、今100年に1度の経済不況とい

うことで、非常に大変な生活を送っている方もいる。そういう中から生活の乱れもやはり出てきているということは私たちも把握しております。不登校の中には、そういう子供たちも確かにおりますが、やはり根本にあるのは、これは親の心の貧困があるのではないかと私は思うのであります。この辺をどうやって行政が、教育が、そして地域が支えていかなければならないか。これをしっかり支える体制を何とかつくっていかねば、児童虐待とか、あるいは不登校とか、生活の乱れなども根本的には解決されない部分があるのかなと、こう思ったりしております。ただ、教育委員会としてはそういう不登校、早寝早起き朝御飯のできない家庭の不登校については、これからもしっかりと指導してまいりたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 宗片議員。

○24番（宗片浩子議員） ありがとうございます。児童虐待なのですが、私は先日大学で、これは保育所の先生方が対象、また大学の関係の方を対象にした講話がありまして、私もちょっと伺ってまいりました。稚内の事件なのですが、その稚内の事件を担当された担当官が講演していただいたのですが、結果的には本当に不幸な事件であるのですが、この母親はすごく初めは協力的であったと。通報があつてすぐに駆けつけて調査をしたのですが、母親はすごく初めから協力的であったと。それを担当官は、あらかじめ信じてはいたのですが、調べているうちにこの家庭は問題があるということで母親のおばあちゃん、お母さんのところに預けたそうです。でも、預けてもそのおばあちゃんが育てた母親、やっぱり連鎖ということでおばあちゃんのところにもいられない。そんな状況から、また母親が引き取って母親のもとに戻した。それが結果的にはああいう厳しいというか、つらい事件になったと思っております。本当にこれはどれを、何を信じていいのかわからないのですけれども、本当にこれはお話を聞きながら私は胸が詰まる思いで聞いてきたのですが、私

もこの今回の質問につきましては命ですとか、それから親子のきずなとか、そういうのは一体何なのでしょうかと思ひながら今回は質問をさせていただきました。

これで質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（小野寺一知議員） 以上で宗片浩子議員の質問を終わります。

これをもちまして一般質問を終結いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第3 議案第26号 名寄市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、議案第27号 名寄市介護保険条例の一部改正について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第26号 名寄市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、議案第27号 名寄市介護保険条例の一部改正について、一括して提案の理由を申し上げます。

平成22年1月1日から社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が施行されることとなり、厚生年金保険料、健康保険料等は延滞金の軽減措置が設けられることとなります。本件は、現下の厳しい経済情勢にかんがみ、同法律と同様の取り扱いを行うため、名寄市後期高齢者医療に関する条例及び名寄市介護保険条例を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、議案第26号外1件について一括質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件については、委員会付

託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第26号外1件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第26号外1件は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第4 議案第28号 名寄市議会議員定数条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

高見勉議員。

○13番（高見 勉議員） 議長より指名を受けましたので、議案第28号 名寄市議会議員定数条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

名寄市議会議員の定数につきましては、平成18年3月1日に平成18年3月27日から上川郡風連町及び名寄市を廃し、その区域をもって名寄市を設置することに伴う議員の定数は26人とする公示がなされましたが、合併時における旧風連町の議員14名及び旧名寄市の議員22名の任期につきましては合併特例法の規定を適用し、合併後の平成19年4月30日まで引き続き名寄市の議員として在任する告示により36名の議員でスタートしました。その後、平成19年4月22日執行されました市議会議員の選挙では、合併して初めての選挙ということで、この選挙に限り旧名寄市の区域議員数18名、旧風連町の区域議員数8名の2つの選挙区に分けて選挙し、議員定数に関する告示の26名の議員数で今日に至っています。

26名の議員の定数は、地方自治法で規定されている人口5万人未満の市の上限の議員の定数で

あることから、議会改革調査特別委員会では議会改革の一環として議会基本条例制定後の5月より8回にわたる委員会の開催や10月に名寄地区、風連地区、智恵文地区において議員定数を考える市民意見交換会を開催するなど議会基本条例に基づく真摯な議論を重ねてまいりました。その結果、合併後における当市の議会のありよう、議会本来の市民の多様な意見をどう理解し、市政に反映するかは意見のあったところではありますが、それらの意見を踏まえて定数を20名とすることで特別委員会の意見が集約されたこと、さらに各会派におかれましても公布の日以降初めてその期日を告示される一般選挙から定数を20名とすることで意見の一致を見たことから、名寄市議会議員定数条例を制定しようとするものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第28号につきましては、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認め、採決を行います。

本件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第5 議案第29号 名寄市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

田中好望議員。

○17番（田中好望議員） 議案第29号 名寄市議会委員会条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

名寄市議会議員定数条例の制定により、次の一般選挙から議員定数が20人となることと市の行財政改革による組織機構の見直しが行われ、生活福祉部を市民部と健康福祉部に分けて5部制から6部制とすることとする名寄市事務分掌条例の一部改正に伴い、名寄市議会委員会条例の一部を改正しようとするものであります。

現在26人の議員定数が20人となることから、活発な委員会活動のため常任委員会の数を4常任委員会から3常任委員会とし、常任委員会の名称、定数、所管を改正しようとするものです。また、議会運営委員会の定数を11人から9人に改正しようとするものです。

この条例は、名寄市議会議員定数条例の施行の日から施行するとするが、生活福祉部を市民部、健康福祉部と改正する部分は平成22年4月1日からの施行とするものでございます。

よろしく御審議をくださいますようお願いを申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第29号につきましては、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認め、採決を行います。

本件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第6 意見書案第1号 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書、意見書案第2号 さらに緊急雇用対策の実施を求める意見書、意見書案第3号 子どもたちの生命を守るため、ヒブワク

チン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書、意見書案第4号 北海道開発局の存続と北海道開発の枠組みの堅持を求める意見書、意見書案第5号 地方財政に配慮した国の予算執行及び予算編成を求める意見書、意見書案第6号 道路整備に必要な財源の確保を求める意見書、意見書案第7号 日米FTA交渉に反対する意見書、意見書案第8号 新たな食料・農業・農村基本計画の策定に関する意見書、以上8件を一括議題といたします。

お諮りいたします。意見書案第1号外7件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認め、採決を行います。

本件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号外7件は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第7 報告第2号 例月現金出納検査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第8 議会改革調査特別委員会報告を行います。

委員会の報告を求めます。

議会改革調査特別委員会、高見勉委員長。

○議会改革調査特別委員長（高見 勉議員） 議長より指名を受けましたので、議会改革調査特別委員会の調査検討事項の審査経過と結果を報告いたします。

本委員会は改選後の平成19年9月定例会において「市民の負託に応え、抜本的な改革事項、課題など財政改革を含めた調査研究を進め、市民と情報を共有しつつ、更なる議会改革、活性化を目指す」ことを目的に13名の委員構成で設置されました。

委員会では、まず、各会派及び議員から改革事項の提案を求め、提案された事項を条例改正等が伴わず時間をかけず実施することが出来る事項、議会基本条例の制定に伴う事項、議員定数・報酬に関する事項等に振り分けて検討することと致しました。

まず、時間をかけず実施可能な事項の審査結果について申し上げます。

本会議における、代表質問、一般質問は対面方式を採用することとし、議場に質問席を設けることとした。行政視察については、これまで任期中、道内外あわせて4回実施してきたが、3回に縮小し、任期最終年は実施しないこととした。新設条例の制定には審議期間を保障した提案を求めたことにした。議会の情報開示の立場から、議会広報、議会のホームページ、インターネット中継等を中心にスピード感を持って積極的に市民に情報提供を行なうことにした。政務調査費については、議員の調査活動において必要な制度と判断し現行のままとし、より一層、適切な執行と透明性を図る観点から議会基本条例で明確に定めることとした。その他、議会図書室の整備充実及び事務局の体制整備に関する事項、政治倫理に関する事項等は、基本条例で協議検討することになりました。

次に、議会基本条例制定の審査結果について申し上げます。

地方自治体の自己決定、自己責任がより一層求められる中で、議会が担う役割と責任は、これまで以上に重たいものになってきている。こうした時代背景を踏まえ、新しい時代の議会像を追求すると言う認識で基本条例の制定に取り組むことに致しました。

具体的な議論では、まず基本条例の考え方について共通認識を図ることとした。

総論部分として、議会に与えられた本格的な役割を再認識し、名寄市議会の主体性においてその内容を本条例の中に明文化する。今後制定される自治基本条例は市政運営の最高規範であり、議会基本条例は議会運営の最高規範として位置づける。

各論部分として、条例の組み立てについては、前文において、自治体における二元代表民主制の原則に基づき、名寄市議会が果たすべき使命や、そのための議会運営の基本姿勢などを書き込んだ上で、本則においては「行政への監視機能」「議会の情報公開」「議会の市民参加」「議会の自由討議」「議会と市長等との関係」など五つの柱を立てて、個別の主要論点を盛り込む構成とした。

個別論点では、五つの柱に加え、議員の政治論理、議会及び事務局の体制整備等についても論点整理の議論を行ったところであります。

条例策定作業は、これらの論点整理、考え方をもとに、作業部会を立ち上げ条例のたたき台、素案作りを行ない、委員会審議、作業部会での条文整理を繰り返し、前文及び10章22条の条例原案と逐条解説を策定いたしました。その後、市長部局との協議、全議員による協議検討を経て、市内4カ所での市民説明会、市民からの意見募集等を実施する中で、条例案の最終確認を行い、平成21年3月定例会で全議員の提出により「名寄市議会基本条例」を可決決定し、4月1日から施行したところであります。

7月には、さっそく本条例に基づき、全議員により市内4カ所で議会報告会を実施し、市民の皆さんと意見交換を行なったところであります。

条例制定まで、約1年間かけての調査検討、策定議論でありました。時には委員間での激しい議論もありましたが、これも議員の手により条例を策定し実施に移すと言う、熱い思いの表れであったと思います。結果、道内都市部では第1号の議会基本条例の制定となりました。

次に、議員定数・報酬の審査結果について報告いたします。

現行の地方自治法では、人口5万人未満の市の議員定数は26名を上限として条例で定めることとしています。当市議会は、平成18年3月の名寄・風連両市町の合併により、約1年間、在任特例を適用し36名とし、平成19年4月の選挙は選挙区制度を取り入れ定数は上限の26名としてきました。

こうした経過を受け、本委員会は次の一般選挙から、全市1区とし議員定数は削減する方向で検討することに致しました。議会基本条例第17条では、議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望及び市民の意見を十分考慮すること。定数に関する基準については、市の人口、面積、財政力及び事業課題並びに類似市の議員定数と比較検討することと定めています。従って、基本条例に基づき類似市などの資料も収集しながら議論を進めました。

議論の主な論点は、地方議会に多様な民意を反映するためにどう考えるか。比較議論（人口、面積、財政、類似市との比較等）からどう判断するか。大学、市立病院等まちづくりの特色で他市との違いや将来予測、財政分析、事業課題等についてどう考えるか。日常の議員活動と議員の役割、責務などについて活発な議論がなされました。

具体的な実数議論では、18名から24名までそれぞれ幅広い意見が出されました。意見の違いは、人口、類似市との比較及び将来展望から見ると定数を厳しく絞り込まざる得ないとの意見。一方、財政規模や合併配慮及び民意の反映から見たときは、大幅な削減は避けるべきと、意見が分かれたが、いずれも行財政改革の視点は共有していました。

委員会としては、一定の方向付けをして、市民の意見を聞く機会を設けることとし、議論を重ねた結果、この段階では定数20名をベースに検討

を加える考えでいることと、常任委員会構成は、現行の4委員会構成から3委員会に削減する方向で一致している旨、報告し市民の意見を受けて、結論を出すこととしました。市内3カ所での市民との意見交換会では、委員会議論とやや同様に、議会は多様な民意を反映させるためにも大幅な削減はすべきでない。行財政改革の視点から議員定数は報酬額と連動させて考える必要があるのでは。議員定数は20名とし、節減された財源を市立病院の運営経費に当てては、など具体的な意見もありました。

委員会としては、こうした市民の意見やこれまでの議論、更に地方自治体が置かれている今日的状況を踏まえ、議員定数は次の一般選挙から20名とし、常任委員会は3委員会とすることに決定し、今定例会に議員提案することに致しました。なお、議員報酬については、議会としては、これまでも独自削減等の取り組みを進めてきたことから、現行のままとし、今後については、第三者機関でもある名寄市特別職報酬等審議会の審議にゆだねることと致しました。

以上、平成19年9月の委員会設置から約2年間にわたり27回の委員会審議に加え、作業部会の議論、更に市民説明会、市民との意見交換会の開催等市民の参加を求めながら、審査を行ってきた経過並びに結果についての報告と致します。

○議長（小野寺一知議員） 以上で議会改革調査特別委員会の報告を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 日程第9 委員の派遣報告を行います。

派遣されました委員の報告を求めます。

総務文教常任委員会、佐藤靖委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤 靖議員） 議長の御指名をいただきましたので、総務文教常任委員会の行政視察報告を申し上げます。

視察期間であります。11月16日から19日までの4日間でありました。今回、当常任委員

会は、道外の先進地を視察させていただける決定を受け、この機会を有効に活用して福岡県大野城市、同じく筑紫野市、佐賀県神崎市、東京都杉並区の3市1区を訪問させていただきました。視察項目は、限られた時間でじっくり学ばせていただくという観点から、4市区とも1項目に限定させていただきましたが、調査事項は27点に及び、質疑応答の時間が不足することもありました。

最初の視察先は、大野城市でありました。初日は移動日としたため、17日午前10時に大野城市役所を訪問させていただき、同市が取り組む「週末窓口サービス」について担当職員から説明を受け、質疑、意見交換を行ってまいりました。

大野城市の週末窓口サービスであります。平成17年9月に再選を果たした井本宗司（いもと・むねじ）市長が掲げたマニフェストの中に「市民満足度向上に向けての施策」が盛り込まれたことに始まります。この施策は、今回の視察項目である「週末窓口サービス」をはじめ、「コールセンター」、「総合窓口 まどかフロア」の3点セットであり、担当者からは週末窓口サービスについて詳細に説明をいただいたのに続いて、コールセンター、総合窓口・まどかフロアについても説明いただき、まどかフロアについては実際に視察もさせていただきました。

大野城市の今年8月1日現在の人口は94,640人ですが、普通会計ベースの職員数は384人で、人口1,000人当たりの職員数は4.04人と、全国トップクラスの職員の少なさであり、現在の社会情勢等から考えても職員を増やすことは困難、という情勢下にもかかわらず、週末窓口サービスに取り組む背景には、市長の強いリーダーシップがありました。検討に際しても、井本市長は「市民サービスナンバー1の市を作る」「できません、は言わず。できる方向で検討しなさい」と強く求めた、ということでありました。

実施に当たっては、関係各課の課長級職員で『窓口サービス向上委員会』を組織し、開設する

曜日、時間帯、業務などについて協議する一方、職員組合との協議は別途人事課担当課が行っています。その結果、平成18年8月26日から職員25人、委託職員9人の34人体制で、市民課、国保年金課、子育て支援課、介護サービス課、福祉課、市税課、収納課の7業務に関して、毎月第2、第4土曜日の午前9時30分から午後0時30分まで開庁する第一次試行がスタートしました。

この試行は18年11月11日までを第1次、同11月25日から19年3月24日までを第2次、同4月14日から10月27日までを第3次とし、試行全開庁30回で、4,019件の利用があり、1日平均は135件にも及びました。また、この試行中、窓口利用者から「週末窓口サービス利用者アンケート」を行ったところ、多くの利用者から土曜開庁についての感謝の言葉を受けるとともに、継続実施の要望も多かったことから、19年11月から本格実施とし、20年度における利用件数は1日平均153件となっていることも報告いただきました。

また、3回の試行終了後に窓口サービス向上委員会で、利用件数が少なかった介護サービス課窓口、福祉課窓口の2業務を廃止、逆に要望の多かった住民異動に伴う水道下水道料金精算など一般的な料金徴収業務を行う料金総務課、一定の時期に届出が集中する業務の臨時窓口など、実態に即した業務について検討を加えた結果、平成19年11月からの本格実施時においては、市民課、国保年金課、子育て支援課、市税課、収納課、料金総務課関連及び臨時窓口の7部門、45業務を行っていますが、職員配置については正規職員を減らし、委託職員、再任用職員を増やすこととし、正規職員は25人から14人、委託職員9人から13人、再任用職員2人増と、総体で34人体制から29人体制となりましたが、開庁日、開庁時間については試行時通りとしていました。

週末窓口サービスについて検討してきた「窓口サービス向上委員会」は、その後「市民満足度向

上推進委員会」と改称されましたが、現在抱える「閑散期に、職員数がお客様と比較して過剰に見える場合がある」「実施していない業務に関して、お客様が来庁された際、トラブルになることが、まれにある」などの問題点、「第2・第4土曜を開庁している現状でも、お客様からは平日業務の延長を望む声大きい」などの今後の課題について、問題の解消、課題の検討などを行い、より利便性の高い市役所づくりに努めており、民間の力を活用しながら、経費削減だけの見地ではなく、市民の満足度向上のために取り組む姿勢に委員一同感銘を受けました。

一方、「コールセンター」は従来の独立型ではなく、全国で初めてコールセンターと電話交換の一体型で19年11月から本格実施しており、市民からの電話での問い合わせについてはコールセンターで受け、マニュアルにある回答はその場で、マニュアルにない相談や苦情だけが担当課に回すもので、この取り組みによって約50%がコールセンターで解決されるとともに、いわゆる電話のたらい回しは皆無となっていること。縦割り窓口を一元化して利便性を高めた「まどかフロアー」は、窓口周辺にフロアマネージャーを配置し、戸惑う来訪者に「お客様」と声をかけて行き先を案内、案内先の窓口には全て椅子が配置され、職員が座り、訪れた市民らが立っている、という光景を目にすることはありませんでした。また、相談窓口は、プライバシーに配慮して仕切られているなど、市民サービスの向上は、トップリーダーの熱意と、職員の意識と智慧、そしてちょっとしたアイデアで実現できることも実感しました。特に、職員の意識という面では、説明をいただいた担当者の「今では、全職員が庁舎を訪れる市民の皆さんらを『お客様』と呼んでいます」という言葉にも象徴されていました。

大野城市の行政視察を終えた足で、筑紫野市に向かい、午後2時に市役所に到着。同市の『男女共同参画について』総務部男女共同参画推進課の

担当者から説明を受けました。

筑紫野市の男女共同参画への取り組みは、平成4年に市役所内に女性問題を総合的に推進する組織として「筑紫野市女性問題推進協議会」が発足したことに始まります。翌年に附属機関として「筑紫野市女性問題懇話会」も設置され、同市ではこれを女性行政の第1期とし、6年から10年度までの第2期間には市役所に女性政策課設置、「男女がともにわかちあい、創造しあう社会の実現」を基本理念とした『ちくしの男女共同参画プラン』を策定。その後も、生涯学習センター内に「女性情報プラザ」「女性相談室」設置、女性政策課を「男女共同参画推進課」に名称変更、男女共同参画施策を全庁的に推進する「男女共同参画推進本部」設置、市民の意見を反映させるための附属機関「筑紫野市男女共同参画審議会」設置などを経て、平成15年に「男女共同参画都市宣言」が行われ、シンボルマークの公募、市民参加の記念式典も実施されました。

現在も続く第4期は、『男女共同参画行政の強化発展』と位置づけ、スタートした16年度に改訂プランを策定、17年には男女共同参画推進条例の制定を行い、翌18年4月に施行となっています。同条例は6章55条で構成されており、基本理念には①全ての人の人権の尊重②性に関する権利の尊重と生涯にわたる健康の保持③社会における制度または慣行についての配慮④政策等の立案及び決定過程への男女共同参画⑤家庭生活の活動と他の活動との両立⑥国際的協調一を掲げ、市議会、事業者、地縁等などによる団体、補助金交付団体などの責務も定められていました。さらに、公衆に表示する情報についての留意などが定められた人権侵害行為の禁止等もあり、これに基づいて筑紫野市男女共同参画のための広報等作成指針が策定されていました。

この他、審議会などの女性委員の登用率目標を40%とし、平成21年4月現在では25.5%にとどまっていますが、目標達成に最大限努力して

いるとともに、今年6月には「筑紫野市女性人材バンク設置要綱」も制定するなど、よりいっそうの登用促進を図っていました。

女性センター事業としては、男女共同参画に関するセミナー・講座等が多彩に企画され、実施時においては無料の保育体制を整え、乳幼児を持つ受講生に学習権を保障。市長公約では82行政区でセミナー実施を掲げており、すでに36箇所で行われています。

担当者からは、「市民への周知の徹底と、市職員のそれぞれの業務の中で積極的に理念を持ち、男女共同参画推進のかかわりを強めてもらう」などの課題も明らかにされ、各委員からは条例の内容、各界における女性の登用状況、人材バンクの取り組み状況などについて質問が出され、意見を交換してまいりました。

神崎市訪問は、18日午前9時30分でした。わが名寄市より一週間早い18年3月20日に神埼町、千代田町、背振村（せぶり村）の3町村が合併して誕生した新市ですが、御多分に漏れず65歳以上の人口が合併時に22.8%と、超高齢者社会の状況である一方、出生率の低下、年少人口や生産人口の減少が進行すると推察されたこともあり、市民ニーズに適切に対応し、良質な福祉サービスを実現するための合併でもあったようです。

神崎市改革プランは、合併後において自己改革に努めてきたものの、新市まちづくり計画で掲げた「自然と歴史と人が輝く未来都市」を実現するためには、単に合理化、削減にとどまらず、民間企業の経営理念・手法を導入しながら、まず行財政改革大綱を策定。同大綱を実行あるものにするため、具体的な数値目標を掲げ、年次的に取り組む『改革プラン』に仕上げたものです。

改革大綱には、「市民志向の視点」「行政の役割や関与の見直し視点」「民間感覚の視点」「全庁的な意識の共有化の視点」一の4つの視点に立った行政システムの構築を目指すとともに、「な

っとくサービス 市民の視点による、市民志向の質の高い行政サービス」「行政改革 スリムで透明な行政、時代の変化に柔軟な行政」「財政改革 自主的・計画的な財政運営」「パートナーシップ 市民と連携・協働して、市民に信頼される行政」一の4本の柱を掲げていました。

この方針に基づき取り組まれた行財政改革は、20年度においては37項目、117件の事務事業見直しを行っており、担当者から詳しく説明を受けたところですが、その内容について詳細に報告すべきところですが、時間の関係上割愛させていただきますこととお許しいただきたいと思います。

同改革の計画期間は19年度から23年度の5年間であり、推進中ということでしたが、進捗状況については定期的に区長会長、商工会長、生産組合協議会長、婦人会長、公募市民ら15人で構成する神崎市行政改革推進委員会に報告するとともに、ホームページや市広報等を通じて広く市民に公表、市民意見の収集に努め、改革の取り組みに活かす手法が取られていました。名寄市にあっても、行財政改革は市民の理解が第一義であり、更なる情報の共有と、具体的施策・数値を着実に推進することが求められると痛感したところでした。

神崎市訪問を終えた後、空路東京に向かい、最終日の19日午前10時に名寄市と友好交流都市関係にある杉並区役所を訪問。マイクロバスで杉並区独自の教師養成塾「杉並師範館」にお伺いし、同館の取り組みについて説明を受けました。

杉並師範館は、地域に根ざした区独自の教師養成を目的に4年前に設立されたもので、小学校教員免許取得予定の学生や、すでに取得済みの社会人を対象に、志のある人材を全国から毎年30人程度を募集。人を教える人間力とともに、実践的指導力に重点を置いた独自カリキュラムで、1年間にわたり毎週土曜日と日曜日に講義、演習のほか、30日以上の実践実習研修を受け、3回のステージアップの際行われる塾長面接をクリアし、杉並区教育委員会が行う採用選考に合格すれば、

晴れて区採用教員として、区内の小学校に配置されるもので、これまでに68名が採用され、教壇に立っています。

以上が杉並師範館の取り組み概要ですが、師範館誕生のきっかけは、山田区長が区立小学校にもかわらず、教員は都道府県採用の現実に疑問を感じたことと、都の学級定数は40人だが、特色を持たせる学校とするためには少人数学級の必要性を痛感し、「人数が必要ならば区費教員で学校の充実を図る」という方針を決め、4年間実現を目指して活動した結果、平成18年に「区市町村が独自予算でやるなら可能」という判断を得て、区の教育センターを活用して平成18年に開塾。設立趣意書には「気高い精神と卓越した指導力をもった教師の養成こそが重要」「教育は人なりを信条とし、真に教職を志す人を求める」「人が人を育てるといふ最も崇高な仕事に使命感を持ち、知識を教えるにとどまらず、子どもの可能性を引き出し、人間性を育ててゆける人間力豊かな教師の育成に心血を注ぐ」などの言葉が並び、「子どもの可能性を未来に拓く」を理念とし、塾是に「キミもがんばれ一僕もがんばるからー」、運営方針には「自由闊達、理想の追求」を掲げていました。

また、「教師は、子どもの学ぶ意欲を引き出す。学ぶ意欲とは生きる意欲である」などの教師心得・教師5則を基本とする師範館には、教材費別の年間受講料が96,000円、しかも土日なしの塾生活にもかかわらず、東京都の教員採用倍率が2～3倍であるのに対し、21年度までの平均で6.35倍と高率になっていましたが、一方では1年間の学びの中で教師という仕事の大変さを痛感し、退塾する人も少なくないということでした。

杉並区では、区内の小学校1年生から4年生の30人学級が実現するまで、師範館での取り組みを継続させる方針を持っています。名寄市にあっては、財政的に市独自採用の教員確保は可能性の低いものでありますが、教育都市を推進する名寄

市にあって、大いに参考となる視察でありました。

最後となりますが、今回の行政視察では各委員からの質疑の内容についてもご報告すべきところではありますが、一定限られた報告時間であり、委員質疑で引き出された視察内容の詳細については議長に復命書として提出しておりますので、ご一読いただくことでご理解をいただき、総務文教常任委員会の行政視察報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小野寺一知議員） 次に、民生常任委員会、佐藤勝委員長。

○民生常任委員長（佐藤 勝議員） 議長の御指名に従いまして、民生常任委員会行政視察についてご報告申し上げます。

当委員会は、11月16日から19日まで4日間の日程で山形県鶴岡市、石川県七尾市、金沢市、東京都狛江市の4市を視察研修してまいりました。

16日、最初の視察先である鶴岡市では「地域密着の多機能施設」として高齢者福祉センターと大山児童館を併せ持つ「おおやま」で本間施設長から説明を受けました。「おおやま」は、平成17年に総工費23億8千万円、公設民営で開設し社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会が指定管理者として運営する、ユニットケア方式の特別養護老人ホーム（13ユニット・定員124人）と大山児童館（自由来館型児童館・放課後児童クラブ）を併設する多機能複合施設です。特別養護老人ホームの入居者と児童との異世代交流、地域交流スペースでの地域ボランティアによるイベント・各種会議の開催等、地域コミュニティの再構築を図ることを目的に開設され、放課後・休日に児童がサロンで自由に遊んだり入居者とゲームをしたりと世代間交流が図られ、施設内の地域交流スペースでは、地域の団体が喫茶店・居酒屋を運営したり、地域のイベント・会議も催されたりなど地域住民・児童・入居者・職員とが一体となった施設の運営、そして活発な交流の様子を知ることができました。今後、待機者の増、ユニットケアゆえ

の件費の増加、プライバシーを重視する結果、事故の増加など多くの課題もお聞きしました。施設内に響く子どもたちの元気な笑い声、「におい」の全くない我が家にいるかの如き行き届いた介護、そして地域の「お茶の間」として施設内で地域交流が盛んに図られていることが強く印象に残る視察となりました。

17日は終日移動に費やし、18日は午前中、七尾市で「夜間養護（トワイライトステイ）事業」について視察研修を行いました。市健康福祉部子育て支援課から、平成18年に開設した「親子ふれあいランドあい・あい・あい」で次世代育成支援として、子育て環境の充実を図るため親子が共に育つ拠点施設の説明を受け、多くの子育て中の方々が子育てが楽しいと実感できる場所となっていること、ストレス解消に役立っていること、さらには家庭への保育ママの派遣事業も行われていることを学びました。夜間養護（トワイライトステイ）は、0歳から小学校3年生を対象に、保護者が仕事その他の理由により平日の夜間・休日に家庭において児童を養育困難となった場合に、実施施設内で生活指導、食事の提供を行う事業で、加えてショートステイ事業として利用期間7日以内で保護者が児童を疾病・経済的理由等で一時的に養育困難になった時、一時的に母子を保護する事業の説明も受けました。平成20年度実施施設は各2か所、利用状況は実人数125人、延日数259日で、事業の効果として実施場所が乳児園で休日がなく、いつでも責任をもって対応できること、病院・温泉等地元企業関係者が安心して働けること、子どもが家庭に近い環境で過ごすことができること、などが挙げられていました。課題として、利用者が増えており乳児園本来の業務に支障をきたすこと、利用料の軽減で0円の世帯が多く保護者負担の見直しが必要なこと、特定の利用者が増えており親子の関わりのおおきさについて気付かせていく必要のあること、などをお聞きしました。最後に、事業実施施設である社会福祉法

人・七尾市社会事業協会が運営する「ななお乳児園」を訪問し、施設長が語る「子どもは子どもとして育ち、子どもらしく生きる」という理念を、心にしみる思いで伺いました。

18日午後からは、金沢市で「教育プラザ富樫における子育て施策」について川原総括施設長からお話を伺いました。「教育プラザ富樫」は、金沢子ども条例（平成13年12月公布）の理念に基づき教育と福祉が連携を図り、教職員、保育士等の研修、子どもに関わる活動をする大人への支援、子どもの発達段階に応じた各種相談事業など、子どもたちの健全な育成を総合的に支援する施設で、現市長の強力なトップダウンのもと平成15年にN T Tの社員研修所を譲り受け改修開設したものです。体育館を含む一万二千㎡を超える広大な施設内では社会全体で子どもを育むため、①「地域教育センター」として指導者養成、地域や各種団体等の育成活動の支援、②「研修相談センター」として保育所、幼稚園、小中学校の教職員の資質向上のための一体的な研修、自主研修の支援③「子ども総合相談センター」として子育て、就学等あらゆる心配ごとに医師など専門スタッフが対応する相談・支援体制の機能と、一時保護所を含む児童相談所を併せ持つ、福祉と教育とが融合した、まさに子育て支援のための総合デパート施設であります。平成20年度は年間21万人を超える利用があり、今後の課題として関係団体間のネットワークづくりを進め利用者同志の情報交換を盛んにすること、所管の違いと関係機関との連携を構築する悩みなどをお聞きしました。大規模自治体ならではの福祉・教育行政に対する濃厚で裾野の広い取り組みと、これを主導したトップリーダーたる市長の見識とリーダーシップに対して、感心することしきりの私たちではありました。

19日は、東京都狛江市に移動して「狛江共生の家『多麻』」で研修を行いました。ここは、市内の都市農家松坂氏がオーナーで、N P O法人狛江共生の家が運営し、医療・介護は外部サービス

を利用する自立型の共生住宅で、2階建て690㎡、14の居室と共用の食堂、サロンをもち平成19年9月に開設しています。狛江共生の家「多麻」は、終の棲家として65歳以上の一人暮らし高齢者が安心できる地域共生の家であること、老人ホームではなく一人暮らし高齢者の共生住宅であること、狛江市民みんなで立ち上げ、市民ボランティアが生活をサポートすること、一人暮らしから共に生きる住まいとなることの4つを目的として、①各種相談、共用スペースの清掃等の居住支援事業、②夕食調理・提供の食事提供事業、③地域住民対象の各種相談、講座・教室の開催他のほか地域の力推進事業の3事業を実施しています。現在、居住者の平均年齢が73歳で今後高齢化が進み介護が必要になった時、現行の医療・介護体制とサポート体制で在宅の維持が可能か、次の世代のNPO・ボランティアをどう育て、運営をパートナータッチしていくかなどの課題を抱えつつも、狛江市議として東京都議としての経歴をもつ理事長河西のぶみ氏（女性）の情熱を込めた静かな語り口に、私たち挙げて少なからぬ感動と大きなご教唆をいただいて帰路についたのであります。

今回の視察研修を通して私たちは、支援を求める子どもから高齢者に対し、行政が果たさなければならない役割、地域が支えなければならないもの、そして一人の市民としての務めを深く学ぶ機会を得ることができました。そして、どのように優れた取り組み、システムも、それを有効に動かすのは、携わる志熱き「人」であることの極めて普遍的事実を、都度お会いした方々から改めて教わり、連日の雨模様にも打ち勝つ強い勇気をいただいた想いで、ふるさと名寄に舞い戻ってまいりました。

今回の研修を、今後の議会活動に必ずや生かしていくことをお誓い申し上げ、民生常任委員会の行政視察報告といたします。

○議長（小野寺一知議員） 次に、経済常任委員会、木戸口真委員長。

○経済常任委員長（木戸口 真議員） 議長のお許しをいただきましたので、経済常任委員会の行政視察報告を申し上げます。皆さんお疲れのところかと思いますが、私はまとめが入っておりますので、そこだけ聞いていただければ大体わかるかと思えます。

経済常任委員会は平成21年11月10日から13日の4日間の日程で、名寄市の経済行政にかかわる案件について、三重県伊勢市、伊賀市、奈良県橿原市を行政視察してまいりました。

最初に、伊勢市の「伊勢の（赤福）との名寄産もち米の現状と将来性について」をご報告申し上げます。

皆さんもご存知の株式会社「赤福」と名寄市は、今から25年前に当時の名寄農協藤島組合長さんの功績により名寄産「はくちょうもち」を伊勢名物「赤福餅」に特性が認められ使用され、産地指定を受け今日まで、年間15,000～11,000俵の取引があります。

「赤福」では、全体の8割を名寄産で賄っています。更には、年間に2,000俵の小豆を使用している内、名寄産小豆を1,000俵使って戴き、名寄の農産物の善き理解者、消費者としてもお世話になっており、8月末の名寄市のふるさとまつりには、出来立ての「赤福餅」を名寄市民に直売して頂いています。

（まとめ）

視察では、今年の名寄地区の厳しい作柄状況を報告させて頂き、現状を理解して頂き、また、今後の名寄産もち米についての考えをお尋ねしたところ、「「はくちょうもち」に変わる新品種の調査について検討して行きたい。「赤福餅」の販路の拡大は品質管理、地域性から考えていない」と考えをいただきました。

今回の視察により、今後の名寄産もち米、小豆の品質、量の安定的に供給できるよう努め、今後も相互の信頼と交流を高める確認を行いました。また、今後益々各関係団体が、「赤福」との人的

交流を広げて戴きたいと思いを強め視察を終えました。

次に、伊賀市の「バイオスタウン構想の6次産業としての農業の取組みについて」をご報告申しあげます。

伊賀市は、人口100,623人、京都、奈良に隣接する森林豊富な山地に囲まれた木質バイオマスの賦存量が年間約8,700トンある林産業の盛んな土地です。

伊賀市のバイオスタウン構想は「伊賀市総合計画」において策定された、生活・環境部門を機軸とする地域バイオマス資源の利用促進に係る基本方針に示しており、循環型農業を推し進める国の補助事業を活用し、伊賀市、JA、民間事業者、大学高等教育機関、住民自治協議会等が実施主体となって進められています。

廃棄物系バイオマスである家庭系・事業系の厨芥類についても、生ゴミを分解し下水汚泥やし尿・浄化槽汚泥と同様に、安全安心な農作物の生産拡大のための堆肥原料としての利用を図るとのことです。

市内で賦存する生ゴミ及び動物性残さ、家畜排泄物、林業・建築木質廃棄物など域内バイオマスは堆肥や加工製品、または直接燃焼、固形燃料などによるエネルギー生産、燃料生産に利用し、更に炭化物の加工による高付加価値製品の生産、バイオマスを利用した特産物の生産加工・販売などにより、地域の産業特産物などの連携し、1次産業から2次、3次に繋がる6次産業化へのバイオマス地域利用システムの構築が可能であるとのことでした。また、我々が注目していた菜種油の加工や廃食油によるBDF製造においても、地元大学と研究開発を進め、純度99%のBDFを精製しているとのことでした。

（まとめ）

名寄市においても今後の利活用が期待される場所ではありますが、今回の伊賀市の研修における重要な着目点として、「地域全体を巻き込んだ循

環型事業とグローバル的視点に立った考え方」は、名寄市の取り組みとしての民間企業によるBDF製造や市立大学と民間連携による「ひまわり」による採油試験などの実験などについて、大変重要で参考になる要素を含んでいることを学びました。

次に、「伊賀モクモクファーム」の民間事業者の取組みについて、をご報告申しあげます。

伊賀市内から山間に車で約30分走ると、広大な農業公園として、テレビなどで放送されている話題の伊賀の里「モクモク手作りファーム」があります。ここは、毎日10時過ぎには、大勢の人で賑わいに溢れている状況で、たいへん驚いたところでもあります。

1983年地元の美味しい豚肉を生産し、ブランド化したいとファームの基となった「伊賀豚」が産声をあげ、地元の養豚農家と現在の社長ほか19名が「伊賀銘柄豚振興組合」を設立しました。豚をブランド化したいとの思いから、ハム・ウインナーの加工販売をスタート、赤字続きであったが、地元の主婦から「ウインナーの作り方を教えて欲しい」の一言から、手作り体験教室を日本で始めて開き、好評となり、「モクモク」の名が知られるようになった。

94年には、組合を「農事組合法人伊賀の里モクモク手づくりファーム」と名称を変更し、2008年7月7日で創業20年をむかえるまで、ウインナーづくり、地ビールづくり、菓子づくり、ハムづくりなど常時300種以上の製品づくりをしてきています。現在の自社製品の通信販売も含む販売高は17億5千万円で、直営農場レストラン7店舗、直営直売場を含む総売上は約47億円になると説明を受けたただ驚くばかりでした。今も、モクモクものづくり「商品は、私たちの考えを伝える大切なものであり、一番大きな情報発信の手段です」との考えをもち、職員130名、パート職員130名が一丸となって、情報を発信に取り組み、モクモクのファンクラブ「モクモクネイチャークラブ」として全国に36,026世帯

の会員がいます。

（まとめ）

名寄市に於いては、これだけの農業法人は中々出来ないと思うが、ふうれん特産館、士別市では農業法人北拓がその取組みに近いと考えます。

「伊賀モクモクファーム」の視察における最大の着目すべき点として、「1人の力では、可能性に限界がある弱点を法人の仲間が頑張り、全国に応援会員を広げている」という点です。仲間づくりと消費者との信頼関係を築き、一体となった目的を持つことのノウハウは地元名寄の取組みにも生かせるものと認識しました。

また、名寄市の新規農業法人の促進の必要性も感じ、たとえば、行政が観光と一次産業を生かした交流人口の拡大を目指し、名寄農業高校の捕場、施設などを利用したグリーンツーリズム等の取組みを実施すると想定したケースの場合には、大変参考になる視察事例でした。

次に、奈良県橿原市の「歴史と文化を活かした広域拠点らしいまちづくりと賑わいの創出について」をご報告申し上げます。

橿原市は、奈良県のほぼ中央に位置し、人口125,000人で、中央には約1,300年前にわが国初の首都であった藤原宮跡があります。市内には歴史的文化遺産が点在しており、鉄道網と道路網の大変発達し、大阪、京都、関西国際空港、名古屋に交通アクセスの良い都市です。

交通網の利便性から年々人口や乗降者が増え、今井地区と八木地区の自然環境を活かした拠点都市の創設が求められました。都市計画区域の制定、歴史的国土特別保存地区の制定、景観法や景観条例により都市計画が進められ、八木駅周辺中心となる橿原市都市再生整備計画、H18年～H22年までの5ヵ年、対象面積456ha総事業費約38億円で区画整備され民有地の部分も投資整備されています。残る公共施設等は整備部分は未整備で、まちづくり交付金を取り入れての事業計画であるとのこと。歴史と文化を活かした広域拠点

の形成を目指した市民と行政が協働によるまちづくりは長期的で壮大なものとなっていました。

（まとめ）

今回の視察事例は歴史的な空間と文化資産、都市環境の違いはあるが、まちづくりに対する思いと行動が行政、民間、市民が一体となって進められていることや、整備が長期的になったことによる、市民に対する正確な情報提供と理解を得る事業を進めることになっていることは名寄市と共通性があると感じました。

名寄市に於いても、国のまちづくり交付金を受けて中心市街地活性化を図る「都市計画再生整備計画」申請し、駅から文化ホールまでにぎわいのまちづくりを進めることについては官民一体で進めることが大事であり、名寄の玄関としての駅前整備と住み良さを感じとれるようなまちづくり事業を考えたときには、これら先進都市事例の取組みや課題を参考に十分に検討していくことが大切であることをこの視察で実感いたしました。

以上、経済常任委員会の行政視察の報告とします。

○議長（小野寺一知議員） 以上で委員の派遣報告を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 日程第10 閉会中継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました各委員長からの申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 以上で今期定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

これもちまして、平成21年第4回名寄市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午後 3時06分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 小野寺 一 知

署名議員 植 松 正 一

署名議員 田 中 好 望

質 問 文 書 表 (一般質問)

平成 2 1 年 第 4 回 定 例 会

発 言 順 序	氏 名	発 言 要 旨
1	日根野 正 敏 (P 36)	1. 農業支援と各種事業の見通しについて (1) 作柄と販売高の状況は (2) 農業支援の考えは (3) 中山間事業・農水環境向上対策の見通しと、次年度に向けての取 り組みの考えは (4) 産地確立交付金に代わる戸別所得補償制度の見通しは (5) 需要即応型生産流通体制緊急整備事業の見通しは 2. 合併の効果と課題の検証について (1) 合併により可能となった事業(想定)は (2) 財政基盤の強化向上は (3) 新しい人的交流の活性化と一体感の醸成は (4) 権限移譲数と自立性の向上は (5) 住民サービスの維持・向上は (6) 防災力の向上は (7) 市民意識の把握は
2	佐 藤 靖 (P 46)	1. 島市政の評価と今後の市政課題について (1) 島市長自身の市政評価について (2) 今後の名寄市政の課題について 2. 新年度予算編成について (1) 平成 2 2 年度予算編成についての市長訓令等にかかわって (2) 骨格編成の中での継続事業と予算規模 3. 都市再生整備計画にかかわって (1) 事業内容について (2) まちづくり交付金の見通しについて (3) 財政と事業規模のかかわりについて (4) 今後のスケジュールについて

<p>3</p>	<p>谷 内 司 (P 58)</p>	<p>1. 名寄市のごみ収集について (1) 名寄地区と風連地区の収集の違いをどのように考えているか (2) 今後の対策は</p> <p>2. 河川維持管理について (1) 名寄市が維持管理する河川の数 (2) 現況調査をしたか (3) 今後の考えは</p> <p>3. 農作物の不作による支援対策は (1) 支援対策の考えは (2) 緊急雇用創出推進事業の取り組みは</p>
<p>4</p>	<p>岩 木 正 文 (P 71)</p>	<p>1. 教育行政について (1) インフルエンザによる休校の影響について (2) 指導改善プランについて (3) 風連地区の歩くスキー授業の考え方について</p> <p>2. 中小・零細企業支援について (1) デフレの影響について (2) 中小企業振興条例について (3) 零細企業に対する排雪支援について</p> <p>3. 都市再生整備計画について (1) 駅横整備について (2) 市民文化ホールについて</p>
<p>5</p>	<p>大 石 健 二 (P 82)</p>	<p>1. 名寄市の都市形成から (1) 活気ある名寄市のまちづくりと再生に関して ア その着想と組織組成等の模索について イ 今後の課題について</p> <p>2. 名寄市の行財政運営から (1) 名寄市の行財政改革に関して ア これまでの取り組みと経過について イ 当面する今後の課題等について (2) 平成 2 2 年度予算編成に関して ア 編成方針及び編成手法について イ その編成課題等について</p>

6	高橋伸典 (P 93)	1. 雇用対策について (1) 新卒者・中高年者の雇用状況について (2) 名寄市平成22年度採用計画（臨時・嘱託職員）について (3) 民間企業、商工会議所及び商工会との連携は (4) 名寄市の雇用対策は 2. 補正の廃止、事業仕分けの影響について (1) 補正について (2) 事業仕分け（交付税・過疎債・暫定税率等）について 3. 放課後子どもプラン事業について (1) 学童保育所、学童クラブの現状（他地域からの来所状況） (2) 放課後子どもプラン事業の推進を
7	東千春 (P 104)	1. 地域に根ざした福祉事業の推進について (1) 地域福祉計画の策定について (2) 名寄地区のケアハウスについて (3) 福祉と健康のまちづくりに、名寄市立大学と北海道薬用植物研究所との連携を (4) 低所得者に配慮した公営住宅について (5) 障がい者施設に通所する人の働く場について 2. 名寄市民の健康管理について (1) 特定健診の受診状況と今後の対策について (2) 生活習慣病の予防について (3) 元気会等介護予防の状況と今後の対策について (4) 冬季間の健康対策について
8	木戸口真 (P 114)	1. 平成22年度予算編成と行財政改革の状況は (1) 平成21年度会計決算の推計状況は ア 現時点の執行状況と年度末の決算見通しは (2) 平成22年度予算編成方針について ア 予算編成に当たっての考え方と規模は イ 新名寄市総合計画との整合性は ウ 普通建設事業の規模は エ 基金の活用は (3) 平成22年度行財政改革の主なものは ア 簡素で効率的な行政運営、健全な財政運営についての考えは 2. まちづくり懇談会の開催状況について

		<p>(1) 名寄地区 6 カ所、風連地区 4 カ所の開催状況は</p> <p>(2) 「まち懇」での自治基本条例（仮称）に対する意見、考えはどの位あったのか</p> <p>(3) 「まち懇」での主な意見は</p> <p>(4) 「まち懇」を終えての感想と、意見に対する対応はどのように進めているのか</p> <p>3. 市民への情報・通信対策について</p> <p>(1) 名寄市内の情報通信網の整備状況と今後の見通しは</p> <p>(2) ブロードバンド未整備地区解消事業の状況は</p> <p>(3) 地域情報通信基盤整備推進交付金（I C T）についての考えと、近隣市町村の整備状況は</p> <p>(4) 地上デジタルテレビ放送完全移行に向けた、名寄市内の難視聴の状況は</p> <p>(5) 難視聴対策と低所得者世帯・独居世帯・高齢者世帯のデジタル放送への切り替えの周知をどう進めるのか</p>
9	佐々木 寿 (P 1 2 7)	<p>1. 防災について</p> <p>(1) 名寄地区の防災訓練の成果、課題とその取り組みについて</p> <p>(2) 風連地区の防災訓練について</p> <p>2. 児童福祉について</p> <p>(1) 里親の実態及び普及拡大に対する考え方、取り組みについて</p>
1 0	佐藤 勝 (P 1 3 4)	<p>1. 市民に対し、責任ある職務執行体制の確立について</p> <p>(1) 平成 1 9 年 1 2 月以降の具体的な対応策について</p> <p>(2) 当時の総務部長の答弁は今に生かされているのか</p> <p>(3) 今後の取り組みについて</p> <p>2. 風連中学校校舎移転準備についてと風連高校 5 9 年の歴史の保存策について</p> <p>(1) 施設移転計画案を受けて、今後の移転スケジュールは</p> <p>(2) 移転に当たっての問題点について</p> <p>(3) 計画案以外の対応策（年次計画）は</p> <p>(4) 移転にかかる予算見込み額は</p> <p>(5) 風連高校の記録保存の具体的な考え方について</p> <p>(6) 保存のための予算案は</p> <p>3. 全国学力テストの結果を受けた指導改善プランの活用について</p> <p>(1) 全国学力テストにおける本年の結果と傾向について</p>

		<p>(2) 指導改善プランと、その活用法について</p> <p>(3) 今後の指導改善策について</p>
1 1	田 中 好 望 (P 1 4 5)	<p>1. 農地流動化対策について</p> <p>(1) 後継者不足に伴う農地集積の限界とその対策について</p> <p>(2) 農地保有合理化事業の取り組みをJ Aと協議できないか</p> <p>2. 政権交代による戸別所得補償制度について</p> <p>(1) 現段階における制度のありよう課題について</p> <p>(2) 水田利活用自給力向上対策の概要と現行制度との比較について</p> <p>(3) 市の農業振興条例等の見直しについて</p> <p>3. 2 1 年産農産物の冷湿害対策について</p> <p>(1) 農作物の作況と減収額の状況について</p> <p>(2) 冷湿害に伴う国、道及び市の支援策について</p>
1 2	植 松 正 一 (P 1 5 4)	<p>1. 名寄市農業・林業の振興について</p> <p>(1) 冷湿害による被害に対する被災農家への支援策について</p> <p>(2) 担い手対策の取り組みについて</p> <p>(3) 国の新年度予算での主な農業施策の概要について</p> <p>(4) 市有林・民有林の現状と新年度予算における取り組みと施策について</p> <p>2. 東地区の活性化対策について</p> <p>(1) 緑丘第 2 団地跡地の活用計画は</p> <p>(2) 旧職業訓練校の今後の考え方は</p>
1 3	竹 中 憲 之 (P 1 6 9)	<p>1. 農業の被害実態と農業施策について</p> <p>(1) 被害総額と一戸当たりの平均減収は</p> <p>(2) 新年度の農業施策の基本は</p> <p>2. スポーツ振興について</p> <p>(1) 冬季スポーツの振興策は</p> <p>(2) 小中高生の屋内外のスポーツ人口は</p> <p>3. 市内における小麦の使用量は</p> <p>(1) 製造業における小麦粉の使用量は</p> <p>(2) 国産麦と輸入麦の価格差について</p> <p>(3) 製造業が使用している国産麦と輸入麦の比率は</p> <p>4. 特別支援教育について</p> <p>(1) 支援教育を受けている児童・生徒数は</p>

		(2) 現在の支援員数は基準を満たしているのか
14	川村幸栄 (P180)	<p>1. 人権尊重と男女共同参画社会の形成について</p> <p>(1) 推進計画・実施計画の進捗状況について</p> <p>(2) 実態調査について</p> <p>(3) 今後の所管部署と女性センターのあり方について</p> <p>2. 新政権のもとでのサンルダム建設について</p> <p>(1) サンルダムの利用目的について</p> <p>(2) 自然保護について</p> <p>(3) 市民周知・市民議論について</p>
15	宗片浩子 (P191)	<p>1. 福祉行政について</p> <p>(1) 高齢者虐待について</p> <p>ア 過去3年の事例件数は</p> <p>イ 隠れている事例をどう把握したか</p> <p>ウ 成年後見人制度の取り組みは</p> <p>(2) 児童虐待について</p> <p>ア 相談体制の職員の配置状況は</p> <p>イ 虐待と判断できる事例数はどの位あったか</p> <p>ウ DVの駆け込み的施設の設置について</p> <p>(3) 介護保険事業について</p> <p>ア 名寄市の高齢化の状況と要介護認定者数は</p> <p>イ 特別養護老人ホーム入所待機者の状況は</p> <p>ウ 民間活力の導入で施設の拡充を</p> <p>2. 名寄市教育相談センターについて</p> <p>(1) 教育相談について</p> <p>ア 電話・面談相談の件数と相談の傾向は</p> <p>イ 接触別数と内訳は</p> <p>ウ 安心カード配布状況と今後の取り組みについて</p> <p>3. 食育について</p> <p>(1) 名寄市食育推進計画について</p> <p>ア 食育の推進目標と年次ごとの取り組み状況は</p> <p>(2) 食育ファーム推進事業について</p> <p>ア 名寄市としても推進を</p>

第4回名寄市議会定例会議決結果表

平成21年11月30日～平成21年12月14日 15日間
 本会議時間数 17時間57分

議案番号	議 件 名	議決年月日	議 決 要 旨
平成21年第3回 定例会付託議案 第1号	なよろ市立天文台条例の制定について	21. 9. 1	総務文教常任委員会 付託
		21.11.30	修 正 可 決
平成21年第3回 定例会付託議案 第2号	名寄市手数料徴収条例の一部改正について	21. 9. 1	総務文教常任委員会 付託
		21.11.30	原 案 可 決
平成21年第3回 定例会付託議案 第4号	名寄市農産物簡易加工処理施設条例の一部改正について	21. 9. 1	経済常任委員会付託
		21.11.30	原 案 可 決
平成21年第3回 定例会付託議案 第15号	平成20年度名寄市各会計決算の認定について	21. 9. 1	決算審査特別委員会 設置・付託
		21.11.30	認 定
平成21年第3回 定例会付託議案 第16号	平成20年度名寄市病院事業会計決算の認定について	21. 9. 1	決算審査特別委員会 設置・付託
		21.11.30	認 定
平成21年第3回 定例会付託議案 第17号	平成20年度名寄市水道事業会計決算の認定について	21. 9. 1	決算審査特別委員会 設置・付託
		21.11.30	認 定

議案第 1 号	名寄市自治基本条例の制定について	21.11.30	自治基本条例審査特別委員会設置・付託
議案第 2 号	ふうれん地域交流センター条例の制定について	〃	総務文教常任委員会付託
議案第 3 号	名寄市事務分掌条例の一部改正について	〃	原案可決
議案第 4 号	名寄市議会議員及び名寄市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	〃	〃
議案第 5 号	名寄市手数料徴収条例の一部改正について	〃	〃
議案第 6 号	名寄市特別職の職員の給与に関する条例及び名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	〃	〃
議案第 7 号	名寄市議会の議員その他非常勤及び臨時の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について	〃	〃
議案第 8 号	名寄市病院事業診療報酬及び介護報酬徴収条例の一部改正について	〃	民生常任委員会付託
議案第 9 号	北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減について	〃	原案可決
議案第 10 号	北海道後期高齢者医療広域連合を組織する市町村の数の増減について	〃	〃
議案第 11 号	指定管理者の指定について（なよろ健康の森）	〃	〃

議案第 1 2 号	指定管理者の指定について（名寄公園パークゴルフ場）	21.11.30	原案可決
議案第 1 3 号	指定管理者の指定について（天塩川さざなみ公園）	”	”
議案第 1 4 号	指定管理者の指定について（名寄市営牧野）	”	”
議案第 1 5 号	指定管理者の指定について（名寄市母子里地区共同牧場）	”	”
議案第 1 6 号	指定管理者の指定について（名寄市風連米乾燥調製施設）	”	”
議案第 1 7 号	市道路線の廃止について	”	”
議案第 1 8 号	市道路線の認定について	”	”
議案第 1 9 号	平成 2 1 年度名寄市一般会計補正予算	”	”
議案第 2 0 号	平成 2 1 年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算	”	”
議案第 2 1 号	平成 2 1 年度名寄市介護保険特別会計補正予算	”	”
議案第 2 2 号	平成 2 1 年度名寄市下水道事業特別会計補正予算	”	”
議案第 2 3 号	平成 2 1 年度名寄市水道事業会計補正予算	”	”
議案第 2 4 号	名寄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	”	”
議案第 2 5 号	名寄市職員の給与に関する条例等の一部改正について	”	”

議案第 26 号	名寄市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	21.12.14	原案可決
議案第 27 号	名寄市介護保険条例の一部改正について	〃	〃
議案第 28 号	名寄市議会議員定数条例の制定について	〃	〃
議案第 29 号	名寄市議会委員会条例の一部改正について	〃	〃
意見書案第 1 号	電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書	〃	〃
意見書案第 2 号	さらなる緊急雇用対策の実施を求める意見書	〃	〃
意見書案第 3 号	子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書	〃	〃
意見書案第 4 号	北海道開発局の存続と北海道開発の枠組みの堅持を求める意見書	〃	〃
意見書案第 5 号	地方財政に配慮した国の予算執行及び予算編成を求める意見書	〃	〃
意見書案第 6 号	道路整備に必要な財源の確保を求める意見書	〃	〃
意見書案第 7 号	日米 F T A 交渉に反対する意見書	〃	〃
意見書案第 8 号	新たな食料・農業・農村基本計画の策定に関する意見書	〃	〃
報告第 1 号	専決処分した事件の報告	21.11.30	報告済
報告第 2 号	例月現金出納検査報告について	21.12.14	〃
	議会改革調査特別委員会報告	〃	〃

	委員の派遣報告	21.12.14	報 告 済
	閉会中継続審査（調査）の申し出について	”	継続審査（調査） 決 定